

昭和五十四年九月十日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和五十四年九月十日(月)午前十時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第一四号 昭和五十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

第四 報告第一五号 専決処分の報告について

第五 報告第一六号 専決処分の報告について

第六 議案第八三号 昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………議案説明

第七 議案第八四号 昭和五十三年度四日市市水道事業決算認定について……………

第八 議案第八五号 昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定に

ついて……………

第九 議案第八六号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………

第一〇 議案第八七号 昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)……………

第一一 議案第八八号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………

第一二 議案第八九号 昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一

号)……………

第一三 議案第九〇号 昭和五十四年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一

号)……………

第一四	議案第九一號	昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第一号)	議案説明
第一五	議案第九二號	昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算	"
第一六	議案第九三號	四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について	"
第一七	議案第九四號	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	"
第一八	議案第九五號	四日市市民ホール条例の一部改正について	"
第一九	議案第九六號	四日市市立労働福祉会館条例の一部改正について	"
第二〇	議案第九七號	あらたに生じた土地の確認について	"
第二一	議案第九八號	町の区域の変更について	"
第二二	議案第九九號	市道路線の認定について	"
第二三	議案第一〇〇號	市道路線の廃止について	"
第二四	議案第一〇一號	工事請負契約の締結について	"
第二五	議案第一〇二號	工事請負契約の締結について	"
第二六	議案第一〇三號	工事請負契約の締結について	"
		議案説明：質疑、委員付託 委員長報告：質疑、討論、議決	

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

- | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 山 | 小 | 井 | 伊 | 藤 | 伊 | 藤 | 伊 | 雅 | 信 | 道 | 峯 |
| 多 | 治 | 野 | 村 | 幸 | 洋 | 喜 | 正 | 正 | 雄 | 郎 | 市 | 敏 |
| 一 | 夫 | 一 | 夫 | 一 | 夫 | 一 | 夫 | 一 | 夫 | 一 | 夫 | 一 |
| 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 次 | 次 | 次 | 次 | | | | | | | | | |

○出席議事説明者

財 総 市 収 助 助 市
政 務 長 入
部 部 室
長 長 長 役 役 役 長

伊 斎 阿 平 坂 三 加
藤 藤 南 井 倉 輪 藤
治 久 輝 清 哲 喜 寛
郎 美 彦 三 男 司 嗣

渡 山 山 山 山 山 森 水 松
辺 本 中 路 口 口 野 島
一 忠 信 安 幹 良
彦 勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一

前 堀 堀 古 福 平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂
川 内 市 田 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口
辰 弘 新 元 香 行 増 平 貞 平 正 信 基 三 光 正
兵
男 士 衛 一 史 信 蔵 和 芳 蔵 已 夫 保 介 勲 夫 信 次

市民部長 矢田三郎
 福祉部長 岩山義弘
 産業部長 谷沢文男
 環境部長 川合一郎
 都市計画部長 美濃部博美
 建設部長 石井三夫
 下水道部長 奥村仁人

病院事務長 藪田裕

消防長 岡渡辺靖三
 次長 岡本林衛

教育長 山鹿静夫
 次長 六田猶裕

水道事業管理者 村山了
 技術部長 黒川薫

代表監査委員 吉田耕吉

事務局長 佐々木晃精
 議事課長 小坂晃靖
 議事係長 板崎大之丞
 主事 山口克彦
 主事 山本克彦
 主事 金森伸夫

午前十時二分開会

○議長（大谷喜正君） ただいまから、昭和五十四年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。
 ただいまの出席議員数は、四十二名であります。
 出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました議事説明者要求書写しのとおりであります。

○出席事務局職員

○議長（大谷喜正君） 会議に先立ちまして、去る六月二十七日、東京都で開催されました第五十五回全国市議会議長会定期総会におきまして、山中忠一君が表彰並びに感謝状を、生川平蔵君が表彰を受けられましたので、ただいま

から表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

〔山中忠一君、生川平蔵君壇上へ進む〕

○議長（大谷喜正君）

表 彰 状

四日市市 山 中 忠 一 殿

あなたは市議会正副議長として四年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第五十五回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

昭和五十四年六月二十七日

全国市議会議長会会長 吉 田 浩 明

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（大谷喜正君）

表 彰 状

四日市市 生 川 平 蔵 殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第五十五回定期総会に当たり、本会表彰規程により特別表彰をいたします。

昭和五十四年六月二十七日

全国市議会議長会会長 吉 田 浩 明

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（大谷喜正君）

感 謝 状

四日市市 山 中 忠 一 殿

あなたは全国市議会議長会公害対策特別委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第五十五回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

昭和五十四年六月二十七日

全国市議会議長会会長 吉 田 浩 明

〔感謝状授与〕（拍手）

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において後藤長六君及び野呂平和君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から九月二十一日までの十二日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から九月二十一日までの十二日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一四号 昭和五十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、ないし

日程第五 報告第一六号 専決処分の報告について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三、報告第十四号昭和五十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、ないし日程第五、報告第十六号専決処分の報告についての三件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第十四号は、昭和五十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算について、地方自治法及び同法施行令の規

定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

報告第十五号は、市有自動車による交通事故及び天カ須賀地内市道上で発生した道路事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条の規定に基づき、専決処分したものであります。

報告第十六号は、去る六月議会においてご決議いただきました工事請負契約につきまして、地方自治法第八十条の規定に基づき、専決処分により契約変更したものであります。三重団地公営住宅建設工事（第二工区）は、基礎地盤支持方法の変更に伴う減額、三重西小学校増築工事は、基礎杭の長さの変更に伴う減額を行ったものであります。

○議長（大谷喜正君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第六 議案第八三号 昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二五 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第六、議案第八十三号昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二五、議案第二百二号工事請負契約の締結についての二十件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第八十三号は、昭和五十三年度の四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が三十八億一千三百九十二万四千五百三十円となり、前年度に比べ八億七千七百六万四千八百二十七円の増額となりました。これは、主として許可病床数の増加と最新医療機器の導入等による診療内容の質的向上を図った新病院が昭和五十三年十一月六日から予定どおり開院でできたことにより、入院及び外来患者数並びに手術、検査及びX線撮影件数等が着実に増加したことに伴う収入増によるものであります。これに対する総費用は三十八億一千九百九十八万七千五百四十一円となり、前年度に比べ八億六千四百七十九万六千六百六十六円の増額となりました。これは、主として新病院における医療の体制強化に伴う職員給与費及び薬品等の材料費、新病院建設に係る企業債利息並びに病院移転に伴う特別損失等の諸経費の増額、事業用器械備品等の更新による固定資産除却費の計上に伴う支出増によるものであります。

以上、収支決算の結果、当年度におきましては、六百六万三千十一円の純損失を生じました。その結果、当期末累積欠損金は、一億六千五百三十八万三千四百五十三円となりました。また、病院事業運営に係る一時借入金につきましては、年度末残高二億五千万円となっております。

なお、今後の経常収支につきましては、利用患者数の伸びは期待できますものの、施設管理費及び支払利息等の諸経費の増高が予想され、事業経営は現行診療報酬体系下にあつては、ますます厳しくなるものと考えておりますので、極力経費節減と業務の効率化に務めたいと存じます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は出資金、企業債、他会計借入金、寄附金、負担金、補助金、固定資産売却代金及び長期貸付金返還金で四十五億六千八百四十一万四千九百九十七円となり、これに対する支出は建設改良費、償還金及び投資でありまして、四十六億九千七百五十四円となりました。資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額三千三百五十六万五千七百七十七円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、業収益と業費用、業外収益と業外費用、看護学院費用、特別利益及び特別損失の総差引額六百六万三千十一円が当年度における純損失であります。

剰余金計算書につきましては、欠損金は前年度未処理欠損金一億五千九百三十二万四千四百四十二円に当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は一億六千五百三十八万三千四百五十三円となりました。資本剰余金は、本年度においては受贈財産評価額二百八十九万円、医療器具購入指定寄附金六百万円、看護学生等修学資金負担金八百八十五万二千円、保健婦等養成所施設整備補助金等一億五千五百七十九万九千円の計一億七千二百九十二万一千円の増加となり、前年度繰越額一億三千八百九十三万四千六百六十七円と合わせて三億一千八百八十五万五千六百六十七円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億六千五百三十八万三千四百五十三円を翌年度へ繰り越しました。貸借対照表におきましては、資産の合計額は八十四億四千六百九十五万九千九百八十四円で、前年度に比べ三十七億八千九百二十一万六千六百五十九円の増額であり、負債の合計額は六億四千九百二十万二千八百七十四円で、前年度に比べ六億九千四百二十四万七千二百八十一円の減少となりました。また、資本の合計額は七十七億九千七百七十五万七千七百十円で、前年度に比べ四十四億八千三百四十六万三千九百四十円の増加となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきましては、公立病院としての使命を自覚し、市民の健康を守る中核病院としての機能が十分に発揮できるように創意工夫を重ねて、医療サービスの向上に資すべく一層の努力を傾注する所存であります。

議案第八十四号は、昭和五十三年度四日市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は二十五億一千八百六十七万八千八百七十三円で、予算額に比べ三千五百四十九万九千八百七十三円の増収となりましたが、これは主として料金収入が、大口需要者の水使用量は前年度に比べ下回りましたが、全体的な使用量がやや増勢の傾向にあり、当初予定額を上回ったこと及び給水工事申込み増による拡張負担金の収入増等によるものであります。

なお、受託工事収益におきまして、近鉄あかつき合団地給水工事施行年度変更等によりまして、収益に減少額が生じました。

収益的支出におきましては、決算額が二十三億二千四百二十九万九千九百九十二円となり、九千四百八十万六千九百八十八円の不用額を生じましたが、その主な理由は、受託工事施行年度変更等に伴う関連工事費に不用額が生じたこと、動力費、受水費、委託料が予定を下回ったことなどが上げられます。特別利益及び損失は、有形固定資産の売却に伴う固定資産売却損益と過年度分水道料金、工事負担金等の修正収入及び支出に伴う過年度損益修正を経理いたしました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は七億五千二百四十四万九千九百九十円で、予算額に比べ三千百六十九千四百九十円の増となっておりますが、これはあがた団地給水工事に係る負担金の増等であり、一方、支出の決算額は十一億三千四百二十二万九千三百三十八円で、三千百二十万三千六百六十二円の不用額を生じましたが、これは配水及び給水施設費の材料費に不用額が生じたこと、工事請負費の契約差金等によるものであります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額三億八千六百六十七万九千九百四十八円は当年度利益剰余金処分額六千四百九十九千円及び過年度分損益勘定留保資金三億一千七百五十八万八千四百四十八円で補てんいたしました。

損益計算書は、収益二十五億一千七百五十六万九百七十三円、費用二十三億二千三百八十九万一千二十六円、差引計上利益一億九千三百六十六万九千九百四十七円で、これに特別利益百一十七万七千九百円、特別損失四十万七千九百八十六円を加減して、一億九千四百三十七万九千八百六十一円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書は、利益剰余金については、繰越利益剰余金年度末残高二万六千七百二十九円に当年度純利益一億九千四百三十七万九千八百六十一円を加算して、当年度未処分利益剰余金は一億九千四百四十九万六千五百九十円となりました。資本剰余金は、前年度末残高十九億九千二百二十五万三千三百四十五円、当年度発生高二億九千三百八十四万五千五百五十六円、翌年度繰越資本剰余金二十二億八千六百十三万七千九百一円となりました。

剰余金処分計算書は、当年度未処分利益剰余金一億九千四百四十九万六千五百九十円のうち減債積立金六千四百九十九千円を積み立て、当年度未処分利益剰余金を処分するものであります。利益を処分した残額一億三千三十万七千五百九十円は翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産総額百十二億四千九百九十九万六千四百五十二円、負債総額五億四千九百九十九万三千四百三十七円、資本総額百六億九千二百七十一万三千五百五十五円あります。

決算の結果、料金改定三年目に当たり、經常収支では水道事業収益の大宗をなす料金収入において、円高、民間企業の減量経営の徹底等による景気の低迷により、大口需要者の水使用料は前年度実績を下回りましたが、全体的な水需要については、夏季における干天等の影響もあって、やや増勢の傾向にあり、前年度に比べ三・六割の増となりましたので、当初予定した料金収入金額に比べ増収となりました。費用面については、水需要の増大に伴い北勢水道用水に係る受水費の負担増等がありました。極力経費節減と業務の効率化に務めた結果、当初予定した支出額を下

回ることとなり、収支において一億九千四百三十七万九千八百六十一円の当年度純利益を確保することができました。今後とも清浄、豊富、低廉な水の供給、経営の改善等になお一層の努力を続ける所存であります。

議案第八十五号は、昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済及び業務の五つの勘定を総合しますと一億三千百四十四万一千二百九十九円となり、予算額に比べ八千五百四十九万二千九百七十一円の減収となりましたが、これは共済事業の性格上ある一定の基準までの被害を見込んで予算を計上しており、当年度は被害率が低く、保険金が収入減となったためであります。収益的支出の決算額は、各勘定の総合の額八千六百三十万三千三百三十五円で、予算額に比べ一億三千三百六十五円の不用額を生じましたが、収入と同様当年度は被害が少なく、共済金の支出が減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計一億二千二百二十六万六千七百五円、事業費用合計八千四百六十八万一千六百三十四円、差引事業利益三千六百五十四万五千七百一十一円で、これに事業外収益合計九百九十一万四千三百二十四円、事業外費用合計百六十二万一千七百一十一円を加減して四千四百八十三万七千六百九十四円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書は、当事業会計の初年度でありますので、繰越剰余金年度未残高はなく、当年度純利益四千四百八十三万七千六百九十四円と同額が当年度未処分剰余金となりました。

剰余金処分計算書（案）は、当年度未処分剰余金四千四百八十三万七千六百九十四円を関係法令に基づき、事業勘定別に法定積立金及び特別積立金に積み立てしようとするものであります。

貸借対照表は、農業共済事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産合計九千四百二十五万四千二百六十六円、負債合計四千九百四十一万六千三百三十二円、資本合計四千四百八十三万七千六百九十四円となりました。

決算の結果、当年度は幸いにして水稲の被害が少なく、四千四百八十三万七千六百九十四円の剰余金が生じ、翌年度以降の共済金支払等に備えることができました。今後とも農業共済事業の充実に努め、市農政と一体となった事業を実施してまいりたいと存じます。

以上が昭和五十三年度市立四日市病院事業、水道事業決算認定及び農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての概要であります。どうかよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議案第八十六号は、本市一般会計補正予算第一号であります。

今回補正の主なる内容は、国庫補助割当の決定もしくは見通しを得たもの及び緊急に実施を要する単独事業費等の追加と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は十四億三千二百九十九万四となり、補正後の予算総額は三百八十七億七千三百万円と相なるのであります。

以下歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、国庫補助金の決定に基づき、交通安全対策事業費を追加補正し、市税過納返還金等の不足見込額と山崎町ほかの公会所建設費補助金を追加いたしました。また、見通しを得つつある天津市との友好都市提携について促進を図るため、本市使節団をもって今秋中国を訪問することとし、これに要する渉外諸経費を計上しております。

第三款 民生費は四日市市社会福祉協議会事務局移転改修費、関係法令の改正に伴う重度障害者福祉手当の所要見込額並びに（仮称）西部老人福祉センター新築事業費の不足見込額を追加するとともに、国庫補助金の決定または追加割当の見通しを得たものについて、緊急に措置を要する地方改善施設整備事業費を追加いたしました。

第四款 衛生費は、尿尿浄化槽の適切な維持管理に資するため、環境保全対策費を増額するとともに、南部埋立処

分場整備費を追加いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました農用地高度利用促進事業、地域農政推進活動事業及び表作振興対策事業等の県補助事業費を追加し、神前、保々地区における農林業同和対策事業、イネミズゾウムシ特別防除事業に対する補助金を計上いたしました。畜産業費においても、県支出金の決定により、川島地区における畜産団地整備育成事業及び神前地区における農林業同和対策共同畜舎建設事業に対する補助金を追加いたしました。農地費は、神前地区圃場整備受託事業及び保々地区市単独農業基盤整備事業の同和対策事業費を追加するとともに、用排水対策工事費を増額いたしました。水産業費は、国庫補助事業の決定に基づく磯津漁港改修事業費及び同海岸保全事業費を追加し、磯津漁業共同組合が実施する赤潮被害防止施設設置事業に対する補助金を計上いたしました。第七款商工費は、北勢食品団地協同組合、その他中小企業団体が実施しました協同施設及び職業訓練所建設事業に対する補助金を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助事業の決定に伴い、内堀町東浦線等の改良事業費の追加並びに予算の組み替えと、あがたが丘線ほか二路線の住宅宅地関連公共施設整備事業費を新規計上したほか、石油貯蔵施設立地対策等特別交付金対象事業につきましても、交付決定に基づく事業費の補正を行っております。

なお、これが対象事業は港湾費及び消防費にも関連いたしておりますので、それぞれの関係費目で補正をいたしております。市単独事業としましては、市内一円の道路新設改良事業及び舗装新設工事費を増額いたしました。橋梁関係では、神明橋新設改良事業が国庫補助事業の決定を見ましたので、新規追加しますとともに、最近特に老朽化と破損の著しい三重地内東名阪側道橋の維持補修費を追加いたしました。末広橋新設改良事業費は事業効果の早期実現を図るため、債務負担行為の追加計上をしております。河川費は準用河川として国庫補助事業の採択があった古

城川改修事業費を追加計上し、堀川ほか四河川の事業費の一部組み替えを行い、市単独河川等改良工事費を増額しました。都市計画費は国庫補助事業の決定に基づき、南部丘陵公園、松原公園、海蔵川緑地等の公園緑地整備事業費をそれぞれ補正するとともに、新しく納屋防災緑地事業の調査費を追加しました。また、中央緑地につきましても、県営鹿化川改修事業に伴う代替用地購入費を計上し、財源に土地売却収入を充当いたしております。都市下水路費は、国庫補助事業の決定により、塩浜都市下水路新設改良事業費及びこれに関連する債務負担行為を追加計上するとともに、市単独排水路新設改良工事費の増額をいたしました。住宅費は一般公営住宅建設事業費の不足見込額を追加しました。

第九款消防費は、関係法令の改正に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金負担金の不足見込額を追加いたしました。

第十款教育費のうち小中学校費は、国庫支出金の決定により、教材備品及び特殊学級備品購入費を追加し、技術家庭科備品購入費を減額しました。学校建設関係では、当初、翌年度にわたる継続事業として計上いたしました日永小学校教育事業が単年度施行として国庫負担金の決定を見ましたので、事業費の追加と債務負担行為の変更を行うとともに、その他の校舎等建設費の過不足額を補正いたしました。幼稚園費は、臨時備入料の追加と園舎建設事業費の不足見込額を追加いたしました。社会教育費は、国庫補助金の増額決定に伴う御池沼沢環境整備事業費を追加し、指定寄附のありました室山町地内の子供広場用地の購入費を計上しております。

第十一款災害復旧費は、去る六月の豪雨による現年発生土木災害復旧費について、本年度国庫割当見込額を計上いたしました。

以上、歳出について概要をご説明申し上げますが、歳入につきましては、歳出各科目に関連の特定財源のほか、

一般財源として市税、地方譲与税を計上して収支の均衡を図りました。

次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第八十七号と畜場食肉市場特別会計の補正は、第二期工事のと畜解体処理施設整備の設計を進めてまいります。過程で、当初は大動物を二階で処理する計画でしたが、搬入路の確保、その他関連施設の配置等について現場業務関係者と協議いたしました結果、作業効率、安全性の面からさらに検討する必要があるとの結論に達し、この際、施設整備に万全を期すべく計画の変更と事業費の増額をお願いする次第でございます。

なお、歳入につきましては、国庫補助金、市債のほか一般会計繰入金を充当いたしました。

議案第八十八号公共下水道特別会計の補正は、日本下水道事業団に委託しております日永終末処理場築造委託事業について、本年度施工を予定いたしておりました事業と同時に、最初沈澱池等の下部土木工事を発注する必要がある生じましたので、債務負担行為の補正をいたしました。

議案第八十九号土地区画整理事業特別会計の補正は、復興土地区画整理事業に係る清算徴収金の本年度収入が関係者のご協力により、予想を上回る見通しを得ましたので、さきに清算交付金財源として借入れた市債の一部を繰り上げて償還するための公債費を追加いたしました。歳入では、復興土地区画整理清算徴収金を充当しております。

議案第九十号福祉資金貸付事業特別会計並びに議案第九十一号住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正は、ともに貸付希望者の増加並びに貸付限度額の引き上げに伴う貸付金の不足見込額を追加するものであり、財源には国庫支出金、市債等を充当いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。

議案第九十二号農業共済事業会計の補正は、蚕繭共済勘定及び園芸施設共済勘定について、引受箱数、被害率及び引受共済金額の増加に伴い保険料及び共済金の不足見込を追加し、収入には共済掛金及び保険金を計上いたしました。なお、今回の議案に直接関係はございませんが、先般国において確定されました地方交付税について、この機会に一言述べさせていただきます。

すでにご承知のとおり、本市は昭和二十九年に地方交付税制度が発足して以来初めて基準財政需要額が基準財政収入額を上回って、財政力指数が〇・九五七となり、六億八百余万円の普通地方交付税の交付を受けることになりました。現行の地方財政調整制度につきましては、税収入額を異にするすべての地方団体に対し、行政水準に不均衡のないように財源を再配分することを目的といたしまして地方交付税制度が設けられております。この法律は、第一に、地方団体が一定水準の行政を維持するための財源の保障、第二には、地方団体間の財政力格差の均等化という二つの機能を持つものであります。その機能を果たすため、現行制度は標準的な地方団体における標準的な財政構造とその水準を設定し、一般財源で賄うべき基準財政需要額を算定するとともに、税等の財源を基準財政収入額として算定して、収入額が必要額に不足する場合におけるその財源不足額を交付することをたてまえていっているものであります。長らく不交付団体としてその財政力を堅持してまいりました本市にとって遺憾とするところであります。国及び他の地方公共団体と同様に、全国的な傾向として昭和四十八年の石油ショック以来長期化した不況に基づく税収入の伸び悩みの反面、住民のニーズにこたえるための財政需要の増高、あるいは公共事業の積極的な推進に伴う公債費の増大が交付団体となった主たる要因であると考えております。交付団体に移行することについては、すでに予測されたことであり、毎年の財政運営に当たっては厳しい態度で臨んでまいりましたので、直ちに本市の行政サービスに影響を及ぼすというものではありませんが、現行の本市の行政水準をさらに向上させるよう全力を尽くす所存でございます。今後とも財源の確保と諸経費の節減に一層の努力をいたすとともに、国に対しては、地方への財源の配分の見直

しについて強力に働きかけてまいりたいと存じますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議第九十三号職員の旅費に関する条例の一部改正案は、去る四月一日施行された国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、日当、宿泊料、移転料等の定額及び急行料金の支給範囲について、十月一日から所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十四号 国民健康保険条例の一部改正案は、本市在住の外国人について、最近の社会情勢及び他都市の状況を考慮して、被保険者としての適用範囲を拡大するとともに、助産費の引上げ及び地方税法施行令の改正に伴い、低所得世帯の保険料の軽減基準額について改正をしようとするものであります。

議案第九十五号市民ホール条例の一部改正案及び議案第九十六号市立労働福祉会館条例の一部改正案は、市民センター及び労働福祉会館の一般貸出用会議室の一部について、社会福祉協議会及び労働団体の用に供するため、所要の改正をするものであります。

議案第九十七号及び議案第九十八号は、四日市港管理組合が埋立てをいたしました霞二丁目地先の公有水面埋立地二万四千九百三十七・六七平方メートルを新たに生じた土地として確認し、霞二丁目に編入しようとするもので、位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十九号市道路線の認定案は、ときわ三丁目及び青葉町の住宅団地内道路、北勢公設地方卸売市場の西側に設けられた道路及び県地区において市が施行する道路等三十八路線をそれぞれ市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第一百号市道路線の廃止案は、水沢町冠山地区において、市道路線の一部を営林署管理の林道にするほか、大字西阿倉川地区における路線の一部をそれぞれ廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第一百号及び議案第一百二号は、いずれも羽津地区における下水道関係工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、一号幹線水路築造工事（第一工区）については、金額一億三千四百五十万円をもって市内川原町、朝日土木株式会社に、一号幹線水路築造工事（第二工区）については、金額一億三千万円をもって市内大字羽津乙、株式会社久志本組に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

日程第二六 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二六、議案第一百三三号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第一百三三号は、海蔵小学校増築工事の請負契約締結案であります。

本件につきましては、去る六月議会でご決議いただいたのでありますが、金額一億一千三百八十万円で落札し、仮

契約を締結いたしました市内相生町、大宗建設株式会社が実施設計上の問題のほか、折衝中に提示された受注条件についての要望事項に対する市の回答を不満として、本契約締結を辞退いたしました。このため、やむを得ず再入札をいたしました結果、市内生桑町、木下建設株式会社が最低価格となりましたので、同社と金額一億一千三百八十万円をもって工事請負契約を締結しようとするものであります。どうかよろしくご審議いただきますとともに、工期の関係上、契約締結の早期ご決議につきまして格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 ただいま上程されました議案第百三号に関してお尋ねをしたいと思います。

まず、再入札に至る経緯を詳しくご説明いただきたいと思います。その中で、実施設計上の問題とは何か、折衝中に提示された受注条件についての要望事項とは何か、そしてこれに対する市の回答はどのようなものであったのかということでございます。

その次に、この工事の予定価格は幾らであったか、この際ご説明いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 議案百三号に関連いたしました、再入札に至るまでの経緯をということでございます。

五月十八日に、この工事に対しまして現場説明を行いました。その後、質疑応答を行いました後入札をいたしまして、落札決定をいたしておるわけでございます。六月一日に図面関係を交付いたしております。その後、コンクリートの強度、温度によります補正値の設計の問題で数字を一部かえております。具体的には、二百四十ということと二百五十五というふうに数字をかえたわけでございます。その後さらに議会の議決をいただいた後、業者と請負契約の締結について話し合いをしたわけでございますが、いろんな過程を経まして契約に応じていただけなかったわけでございます。その過程の中で提示をされました条件は四つございました。入札前の積算表に従来は数量書を交付しておりますけれども、数量書を交付するようにということ、さらに数量の違いが出た場合には、設計変更の対象に一定のパーセントを決めて入れると、それから、検査が大変、非常に厳しい、それからさらに、五月に入札をいたしました他の学校工事の設計価格についてばらつきがあるのではないだろうか、それを解析、分析公表せい、こういうこととございました。それらについて、坂倉助役を中心いたしました、私ども技術部門とともに折衝をしてまいりました。また、相手方はこれらについて、回答を不満として契約締結を辞退いたしましたものでございます。なお、回答に当たりましては、いずれも大変時間のかかる問題でございます。建設業界全体の問題でもございます。建設の業者との間に議論をすべきものではない。建設業界全体の意見を聞いた上で、さらに時間をかけて検討を加え、改むべきものにつきましては直ちに改め、改善をしていこうということをお願い申し上げます。そういうところが経過でございます。なお、予定価格はこの際言ったらどうかというご指摘でございますが、従来から予定価格につきましては公表をいたしておりますので、ただ、いずれも予定価格の範囲内でありました。多少の幅があったというふうに理解を賜っておきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 六月議会で議案第七十九号として六月十五日に提案をされて、二十五日に議決をしておるわけですが、この間にこの工事の落札者から問題が提起をされていたわけでございます。この点について、その時点で議会にきちんと報告をされていたのかどうか、私は聞いておりません。この点の問題が一つあると思います。

一つは、当局の今日までに問題が発展をする、こんな事態についての認識が甘かったのではないかと思うんですが、この点についての釈明をはっきりとしていただきたいと思ひます。

それから、実施設計上の問題ということで、具体的にご説明がございましたが、何か二百四十キロだ、五キロだというお話ですが、コンクリート強度の温度差の数値が違っていると、入札前には二百四十であったが、仮契約時の数値は二百五十五であったということですが、このことによる工事費へのはね返りというものはどれくらいになるのか、そのことが契約を破棄する、落札をしておきながら、仮契約もしながら、本契約を拒むその決定的な理由になるのかどうか、この辺のところについての納得のいける説明をいただきたいと思ひます。

それから、折衝中に提示された受注条件についての要望事項として、市はいまご説明がございましたが、そのほかにも大宗建設におきましては、この工事を受注すると赤字になると、こういうふうな発言があったやに聞くわけでございますが、この議案七十九号で提案されておりますこの入札結果を見ますとですね、九業者の中で第一回におきましては、他の業者と八百万から百万の差をつけて大宗が第一回の入札入れています。第二回では、他の業者最高千八百万から一千万の差をつけて二回目も一番低い額を入れています。そして三回目には、さらに二千七十万から千三百二十万の差をつけて第三回目の入札一番低い札を入れているわけですね。こういう経過を見ますと、先ほど予定価格は言えないとおっしゃいましたけれども、その予定価格との関連、三回目の入札との関連がですね、ちょっとはき

りしない。その辺すっきりお答えをいただきたいと思ひますが、同時に、この工事を受注すると赤字になると大宗建設さんが主張されたと言われる。この辺の問題についてはですね、この最初から入札のこの経過を見ますとですね、果たしてそういうことならば、この入札参加の経過というものに大宗さんそれ自身の姿勢の中にも問題がありはしないかと思うわけでございます。

それから、市のこの予定価格、設計価格が低いと、低いといいますが、厳し過ぎるというんですか、低いということについて、また五月に発注した工事の中の設計価格にですね、ばらつきがあると、これをその専門機関で一遍審査してもらえと、こういう要望が出るといことですが、一度ですね、この際やはり業者も正当な利潤が保障される、そしてまた市民のせっかくの公費が適正に使われると、効率的に使われると、この両者の接点はどこか、果たしていまの市の設計価格というものが適正なのかどうか、こういう点をやはり専門的な第三者機関に一度きちっと提起してみる必要があるのではないか。まして五月の発注した工事設計価格にはばらつきがあるというふうな指摘があるとすると、この点については一体本当にそうなのかどうかもこの際はっきりしていただきたいというふうに思ひわけでございます。

それから、入札前の積算表に数量書を出すという問題、この点についてはどのような問題があるのか、県は何か出しとるそうですけども、市は出せない、出してこなかった、何かそこに、どんな理由があるのか、そのことによる弊害はどうなのか、あるいは利点はどうか、こうした点も明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、検査が厳し過ぎるということは何を意味するのか、その辺われわれは、六月議会で出しておりましたが、どうも理解ができませんね、公正な工事を確保する、厳正に工事の内容をチェックする、こういうことは当然のことだと思ひますが、それが業界から厳し過ぎるというふうな問題が出る、どこにその問題があるのか、この辺の

ところを納得のいく説明をひとつしていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） ご質問の中の技術上の問題に関連しまして、二、三お答えをさせていただきます。ご質問の技術上の問題に

まず第一に、差額でございますが、差額につきましては、事業費で三万五千円の増ということになります。

それから、ばらつきの問題でございますが、現在といたしましては、省力化ということから標準設計というものをつくりにまして、設計をいたしておるわけですが、標準設計と申しましても、学校を建てる地域環境、あるいは土質、あるいは工事上の搬入道路というものは、これは一元化できるものではございません。それぞれ学校を建てる場所によって決まるものもございます。そういうものは当然にそれぞれ各地区ごとに積算されていきますので、学校が必ずしも設計が均一化されるというわけにはいかないというふうに考えております。

それともう一つ、一点、数量を明示しないのは問題があるかというお話でございますが、この数量を示すということは、これは私どもの見解が二つございます。現在の考え方といたしましては示しておりません。これは、契約というものは出来高図面と文書による仕様書というものを原則に契約を行っているわけでございます。契約の趣旨は、図面どおりに成果品をつくっていただくというのが原則でございます。そういう趣旨に基づいて、数量は一応受注者の方でご検討をいただいて入札をしていただくと、こういうのがいま取り扱っている原則であります。それとなお、建築と土木とはやや違いますが、土木は非常に工種が少ないという関係もありまして、数量を明示する場合もありますが、建築の場合は非常に工種が複雑でございます。むしろ数量等につきましては、自発的にご検討をいただいた

方がよりいいという判断に立っております。今後これらの問題につきましては、先ほど総務部長が答弁申し上げましたように、いわゆるこれから建築設計における発注者と受注者との間の見解等は調整する必要があると思っておりますので、これはまた別の機会に関係業者と、これ、四日市全部でございますが、方々の意見も総合して、今後その取り扱いを決めるべきものだと考えております。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） ただいまの中で、設計価格の問題については、都市計画部長から受けていただきましたが、先ほど申し上げたように、予定価格の範疇であったと、幅があったということで落札額を理解いただいております。このことについては、

それから、検査の問題につきましては、大変検査が厳しいというご指摘がございました。このことについては、私どもは、検査は図面どおりに施工をされておるかどうかということで、厳しくするのが当然だと考えております。ただ、検査のやり方等で業界に特にご迷惑をかけておるような事態がありとすれば、これについては十分関係現場の部局とも協議して、改善すべきものについては改善をしまいたいという態度を私ども堅持をいたしております。

それから、議会に報告をしたかどうかということでございますが、私どもが承知をいたしましたのは、六月二十五日の議決をいただきました後でございますので、承知をしております。議事には報告をいたしております。ただ、内部の部局といたしましては、現場の段階では、コンクリートの強度について議論があったことは承知をいたしております。ただ、その場合に、コンクリートの強度は本年から実施をしたわけではございませんので、前年度も受注されたものについてはそれを適用しておることでございます。そのことをはっきりしておきたいというふ

うに思います。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 時間の関係も考慮いたしましたして、関係委員会で十分ご論議をいただきましたと思います。

ただ、この設計額が適正かどうかと、こういう問題について、第三者機関、専門機関で一度やはり、少なくとも五月の工事についてはあるという指摘を受けて、一たん仮契約までした契約まで破棄までしてくる事態になっているわけですから、この点について、ひとつ善処していただくように特に要望したいと思えます。いずれにしても、こうした契約が本契約に至りませんで、再度入札という形になりました。小学校の増築工事におくれが出ないように、万全の措置もあわせて要望しておきたいと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 総務委員会で十分ご検討いただいていることはよく承知をいたしております。しかし、この際二、三指摘しておきたい点がございしますので申し上げますが、まず第一番に、建設業協会と四日市の役所との関係が果たして円満にいつているかどうか、そういったことをふと感じるのでございます。

その一つは、今度の大宗建設の問題でございすけれども、第一回は勤労青少年ホームを落札されたのでございすけれども、その設計がどうも市の設計と合わないというので、落札しておきながら辞退をされました。第二回目、西陵中学校の問題でございすますが、これも落札されましたけれども、市の設計は、校舎を建てる場合には廊下、廊下の外、それから教室の外、いわゆる廊下側にも一つの基礎を打って普通はやっておったんでございすけれども、

市は新しい方式に従いまして、廊下側の基礎をやらすに、四方で強度を保つ方式でやりましたところ、値段が高いというので、いわゆる設計が違うということで、これも辞退されました。今度の問題にいたしましても、皆さんご承知のようなことで、問題にすれば問題になると思いますけれども、その問題の内容がすべて三回とも設計に関する問題でございすので、私は市の設計が一番正しいとは信じておりますけれども、しかし、第三者が見た場合に、果たしてそれが正しいのかどうかと、いま小井議員がご指摘がありましたように、その市の設計にはばらつきがあるという言葉が出ておるそうでございすけれども、そのばらつきについてですね、やはりそういう点を業者から指摘されたら、ばらつきのないちゅうことをご証明いただきたいと、そういう方法をとっていただきたいと思っております。いろいろ申し上げておりますけれども、結局建設業協会と市との関係がうまくいっていただきたいと思います。この問題にいたしましても、金額的にはわずかの問題でございすけれども、そこに一つの問題が残されておるんじゃないかと思えます。この点につきましては、市長からご説明をいただきたいと思えます。

第二番目は、この建物は、先ほども小井議員が触れられましたように、小学校の校舎でございす。なぜ六月の議会で承認をして、そして建設にかかったかと、申し上げるまでもなく、八月の休みに基礎打ちをやって、学習に差し支えないように、そういった配慮で行われたものと思えます。私の方の川口議員が教育民生委員会の委員長でございすので、いずれその問題は委員会で発言したいと言っておりますけれども、教育のことも考慮しないでこの仕事が生ぜんとして今日まで延びておったことについては、一応もう一度責任者からご説明をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 海蔵小学校の請負契約をめぐってこういう事態が生じたことは、私も大変遺憾に思っておるところでございます。

工事を円滑にやって、教育に支障を及ぼさないということはきわめて大切なことですが、残念ながらこういう事態が生じました。非常にいい影響は余りないものというふうに思っております。私も大変残念だなというふうに感じておるところでございます。

ところで、業界と市の関係がうまくいっているのかというご質問でございますが、私は建設業協会というのは仕事を受ける方でございますし、私の方は発注者側でございます。したがって、発注者と受注者とは、必ずしもいつの段階でもうまくいくというふうには思っておりません。それぞれの意見があることはやむを得ないものだというふうに思いますが、特に建設業協会に入っていない業者の方もおみえになるわけでございます。したがって、そういった問題も含めまして、協会の方とは時折話し合っておるのでございますが、協会の構成員の方々の中にもいろいろご意見があるようでございまして、必ずしも協会が一本にまとまってどうこうということではないだろうというふうに私は感じております。ただ、総体的に言って、市の発注単価が安いか高いかというような問題があるわけでございますが、これらの問題につきましては、建設省の公示単価というようなものもありますので、十分私どもも検討をいたしまして、お互いにまあまあという、しんぼうできるような価格におさめることができればいいんではなからうかと、かように考えておるところでございます。協会と役所がうまくいかないとかうまくいかないことを総体的にどう判断をするかということ、私も大変むずかしい問題ではないだろうかと、十分お互いに連絡をとり合うということが必要だというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） ご指摘のございましたように、小学校の校舎の増築でございます。中には普通教室も含まれております。特別教室もございまして。そういうような事情の中で、六月の議会にご承認を得、早く発注をし、契約を結んで処理をしていきたいという考え方には変わりはありません。ただ、先ほど申し上げましたように、本人との契約が成立をしないというようなこともございましたので、そのことに少し時間がかかり過ぎたということについては全く申しわけないというふうに考えておりますが、教育委員会とも十分協議をいたしておるところでございます。まして、建設の担当の部局とも督励をいたしまして、開校使用に支障のないように最善の努力をしていきたいというところで、ご了解を賜っておきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 大変くだいようでございますけれども、市長も先ほど受注者、発注者という言葉が出ておりますが、率直に申しまして、市が発注して、受注する者がそういった言葉で返ってくることに對して、私は一つの疑問を持っております。しかも、その発注に對しては、議会の協賛を得、しかも委員会でも十分審議された問題がですね、いちゃもんをつけて投げつけて返される、率直に言えば、そういうことなんです。それに対して、市は一体どう考えているんか、私は市がどう考えているかと聞きたいんです。本当は。けども、市長は協会と市はと言われると困ると言われますから、言いませんけれども、なぜ返されるんか、返される方が悪いのか、返した方が悪いのか、その辺を十分検討していただかぬと、われわれ、ここでこんな論議をしたものが結局一言のもとに返されてしまう、それなら審議する必要ないんです。もっと言えば、議会無視なんです。議会が無視されたんです、業者に。そのことだけ申し上げて

おきます。

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

暫時、休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩

午後二時三十一分再会

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 先ほどの小井議員のご質問にお答をした、私の発言中一部誤解を招くおそれもございますので、補足させていただきたいと思っております。

私は、契約担当として承知いたしましたのは六月二十五日以降でございますが、内部の連携不十分等で、現場の段階では話し合ってきたという経緯もありますので、今後は十分連携、対処したいと考えておりますのでご理解を賜っておきたいと存じます。

日程第二六 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 議案第百三号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） ただいま議題となっております議案第百三号工事請負契約の締結について、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会におきましては、議決された後において落札者との間に本契約が締結できなかったということは異例なことであり、本会議での質疑の諸点をも含めて慎重な審査を行ったのであります。論議の中心となりましたのは事態に至った経緯とその問題点、予定価格、設計単価の問題、業者の選定のあり方、また業者に対する今後の対応策など種々論議を重ねたのであります。

その結果、落札者が辞退したという事由等々、検討課題は残されているものの、本工事が学校建築であり、本年度中に完成させなければならないことを重視し、工事の進捗には十二分に配慮し、完成に万全を期することを要望いたし、原案どおり承認いたしましたのであります。

なお、今回の落札者の辞退となった端緒が入札落札後における図面変更であり、市側にも従来の慣行によることとは言いながら反省する必要もあることから、今後の設計、発注に際しては従来の情性に陥ることなく、事務の改善に積極的な努力を強く要望いたしました。

また、審査の過程においては、一部委員から不明な理由による落札者の契約辞退については、再度このような事態を発生させないため理事者は厳格な姿勢で臨むべきであるとの強い意見がありました。

最後に、当委員会は市の建築に係る設計のあり方については公正を期するため、この際、第三者の専門機関に診断を依頼するなどの方策を講じ、適正を期すべきことを理事者に要望いたしました。

これもちまして、総務委員会の審査報告いたします。

○議長（大谷喜正君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 総務委員長にお尋ねをいたします。

設計上のささいな数値の、入札時とそれから仮契約時との違いを理由にして、本契約を拒否すると、こういう事態になつたわけでございます。

この数値の違いは、いわば事務的な間違いに属する問題でありまして、JIS規格等でも、また大宗建設自身が昨年度と同じ時期に工事を受注しました中部公民館の建設の例に照らしましても、またこれが工事費にはね返る額の問題そのものから見ましても、この本契約を拒否するという理由にはどうしても理解できないわけでございます。第一回入札時の最も高い入札者よりも二千九百二十万円も低い価格で落札しておりますし、第三回入札時の下位から二番目の入札者よりもなお一千三百二十万低い価格で落札しておるわけでございます。ですから、この問題を提起した後、大宗建設が「本工事を受注すると赤字になる」などと言つたそうでございますけれども、こういうことを言うのも全く理解に苦しむわけでございます。

本契約締結を拒否して、このようなことが過去にも何回かあったとしますと、大変問題であり、大宗建設に反省を求めなければならぬ。その措置がやっぱり必要ではないかと思うわけでございます。

で、本件そのものはささいなことだが、これをきっかけに日ごろの不満や要求を業界を代表して出したんだと、こういうことであつたとしましても、その市に対する四項目なる要望のうち、検査が厳しい云々は全く論外であり、厳しくて当然であります。

また、入札前の積算表に数量計算書を出せということ。それから、その数量の違いが出たら設計変更の対象をということについては、市当局がすでに参考までに数量計算書は出してもよいと、こういうことを答えているということでございます、それで十分だと思つたわけでございます。

後の問題は、五月に発注した工事の設計価格のばらつきがある。これを解析し、公表せよとか、あるいは一般に市の設計価格、予定価格が低いんだと。だから第三者の専門機関で審査してほしい。こういうことにつきましては、やはり説明をして、そして絶対間違いないと、これで適正だと、業者に適正な利益を保障しつつ、そして公正な市民のせつかくの血税を効率的に使うと、この結び目として適正なものだと、こういう確信が持たれるならば、やはり一番最初に申し上げましたように大宗建設の今回のような、しかも過去に何回かあることも含めまして、せつかく議会で承認をしたこの請負契約の締結、これを拒否をする、こういう措置についてはやはり厳しい反省を求める措置をとるべきではないかと。こういうふうを考えるわけでございますが、これがいま委員長のご報告によりまして、一部委員の指摘ということだけで、委員会としての結論にはなっていないように思つたわけでございます。

この点について、また委員長からは今後の設計のあり方について、第三者の専門家による診断をおっしゃっていますけれども、私の申し上げているような意味合いとどういうかかわりを持つのか余りはっきりいたしません。そして、この今日の大宗建設とのかかわり合いの問題がはっきりいたしません。この点についていかにお考えか。また市

当局はもしこの設計価格、予定価格の設定について公正なものだと確信を持つならば、過去何回も同じような理由で、しかも非常にささいな事務的なミスに属するような問題で議会の議決をも拒否して本契約を拒否するという、こういう措置に出たことについての今後の大宗建設への対応についてどうなさるおつもりか、はっきりとしていただきたいと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） お答をいたしたいと思います。

この問題につきましては、当委員会といたしましては協議会を含めまして慎重審議、審査をいたしたわけでございまして、いまご指摘の問題点につきましても論議が集中したんでございます。

いまご指摘の、第三者の機関においてそういった問題を検討してはどうかと、こういうことでございますけれども、これはいわゆる業者から出された問題点が非常に単価が低いということでございます。そういった問題点を、理事者側としてはもちろん自信を持っておられると思えますけれども、念のためそういった機関を通じて公正に、今後業者との間のトラブルを防ぐためにも、そういった機関で診断してもらってはどうかと、こういう意図でございます。

それから、業者に対する姿勢でございますが、これは委員長報告の中にも書いてございますけれども、今後厳しい姿勢で臨んでいただきたい。正すべきは正し、やはり改善すべき点は改善をして臨んでいただきたいというのが委員会の意向でございます。

以上、答になったかどうか知りませんが、以上をもちまして答弁とさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 せっかくのご答弁でございますが、私の聞き漏らしかもわかりませんが、委員会としてその関係の業者に対する対応の問題については、一部委員の指摘という程度にとどまり、委員会として厳しい措置をとるなり、正すべきは正せというふうな指摘がなされたようには受けとめなかったわけでございます、委員長さんの最初の報告ですね。その点を改めてはっきりしていただきたい。

それからいま一つは、設計価格について第三者機関の診断を求めるということでございますね。それは今回の設計価格、さらには大宗建設が指摘しますところの五月発注の工事全体について指すわけですか。この点をはっきりしていただき、またこの点について当局側の対応はいかなるものだったんでしょう。私は、議案質疑の段階で当局側にお尋ねしましたときには、いろいろな標準的な基準があり、これ適正なものだと確信を持っているというふうな意味で、当局が答えたように理解をしているわけです。そうしますと、委員会としてあえてこの第三者機関に診断をしておうじゃないか、こういうことになったわけでございますし、この点非常に重要な意味を持つと思えます。この点についてもう少し説明をいただきたいと思えます。

それから、理事者側の業者に対する対応の問題ですね。私、先ほども申し上げましたように、いまの設計価格、予定価格が確信を持つものならば過去何回かも含めて、このような業者の姿勢が出てくるということとこの問題について今後の対応は一体、全く考えないのか、何かの考えもあるのか、この辺のところが一委員会でどういう当局側の姿勢として表明されたのかされなかったのか。表明が一切されておらないとすれば、改めてここで伺っておきたいと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） 私がお答の中で漏らしたかも知りませんが、一部委員という問題点に触れられまして、このことはお許しをいただきましてはつきりさせていただきますが、山口議員から業者に対して制裁を、措置を講じないから、こういった事態ができた、こういうことでございまして、厳しく今後の理事者の姿勢を正すべきを強調されたわけでございます。もちろん、全員での意思表示ではございませんけれども、特に山口議員からの強い意思があったということを委員長報告の中で申し上げた次第でございます。

それから、第三者にそういった問題点を診断していただく、こういうことでございますけれども、もちろん先ほど理事者の方からご答弁ありましたとおり、いわゆる全国的な問題もございましょうし、いろいろあるかと思えます。そういった基準というものがあるかと思えます。しかし、単価の問題はそれだけにいかない場合があるやに聞いております。それとは別に、私どもの委員会といたしましては業者からの再三のそれに対する不服、要望というか、そういったものが出ておる以上、やはりそういったためにも業者との間の行政不信を解消するためにも、そういった審査機関を通じてはつきりしたものを打ち出すと。だから見ても公正であると、この単価が正しいということを打ち出してはどうかと、こういうことの見でございます。

承ったご質問はこの二つであつたと思いますが、以上、お答にかえさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 一部委員の指摘にとどまり、委員会全体としてこの業者に対する対応の問題をどうして決まらないんでしよう。この事実認定、その問題について釈然としない面がまだあるということなんでしょうか、先ほどの委員長

のご答弁はです。委員会として、それを正すべきところを正せと指摘したと、厳しく対応せよということと言われたということですが、いま訂正がありましたですね。一部委員だけだと。山口議員だけだということ指摘がありましたけれども、委員会としてどうして大宗建設のこうした問題の対応がはつきり方向づけられないんでしょうか。この点が非常に理解に苦しむわけでございます。

第三者機関への設計価格の診断の問題も、今度の問題について、五月発注の問題、そして今度本件の方に係っている問題を第三者機関にかけるということでしょうか。それいかによって、大宗建設への対応を考えるとということなんでしょうか。もっとこの点をはつきりしていただきたいと思つてございます。

それから、重ねてお願いいたしますけれども、当局側はこのままこの問題を済まして、今後も大宗建設に業者指名をする、正常にしていく、こういうことなんでしょうか。お尋ねしたいと思つてます。

なお、本件そのものの請負契約締結、再締結の問題につきましては、私どもも全く異存はあるわけではございません。なお、いま委員長にお尋ねしまして解明されない問題については、後日またの問題としても残る問題だと思つてございます。

この点も含めて、ひとつご答弁をいただきたいと思つてます。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） お答をいたしたいと思つてます。

山口議員の発言だけで、ほかの者はそういった意見に賛同しなかったのかというご意見でございますけれども、そ

のとおりでございます。はっきりした表現はなかったわけで、また委員会といたしましても、その決はとっておりません。

それから、第三者に委託する問題について再三ご質問いただきましたきますけれども、これは再三申し上げておりますようなごういった理事者側にもまた業者側にも正すべきところもあると思えますし、改めていただかなければならぬ点もあると思えます。両者にあると思えます。そういった面につきまして、公正な判断、資料を得たい、こういうこととございますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

(私語する者あり)

○議長(大谷喜正君) 私語はご遠慮下さい。

発言は、自席ではご遠慮願います。

暫時、休憩をいたします。

午後二時五十七分休憩

午後四時七分再開

○議長(大谷喜正君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務委員長 後藤長六君。

(総務委員長(後藤長六君)登壇)

○総務委員長(後藤長六君) 再度、小井議員のご質問に対しまして、お答をいたしたいと思えます。

当委員会といたしましては、海蔵小学校の請負契約締結を一日も早く承認をして、そして工事にかかっていたたく、こういった使命にございます。そういった意味合いから、小井議員のご指摘の問題点も委員会の中で論議されたわけでございますけれども、やはり時間の関係上、先ほど申したようなことで請負契約の締結、そういった問題を先行したわけでございます。

もちろん、この問題につきましては、今後いろいろそういう機会をとらえまして、また理事者の対応を十分に監視しながらその対応を待って、委員会としていろいろ議論を持っていきたい、かように考えておりますので、よろしくその点ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長(大谷喜正君) この際、皆さん方にご理解をお願いするために、一言本件に関する議長の判断を申し上げてご了解いただきたいと思います。

先ほど、総務委員長から答弁において、考え方を申されましたとおり、まだご意見が出不足であるとかあるいはご発言のあることを予知いたしましたして、後日別な機会で全員協議会を開きましてご審議を願う措置をとりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと、こう思っておりますので、ご了承をお願いしたい。

他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大谷喜正君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(大谷喜正君) この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 平山物産の問題につきまして、ご報告を申し上げます。

この問題につきましては、去る五月の臨時議会で経過をご報告申し上げ、また六月定例議会では議員の方々の質問にお答を申し上げたのでありますが、その後の経過につきましてご報告を申し上げます。

六月議会で議決されました平山物産公害問題の早期解決に関する意見書が知事に提出されましたが、引き続きその趣旨を踏まえて議長ともども知事を初め、関係者との協議を行った結果、県においては八月中旬に専任職員四名を発令して、体制の整備が図られましたので、ここを窓口として県市間で再三にわたる協議を重ねてまいりました。

その結果、広域漁滓処理対策に関する基本的な考え方について、一つ、県下の各市町村で排出される漁滓については四日市市だけの問題でなく、広域的な観点より処理対策を確立すべきであり、そのための新化製工場の建設を行う。第二といたしまして、新化製工場の用地の確保は県市が協力してこれに当たり、できうる限り早い時期に新化製工場の操業を開始するよう促進を図る。

第三番目といたしまして、新化製工場は県及び関係市町村並びに魚市場、水産加工組合等漁滓排出業者をもって組織する連絡協議会を設立して推進する。

第四番目といたしまして、平山物産に対するへい獣処理法及び河川法等の適用についても引き続き必要な措置を講じていくとともに、関連法規に基づく行政指導を強化する。

以上のことで、県市間で確認を得まして、すでに新化製工場の立地については県市の間で協議を重ね、検討しているところであります。また、県が中心となって、県下の魚市場で組織されている魚市場連合会との調整会議を去る九月

月七日に持ち、広域漁滓処理対策に関する基本的な考え方について関係者の理解と協力を要請しましたところ、基本的な同意を得たのであります。また、県下の関係十三市四町との協議会を明十一日に行うことにいたしております。

次に、平山物産より排出される悪臭につきましては、これまでどおり週二回の測定を続けておりますが、悪臭臭因物質であるメチルメルカプタンが規制基準を超えており、すでに保健所及び地元との連絡を密にしながら根本的な悪臭公害防止について警告するなど行政指導を強化しているところであります。

以上、経過のご報告を申し上げますが、今後は広域漁滓処理対策としての新化製場の建設について、その実現に向かつて県と協力して最善を尽くしてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） この際、報告をいたします。

本日まで、監査委員から報告が十二件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十六分散会

昭和五十四年九月十二日

四日市市議定会定例会會議録（第二号）

四日市市議會

○議事日程 第二号

昭和五十四年九月十二日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

川 川 金 大 大 小 宇 伊 伊 小 青
治
村 口 森 谷 島 川 田 藤 藤 井 山
幸 洋 喜 武 四 良 雅 信 道 峯
善 二 正 正 雄 郎 市 敏 一 夫 男

○出席議事説明者

助市

役長

三加

輪藤

喜寛

代

司嗣

○欠席議員(一名)

中	渡	山	山	山	山	山	森	水	松	前	堀	堀	古
村	辺	本	中	路	口	口		野	島	川	内		市
信	一	忠		信		安	幹	良	辰	弘	新	元	
											兵		
夫	彦	勝	一	剛	生	孝	吉	郎	一	男	士	衛	一

福	平	橋	野	野	生	永	谷	田	高	高	佐	坂	後	後	小	粉	訓	喜
田	野	本	呂	崎	川	田	口	中	木	井	野	口	藤	藤	林	川	霸	野
香	行	増	平	貞	平	正		基		三	光	正	長	寛	博		也	
史	信	蔵	和	芳	蔵	巳	保	介	勲	夫	信	次	六	次	次	茂	男	等

○出席事務局職員

事務局長	佐々木 晃 精	代表監査委員	吉 田 耕 吉	水道事業管理者	村 山 了	技術部長	黒 川 薫	次長	六 田 猶 裕	教育長	山 鹿 静 夫	消防長	岡 渡 本 林 靖 三	病院事務長	藪 田 裕	下水道部長	奥 村 仁 人	建設部長	石 井 三 夫	都市計画部長	美 濃 部 博 美	環境部長	川 合 一 郎	産業部長	谷 沢 文 男	福祉部長	岩 山 義 弘	市民部長	矢 田 三 郎	財政部長	伊 藤 治 郎	総務部長	斎 藤 久 美	市長公室長	阿 南 輝 彦	収入役	平 井 清 三	助役	坂 倉 哲 男
------	---------	--------	---------	---------	-------	------	-------	----	---------	-----	---------	-----	-------------	-------	-------	-------	---------	------	---------	--------	-----------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	------	---------	-------	---------	-----	---------	----	---------

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十名であります。

本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいつております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 おはようございます。

四年目にしてようやくトップバッターということで、何かちょっとあがりぎみなんですけども、よろしくお願いいたします。

それでは、通告順序に従って、質問させていただきます。

一番の、悪臭対策について、十日に市長より経過説明が行われたわけで、議会がおくられておった関係上、そうした問題も聞きたいということでさきに通告してあったので、その問題には触れないでおきたいと思うわけなんですけれども、市長も非常に市民の立場に立って悪臭問題に熱心に取り組んでいただいていると、いままでの前代市長よりも今回の市長は非常に市民の立場になって考えていただいているということ、非常に感謝し、また尊敬しておるわけなんですけれども、その新しい化工製工場をどこへつくるおつもりであるのか、その辺を少し聞かせていただきたいと思うわけなんです、やはり悪臭で悩んでおる市民の立場に立てば、早急に新しい化工製工場をつくらなきゃならないということは以前から申しているわけなんです、やはりその土地をどこで求められるのか、そのことについてもすでに取り組んでみえるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

二点目の、朝明高校の通路及び周辺環境整備についてですが、ご存じのように、朝明高校というのは新しい高校の新設高校であります、農業道路と申しますかね、そうしたところを利用して子供が通学しておるわけです。で、やはり当初は一年生、今年度から二年生ということで、生徒数も倍以上にふえてきておるわけなんです、道路幅が狭いために、朝通学時に、自動車一台通れば子供は田んぼの中へ行かなきゃならない、万が一ハンドル一つ間違えば、大きな惨事になりかねないというような状態で現在あるわけなんです、その拡張も市の方に再三要求し、その問題に取り組んでいただいております、それから、朝明高校まで、あるいは朝明高校から高原を通じて孤野までの道路拡張は今後どうなされるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それに伴い、高校ができていくわけなんです、あの高原周辺というのは、非常に豚あるいは馬、アヒルといった動物がたくさんあって、それに排水一つも完備されていないということで、非常に衛生的な面においても環境が悪いわけなんです。それに伴い、孤野町がすでに高校の西側でごみの置き場所をと、いままでごみをあそこで燃やしておったわけなんです、それが非常に環境的にも悪いということで、地元の反対でやめたわけなんです、そのごみを置き去りにし、せんだってよりようやく片づけていただいております、やはり四日市市に何ら話もなくしてあそこで実施しようとする、それと同時に、孤野町の肥のくみ置き場ですか、そうしたものがあるわけなんです、そのかめが割れて井戸水に流れ込んでおるといような現状であるわけなんです、そうした面、孤野町との対策も考えていただきたいし、またあの周辺について、今後どう考えてみえるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

三番目の、西村町地内に県の住宅公社の土地があるわけなんです、もう十年近く置き去りにされておるといこうとで、非常に、以前までは再三にあそこでアベックの集まり場所か、そうしたもので火事があったわけなんです、最近はやくなくなつた、というのは、あの土地を借りて地元のグラウンドにしたり、そうしたことで使用しておるがためにアベックが入りにくうなって、アベックの場所がなくなつたということで、アベックは非常に困っておる

と思うんですけども、しかし、あの跡地を県はいつまで放っておくのか、市としてはその問題に取り組んでみえるのかどうか、それから、その土地が置き去りにされておるがために、あの周辺あるいは下野、その付近からもごみを持ってきて、非常にたくさんごみが捨ててあるわけなんです、それが民家の土地までごみが流れてきておるといような状態で、非常に地元としてもあのごみの対策に困っておるわけなんです、その面について、県の住宅公社と市はどうした話し合いがされているのか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

なお、四番目の、非行対策についてなんですが、これ、非行対策と申していいのかどうかということで、非行対策にさしていただいたわけなんですけれども、四日市の西新地あたりを夜歩いていると、非常にたくさん前へ出て客を引っ張っておるといことで、市民からも非常に非難が出ておるわけなんです。あの辺を夜通ることができないというので、私も喜んでおるんですけども、もっときれいな子が引っ張るならいいんですけども、うざこい顔をして引っ張っておるといことで非常に困っておると、そのことについては、警察当局とも話しながらあした問題がない、四日市のやはり町を明るくするためにもあいう問題をどう対処されていくのか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。これをもって、第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

第一点の、平山物産公害につきましては、大変市民の皆様方にご迷惑をおかけいたしておりますので、私も一日も早くこの問題を解決いたしたいということで取り組んでおるのですが、特に抜本的な解決ということになりますと、ご指摘のありましたように、新しい化学工場を設立いたしました。近代的な施設によって悪臭が付近にばらまかれぬような設備にやりかえる必要があるというふうに思っております、そのやりかえるについて、どこにそ

れをセットするかということが今日の四日市にとりましては一番大きな問題の一つになるかというふうに思っております。そこで、これらの問題につきましては、十日の本会議でご報告を申し上げましたように、県と関係市町並びに漁業発生者との間に協議会を持って進めていくことにいたしましたのでございますが、場所の問題については、これと並行的に問題を進めないとなかなか解決が長引くというふうに考えておりました、実はすでにある場所については地主と交渉に入っておるのでございます。ただ、地主の方のご同意を得ておりませんので、いまの段階ではまだ確定的なご返事ができないということでございますし、なおご同意を得たにいたしましたが、その付近の地域の方々のご理解も賜っておかなければならない、こういう段階でございますので、若干まだどこに交渉をしておるかということをおの席上で申し上げられないのが残念でございますが、それはその地域の方々にまだご提案をしておりますので、いま私はある場所という程度にとどめさせていただきたいと思っております。ご承知だろうと思いますが、そういうことで一生懸命取り組んでおるといふふうにご理解を賜って、またご支援もいただきたいというふうに思う次第でございます。

それから、第二番目の、朝明高校の通学路につきましては、保々駅から朝明高校への登下校する学生が利用いたします市道というのは、ご承知のような山城高原線ということでございますが、これは五十四年度からその改良に取り組んでおりました、全長八百七十五メートル、幅員六・二五メートルで、歩道幅が一メートル五十ということになっておりまして、本年度に測量調査及び用地講入をいたしまして、五十五年度に改良及び舗装を完成する予定で国及び県の方と折衝をしている段階でございます。工事費として大体四千二、三百万かろうかというふうに思いますが、五十五年度に完成の予定でやっておるわけでございます。

それから、この四日市から孤野の方へ行く道路のご指摘が、孤野の方から朝明高校へ通ってくる道路のご指摘がございましたが、これは孤野町地内に属する道路でございますので、孤野町の方とよく相談をして、改良をできるよう

に進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、朝明高校周辺の環境整備でございますが、大変ご迷惑をおかけいたしております。ここには養豚農家がございます、約二千頭の豚を飼育しておるわけでございます。排水問題について、周辺の自治会から苦情が出ましたので、防止対策について指導をしております。五十二年、五十三年、五十二年の二カ年間で、本市の補助事業として、事業費一千百万円をかけまして、活性汚泥方式による浄化施設、それから堆肥舎、沈澱槽等を設けまして、環境整備を実施いたしましたのでございます。しかし、悪臭問題が依然として残っておりますし、汚水排水については、毎月家畜保健衛生所の方で測定を依頼いたしましたして、そのデータをもとに地元自治会の方々の現地調査の都度お話し合いをさして、ご了解を得ているという状況でございます。

なお、今後とも植樹をさせるなどいたしまして、悪臭対策及び周辺環境につきまして、さらに指導を進めてまいりたいと思っております。

それから、孤野町のごみでございますが、お話にありましたように、一応孤野町の方で対策を講じたのでございますけれども、なお不十分な点がありますので、今後とも孤野町と十分お話し合いをさしていただきまして、善処方を折衝してまいりたいというふうに考えておるのでございます。

それから、西村町地内の住宅供給公社が買収いたしました土地の活用についてでございますが、全体四十ヘクタールの買収が行われました。このうち約十ヘクタール分につきましては、住居跡等の遺跡が確認をされたのでございますから、これをきちっといたしますまではここに住宅を建てるというわけにはまいらないかと思っております。さらに残りの十ヘクタールにつきましても、まだ未買収地がかすり状態で残っておりますというわけにはまいらないかと思っております。こういった段階で放っておりますので、そこへ、先ほどお話がありましたような、ごみの大量投棄が行われまして、環境上非常に問題が出ております。そこで、この問題は地区の懇談会等でも出された問題でございますが、私どもは住宅供給公社に対しまして、これらの問題に早く対処をするように申し入れをいたしておりますのでございますが、八月三日の県議会土木常任委員会での土木部長の答弁によりまして、この地内に五十七年度から三百九十七戸の住宅を建設する予定である。なお、遺跡跡等のところでは、都市公園として整備をしたい、そのことを四日市市に申し入れられるというような答弁があったのでございます。で、事実ここ四日市市として都市公園にしてほしいという住宅供給公社の方からの話がありました。ただ私どもは、こういった活用方法で、果たしてあの土地が活用できるかどうか、私は若干疑問を持っておりまして、別途の活用につきまして、県の方に申し入れる予定をいたしております。全体考えてみますと、四日市市に県営の施設もございませぬし、さらに、四日市市だけでなしに、北勢地域全体を考えてみましても、県営の施設がないというようなことを思えば、幸いあの辺一帯をそういった県の施設として活用できないものかということをお私に考えるのでございます。この点について、すでに知事に若干話として申し入れてありますが、正式な形で一遍申し入れをしてみたいというふうに思っております次第でございます。

それから、少年非行の問題と関連をいたしまして、四日市の西新地で客引きが非常に激しいということでございます。

最近少年非行がだんだんにふえつつある、しかも、女子の非行が目立ってきておるということ、それから遊び型の非行が目立っております、犯罪意識が余らないというような問題もございまして、環境浄化ということが大変に大きな影響を与えてくると思っております。そこで、関係団体等を通じて、そういった活動を展開していかねければならぬと思っておりますし、いままでもやっておりますわけでございますが、それをより一層徹底をしていく必要があるかと思っております。ところが、なかなかこの商売との関連がございまして、西新地などもその一例ではないかと思っております。こういった風俗営業に關しましての取締機関も決められておることでございますから、これらの機関に對しまして、私の方から強い要請を今後やってまいりたいというふうに思っております次第でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 どうもありがとうございました。

新しい化製工場については、地主と接触をしてみえるということで、ここでは言えないということなんですけれども、私も、公害対策特別委員会で下関、明石を見せていただいたわけなんですけれども、この新しい化製工場については、全くおおいがしなないということで、自信を持って私らに見せていただいたわけなんですけれども、やはり特に明石ですか、明石については、非常に地元からの強い反対があり、また反対同盟まで結成された中、市と地元の方と話し合いしながらつくって、非常にいまでは地元の方も積極的な協力をしてもらっていることを聞いてきたわけなんですけれども、むしろ市が直接にそういう用地買収に当たり、市の方でこそそやられてみえるよりも、ここにも四十四名の議員もみえますし、あるいはその周辺の議員もおもうんですが、そうした方ともなっていて、地元の方と、また地主の方と進めれば、もう少し早く話が進むんじゃないか、場合によっては、そうした地元の方を明石なり下関まで一緒に行っていたら、その工場を直接見ていただくということなれば、非常にいまの平山物産を見てみえると、とてもあつした工場はということでは反対があると思うんですが、私ども行って非常にびっくりしたわけなんです、外側においてもおいはしない、工場の中へ入れば相当強いおいはするわけなんですけれども、外ではおいはしないということでは自信を持ってきたわけなんです、そうした面ではする限り早く地元の方たちにもわかっていたら、進めていただきたい、あるいは市独自でそのことをやっているんじゃないか、この四十四名の議員もみえますので、そうした方々の力を注ぎながら早くやっていたらいい。それについて、あの周辺の住民の方にも迷惑をかけなくて済むんじゃないかと、毎日あそこで住まわしている人のことを思えば、一日も早く完成をしていただきたいと思うので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

なお、高校周辺の環境整備なんです、浄化槽を一千万ほどかけてやってきたというわけなんですけれども、現地へ行ってみれば、浄化槽は確かにつくってあるわけなんですけれども、その浄化槽から流れる道、みぞですか、その水が流れるみぞが全然ない、水路がない。そのためにため池へ流れておると、そのためにため池が真っ青色をしておるわけなんですけれども、そうした流れるところがないところで浄化槽をつくってみても、私は意味はないと思うんです。やはりそれを、流れる方法を講じた対策をしていただきたい、そのことについて私はお願しておるわけなんです、それについてはどうやっていただけいいのか、再度お聞かせ願いたいと思います。また、その孤野町との連携をどのようにしていただくか、孤野が四日市の近くまであつしたごみの置き場、また肥のくみ置き場、そうしたものをつくられているわけなんです、それがすでに割れて井戸水へ流れてきておるといふ状態ですので、その辺についても今後どうなされるのか、その辺について再度お聞かせ願いたいと思います。

それに、教育施設についてなんですけれども、やはりどの学校においても、この教育施設の周辺の環境問題については問題が大きくあるわけなんです。と申しますのは、土木と教育とが、全く土木は学校周辺関係ないというような見方でしてみえるし、学校としては、学校教育の中で土木というのは非常に考えにくいということ、その周辺の環境が、ものすごく学校周辺がおくれていると、その辺は一体どこが本當の窓口になつてやるのか、その辺についてひとつはつきりお聞かせ願いたいと思うんです。

特に三番目の、県の住宅公社の土地については、県の方ともそうしたことで話し合いをしてみえるということをお聞かせ願ったわけなんですけれども、いま現在あそこその土地を地元が借り受けて、球技大会やったりいるんなことやっているわけなんです、スポーツする場所といやあそこしかないということで、それがもし住宅を建てるといふことになる、全くなくなるわけなんですけれども、それに住居跡の問題ということで、非常に広い土地が住宅が建てられないという結果も出てきておるので、その辺を県のスポーツ公園になされたらどうだろうというふうに思うわけ

なんです、その辺を、県の施設としては全く四日市市にはないわけなんです。それで市長も新しい考え方で県の方へ申し込むということをお聞かせ願ったわけなんです、私は一つあの辺にスポーツ公園をつくっていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、県の方へそういう面の要求をひとつ繰り返してやっていただけないかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、非行対策については、市長も強く取り組んでいくということをお聞かせ願ったわけなんですけれども、やはりあした道路の真ん中で呼び込みをされたんでは、まともに肩を振って通ることができないという現状です。市長も夜ちよっと一遍回られたら一番ようわかると思うんですが、やはり市長が一遍引っぱられて、なるほどこれはあかんなあということなら、それ以上の取り組みができると思いますので、できれば時間が許しましたら、六時以降だと大概引っぱってありますので、ひとつ一度私もお供しますので、回っていただきたいと思います。

以上、その点について再度お聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 悪臭対策でございますが、若干干地区の議員方にはご相談を申し上げておるわけでございます。なかなかむずかしい問題でございますので、今後もう少し問題が早く展開をいたしますように、またお力をお借りいたしたいと思っております。明石あるいは下関等を視察いただきましたしまして、実情を十分皆さんがご承知をいただきましたので、地域の方々にもその旨をお話し申せばご安心をいただけるというふうに思うんですが、その先決として、まず地主の方を先に納得、ご了承を得たいというふうに思っておりますので、またご相談を申し上げます。

それから、朝明高校問題でございますが、周辺の地域の整備、養豚関係に絡んで環境が悪くなっておるということでございますので、教育委員会、産業部、土木というような関係になろうかと思っております。窓口をどこにするかということでございますが、坂倉助役のとこで一週取りまともてもらおうというふうに思っております。

それから、西村町地内、きわめて新しいご提案として私もできるだけご趣旨に沿った方向で県の方と折衝をしてまいりたいというふうに思っております。

非行対策につきましては、私、あの辺余り夜歩いたことがないんですが、風俗営業の取締当局であります警察あるいは保健所の方と十分話をいたしまして、余り激しくやらないように要請してもらおうというふうに考えております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 悪臭対策については、地元その辺の議員、どなたか知りませんが、話をかけながら進めてみえるということですので、そりゃ結構ですので、その議員さんはひとつぜひお力添え願いたいと思います。

それについて、やはりそれについてはまだしばらく時間がかかると思うんですが、やはり毎日あの周辺で住まいしてみえる人は、その一日一日が苦しい思いをしなきゃならないということに困っていると思うんですが、それまでの対策を、平山をあのまま放っていかれるのか、営業停止してもまだやってみえるということですので、それまで市としては、新しい化製工場ができるまでの現在の平山をどうするのか、その辺をはっきりしていただきたいんです。私ども、私も一度委員会の中で、平山の前へ委員全員行って、座り込んであれをとめてしまおうというような発言私したわけなんですけれども、私自身はあそこへ座り込んででも阻止をしていきたいというふうに強く思っているわけなんです、市長はどう考えてみえるのか、再度そのことをお聞かせ願いたいと思います。

なお、高校の環境整備、あの周辺については、坂倉助役を中心にして今後考えていきたいと、どこを窓口にするか

決めていきたいということですが、やはりこれは早急に決めていただき、いままでもうすでに幾つかの問題がこうした中である中で、まだどこが窓口やこれから決めるんだというようなことでは実際困るわけなんですけれども、やはりその辺をはっきり、どこへ言えば窓口が決まるんだと、そこで扱っていくんだということをはっきりしていただきたいと思えます。

県の跡地については、市長もそういうことで考えてみえるということですので、ぜひその実現を図っていただきたいと思えます。

以上で終わりたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 現在の平山物産の操業につきましては、関係法規に照らしまして、警告等必要な措置を講じてまいりますが、県とも協調いたしまして、立入調査を行うというようなこともやってみてまいりまして、工場内の運転管理などについての行政指導の強化を深めてまいる予定にいたしております。で、おいの問題は操業の漁獲の取扱量の問題とも関連がございますし、漁獲の取扱量については、本市との間に協定ができておりますので、そういった協定量以下に数量を抑えるように搬入量のチェックを行いました。さらに魚市場、水産加工組合等漁獲排出者をもって組織をいたします協議会において、具体的なこの搬入量の調整を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 通告に従って質問させていただきますが、私の持ち時間の関係上、第四番目の名古屋オリンピックと当市については次の議会にお願いをすることにして、皆様方のご了承をお願いいたします。

地区懇談会について、市長みずから積極的に各地区に出向き、住民の声に耳を傾け、共通の問題意識について掘り下げ、住民との対話の中に溶け込む努力を重ねられている市長に私はその労を心からねぎらうものでございます。この地区懇談会も、昨年に引き続き早くも二カ年を迎えます。その中で住民の反応はどうでしょうか、市長も気になることだと思えます。私が耳にするところをこれから述べさせていただきますと存じます。

まず、好評を得ている点から申し上げさせていただきますと、市長みずから地区に出かけ、親しく話し合える機会をつくってくれた、私たちの要望を聞いてもらい、地区のことをよく理解してもらえ、その席上で市長または市の幹部から直接回答が得られた等の声は、これまでにない積極的に市民の声にこたえてくれる市長として好感を持って迎えられています。このことは、地区の要望がその場で解決することを期待するものよりも、貴重な時間を割いて地区まで出向いて話を聞いてくれること、すなわち、市民を大切に行政への姿勢のことなのです。行政と住民との対話である懇談会の中で、理解と協調を深め、住民の自治意識を高めることに大きな意義を感じ、私の信条である、市民のための市民の市役所にこたえてくれたものとして私は心から歓迎しております。

次に、好評とはうらはらに、次の事柄も耳にいたしております。

出席者は諸団体の長のみで、一般住民は置き去りにされている。出席者は制限せず、広く地区民より求め、だれでも自由に出席できるように考えてほしい。出席はしたが、質問者もあらかじめ決めてあり、形どりの議事の進め方で、予定外の発言がしにくい。懇談会である以上、形式ばらずに、気楽に自由に発言できる雰囲気づくりに努めてほしい。特に発言になれないものとしては、予算等の関係で解決できない問題が多くあるようだが、地区民に気兼ねした、あいまいなきれいごとの表現で終わった感じだ。懇談会の内容については、広報よっかいち、または地区広報等により、

私たちの地区の問題として出席できなかった一般住民にも具体的に知らせてほしい。以上のようなことを耳にしてありますが、市長、これらの住民の声をどのように受けとめられますか、昨年の九月議会で、市長は、主役は何といつてもその地域の住民のリーダーの方であると考えております。また、出される問題は、PTAの方はPTAのことだけ、婦人会は婦人会のことだけ、自治会は自治会のことだけをという形で、行政と一緒で縦割りにつながって、それでは各種団体の方が共通の問題意識を持つことができないだろうと考え、地区懇談会で生かしたいとご答弁をされておられます。さて、出席者の問題ですが、市長並びに幹部職員との会合の場を持てる諸団体の長の集まりによる懇談会は、役員会の延長の感があり、平素市長並びに幹部職員と会ったことも話したこともない一般住民にこそ出席をお願いし、懇談することにより、また異なった内容の、本当の生の声が聞けるのではないのでしょうか。そこでこそ市長の言われる真の共通の問題意識と住民の自治意識の向上が図れると考えますが、この点、いかがなものでしょうか。

次に、質問の内容についてでございますが、さきの議会で、市長は事前に大体地区でどういう問題点があるかという点について、市民部と地区の方々調整をさせて、各部へこの問題に対する態度を各部で検討し、市長に持ちあげ、できるだけ各部と私の間のコミュニケーションを図っているとのご答弁がありました。お役所流に言えばごもつともなことと思いますが、市長のご答弁のとおり、現実調整、検討されて回答書が作成され、これを地区懇談会にて回答されておりますが、このような回答に大半の時間が費やされ、その他の質問時間はほとんどないのが現状です。あらかじめ用意された質問と回答ならば、広報よっかいち、または地区広報でも発行することによって十分住民に周知でき、貴重な時間と多くの労力を割いてまで地区懇談会に持ち込む必要が果たしてあるのでしょうか。また、懇談会の進め方については、あくまで定められた議題による会議方式ではなく、地区民と市長がひざを交えて語り合う対話である懇談会であり、必要に応じて後日地区民に回答すればよいことで、一番重要なことは、住民の生の声に耳を傾けてくれる行政を住民は期待いたしておるのでございます。そつがなく、無難に、形式的に、お役所的な、そ

して政治的なにおいがすると批判する声に市長はどう考えられますか。また、市長は昨年九月議会で特定のテーマを設定し、地区の皆様方のご意見をちょうだいすることも一つの方法であると考えるところご答弁されておられますが、本年はどのような特定のテーマを設定し、意見を聞かれたのでしょうか。それらしきものはなかったと思っております。経済情勢は高度成長から安定成長へ転落、住民の価値観も他力より自立へ、画一よりも多様化へ指向を深めております。本市も地方交付団体に転落する苦しい財政難を迎える中で、市民の要望はますます多種多様化しております。そこで、一つの方向として、私は行政がサービスすべき限度を考えてみました。膨張する行政の効率化の努力とあわせて住民の行政参加の意識の向上を図るためにも、行政がサービスすべき限度をはっきり見きわめ、行政の範囲を住民の理解してもらえざるを得、協力を求める努力を強く要望いたします。

以上、地区懇談会について述べさせていただきましたが、率直な市長のご意見をお願いいたします。次に、省エネルギー問題に関して、去る六月定例会におきまして、会派の小林議員が省エネルギー問題についてご質問申し上げました折、市長は目下産業部の方で種々調査をしている段階で、この対策をどうするか取りまとめ中であり、いましばらくの時間をという趣旨のご答弁がありましたので、その後の経過についてお尋ねいたしたいと存じます。

最近の産油国の相次ぐ原油の大幅な値上げや供給削減がわが国の産業界や国民生活に及ぼす影響は実にはかり知れない大きいものでありますので、石油危機としてその対策に大論議を呼んだのでありますが、ところが、近ごろになると、過日の新聞にも資源エネルギー庁長官がことしの冬の灯油は太鼓判を押ししていると報道されております。また、近ごろイランの石油生産は回復に向かった、サウジアラビアも増産を続けている。その上、日本以外の先進国は景気後退期に入ったため、いまのところ世界の石油需要は相当緩んできているので、本年度は日本にはほぼ計画どおりの石油が入ってくるだろうとも言われておりまして、石油不安はもう山を越したのだという声も耳にするようにな

りましたが、しかし、私は当面ともかくとして、中期的には石油不安の暗雲が全く晴れたものではありません。私はいまこそ国民一人一人が石油問題を真剣に考え、本腰を入れて取り組まねばならぬと思います。市長としての産業界、農業、漁業、商工業を含めての対策、また市民生活対策をどのように進められるか、ご所見を承りたいと存じます。

次に、防災対策について、毎年九月一日がやってまいりますと、防災への関心が高まり、本年は特に大規模地震対策特別措置法が施行され、全国的に防災対策強化地域が指定されまして、地震に対する関心は一きわ高まっております。関心が高まることは結構なことでありますが、このことが防災対策の前進にどう結びつけられるのか、市ではすでに本年四月、防災対策室を設置され、地域防災計画の立案、市民防災組織の育成、防災訓練と防災に関する総合的な対策に取り組んで積極的な姿勢を示されたことは、高く評価されるべきこととして、私自身非常に喜んでおります。対策とあるわけであります、今後はこの未然防止への具体的、積極的対策が緊要であると考えられるのでございます。したがって、この防災対策はどんなに力を入れてもやり過ぎということはない、重要な行政課題だと考えます。しかし、一気に完全というわけにはいかない問題があり、一步一步着実に積み上げていく努力こそが大切であります。

そこで、四日市市における災害に対する対応策を見ますと、広い見地から自然災害への対策事業が進められているようでございますが、中でも山林地域に対する災害対策はどうもおくれ、ご承知のとおり、下野地区にはがけ地近接危険住宅が三十一戸もあり、そこに住む住民は命と建物の全壊の危険に絶えずさらされ、窮状を強く訴えております。もちろんこれへの対策として、国、県、市における対応事業は急傾斜地崩壊対策、林地崩壊防止、がけ地近接危険住宅対策などの治山及び住宅対策がありますが、遅々として実績が上がっていない現状を見ますと、かけ声はこれぐらいにとめて、早く危険区域に対して予防の手を打っていただきたいとの気持ちは切実であります。そこで、特に

治山の観点から、本年度どの程度の事業があるのか、今後の計画にはどのような積極策が考えられているのか、県及び市の対策をなるべく具体的に担当助役並びに部長でも結構ですが、お聞かせいただきたいと思っております。

最後に、流域下水道北部処理区について、美しい自然、豊かで潤いのある生活、調和あふれる環境、これらはわれわれが永遠に希望する姿であります。しかし、現実にはこのような自然と生活環境が十分に融合しあい、快適な社会環境をつくり出しているとは言えないと思っております。北勢沿岸流域下水道北部処理区の流域は、工業都市を控え、人口は増加し、市街地は拡大の一途をたどっております。このようなことから、私たちの住まいの周囲の排水路や農業用水路の汚水が目立ち、各河川や伊勢湾の汚濁が進行し、利水、水産業、レクリエーションなどに悪影響を及ぼしている現状であると考えます。私も北部処理区域内に住む議員の一人として、県営で流域下水道に着手されましたことは、快適な生活環境の整備を図るため、また水質汚濁防止を図る上から非常に喜ばしいことと賛意を表する次第でありまして、そういう意味からこの事業の一日も早い進捗を願うものであります。現在までの本事業の進捗状況と完成予定について、市でわかる範囲で結構ですが、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、最近名古屋大学の助手の方や市民兵の会から、流域下水道は建設費や維持管理費が割り高となるから取りやめて、各市町村ごとにたくさん処理場をつくった方がいいんだろうという意味の手紙をもらっておりますが、これに対する国や事業主体である県の考え方について、市の理事者の方でも検討してみえることと思っておりますが、何しろ学者相手ですから、県も大変だろうとは思いますが、担当部長にこの機会にお伺いしたいと思います。

以上で第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十五分休憩

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず、地区懇談会の問題でございますが、昨年引き続き、ことしも各地区で懇談会を開催いたしておりますが、これは市政に対します市民の総合的な意識並びに地域的な要望や問題点を私どもが十分把握をいたしますとともに、行政側の考え方を率直にお伝えをするという広報広聴の場としておるわけでございます。で、一人でも多くの方からいろいろと市政に関するご発言をちょうだいするというのはいいわけでございますけれども、ただ何となく市民の方々が寄って、そこで市の当局者を囲んでランダムな発言をするということが、果たして地区の問題を今後展開していく上においていかどうかというように考えるのでございます。そこで、地区懇談会で出された問題点には、その都度関係部課の方に伝えまして、最終的には全地区の懇談会が終了した段階で、さらにその内容を整理いたしまして、市政の運営の上で反映をできるだけさしてまいりたいと、こう考えておるのでございます。したがって、現在の段階では、懇談会に出席をされますのは自治会、婦人会、PTA、地区社協、老人会、あるいは子供育成会等々各種団体の代表の方々、あるいはモニターの方々など、三十名から五十名ぐらいという人数になっておるのでございます。あらかじめこのご質問を調整するというようなことから、非常に形式的に流れてしまうとあるいはまた、なかなか大ぜいの前でびしゃりびしゃりといった明快な回答も出しにくいというような点もございませぬ。ただ、やはり懇談会そのものあり方について、ようやく二年目を迎えた段階でございますので、今日懇談会の運営方法にしましては、部内的にもいろいろと話し合いをしている段階でございますし、私どももいろんな点が反省をさせられるわけでございます。ただ、いままでの懇談会というものがない方がいいのか、ある方がいいのかと云えば、やっぱりある方がいいのではないだろうか、やっぱりそれぞれの地区において、行政当局と地域の方々との地区の問題をどう解決していくかというようなことについて種々話し合いの場を持つということは、市民参加という意味から言っても、必要なことではないだろうかというふうに考えておりますので、私はこの懇談会をより有意義なものにするためにどうしたらいいかというようなことを今後もう少し考えてまいり、せっかくの会合でございませぬから、他都市での実施の例もございませぬので、そういったものも参考にしながら、よりよい懇談会のあり方について考えてまいりたいというふうに思っておりますので、今日の状況がいいという、これでいいんだというふうには考えておりませぬので、そのことをお伝えを申し上げ、ご意見等も十分ちょうだいいたしましたので、そういった点も考えあわせまして、今後に対処してまいりたいというふうに思っております次第でございます。

第二番目の、省エネルギーの問題でございますけれども、ご承知のように、日本のエネルギー源としての石油の消費量は約三億キロリッターでございます。そのほとんどを輸入に頼っておりますという事態でございます。しかも、その八〇％を中東諸国から輸入をしておるといふようなことでございますので、国際情勢のいかに影響を及ぼしては、安定的な確保ということが大変むずかしくなってくるということはだれしもご承知のとおりでございます。国の方ではこのエネルギー問題によって生じます国民生活に対する影響を考えまして、石油資源の確保、代替エネルギー問題、あるいは省エネルギー対策を進めておるわけでございますが、特に九月一日、灯油の需要期に備えまして、この混乱を防ぐために不当な買いだめを防止するための消防法による摘発、あるいは価格動向を厳しく監視いたしまして、異常に高い、あるいは便乗値上げの動きがあれば、個別に調査をして、不当なものは是正することなどを内容といたしました灯油対策をまとめたのでございます。また、産業、民生、輸送の各部門にわたって、石油消費五〇％節約の省エネルギー対策を打ち出しまして、年間千五百万キロリッター以上の節約をしようとしているのでございませぬ。

すが、本市といたしましても、エネルギー問題に対応をいたしますために、研究班の設置要綱を策定いたしました。具体的な方策を検討することといたしております。すでに市内の商工業、漁業、農業関係者、あるいは消費者などと石油商業組合、米穀組合、プロパンガス協会などで、適正価格による安定供給方につきまして、懇談会を開催いたしておりますし、また、文書による要請もいたしておりますのでございます。なお、これら関係業界の実情把握も努力をいたしておりますが、それによりますと、農林水産関係では、年間施設園芸など農業用に約五千キロリッター、それから水産業用に二千キロリッター、合計七千キロリッターのA重油、B重油、灯油、軽油等の需要があるわけでございます。商工業関係におきましては、万古、製網、機械器具、撚糸、トラクタ協会等主な十三業界のA重油、石油製品につきましては、年間約六万五千キロリッター必要でございますし、ブタン、プロパンといったガスについては約三万一千トンの需要が推定をされております。したがって、これらの需要に対する安定供給を図りますために、近く四日市市内にあります石油精製会社を招きまして、協力を強く要請することにいたしております。

なお、市内の石油製品の価格動向を把握するために消費生活モニターが毎月製品の調査を実施いたしております。エネルギー問題は一人一人の日常生活で常に心がけていることが必要でございますが、今後とも国県など関係機関と連絡を密にいたしまして、これらの状況に対応をして、市民生活の安定を図ってまいりたいというふうに考えております次第でございます。

ご指摘のありましたように、この五月、六月時分にかけてまして、A重油、それから灯油、軽油等が非常に少なくなってきた求めにくいという実態があったのでございますが、最近ではこれらの量的な確保ということはある程度安心ができる、特に今日の段階におきます生産量というものは、かなりかつての状況と比較をいたしますと上回っておるといような実態を考えますれば、量的な問題については、さしあたっては余り心配が要らないのではないだろうか、むしろ価格の面での心配の方が先に立っておるといのが現状でございます。そういった点につきましても、

今後業界等と話し合いを強めまして、対応をしまいたいというふうに考える次第でございます。

防災対策の問題については、部長ないし関係助役の方からご答弁を申し上げます。

それから、流域下水道でございますが、これは三滝、海蔵川分派以北の二市九町を対象といたしました事業でございます。いまして、全体人口は三十五万一千人を対象人口といたしております。処理量は三十六万六千七百立米パーデー、一日に大体三十七万立米ぐらいの処理をする予定になっておまして、五十一年度から六十五年年度完成を目標といたしておるのでございまして、約一十億の規模でございます。第一期分として、五十一年度から五十七年度の七カ年で事業費三百六十億円をもって処理場の一部稼働を行いまして、四日市市の富田、富洲原地区、それから桑名市、川越町、朝日町の一部区域の汚水処理する計画となっております。引き続きまして、第二期工事により処理場の拡張と幹線管渠の延長を図りまして、六十五年には完成の予定でございます。

現在の進捗状況といたしましては、昭和五十一年度から処理場用地の取得という形で着手に入っておりますのでございますが、本格的な建設工事につきましては、川越町埋立地先の処理場予定地周辺地区住民の了解を得るということが先に立ちますので、県当局と地元の間で何回となく折衝が続けられております。県の意向といたしましては、本年度に何とか処理場工事及び管渠工事の着工に持ち込みたいという方針で、積極的に話し合いを行っている段階でございます。本市といたしましても、関係二市九町ともどもこの事業の促進に努力をしておりますのでございます。

次に、この流域下水道に対します批判の意見が学者の先生から出ているようでございますが、急激な都市化現象に伴って深刻化しつつあります公共用水域の水質汚濁を防止すると、それから自然環境を守ると、そのためには下水道の整備が不可欠であるということで、国を挙げての強いそういった認識のもとに、どのような手法でこの下水道を整備していくか、そして公共用水域の水質を守るかということが大きな問題でございます。流域下水道でやるの

が経済面から言っても得策であるというふうに考えられておるのでございまして、都道府県にこの流域下水道の整備総合計画の策定を義務づける法律が規定をされております。これにのっとりまして、三重県でも整備の方法について種々の角度から検討が加えられました。その結果、北勢沿岸流域下水道事業計画ができたのでございまして、都市計画法に基づく審議の上、流域下水道事業として国の認可を得て着手をしているのでございまして、この計画では、一日四百立米以上の工場排水を出す事業所は除かれておりますし、四百立米未満でありましても、有害物質を含むものは受け入れずに、除外施設等により受け入れて、可能な水質まで特定事業所の責任で処理させるということになっておるのでございまして。現在の計画段階では二次処理まででありますけれども、将来は三次処理等の高度処理ができるように、用地確保についてもすでに配慮がなされているのでございまして。また、経済的な面についても、生活環境、河川状況、放流水域の検討とあわせて建設費、維持管理費、各自自治体の財政能力等十分検討を加えられまして、国の認可を得ていると、こういう状況でございまして。したがって、本計画の策定の段階で経済的に不利であると、あるいは関係自治体のバランスがとれないというようなことから、一部の町村が計画から除かれておる、こういう事実もございまして。さらに事業実施に当たりましても、処理場の建設等過大施設にならないよう段階的な施行計画というものが立てられておりますこと等々、種々の面にわたりましたして配慮した計画であるというふうに思っておりますのでございまして、本市といたしましても、この計画に沿って関係市町と協力してその促進を強く県に要請をしておるのでございまして。一日も早くこの完成を待ちたいというふうに思うのでございまして。以上でございまして。

○議長（大谷喜正君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君） 登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 防災対策についてお答えいたします。

ただいまご指摘のございました、いわゆるがけ地でございますが、これにつきましては市内各所に見受けられますわけでございますが、市民と、市民の生命と財産を守るといふ見地から、重要な課題となっております。そこで、市では昨年の九月から市内全域にわたりましたして調査をいたしております。その結果、山地災害等によります危険箇所は、急傾斜地十六カ所、これらはすでに現在急傾斜地として指定済みになっております。それから、治山事業に該当するような箇所が約十一カ所程度、あるいは住宅等に影響のあるがけ地が約三十五カ所、その他の危険箇所三十一カ所、合計九十三の危険箇所が判明いたしております。そこで、これらの対策につきまして、県施行の急傾斜崩壊対策事業の一層の促進を図るとともに、あわせて治山事業を推進するため、本年去る八月二十日、二十一日の両日にわたりました、県北勢林業事務所の現地指導を受け、今後は県営の治山事業の促進という面からも災害防止に努力を進めてまいりたいと考えております。また、これらの制度にのらないものがございますが、危険箇所より住宅を移転させる事業といたしまして、がけ地近接危険住宅移転事業というのがあるわけですが、これらにつきましては、この制度の活用を図るため現在PRの段階でございまして。

以上申し述べました事業は、それぞれが密接に関連いたしますので、今後とも関係機関と十分協議しながら適切な措置を講じ、防災対策に努めてまいりたいと存じます。

そこで、五十四年度の事業といたしまして、これはいずれも県営事業でございまして、急傾斜地崩壊対策事業といたしましては、本市におきまして五カ所予定されております。事業費にいたしまして約一億一千三百万程度でございまして。また、治山事業といたしましては一カ所、千五百万が予定されております。今後は、ただいまご指摘ありました、下野地区における危険箇所三十一カ所というご指摘がありました。これらの中にも急傾斜地あるいは治山事業、それらで対処できるもの、あるいはそれらの制度にのらないものについてはがけ地近接危険住宅移転事業と、いろいろ対応のし方があろうかと存じますので、関係者の皆様方とも十分協議をしながら来年度に向かって事業の促進を図りたいと存じますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（大谷喜正君） 野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 ご答弁まことにありがとうございます。

いろいろと苦勞の多いことと存じますが、行政と住民の理解と合意を得て、効率的な市政の実現につながる地区懇談会については、改善すべきところは改善をしていただき、今後とも引き続き強力に実施されるようお願いをいたします。

次に、私は省エネルギーの課題といたしまして、農業関係、住宅関係、一般建物等あらゆる面で総合的に代替エネルギー施策を実施する中で、現在のごみ焼却場の熱利用とか、これからの新しいエネルギーとして太陽熱、地熱、水力、風力等の利用もあわせて研究をしていただき、その利用を積極的に推し進めていただき、率先して公共施設にまず利用するお考えと計画をお持ちでしょうか。再度お持ちであればご意見をお聞かせ願いたいと存じます。

次に、防災対策は、市民の命と財産を守る最も重要かつ研究課題です。私も住む下野地区のがけ地近接区域住宅は三十一戸にも及び、そこに住む人より、絶えず命と財産の危険に脅かされている現状の訴えを聞き、私も現地を確認しておりますが、全くの危険な状況です。雨または地震によって被害を考えてみると、私は恐ろしさにうちふるえます。このことをよく理事者の方々に理解していただき、緊急に善処することを確約していただきたくお願いをいたします。

なお、防災訓練につきまして、今後各地区各地区ごとを実施してはいかがなものでしょうか。また、市民防災組織づくりをもっとと強力にやってほしいことを強く要望いたします。

最後に、流域下水道問題につきましては、詳細な市長のご説明をいただき、ほんとうにありがとうございます。この事業の完成にはかなりの年月と多額の費用を要しますが、生活環境をよくし、河川の汚濁を防ぎ、低地帯の浸

水災害を守り、昔のような美しい水の流れと海を取り戻し、明るく清潔な社会環境を築くため、理事者の一層のご努力を要望いたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 省エネルギー施設、あるいは代替エネルギーの利用ということを取り入れたらどうかということをご提言でございました。まことに今日の時代にふさわしいご提言だというふうに受け取らせていただきますが、まずその太陽エネルギーというのが一番利用可能だというふうに言われておりまして、一部の老人ホームあるいは保育園などに使っておる例があるわけでございます。ただ、この現時点でこのシステムを採用いたしました場合には、設備費が非常に高くつくという難点がございまして、さらに研究をされまして、実用化、普及化の段階に進むものだというふうに思っております。そこで、国の方でも六月には省エネルギー法案というものを公布して、早急に具体的な指導をするということになっておるのでございまして、こういった状況を踏まえまして私どもも十分研究をいたしまして、早い機会に実施をしてみたいというふうに考えておりますので、この点についてはご了承をいただきたいと思っております。

なお、ごみ焼却場の余熱利用に関しましては、焼却場の運転が非常にこの二十四時間継続運転になっていないというところに難点があるようでございますので、今後とも研究をして、できるだけむだにならないように具体化を図ってまいりたいと、かように考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

○副議長（訓覇也男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 通告に従いまして質問をいたします。

まず初めに、本会議冒頭における工事請負契約をめぐる、議会の紛糾がありましたことを遺憾に存する一人として、今後の議会運営はもとより、その他日程消化につきまして、格段のご配慮をお願いするものであります。

さて、質問の第一点でございますが、今日の重点課題であります行財政危機下の産業振興についてお尋ねいたします。

今回の総合計画基本計画の試案構想によりますと、総説の中で、市財政については、現下の経済情勢と本市の税源構成上の特性にもより、自主財源の割合が漸減傾向にあって、その内容は硬直化の一途をたどろうとしている。このような状況下の中で市民の求める膨大な行政需要に対して、客観的な基準に基づいた的確な行政施策を選択し、より効果的に行政水準の向上を図るためには、長期的視野に立った計画的な行政執行を行わねばならないとしており、また、計画の推進に対しては、行財政の健全合理化を図り、行政執行体制のあり方と財源の裏づけであるとしている。さらに行政の役割を時代に応じた基準により明確に徹底し、体質の改善に努めるべきである。また、財政収支見込みについては、現下のきわめて不安定な経済環境の中で、できる限り意欲的な予測を行ったとしているが、市税については、将来五カ年の年次八ないし一〇%の伸長率を計上しているが、その予測根拠を説明願いたいと存じます。ただし、この件につきましては、先ほど十四日でございますが、説明の機会があるようでございますので、その節に移していただいで結構でございます。

また、さきの六月議会で、市長より説明のありました産業振興のための自主財源の確保と雇用促進のための食品工業の工場誘致等が明らかにされておりますが、四日市港域に目を転ずるとき、幾多の問題点を経過し、霞一丁目地先の四十六万二千平米、十四万坪の公有水面の埋立が五十六年三月に、また天カ須賀地先の十六万五千平米、五万坪の公有水面埋立が来る十一月より再開され、同年ごろには完了予定と伺っておりますが、霞地先の用地につきましては、四日市港管理組合の手で工場誘致が進められ、当初の希望業者七社、二十九万二千三百平米、約九万坪でありましたが、最近A社は五万六千平米の削減、B社は一万八千平米の取り消しと三万三千平米の埠頭地区への用地変更希望が出されております。また、C社におかれましては、隣接町新工場の設立のため、時期的なずれがあるやに伺っております。いずれにしましても、今月末にはその数値がはっきりすることのようでございますが、現時点においては二十一万六千五百平米、約六万五千六百坪の予測ができるわけでございます。したがって、この地の誘致については、ひとり港管理組合の問題のみにとどまらず、本市においてもその誘致に全力投球すべきであると考えられます。また、聞くところによりますと、去る七月十二日、港管理組合議会において、桑名議員よりこの問題に対して質問され、去る四十六年十二月二十三日提出の公有水面埋立についての当市議会の答申にかかる意見に触れ、三条件について、その姿勢をただしたところ、四日市市議会よりの提出文書については、その精神は尊重すべきであるが、これのみでは解決するものではなく、売却価格、環境災害対策等慎重に対処すべきであり、関係各位のご理解と協力をお願いしたいと田川管理者は答弁されております。また、この埋立地について、軟弱な地盤でありまして、工場建設にはその基礎に膨大な予算が必要でございます。工場誘致については必ずしも好適地ではございませんが、したがって、限定された分野に限られていくのではないのでしょうか。このような背景の中で、また昨今の省エネルギー問題論議等々の中で、仮に隣接町に火力発電所建設の誘致がなされた場合、石油エネルギーの代替として無公害と言われているLNG、天然液化ガス等のエネルギーセンター設置の予想が考えられるとき、市におけるこれらの対処

すべき考えについてお尋ねしたいのでございます。先輩諸兄が答申された意見の内容そのものの変更を求めるものでは決まっていますが、いま本当にわれわれの身近に考えられますこの石油を含めたエネルギーの問題について、今後の四日市港における産業振興のあるべき姿をいま早急に検討しなければならぬのではないかと存じ上げます。もちろん、現行の公害防止規制基準数値そのものの緩和を訴えているのでは決まっていますが、今後本当に市の健全財政の中でこういった港域での産業の振興を十分見きわめていきたいと考えております。先ほど触れました天カ須賀地先の約五万坪につきましては、食品工業の誘致がなされようとしておりますが、このことにつきましても、やはり食品工業である以上、周囲に緑地帯が必要だという考えはだれもが持つておることでございます。こういった観点から、市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

なお、第二点の、老人福祉センターの整備につきましては、同輩議員の方々の質問等とふくそうする面が多々ありますので、今回は取り下げさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第一回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（訓覇也男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまの渡辺議員のご質問のことにつきまして、港管理組合の関係もございまして、私からお答えさせていただきます。

まず第一点の、この十四万坪の工業用地でございますが、十四万坪につきましては、ご承知のように、四日市の公害防止計画に基づくところの大井ノ川河口のヘドロのしゅんせついたしましたこの事業を中心いたしましたこと、これによって造成がなされ、現在表面処理を行っておるのでございます。完成の予定は大体、ただいまご指摘のように、五十五年度末ということでございますので、五十六年の三月になるのではないかと、このように承知をいたしております。

なおまた、この工業用地の利用計画につきましては、現在までのところ、企業からの立地希望がございまして、小野田セメントを初めまして数社でございます。これについて、現在港管理組合におきましては、この数社のうちどれがどうなるのか、いまの時点で調査をいたしております。したがって、これによって二十九万五千三百平米ただいまご指摘のとおりでございますが、これと売却可能地の四十一万六千平米との差十二万平米という残地が生ずることになっております。これは今後の、さきに申し上げました、数社の工場立地のための用地の確定によって、変動はあることと思っております。ご指摘のように、四日市市議会におきまして、この十四万坪の埋立て造成をなされますときに、公有水面埋立法の旧法でございますが、古い法律でございますが、これによりまして、市議会のご意見を港管理組合としてお聞きいたしましたところ、石油関連企業は立地せしめないと、あるいは埋立てに要する内陸部の土砂採取跡地の処分は四日市市にゆだねる。それから埋立て背後地域の開発を考える。この三つの条件が、これは付帯条件というふうに私も承知いたしておりますが、この付帯条件をつけて同意をされたのでございます。その後この、ただいま申し上げました三つの条件のうち埋立てに関する内陸部土砂云々、それから埋立て背後地の開発ということは、現在の土砂の採取の現状から見まして、この条件はもはや事実上は私も消えているのではないかと、このようなかっこうになっておりますが、この一の条件につきましては、現在も港管理組合といたしましては、現在も尊重すべき条件であろうかと思えます。ただいまご指摘のように、管理者は七月の議会におきまして、今後は時代の推移もあって、市議会の付帯条件については一度改めてその意向をお伺いすることになるであろうと、したがって、この新しい事態に対応するために、もし一そういう事態が発生した場合、新しい事態に対応するためには、もちろん環境アセスメント等々の港管理組合としてなさなければならぬものを十分完了した上でご意向をお伺いし、考え方を新しく出していくと、こういうふうなことを答弁いたしております。したがって、この港管理組

合の意向を受けまして、四日市市あるいは市議会の皆様方とご協議をした上で、何らかの対策を打ち立てていかなければ、方針を打ち立てていかなければならない、このように思っておりますが、まだ現時点におきましては、ただいま申し上げましたように、この十四万坪につきましての用途が確実につかめておりませんので、これがつかめました段階において、港管理組合としては港管理組合議会にもおはかりを申し上げながら意思決定をしていかなければならないというふうに考えておる次第でございます。それから、その時点には、いま申し上げましたように、改めて四日市市議会のご意向をお伺いすることになると、このように考えております。

それから、天カ須賀地区の利用計画でございますが、この天カ須賀地区は、ご承知のように、都市再開発用用地の造成事業といたしまして二十三万五千平米を去る五十年の七月、事業に着手したわけでございますが、工事の進捗過程におきまして、背後地域にありますところの水産業者等の補償につきまして合意が得られなかったため、埋立て事業が遅延いたしております、特に天カ須賀地区の方々には非常に長いことご迷惑をおかけしておったことと思っております。その後港管理組合におきましては、鋭意折衝の結果、このほど補償内容について合意に達してまいりましたので、最近工事を再開いたしましたのでございます。そういったしまして、今後埋立て事業の進展を図ってまいります予定でございます。この埋立て事業が完成するのは、現在のところ五十八年度の末、すなわち五十九年三月ぐらいになるのではないかと思います。しかしながら、そういったしまして、部分的に完成をいたしましたところから、いまご指摘の食品関連用地あるいは水産関連用地として逐次土地利用の促進を図ってまいります所存でございますが、これも地元の四日市市には当然港管理組合よりご協議を申し上げると、このように承知をいたしておるのでございます。私どもといたしましては、できる限りすべての面が早く完成して、時代に即応するような新しい四日市港ができるように今後とも力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 第一回の質問に対して、三輪助役より港管理組合副管理者という意味も含めてるご説明を受けたわけでございますが、確かに現時点ではまだこういった一つの様相があらわれてきておりませんが、何と申しましても現経済下の中では、やはり十四万坪に対しては約半数の希望が今月末に取りまとめられるやに伺っております。そのあとにつきましては、十分港管理組合はもとより、本市議会等において今後対処していかなばならないかと存じ上げます。

なお、先ほどの天カ須賀地先の埋立て工期につきましてお聞きいたしました、私の五十六年三月ごろというふうにお聞きしておりましたが、最終的には五十九年三月ごろになるということでございますが、いずれにしても、順次そういった土地利用を速やかに行っていかなばならないことになるかと思っておりますので、今後ともよろしくその点について、われわれにもいるんな面について、こういった企業の進出等については明かしていただいで、今後十分その処理について検討をしていきたいと、かように考えます。どうもありがとうございました。

○副議長（訓覇也男君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 通告に基づきまして、ご質問させていただきます。

まず第一番目の、財政政策の見直しについてでございますが、この件につきましては、先ほどの渡辺議員と少々ダブルところがあるかもわかりませんが、私はこれから、六月議会でもお尋ねしております関係上、もう一度繰り返しお尋ね申し上げたいと思うわけでございます。

まず、市財政の問題で、予想はしておりましたものの、長年不交付団体としてやってまいりました当市もいよいよ

交付団体の仲間入りをしたわけで、私たち市民にとってはいま一度原点に戻って冷静に受けとめなくてはいけない事態になってまいりました。市長の財政問題に対する答弁では、一貫して楽観はできないが、悲観する必要はないと申されてまいりましたやさきでもあり、また中身的には毎年ふくらむ借入金、公債費に頼るといふ借金財政を展望いたしますとき、私はいささかこれについて疑問を抱かざるを得ないのでございます。市民の皆様が最も望んでいらっしゃるであろう明るく住みよい調和のとれた、そして活気のあるわが郷土四日市の建設のためには、これからも積極的
に山積する大型事業を推進してゆかねばなりません。しかし、九月議会にて懸案でありました四日市市総合計画基本計画の説明を受けるわけですが、概して新鮮味に欠けるのではないかと指摘も一部で出ておりますとおり、こういった諸施策が硬直化する財政見直しから立案されておるとすれば、私たち市民にとって非常に遺憾と申さねばなりません。そこで、この際時期的にもちょうどよい一つの節でもありますので、お尋ねいたしたのでありますが、自主財源確保のための政策推進に見直しを立てておられるかどうか、私の意とするところをおくみ取りいただき、明確なるお答えをいただきたいと思うのでございます。

第二番目に、北勢公設地方卸売市場の経営状態という問題でございます。

開場以来営業期間はおおよそ六カ月を経過しようとしておりますが、営業実績は当初目標とされておりました数字までに至っておりません。ちなみに、四一七月青果、水産合わせて五十八億四千万となり、仮に季節変動的な要素があるものの、このまま推移したとすれば、かなりの目標ダウンを来す結果とならざるを得ません。六月議会でも市場の問題で発言があり、特に粉川議員からは運営上の問題が非常に詳しく指摘されておりますが、こういった点も足を引く張る要因の一つであることは事実でありまして、早期に円滑なる運営ができますよう市場議会におきましても対処すべき問題だと私自身考えております。

そこで、私は最も重要で基本的な問題といたしまして、市場の経営状態、すなわち卸売会社、中卸業者の経営状態がどうかであるかを突き詰めてみる必要があると思うわけであります。調査をしてみますと、全社とは申しませんが、予想をしておりましたより相当苦しくなっており、役員給与のカットまでに及び、事態は深刻と言わなければなりません。このような状態がずるずると長引くとすれば、つまるところ関係三市、すなわち四日市市、鈴鹿市、桑名市に対し支援を求められる結果になりはしないかと危惧するわけでございます。事態がそこまでに至らないよう最善の努力をしなければなりません。万が一にも不幸な状態となった場合、市場の問題で市の財政を圧迫することはないのか、管理者であられる市長のご所見をお聞かせいただければ幸いです。

次に、海岸線の地盤沈下についてご質問いたします。

災害は忘れたころにやってくる。思い起こせば大きな被害をもたらした伊勢湾台風からちょうど二十年目になります。被災者の方々へのご冥福をお祈りいたしますとともに、いま一度あの恐ろしかった被災状況を一人一人が頭を浮かべてみようではありませんか。その最も大きな原因は高潮にあったと思いますが、伊勢湾台風災害の後築造された防波堤、あるいはまた海岸線には強固な護岸が建設されてまいりましたが、以後地盤沈下が進み、一部地域では累積沈下量がメートルを超える地域も出ておる状況と伺っております。そこで、再度伊勢湾台風クラスが四日市を襲うことにならば、防災対策上どう影響するのか、このままでいいのか、地域住民の不安を解消する必要があるかと考えます。その点について、関係部長からご説明いただければ幸いです。

第四番目、地区市民センター建設の問題でございます。本件につきましては、質問が非常に多く出されておりますので、質問の内容を一点にしぼりたいと考えます。

六月議会で三輪助役が答弁されている中にその指定計画が述べられております。前年度四地区、引き続き本年度五地区を指定、計画としては今後二カ年をめどに全地区を指定すると申されておりますが、この計画について具体的に提示願えれば幸いです。

第一回目の質問をこれで終わります。

○副議長(訓覇也男君) 市長。

(市長(加藤寛嗣君)登壇)

○市長(加藤寛嗣君) まず第一点の、財政政策につきまして、将来の四日市の財政見通しというものが政策を推進するためにどういふふうに見ておるかというご質問というふうにご理解をいたしまして、お答えを申し上げます。

先ほどお話にありましたように、今年度は四日市市は財政力指数〇・九五七ということで、普通交付税の配分を国から受けるということになったわけでございますが、従来の行政水準を落とすということなく、今日の地方の時代にふさわしい地域社会づくりを進めていく上に関しまして、まずその財源、収入面をどういふふうに持っていかうかということでございますが、新しい財源ということになりますと、超過課税の適用あるいは法定外普通税の導入、使用料、手数料など受益者負担の適正化、あるいはもう少し根本的には、やはり地方税制度の抜本的な改正が必要ではないかというふうにご考えておるのでございまして、たとえば現行制度の中におきます非課税範囲の縮小あるいは課税範囲の拡大、あるいは交付税の交付率の引き上げ、さらには石油貯蔵設備立地対策等交付金の増額、あるいは重油関税の地方への還元というような課題があるのでございますが、これらの問題につきましては、すべて国で決められます制度にかかわる問題でございますので、今後あらゆる機会を通じまして、国の方に働きかけてまいりたいというふうにご考えております。ただ、根本的にこの四日市の財政力を強くしてまいりたいという上において必要なことは、やはり四日市市の経済力の基盤を強めていくということにならざるを得ないというふうにご考えておるのでございます。もちろんこのことは一年、二年というところで達成できるものではないと申しますが、四日市が今日まで不交付団体であったということについては、ずいぶん昔からの積み上げによって四日市市が不交付団体で今日まで来られたということでございますので、やはり相当の長い仕事になるのではないかと、そういった意味で四日市の産業構造の多様化を図

っていくという、多角化を図っていくというようなことが必要でございますし、さらに現在四日市市に立地をされております企業、あるいは地場産業と言われる種の産業を強めていくような施策を講じてまいらなければならないかというふうにご考えておるのでございます。私は、そういう意味で四日市の将来について、そう悲観をする必要はないんじゃないかということをご申し上げたのでございますが、私がそういうことを申し上げた大きな理由の一つに、四日市市の持ちますこの条件、地理的な条件というものがよその地区にはない有利な条件があるということでございます。たとえば港湾の設備なり、あるいは工業用水の問題なりというものをとってみますと、比較に出していいかどうかかわりませんが、よく四日市市などで言われております、たとえば夜城県の鹿島との比較において、だれに聞いても四日市の方がすぐれた条件があるという話を聞いております。したがって、私はそういった有利な条件があるから、これらに有効に活用をすることによって四日市市の経済的な基盤、ひいては財政的な基盤を強めていくことはできるといふふうにご考えておるのでございまして、そういった意味でそう先行きお先真っ暗だということではないんじゃないかなるかということをご申し上げてきたつもりでございます。

以上のような観点に立って収入面というものを、財政収入の強化を図っていく、さらにこの今日、先ほどご指摘にありました、借金財政ということでございますが、これも余り楽観的な見方をするわけにはまいらないというふうにご考えておられますし、これから私が数字を申し上げますと、おまえはそれで安心をしているんじゃないかというふうにお受け取りになられると困りますので、あらかじめその点はお断りしておきますが、公債費の一般会計に占める比率をとってみますと、四日市市と四日市市に似たような都市、類似団体の平均と、それから全国都市の平均をとってみますと、五十年で四日市市が五・三％、類似団体が八・九％、全国都市の平均が八・七％、五十一年度は四日市市が六・六％、類似団体が九・二％、全国都市の平均が九・八％、五十二年度は四日市市が七・〇％、類似団体が一〇・三％、全国都市平均で一〇・一となっております。五十三年度は四日市市が八・〇、まだ類似団体、全国都市の平均が出て

おりません。五十四年度の見込みが大体九・八でございますから、大体二年ぐらいつれていられるというのが実態でございます。私はそれだから安心をするということではなくて、やはりこの起債をするということに對しましては、歳出面におきます慎重な配慮が必要でございますので、そういった意味で歳出面においては、経費の節減ということが一層努力をいたしますとともに、長期的な展望に立って実施事業を計画的、重点的に施行してまいりたいということが必要ではないだろうかというふうに考えておるのでございます。そういった意味で新しい五カ年計画というものも立案をしてみたいということでございますので、この辺の中身については、後ほどご審議をいただきますときに恐憚のないご意見を承りまして、私どももできるだけ市民の皆様方のご意向というものを尊重して、今後しっかりと財政運営をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

第二番目の、北勢地方卸売市場につきましては、開設五カ月を経過いたしましたして、本格的な業務活動がようやく展開をされるとしておるのでございますが、実績は、先ほどご指摘がありましたとおり、青果物で量にいたしまして一万八千七百九十トン、金額にいたしまして二十八億七千五百万円、水産で量にいたしまして四千八百五十五トン、金額にいたしまして二十九億六千四百万円ということでございますので、約双方で五十八億四千万円ということになります。これは旧来の市場の取扱実績に比較をいたしますと、青果物で二三％、水産で三六％、平均いたしますと約三〇％の増加ということになっております。開業初年度の取扱目標といたしましては、大体年額二百億円の想定をいたしておりましたので、ほぼその目標は達成をされるというふうに考えておりますが、さらに今後取扱量の拡大を図って、名実ともにこの北勢地域の青鮮食料品の拠点となるというように持っていかなばならないわけでございますけれども、市場業務に当たります卸売会社、中卸会社、あるいは買受人等関係者の努力と協力が絶対に必要なことでございます。特に卸売会社というのは非常に公共性の強い位置づけがなされておりました、いろいろな規制があるわけでございます。市場の発展いかんは卸売会社の動向とその姿勢のあり方によって左右されるとまで言われ

ておるのでございますが、新しい市場の荷受機関としての卸売市場としての努力が、卸売会社としての努力が私はまだまだ必要ではないだろうか、集荷を大量に、しかも円滑に、安定的な価格で供給をするという任務があるわけでございます。そのためには、産地からの出荷業者等からの信用を確立すると、そして実績を上げるにはかなりな期間がかかると思います。したがって、経営には大変な困難があるのでございまして、先進市場の例などから見ましても、いろいろとこの軌道に乗りますまでには時間がかかっているようでございます。卸売会社自体の合理化あるいは業務改善ということが私は必要ではないかと思うのでございまして、この点に關しましては、今後組合議会並びに市場運営協議会のご意見を承りながら指導をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

さらに、市財政にどういふ影響を及ぼすのかということでございますが、建設費やすべてを含めまして七十一億四千万ばかりかかっております。このうち国や県からの助成金が十七億五千二百万、それから地方債が五十三億六千四百万円、三市の分担が一千八百万円というふうになっておるのでございます。この地方債については、市場収入と三市の分担金により、今後二十一年間で償還をしていくということでございますが、その元利償還金を含めました市場組合に對する本市の分担金につきましては、市場において行われます今後の取扱の量によって左右をされるわけでございます。現在の時点では、ピーク時で、昭和五十六年度でございますが、おおむね三億五千万円程度になるものというふうに考えておりますが、今後できるだけ業務の拡大、発展を図りまして、市財政に余り大きな負担をかけないよう努力をしてまいりたいというふうに思っております。この点よろしく、また、議会の方ともご相談を申し上げながらとり進めてまいりたいと思っておりますので、お願いを申し上げます。

三点、四点については、それぞれ担当部長の方からお答えを申し上げます。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 海岸線の地盤沈下対策についてお答えいたします。

四日市市内の海岸堤防は、県及び四日市港管理組合の管理になるものが大半でございまして、市管理海岸堤防といましては、磯津の一部分であります。しかし、これらにつきましては、伊勢湾台風後にそれぞれ整備されてまいりましたが、その後の地盤沈下の状態は、県生活環境部の観測によりますと、昭和三十六年から五十三年十一月現在までに、観測点は百カ所ほど市内にあるわけでございますが、北部の方の川越町海岸堤防で十二・六七センチ、霞ヶ浦町で十二・三四センチ、磯津漁港で十・二七センチの沈下をいたしております。が、その後海岸前面には霞等埋立て、あるいは防波堤等の建設がなされておるわけでございますが、これらを踏まえた上で、それぞれの管理者でこれから検討を加え、改修の必要がありますれば、各管理者において対応されるよう努力する所存でございます。どうかよろしく願います。

○副議長（訓覇也男君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 地区市民センターの指定についてお答えをさせていただきます。

ご指摘のように、現在まで九地区を指定させていただいております。

なお、指定につきましては、現在教育委員会の方と調整中でございますけれども、でき得れば来年度ぐらいには全地区を指定したいと、このように考えておるわけでございます。

なお、地区市民センターの整備計画につきましては、順次年度計画に基づきまして整備をしてまいりたいと、できるだけ新五カ年計画の中ですね、検討をさせていただきたいと、このように思っております。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君）

〔永田正巳君登壇〕

永田正巳君。

○永田正巳君 どうもありがとうございます。

財政政策につきましてでございますが、非常に転機と申しますか、时期的にもちょうどよい機会でございます。市長はここで非常に勇気と決断を持って市政を推進していただくよう強く要望するものでございます。それに対して協力を惜しむものではございません。本当にありがとうございます。

市場につきましては、私も担当する一議員といたしまして、見通しを述べていただきまして、そのようにひとつ運営していただきたいと、こう思うものでございます。

海岸線の地盤につきまして、建設部長からお話がありましたとおり、とにかく住民の不安がつきまともなく、安心して生活ができますように一日も早く検討していただき、ご配慮いただければと考えております。

地区市民センターにつきまして、具体的な計画がございましたら、ひとつここでお聞かせいただければ幸いかと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（訓覇也男君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 新五カ年計画の中では、大体個所数は予算の検討上挙げておりますけれども、具体的にどの地区をやるかどうかについては、まだ最終的に決定をいたしておりません。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

午後二時八分再開

○副議長（訓覇也男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 財政問題についてお尋ねをいたします。

四日市は昭和二十九年に地方交付税制度が発足して以来、一度と交付団体になったことのない、全国でも富裕な都市でありました。しかし、ここ二、三年いつかは交付団体になるだろうと、理事者も私たちも感じていました。そして、ことはまだ一・〇〇一ぐらいで不交付団体にとどまっているだろうと思っていましたし、六月の私の質問に対して、財政部長は一・〇〇五から一・〇一あたりで落ち着くだろうとの推測をされておられました。

しかし、八月二十五日の新聞を見てびっくりいたしました。部長も答弁された時点では答えにくいとおっしゃっておられましたし、あくまで試算ということでしたので、ここでその答弁についてどうのこうのとおっしゃってはごさいません。ご安心いただきまして、議案説明、記者会見等で市長は、石油ショック以来長期化した不況に基づく税収入の伸び悩み、償却資産税の伸びのないこと等の反面、住民のニーズにこたえるための財政需要の増高あるいは公共事業の積極的な推進に伴う公債費の増大が、交付団体となった主たる要因であるということですが、それについてお尋ねしたいと思います。

一つには、交付団体と不交付団体の場合、行政的に何か違う点がありましたら、お尋ねしたいと思います。行政推進上の制約といったものはあるのでしょうか。

また、五十四年度の基準財政需要額と基準財政収入額についてご説明していただきたいと思えます。そして、本年度の交付額六億八百余万円の算定基準がどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。補助金と同じと見てよいのでしょうか。現行の地方交付税制度についてどう思われているかをお尋ねしておきたいと思えます。

続きまして、昭和五十四年度版四日市市清掃事業の概要の初めに「清掃事業は清潔で住みよい日常の生活環境を確保するために、一日としてゆるがせない重要な事業であります」という文に始まり、「省資源、省エネルギーが強く叫ばれている今日、廃棄物問題を真剣に見直さねばなりません」とつづり、「本市においても新たな時代の要請にこたえるため、事業の効率化を初め、廃棄物の減量、処理の適正化、再利用、資源化の促進等に積極的に取り組むとともに、市民に対しても一層精力的に働きかけ、その理解と協力を得て美しい町づくりを推進したい考えであります」と締めくくっております。全くそのとおりであります。

しかし、今日の清掃行政を見る限り、自分勝手なことばかりおっしゃって言いたくないのが現状であります。まず第一に、市民に対して一層精力的に働きかけとは、北部埋立処分場と同様南部埋立処分場を開設するために、その関連する地域住民に対して甘言を言ってきただけに過ぎないように感じられるのであります。八月一日から南部埋立場への廃棄処分が始まったにもかかわらず、一カ月以上もたった今日、いまだ多くの条件が満たされていないこととであります。北部処分場において幾多の経験と残務処理があり、地域住民より厳しく非難を受けたにもかかわらず、またかと言いたくなるような状況であります。四郷地区、特に笹川地区そして桜地区における約束は市だけで解決できる問題ではありませんが、条件として出され、約束されたわけでありますから、それこそ精力的に働きかけるなり、市独自でやれる方法はないかとの検討をし、時間を多く持って住民に経過報告をすべきであると思われてなりません。他の部課とも言えることではありますが、行政が発した約束はきちんと果たしていただきたいと思えます。

次に、昨年十月より、再生可能物の粗大不燃ごみの分別収集を全市的に実施されたわけですが、この点についても多くの約束事を説明会で出されたようですが、実現の方向にはほど遠いようであります。

具体的な一つには、県のリサイクルセンターがあつた地域の人たちに大変な問題になっておることとあります。現業分野の人たちは本当によくやっているわけですが、デスクワークにある職員ももっと市内のすみずみまで見て歩き、

大きな事業の交渉のためにのみ市民の皆さんに積極的に働きかけるといふことじゃなく、常日ごろから心がけていた
だきたいものであります。

さて、もう少し具体的な質問に入りたいと思いますが、先ほども申しましたが、八月一日より南部埋立処分場が開
始されたわけですが、笹川通りを西に真っすぐ高花通りを通り抜ける車をよく見かけますが、この点について、業者
に指導コースを走るようもう一度確認していただきたいと思えます。なお、開始以来の利用状況をご説明していただ
きたいと思えます。また、処分場の近くの山で民間業者が保健所の許可をとって処分場を開設しているようですが、
現在どのようなものを捨てているか、わかっているか、お答えいただきたいと思えます。

なお、大矢知地内には保健所の許可をとらず埋立処分、焼却処分を行っている業者についても、お答えいただきたい
と思えます。また、その焼却処分を行っている業者が、三重県公害防止条例第三十四条に違反していないかもお尋
ねしておきたいと思えます。民間のことだけに、捨てられる物について両地区とも住民の皆さんは二次公害を非常に
おそれているような状況であります。そして両業者とも、市の処分場が二トン車二千五百円にもかかわらず二千円と
格安なため、捨てる業者の皆さんは非常に喜んでおられます。施設費に多くの予算がかかったために、市の方が高く
なっているのでしょうか。この点についてどうかご説明をいただきたいと思えます。

続いて、昨年から始まった分別収集の成果について、出ておりましたらお尋ねいたしたいと思います。現在の四日
市の行っている分別収集では、余りに市民側のみ労が多く報われることがないような気がしてなりません。全国的
に多くの他都市を調べてみますと、はっきりと再資源に伴う利潤の住民への還元を打ち出している市が増大しており
ます。それぞれの市によっていろいろな方法がとられているようですが、四日市においても考えられてはいるかがな
のでしょうか。シャレではありませんが、ゴミニティイから市長の市政運営上重要な柱となっているコミュニティー
が充実、省資源にも役立つのではないのでしょうか。

次に、ごみ集積場設置場所について、全市的に多くの問題があるようであります。西阿倉川地区では設置場所がな
いとか、笹川では坂が多く、置いてすぐ後、雨が降るとごみが動いていくとか聞かれます。この際、この点につい
ても他都市で多く見られるように、ごみ集積場を新設する場合助成してみたらいかがでしょうか。そうすれば車のど
んどん走っているような危険な場所や置いたごみが崩れて、ごみの廃棄場と化しているごみ集積場が周囲の環境と調和
するようになるのではないのでしょうか。また、資源ごみ集積場は市が設置してみたらいかがかと思えます。

次に、粗大ごみについてありますが、処理に手をやくほどいろいろなものが一挙に出され、各自治会とも役員が
数人出て整理に大わらわな姿をよく見かけます。細分化した品目的方法にしてみたらどうかと思えます。たとえば秋
田市のように、六、七月は木工製品、陶器、寝具類。七、八月流し台、ガスレンジ、自転車など金属類。九月には洗
たく機、ステレオなど家電品といったぐあいです。

最後に、空きかんに的をしばってお尋ねいたしますが、通産省が来年度から実施しようとしている空きかんの選別
プレス機設置都市として立候補して、道路や公園に捨てられた空きかん回収をしたらと思うのですが、いかがでござ
いましょうか。各地のボランティアに頼んで集めてもらった空きかんの回収を、自治体が焼却場まで運び、国とメーカーが
設置した選別プレス機でつぶして業者に引き渡すが、業者はアルミかん十個につき約十五円をボランティア活動に還
元するという仕組みらしいのですが、いかがでございましょうか。

このようにごみについては本当に多くの問題があり、積極的に取り組めばいすの暖まる暇のない先の長い行政課題
であります。市民へのPRにいたしましたも、姫路市ではここにございますように、小学校四年生の社会科副読本と
して、教育委員会と組んでりっぱな資料を作成しております。他都市でも、子供の口から親に訴える方式からか、小
学生に資料やチラシを作成したりして呼びかけております。

本市にあつては、まだまだといった感がぬぐえませんが、こんなのにのんびりしていいのかと、本当に考えさせら

れます。これがその資料でございますので、またお見せいたします。いまこそ行政も市民も一体となって、このごみ問題に取り組みべきではないかと考えます。

三つ目に、防災行事の事故補償についてお尋ねしたいんでありますが、先般九月一日に大々的な防災行事が行われました。その行事に参加された皆さん方が事故に遭った場合の補償制度について、主催者側であった市当局はどのように考えているかをお尋ねしたいと思います。

それから自主防災組織が二、三つくらわれているようですが、これも他都市で見られるように、自主防災組織消耗品としてヘルメット、腕章、メガホン、担架、救急箱、懐中電灯等の設置、給与についてどのようにお考えになられているか。また、避難表示板設置について、今後される意図があるかどうかをお尋ねしておきたいと思えます。

これにて第一回の質問を終わります。

○副議長（訓覇也男君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答え申し上げます。

財政力指数につきまして、六月議会におきまして川口議員のご質問に対しましてお答えいたしました見通しにつきまして、ただいまお許しをいただくお言葉をいただいたわけでございますが、私といたしましては身の細る思いをいたしておるわけでございまして、その予測と申しますか、見通しの甘さにつきまして改めておわびを申し上げる次第でございます。

ご質問にございました、交付団体になったことについて行政的に制約があるのかどうかということでございますが、これは直ちには制約はございません。

それから第二点目の基準財政需要額並びに収入額の算定方法を説明せよということでございますが、これにつきま

して若干説明をさせていただきますと思います。

もうすでにご承知のとおり、本議会の冒頭におきましても市長の提案説明にございましたように、この制度につきましては全国三千三百有余のそれぞれ規模、財政力、人口は千差万別でございますが、そういった地方公共団体に住んでおられます住民の間に、富裕団体と貧弱団体ということから行政水準に不均衡があつてはいけないと。これを不均衡のないように財源を再配分すると。国が市町村、地方、国を合わせての総税額のうち三分の二を現在といたしましては国税として持つていっておるわけでございますが、ただいま申し上げましたような富裕団体と貧弱団体との格差を埋めるといふことで、そのうちの相当部分を配分することを目的としておるのが地方交付税制度でございますが、その基準財政需要額並びに収入額の算定方法は非常に複雑でございます。これを詳しくご説明申し上げますが、非常に時間がかかるわけでございますが、簡単に説明をさせていただきますと思います。

まず、基準財政需要額の算定方法でございますが、これは各行政項目、たとえば土木、教育、そういった行政項目ごとに単位費用を掛ける。測定単位の数値掛ける補正係数と、こういう算式で計算したものの合算額と、簡単に申し上げるとこういうことになるわけでございますが、さらに若干ご説明申し上げますと、基準財政需要額につきましては消防費、土木費、教育費、厚生労働費、産業経費並びにその他行政費、こういう区分がなされておるわけでございますが、この区分に従いましてそれぞれ経常経費と投資的経費にわけて算定をしておりますが、さらに災害復旧債それから公害対策事業債、こういった市債を初め、地方税減収補てん債及び財源対策債、こういった地方債の元利償還金、公債費と申しておりますが、この地方債の元利償還金を加算した総額をいうものでございます。その積算の方法といたしましては、先ほど申し上げましたように、各行政費目ごとに測定単位の数値に補正係数を掛け、さらに単位費用を掛け合せて算出すると、こういう仕組みになっておるわけでございます。

測定単位につきまして若干ご説明申し上げますと、これは非常に正確で精緻なもので、客観的に公平なものでござ

いまして、たとえば人口あるいは学校数、学級数等の各費目に一番適した単価が使われておるわけでございます。

それから単位費用と申しますのは標準団体、これは都道府県の場合におきましては人口百七十万人の団体を標準といたしております。市町村におきましては十万人の団体を標準団体と想定いたしましたして、各地方団体の決算、地方財政計画、その他をもって理論計算ではじかれて出てまいるものでございます。

しかしながら、これだけでは不十分でございますので、先ほど申し上げましたように、全国の地方団体にはそれぞれいろいろな事情がございまして、格差がございまして、規模の格差、財政力の格差、その他のいろいろな条件がございまして、その条件の差を補うために補正係数を用いるわけでございます。この補正係数にも幾つかの種類がございしますが、たとえば寒冷地補正、人口急増補正あるいは急減補正、こういった都市の態様補正、こういった補正をいたすわけでございます。

以上が非常にはしよって申し上げました基準財政需要額の算定の概要でございますが、こうして算定されました基準財政需要額につきましては、これは実際に各地方団体が必要とする財政需要額ではございませんので、あくまでも地方交付税制度の中で算定されます需要額につきましては、客観的に算定されたあるべき財政需要額を目標としたものでございます。

簡単でございますが、以上で財政需要額の算定方法を終わらせていただきたいと思います。特に一番問題でございます教育費あるいは土木費等につきまして、詳細にご説明申し上げておりますと非常に時間がかかりますので、これらにつきましては後日の機会がございましたらまたご説明をさせていただくことにいたしまして、次に基準財政収入額の算定方法についてでございます。

これにつきましては、算定すべき収入科目、ご存じのような市税の税目がたくさんあるわけでございますが、そのうち除かれるものにつきましては目的税、都市計画税それから入湯税、こういったものでございますが、これは除いて計算をいたします。で、一番大きなものにつきましては、やはり法人、個人を対象にいたします市民税でございます。それから次にはご承知の固定資産税でございます。さらに地方譲与税につきましては収入額を全額見込むと、こういうことになっておりまして、そういう基礎で算定をいたすわけでございますが、これにつきましては国といたしましても各団体間の公平を図ることがこの法律の趣旨でございますので、算定に当たっては公信力のある統計資料及び課税実績等を十分勘案して算定をします、こういうことになっておるわけでございますが、もちろんその計算に当たりましたの採用する税率は、標準税率を採用いたしております。都道府県にありましてはその八〇％、市町村にありましては七五％を掛けました基準税率で算定をいたすわけでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、財政需要額のところでも申し上げましたように、その年度に収入を見込める実際額ではございませんので、地方交付税の中で定められております考え方、すなわち得られるべき収入額を目標としたものであるわけでございます。このようにいたしまして、基準財政需要額及び基準財政収入額が算定をされて、その結果需要額が収入額を上回る額が交付基準額となるわけでございます。

さらに、つけ加えますと、この交付基準額そのものをもらえらるわけではございませんので、国が計算をいたしますのは所得税、法人税それから酒税、この三税の三二％を想定するわけでございますが、その想定された額と全国から上がってまいりました各団体の財源不足額が一致すれば、ぴったり一致するということはこれはあり得ないこととございまして、やはり一致をいたしませんので、その場合には調整率を掛けて若干減ってくる、あるいはふえるということもあり得るわけでございますが、実際には減ってまいるわけでございます。

こういう仕組みになっておるわけでございますが、本年度分の本市の場合を申し上げますと、基準財政需要額は経常経費分といたしまして、百億四千四百三十九万五千円、投資的経費分といたしまして三十五億六百五十七万七千円、その他の需要額といたしまして九億五百十七万三千円、合計需要額といたしましては百四十四億五千六百十四万五千

円と最終的になったわけでございます。これに對しまして財政収入額でございますが、百三十八億二千九百七十三万二千円となりました。差し引き、交付基準額につきましては六億二千六百四十一万三千円ということでございますが、先ほど申し上げました調整率を掛けて、この調整率は〇・〇〇一二六一三と非常に小さい数字ではございますが、この調整率を掛けた結果、実際に本市が本年度交付される額といたしましては六億八百七十九万九千円となったのでございます。

以上で、基準財政需要額及び収入額の算定方法と本年度の六億八百万につきましの算定基準、これのお答えとさせていただきます。

それからこの普通交付税につきまして補助金と見ていいのかと、こういうご質問でございますが、これはお説のとおり補助金と見て差し支えないものと私は考えるわけでございます。と申しますのは、補助金にもいろいろございまして、ひもつきの補助金がほとんどでございますが、この交付税につきましては、全くひもがついてございません。何に使ってもよろしいと、こういうことでございます。

それから制度についてどう思うかというご質問でございますが、現在の地方交付税制度につきましては、趣旨それからその総額等、先ほど申し上げましたようなとおりでございますが、所得税、法人税、酒税の三二%が交付財源になっておるわけでございまして、さらにそのうち普通交付税といたしましては九四%をこれに充てると、こういうことになっておりました。残りの六%が本市もすでに毎年もらっております特別交付税の財源になるわけでございますが、従来からこの制度についていろいろ全国から要望が出ておりますのは、この三二%をもっと上げてほしいと。その前の数字はちょっと忘れましたが、数年前に三二%に引き上げられたのでございますが、この交付税の総量がこの三二%で決まっておりますので、これをもっと上げてほしいという要望が非常に強く出ておるわけでございますが、従来は私も不交付団体でございましたので余り関心を持ってなかったわけでございますが、こうなっておりますが、

た以上、やはりこの制度につきましの交付税率、交付額の総額をぜひ上げてもらいたい。先ほど市長の答弁にもありましたように、財源拡充の一つの手段といたしまして、これの税率の引上げにつきましてもあらゆる機会を通じまして努力を重ねてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

さらに、現在この三税が地方交付税の財源になっておるわけでございますが、国が徴収しております税には、そのほか幾つかの有力財源があるわけでございますので、そういった財源につきましても交付税の算定税目の中に入れてほしいと、そういった運動につきましても強力に進めてまいりたいと存じます。以上でご答弁終わらせていただきます。

○副議長（訓覇也男君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 清掃問題についてお答え申し上げます。ご質問に對してお答えが相前後するかもわかりませんが、その点ご了承を賜りたいと思っております。

まず、北部埋立処分場におきます環境整備が、当初よりかなり遅れていることは申しわけございませんが、現在県道の拡幅が行われております。また、流末水路の整備も来年度で完了する予定であります。南部埋立場につきましても、地元の要望につきまして逐次実施している現状でありまして、ほぼ予定どおり進捗しているものと、これは考えっております。

次に、ご質問の点の第一点でございますが、進入路の点でございます。現在南部埋立場に搬入車両は、八月分で三千三百九十二台、トン数といたしまして三千三百四十九トンで、一日平均百四十台が搬入されております。搬入道路は子西八王子線から西日野十九号線を経由いたしましてミルクロードへ、それから県道四日市土山線から平尾茶屋町線を経由いたしまして、いずれもミルクロードに入る南北二線を搬入道路として設定しておるわけでございますが、

北側からの進入につきましては、ミルクロードが菰野町の宿野から湯ノ山線に近く接続いたしますので、その利用を願います。

埋立処分場の設置に伴いまして、交通量の増加に対処するために、信号機、横断歩道の設置等を県公安委員会に要望して、現在までに信号機が二カ所、横断歩道が三カ所設置されておりますが、地元からの要望につきましてはまだ実現してないところが若干ございますので、来年度以降県の方に対して、予算的にも組み入れていただくよう、要望してまいりたいと思っております。

次に、廃棄物の民間処分の問題でございますが、最近残土処分も兼ねまして、小規模な土地の埋立てが、市内で見られております。ご指摘の桜町の埋立場につきましては、昨年の八月山木組という業者が陶磁器くずやガラスくずの埋立てを行うということでのそれぞれの許可を県から受けまして処理しているものでありまして、中には古木材等対象外の廃棄物が処分されておる現状でございますので、保健所で指導し、すでにこれは改善されております。始末書も取り、許可範囲内の物以外は受け入れないことということで、業者に指示しております。

また、大矢知町にございますのは、これは川越建材が以前から土砂採集場としてとってあった跡を復元するために、残土処理を兼ねた埋立てをしているわけでございまして、建設廃材を一応いま現在入れておるわけでございますが、お尋ねの県公害防止条例に基づきます屋外燃焼行為の制限の中には、これは規則でうたっておるわけでございますが、規則で定める物質はゴムそれからタール及びピッチ、皮、合成樹脂、衣類、塗料、合成繊維及び家畜のふん尿というふうになっておりますので、材木だけを焼く場合には許可の制限外だと言われると思っております。

次に、ごみの分別収集につきましては、最近ご承知のように家庭ごみはふえ続けてまいっておりますが、昨年あたりから若干鈍化しておるようでございます。しかし、粗大ごみとか電化製品とか、いわゆる焼却に不適當なものが増加しておりますので、ご承知のように昨年十月からごみの収集方法を改善いたしましたして、市民の協力を得て分別収集の徹底と資源化を行いまして、ごみの再生ルートへの移行によるごみの減量化と収集効率の向上を図ってまいったわけでございます。

一年近く経過した現在、およそ三分の一の地区では、一応スムーズに効率よくいっておりますが、若干まだ徹底してないところがございます。これにつきましては、今後とも各地域のご協力を得まして逐次解決していきたいと思っております。

ごみの終末処理の状況でございますが、五十三年度で焼却処理いたしましたのが約四万六千トン、埋立てが六万九千、約七万トンでございます。そのうち再生利用いたしましたのが二千五百トンでございます。このうち金物類が約九百トン、ビン・ガラス類が千二百トン、紙類が三百五十トン、布類が五十トンでございます。

こうしたごみの問題につきましては、ご指摘のように地域の生活環境の浄化のために、運搬意識が最近生まれ始めてまいっておりますが、まだまだ徹底してない地域がございますので、今後先ほど申し上げましたように、一つ一つ解決していききたいと思っております。

なお、こうした市民からの協力の中で、資源化のごみ回収の見返りについては回収量の問題とか、スクラップ価格の変動等がありますので、今後の趨向を見ながら適切な措置を業者にも指示していききたいというふうに考えております。

次に、収集方法の点でございますが、ご指摘のように収集はいま現在四日市地域全体で約七千八百カ所の集積場所があります。粗大ごみが約八百五十カ所ございますが、そういうところで集積しておるわけでございまして、迷惑施設だということでなかなか近くのところへ置かしていただけないところもございまして、地元の協力を得ましては一応スムーズに行っておるわけでございますが、ご指摘のような助成につきましては、今後の研究課題として考えていきたいというふうに思っております。

また、空きかんの処理につきましてご提案がございましたが、この点につきましても十分今後研究いたしまして、でき得る限り実現に努力してまいりたいと思っております。今後はご指摘がございましたように、事務処理についても迅速、的確に適應してまいりますので、よろしくご鞭撻を賜りたいと思っております。

○副議長（訓覇也男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君） 登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ご質問いただきました第三点の防災対策について、消防関係の事柄をご答弁させていただきます。

第一点の、九月一日の防災訓練に参加された一般市民の方々への受傷された場合の損害補償措置は、どのようにしておるかということでございます。さらに、その考え方について答えよと、こういうことでございますが、九月一日に参加いただきました消防職員、それから消防団以外の方々につきましては、こういった意味合いでの補償措置は何も講じてございません。従来、出初め式でございますとか、その他の防災訓練等でその種の措置は講じた場合があるんでございますが、九月一日の場合はそのようなことになっております。

この問題についての考え方でございますが、この問題大変大きく取り上げられておりまして、私も全国の消防長で組織しております全国消防長会というのがございますが、本年初めから消防職員、消防団員、これ以外の人が消防訓練、防災訓練に参加して被害を受けた場合の損害補償をどうするかということで、種々検討がなされたのでございますが、大変むずかしい問題がございまして、一応専門委員会へゆだねるということで、消防長会の中にあります厚生委員会というのがございますが、それにゆだねまして答えを出してもらおうと、こういうことになっております。

その論点を一、二紹介してみますと、一つは消防団員の補償措置、これに準ずるような法制的な措置がとれないものだろうかということが一つでございます。それからもう一つは、一般の損害保険制度による方がいいのか、悪いのかということ。それからもう一つはその他にもっと適切な方法があるのではなかるか。この三つが議論の中心になっております。

先進他都市の状況をご紹介申し上げますと、一部保険に頼っておるところがあるようでございますが、まだ一般的には私どもが九月一日にとりましたような措置で推移して、消防長会の結論を待つておるといのが実態でございます。

九月一日の訓練におきましてそのような措置をとりました私どもの立場は、先般六月に、後で話が出ますが自主防災組織が発足いたしました、このときに、損害補償については十分に考えておけという市長の強い指示を受けております。それでいろいろ検討を重ねまして、どうするかということで考えておったのでございますが、範囲の問題、自主防災隊の方だけに限るか、あるいは九月一日の場合でございますと諏訪商店街の皆さん方、避難訓練等に從事していただく方まで及ぼすか、さらには、あの地域の人全体にまで及ぼすかというような範囲の問題。さらには受傷、けががされた場合の範囲がどの範囲まで及ぶのかということや、さらには、保険制度の問題の中にいろんな種類の保険がございます。どれが一番いいのかということや迷ってしましまして、結局九月一日にはその結論が間に合わなくて何もできなかったと、こういうことでございます。申し上げましたように、強い指示もございましてので早急に結論を出しまして、今後市民の方が安心して訓練に参加していただけるようにしてまいりたいと、かように思っております。

次に、自主防災組織の装備でございますが、自主防災組織、ご案内のように昭和五十三年度において塩浜、浜田、港、三地域に三隊結成されました。これは人家の密集した地域に百トン水槽を設置いたしまして、その周辺直径三百メートルの範囲に及ぶ皆さん方の参加を得て防災隊をつくる。その防災隊の装備といたしましては、第一に可搬式の動力ポンプであります。持ち運びのきくポンプ、それから隊旗、ヘルメット、外とう、メガホン、担架、懐中電灯、

救急箱、長ぐつといったようなものを支給させていただいております。

さらに、自主防災組織の今後の計画でございますが、昭和五十四年度を初年度といたします新五カ年計画におきまして、年五隊ずつ人家密集地域を対象につくっていただく。最終的には五カ年計画で二十五、昨年の三隊を合わせまして二十八になるかと思いますが、そういった計画を進めておりますので、よろしくご理解をちょうだいしたいと思います。

○副議長（訓覇也男君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 自主防災組織の問題につきましては、消防長から耐震防火水槽関連としてお答えをいただきます。

さらに、海岸地帯全体にわたりまして自主防災組織づくりをしていこうということで、本年度予算措置も完了いたしております。ほんのわずかでございますが補助措置等を考えておりますので、そういう中でも強化策を考えてもらいたいというふうに考えております。

なお、避難場所の問題でございますが、案内板をするかどうかということでございます。当初から申し上げておりますように、本年は防災手帳の交付あるいは防災地図の作成というようなことを申し上げてまいっておりますが、地図の方はでき上がっておりますが、実は防災手帳の方が交付ができております。その中にも当然考えていかなければならないというふうには考えておりますが、防災地図を作成いたしましたして現在避難場所、一時避難あるいは収容避難も含めまして避難場所の見直し等を実施をいたしております。そういう中で防災計画を全体の修正を加えて、今後は処置をしていきたいというふうに考えております。

ただ、周知の方法として市街地にそれぞれ案内板を設置しておる都市等もございしますが、できれば本年度は防災手帳交付とあわせて市民に周知徹底をしていきたいというふうな考え方でおります。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 どうもありがとうございます。

まず、交付税についてでございますけれども、制約がないということですが、結局は経常経費、投資的経費をふやしていくことによって交付税というものは上がってくるわけですから、そういった作為的いろいろなものをつくっていったりすることによって相談していくのが自治省であろうし、自治省あたりとのつながりが非常に強くなって自治省の制約がつく。また、やさしい言葉で言えば真の地方自治を失っていくというような感がしてならないわけですが、そういった点についてはどうなんですかね。

それからよく交付税をもらうということによって問題になるのが、収入をアップしていく。それからいろんな経費を監視し、厳しい使い方をしていこうということが争点となってくるわけですが、考え方によっては、基準財政需要額がナショナルミニマムというか、日本を平均的なレベルに見てその価値、そのぐらいまで四日市がどのぐらい来ているんだと。この辺のものはこういうふうにいった方が、こういうものは今まで市長の人气とりで出過ぎていんじゃないかとか、いろんな削り方によってそれこそ行政の見直しをしていくということもあり得てしかるべきのような気がするんですが、そういったことはどうでしょうか。

それから交付率を引き上げていくように運動していくこととありますが、需要額を引き上げていくよりも、現代の交付税制度によると単位費用を引き上げていく運動をしていった方がいいというような議論も出ているわけなんです。その点についてはやっぱり全国市長会あたりで運動していただくということは、いかがなものでございましょうか。

それからごみの問題でございますが、部長たびたび協力を、協力をしてということでありますが、住民に対して協力するのはいいんですが、いろんな約束を守ってくれないのになぜ協力をするんだというのが住民感情でありまして、ですから一方的協力を押しつけても住民はなかなかついてこないわけですから、そういうあたりにもう少し心のある協力の訴え方をさせていただきたいと思えますし、いま申しましたように、約束をした以上守っていたかなければ非常に協力もむずかしくなってくるんじゃないかという気がいたします。

それから答弁の中で二千円の件と二千五百円の件が落とされているわけですが、その点をもう一度再答弁していただきたいと思えます。

それからゴミニティーということで、地域問題に関連してごみ行政も取り上げたわけがありますが、結局地域によっては自治会だけでなかなかそういうごみをやっていくことはむずかしいわけですし、婦人会、子供会等を通じて自主的ごみ対策集団というか、そういうものを協議していくようなものを早急に行政指導するなりして、これは清掃管理課一課の問題ではなく、一階の地域振興課との連携を持ってやっていってしかるべき問題ではなからうかと思えますので、そういった意味においても、今後のごみ行政というものはひとり清掃管理課内に座っているということだけでとどまらず、各課へいろいろな連携プレーをして、またそれこそ心のある協力を訴えてやっていっていただかなければ進んでいかなぬような気がするわけがあります。

そういった意味で、答弁の中で落とした件とそれから交付税についての私の考え方について、もし何かございましたらお答えをいただきたいと思えます。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 交付税制度についてお答えをいたします。

先ほど財政部長は、補助金と全く変わらぬという、補助金のようなものだという説明がありました。それは使い方について財政部長は言ったものだというふうには私は理解をいたしております。これはあくまでも税金でございます。国、国税三税、所得税、酒税、法人税、三税に一定の率を、三三〇というものを掛けたものを全体の交付税の枠とするわけでございます。そして財政力の強い団体、弱い団体がありますので、その辺のバランスをとる意味で交付税というものを決めておる。むしろ私は交付税というものは使い方というよりも、その都市の標準の行政需要に対する税収入がどうかということを見て配分をされているものだというふうには考えております。したがって、私は交付税制度そのもののよしあしは別といたしまして、先ほどお話にありました行政単価のアップということについては、これは個々別々のたとえば学校でありますとか、あるいは道路でありますとか、そういう個々別々の行政需要に対する単価を補助要綱の中で国が決めておるということでございますから、その単価アップをお願いに行くことは、これは現状の制度からいけばやらなければならぬことでございますが、本来言って地方自治のためまえからいけば、むしろそういった補助金よりも税を増額してもらおうことの方が、本来的に言えば地方自治体の行き方ではないだろうか。私はかように考えておるのでございまして、交付税アップについては、したがってその税率アップについては国の方に強く要請をしてみたいと、かように思っております。

〔私語する者あり〕

○市長（加藤寛嗣君） 訂正をいたします。

単位費用のアップという言葉だそうでございます。私は単価アップということを使ったのでございまして、単位費用のアップということになりますと、当然それはアップをしてもらった方が、税率の問題でバランスがとれなくなってくるから結構だと思っておりますが、いずれにしても交付税というものはあくまでも税金である。したがって、われわれは自主的にこれをどう使おうと自治省の制約を受けるものではないと、かように考えております。

○副議長（訓覇也男君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） ご答弁を落としまして申しわけございません。

現在、ご指摘のように一キロから二キログラムの車両一両につき二千五百円ということですが、先ほどもご説明申しましたように、桜地区につきましては陶磁器くず、ガラスくず、瓦れきというようにゆる埋立て用だけの許可でございます。私の方は粗大ごみでございまして、終末処理、排水処理をしなければならぬものまでも混在して処理しておりますので、その設置費用が、ごらんになったと思えますけど、排水処理施設が相当機具もかさんでおりますし、それをプールした考え方で値段を決定してございますので、失礼でございますけども、決して高いというふうな考え方はしておりませんので、ご了承を賜りたいと思います。

○副議長（訓覇也男君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 本年示されました自治省の財政力指数というんですかね、そういった計算については妥当だということ、当然六億何万については四日市もそういう金額だろうということ、いただいたわけでありませうけれども、やっぱりその需要を經常経費に持っていくか、投資的経費に持っていくかによって少々変わってくるということはあるわけですから、そういう持っていく方のことそれから収入を見て決めるということに市長はおっしゃっておられるわけですから、収入の決まってくるのが非常に遅いわけですから、それまでに自治省に対して書類を提出していくということになると、四日市に中央に直結するようなそういう情報網をどうしても持っていかなきゃならないという気がするわけでありませうけど、まだまだこの交付税については非常にむずかしい問題でありますので、私ども今後は

勉強してまいりますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

○副議長（訓覇也男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ちょっといま經常経費云々というような、費用の内容云々というようなご意見ございましたですけど、これは一応法律で決められておりまして、自治体で独自に動かすわけにはまいりませんので、その辺だけご理解いただきたいと思います。

○副議長（訓覇也男君） 暫時、休憩いたします。

午後三時八分休憩

○副議長（訓覇也男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 開発公社の見直しと都市再開発と防災について質問させていただきます。

ご承知のように、四日市の開発公社は歴史的には三十五年に高花平の開発を目的として、当初は四日市市住宅公社として発足した次第でございますが、昭和三十六年、翌年でございしますが、現在の開発公社と名称を変えております。以来約二十年の年月が流れてまいりました。その間四日市市の住宅政策について、宅地開発それから分譲住宅・市営住宅などの建設を次々と進めまして、市民に貢献したことは言うまでもありません。今後引き続いて、望ましい環境の住宅を開発し、地域の発展と市民福祉の向上を図りながら今後の事業を進めることが望ましいと私は思っております。

午後三時十九分再開

んですが、従来のような郊外の大きな団地開発だけでなく、市街地の再開発、また市街地近隣の土地の造成、産業立地に必要な土地の取得のほか、都市の多様化時代に沿った開発公社の事業内容を見直すときが来たと、私は思うわけであります。

私は、数点にわたって質問と提言をしてみたいです。質問に先立ちまして皆様方にお断りしておきたいことは、財団法人開発公社寄附行為のことを、これを定款と言わせていただくことをお断りしておきます。

まず第一点は、公社定款第二章の事業の四の項目であります。産業立地に必要な用地の取得、造成、維持、管理、処分またはあっせんとなります。市長はこの事業目的を今後十分活用されるのかどうか。と申しますのは、先ほど東洋紡績塩浜工場の約二万九千五百平米でございますが、の用地を公社で取得された次第でございますが、それを内陸部事業の産業育成のため、地元太陽化学株式会社に土地の売却をあっせんされ、その場合にやはり地域性も考えられて、地域住民の了解を得ながら工場建設が進められると聞いております。塩浜地域もこの工場建設については賛成はしております。四日市の財政を少しでも助けたいというために、まことに結構なことであります。今後も他地域でも適当な土地があれば、思い切った考え方で施策の執行に当たられるかどうか、まずお尋ねしておきます。

二点目は、先ほど申しましたように、郊外の用地開発も結構であります。市街地の住宅再開発を進めるときだと私は思っておるわけであります。四日市の大きな施策の中に、私は五十一年に記憶しておるんですが、議会の決議で常時浸水地域解消を目的とした事業が決議されて以来今日まで、毎年継続され、そして執行されてまいっております。自分の住んでおる塩浜地区でも事業が順調に進み、最近では浸水という言葉を地域の人々から聞かないぐらいよくなってまいりました。相当なお金を支出して、臨海部地帯はよくなりつつあります。この際、公社も市街地の再開発に力を出すべきときだと思つております。

まず、手始めに石原産業跡地の中里住宅でございますが、もうこれは空っぽでございます。はっきり申し上げて、防犯面からも非常に問題のある場所に相なりました。去年の十二月の定例議会で、私質問したわけなんです。その中で坂倉助役から返ってきた答えは、「地元の方々とともに計画を立てていきたい。」と、こういうふうな坂倉助役は言っておられるわけです。それからもう八カ月以上たったわけでありまして、一応地元の住宅にしてみたいというはつきりとした意思表示はしておるわけございまして、ここで改めてはつきりした答えを市長から聞かしていただければ、期待するわけであります。

私はただ塩浜だけを考えて言っているのではないわけでありまして。最近では富田の田村跡地も、民間で住宅開発の申請が出たと、私聞いております。この際、市街地の住宅に対する見直しと、市で、公社で市街地内の住宅問題を検討される時期が到来したと考える次第であります。今後市街地の再開発についてはどのように対処されるのか。また、公社をどのように生かして使っていくのか、こういうものについてもひとつ答えていただきたいと思つております。第三点は公社の定款の見直しをしようかということでもあります。現在の定款でも解釈の仕方では事業は進められると思つていますが、これからますます都市化が進むにつれて、それとともに市民の要求も多種多様にわたって処理せねばならない時期が来たいと思つております。まず、駐車場問題、大公園、公共広場、これもいまさつき防災面から出ておりますように、避難場所を含めたいろいろな問題点の観点から考えていただきたいし、道路問題、西にばかりいわれる宅地がつくられて造成され、以前から議会でも早くバイパス道路を建設したらどうかというようなことも含めてございまして、それから先ほど申しました産業の用地問題であります。都市の再開発に当たっては、公社でも市行政の執行に手助けをできるように公社にしてはどうかと、私は思つております。

この際、公社の名前ももう二十年たったんですから、四日市市都市整備公社といたつたような新しい感覚の、これからの都市づくりの公社としてやられる気持ちはありませんか。

また、たとえばこれは余談になりますが、いま四日市の駐車場、経営管理しておりますのは国鉄の前とそれからこ

の中央駐車場それから近鉄高架下、こういったぐあいではありますが、近鉄高架下につきましては、開発公社で管理運営されておると。それから中央駐車場及び国鉄駅前につきましては、これは都市計画部の中で管理運営されると。そして特別会計を設ける。つくつたいわゆる担当課が、ともかくそこでつくつたんだからその担当課を窓口にして管理運営するんだという考え方は、私は間違っておるんじゃないかと思えます。やはり駐車場の管理は管理で、また運営は運営で一つの個所に集めて経営効率のいい、いわゆる持ち出しの少ない考え方に一本化してやるということも、まずこういう公社の定款の中でいらつてみて、管理運営をされるような考えはないかということでもあります。

それからもう一つは、先ほど来七月の末に開設されました桜の財産区のアスレチック、これも仕事をやったのが財団法人のサイクリング・パーク。そこでも管理運営されておりませんが、実は私八月の盆過ぎに行つてまいりまして、非常に環境のいいところで一回り約一時間半ぐらいかかって回つてくるんですが、やはり中間に広場をつくつたり、それから出入り口にいわゆる憩いの場所をつくつたり、バスの発着場もやはりこういう公社あたりでもかく開発しながら市民のために、えらい話が飛びますが、名古屋のあたりの方も四日市のアスレチックはいいんだから行きたいなど。ところがバスを買い切つて行くのにもバスがとまるところがないと、こういうようなことですから、やはりただつくつた窓口になつたいわゆる財団法人のサイクリング・パークあたりのとくに任しておかぬと、やはりはつきりとした管理運営をするような、公社に限らず何かにつけてそういった中で定款をいらいながら一遍建設的に考えていただいたらどうかと、私は思うわけであります。運営面、管理面も担当しますから、やはりそれに対しては市の持ち出しもほとんどであればいいんですから、極力持ち出しの少ないように受益者負担的な考え方でやられるような方法はなかるうかと思つてあります。

前にも申しましたように、市行政の手助けのできる公社、産業立地問題いわゆるこれから内陸部において、やはりこの四日市は産業の町ですから、何とかこらでひとつ大きく飛躍していただけるためにも、財政を豊かにするためにも、そういった公害のない、いい産業立地問題を抱えて誘致してくるとか、また大公園、もう小さな公園はたくさんできておりますから、やはり全体に皆さんが大きく利用できるような大公園、道路問題、広場それから臨海部の開発ですが、都市の再開発を進めるに当たっては土地の先行投資などを含め、行政機関ではできる限りうまく活用する、いわゆる公社を活用する考えはなかるうかということでもあります。

幸い市長は公社の理事長であります。この際思い切つた公社の見直しをし、都市再開発という重要施策執行にどのような対処されるのか、お尋ねしておきます。

次に、防災についてであります。特に私は埋設管の問題として挙げていきたいと思つています。

四日市市の全域にわたつて各種のいわゆる埋設管が縦横に埋められているのであります。家庭で需要される水道管及び都市ガス管、各事業所、工場内には各種の産業用の配管があります。特に、塩浜、港地区には工場街に敷設されている石油類の埋設管があります。防災面から見た埋設管に対する市当局の管理及び行政指導を現在どのようにされているのか、数点にわたつて質問してまいります。

まず、家庭需要の水道及びガス配管についてであります。水道管については老朽化した支管、本管などの取扱いについて、市道の地下埋設管関係の検査方法はどうか。また、漏水の心配と漏水時に対する、もし起こつたら漏水時に対処する処理をどうするのか。特に、本管などの亀裂が発生した場合、各家庭に与える影響は甚大であります。その時点の対策、処置などをどうするのか。水道局は市の管理する公営企業であります。ほかの企業と一味違った防災対策を持たれていると思つていますが、水道事業管理者から詳しく説明していただきたいと思つています。

次に、都市ガス対策についてお尋ねします。先ほどの水道事業と違って、都市ガスの需給は民間企業であります。ガスの危険度は皆さん方よくご存じのとおりであります。民間企業であっても、都市ガスは各家庭へ需給しているのでありまして、市としても各担当の部局において防災面の対策を十分立てられてはあつてと思つていますが、ガスの地下

埋設老朽管、また同じように老朽管でございますが、どう察知したらいいのか。

先日も、私塩浜の一方通行のところでも下水工事をやっておった現況を見ておりますと、二十年もたったガス管が工事の最中に逐次漏れてきた。やはり地域の皆さん方はガスのおいがある、どうかと、こういうようなことで非常に心配されております。今度新たに引き替えていただきましたが、そういった実例もあります。

それと道路の震動と管に与える影響はどうか。各種敷設管の検査など特に市の上下水道など競合した工事が数多く施行されておるわけでありまして。また、一般家庭への需給の際、道路及び側溝を通しガス配管がされております。先日もちよっと気がついたんですが、ジョイント面が側溝からのぞいて漏れかけておったということもあります。道路管理者から見た、都市ガスに対する安全性の確保と事故を未然に防ぐ対策など、どのような形で市民の安全を守るための当事者間、いわゆる合同ガスに対してどのような行政指導をされているのか、お尋ねしておきます。

以前にも藤枝市では区画整理事業中に事故がありました。よその都市の事故は他人事だと思わずに、やはり起った時点で自分のところのわが身を振り返ってみたいという考え方で、まじめに一遍こいう洗った水道であれ、都市ガスであれ、この際はつきりと申し上げておきます。

次に、事業所、工場関係の石油類導管の保安対策についてお尋ねしておきます。私の記憶では、昭和三十三年ごろから各企業がコンビナートエリア形成のため、市街地に石油類導管の埋設工事を始めました。当時はまだまだ臨海部地帯は住宅も少なく、たとえば塩浜市内の国道二十三号線も、名四国道でございますが、なかった時代であります。市民も配管埋設に当たってはさほど危険の心配もなく、その当時ですが、各企業の工事は順調に進んだのであります。それからこれも二十四年たった今日まで、市街地における埋設管の事故がなかったことはまことに幸せなことであります。本当に事故がなかったですから幸せなことであります。ただ、事故がなかったからこれでよいということではないと思います。二十年の間、企業も事故のないような安全管理面の努力はされたことでしょう。行政側も市街地に敷設されている石油類導管については、昭和四十三年以来市は独自の導管基準、導管保安管理基準を設け、保安行政を推進し努力されたことは言うまでもないことでありますが、国においても昭和四十八年、法の一部を改正し、一、構造、設備面について細部にわたって統一の規制を行いました。保安管理面については昭和五十一年の法改正によって、年一回の安全点検の実施について法制化されたわけでありまして。今日まで年々規制の強化が図られてはいるものの、市街地の埋設管については、これはもう人間の血管と同じように生き物であります。埋設場所を改めて直視し見直すときがきたのではないのでしょうか。

最近各地で発生しているコンビナート事故にも見られるように、ただ机上でまた法令に基づく点検等の規制だけで、事故は未然に防止できるものではありません。特に、地下埋設管については、保安管理面に沿って各企業とも現在掘出し検査を一部実施したとも聞き及んでおります。その場合私も一遍立ち会ったことがあります、めぐって見たらなるほどジュート巻きですから中のパイプはひとつも傷んでおりません。これはいいことだなあと、検査器で肉厚もはかられました。これもプラスマイナス〇・二ミリ程度ですから、ともかく大丈夫だと。だから掘出し検査した段階では大丈夫だということとはよく知っておるわけですが、しかし埋設地の土質と環境条件を考えたときに、検査時期を繰り上げる、新しい管を入れ替える、塩浜地内国道二十三号線の埋設管対策、これは埋め殺しでありますから、どういふふうにかこれからされるのかと。埋設当時二十三号線は本当になかったわけですから、そこへばあっと埋めたところへ二十三号線をつくったんだから、埋め殺しというわけです。現在数万台の自動車が通行しているのであります。道路下の埋設対策と検査をどのようにされるのか。特に、明確にお答え願いたい。

なお、安全対策面からも今後共同工による埋設物の安全促進及び道路と上下水道等による破損防止に、どのような対策をされるのか。さらに、各企業における自主点検の強化充実を図るため、関係企業へ指導をどのようにされるのか、お尋ねしておきます。

最後に、コンビナート防災については、今日までコンビナート等災害防止法など、法の規制施行によって十分行政側も企業側も対策はされておると思いますが、地域住民に特に塩浜、港地区、工場隣接地域でありますから道路下に管が埋設されている関係上、最近では地震問題が大きく世論として取り上げられるようになっていきます。工場災害に対するこわさと不安と、特にこの点を十分留意されたい。もし事故が発生した場合には、被害は想像を絶するものだと推測するわけでありませう。住民の安全を確保し、被害を最小限に食いとめるため、コンビナート企業に対しては施設の耐震改修と点検を十分促進されるよう指導していただきたい。また従業員に対しては保安教育の徹底を図ってもらいたい。企業における防災対策への積極的な努力を期待するものであります。

四日市は産業の都市であります。産業を育成するためにはまず防災の基礎固めをはっきりさせて十分徹底実施していったこそ、産業の育つよい都市となると私は信じております。一人一人の防災に心がけていきたいものであります。以上です。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点について、私からお答えを申し上げます。第二点につきましては、それぞれ担当の方からお答えを申し上げたいと思います。

第一点の中で、特に最初に申し上げておきたいことは、今後適当な地域があれば東洋紡塩浜工場のような施策をやる気があるのかという質問がございましたが、これは今後ともそういう方向で努力をいたしたいということをご了解賜りたいと思います。

ただ、塩浜の東洋紡績跡地の問題についてはいろいろ部内で検討をいたしまして、土地開発公社でこれ取得をいたしたのでございまして、先ほどお話のありましたのは財団法人四日市市開発公社の問題ではなからうかと、かように考えておりますので、さようご理解を賜りたいと思います。

それから石原産業中里の住宅地区の今後の活用方法でございますが、地元の方々のご意見も十分ちょうだいいたしましたして、部内で検討チームをつくりまして、大体三通りぐらいの成案を得ておりますので、近く地元の方々との案をめぐってお話し合いをさせていただくという予定にいたしております。そこで大体の意向がまとまりました場合には、その意向に従いまして措置をまいりたいというふうに思っておりますのでございませう。

ところで、財団法人開発公社は過去十九年間いろいろ仕事をやってまいりまして、私も大変多くの成果を上げてきたというふうに思っておりますが、三重団地の建設もほとんど終了に近づきましたし、一方土地開発公社の活用というところがある、この面の業務が大幅にそちらに移ってまいりまして、ご指摘のように、財団法人開発公社のあり方について根本的に検討を要する時期にきているのではないかと、かように考えております。

かねてから市の政策とタイアップをいたしまして開発公社の方で業務の計画を立てておるわけでございますが、おむね三つの方向がございまして、一つは新しい住宅団地の計画でございます。これはご承知のように、高花、朝明、坂部、三重とやってまいりました。そのほか新しい住宅団地としては県の公社、住宅公団あるいは民間デベロッパーによる団地がございすけれども、まだまだこの財団法人開発公社が開発をしなければならぬ面が残っているというふうに思っておりますので、そういった開発については今後も十分調査の上、間違いないように対応してまいりたいというふうに思っております。

それから第二点といたしまして、市街地周辺の整備がございしますが、これは市街化区域内で区画整理事業等の行われていない地区において、随意的に宅地化をされて問題が生じておりますので、小さなといいますか、余り大きくない宅地の供給というような問題について、開発公社として仕事の中に取り上げていってもいいんではないだろうかというふうな思っております。

それから第三点といたしましては、先ほどご指摘のありました市街地再開発の問題でございます。この市街地再開発は、やり方として公共事業でやるやり方がございますし、公共事業の枠にはまらないような再開発事業をやらなければならぬという面もありますので、特に議会におきましても特別委員会を設置されまして、ご熱心に研究をいただいておりますのでございますから、この公共事業にはまらない問題については、やはり公社を活用してやっていかねばならないのではないだろうか、かように私は考えておるのでございまして、それに適した地区もあるようでございますから、そういった面を今後さらに進めてまいりたい。

そのほか駐車場でありますとか、あるいは産業用地の問題でありますとかいうような問題がございますし、サイクリング・パークでサイクリング・ロードやあるいは今度のアスレチックスをやりましたが、あのアスレチックスの場所につきましては、必ずしもあれで終わりというわけではございませんで、まだまだもう少しあそこを市民の憩いの場として仕上げていく必要があるかというふうに思いますし、地域の方々もそのことを非常に強くご要望になっているようにございますので、この面はそういった方向で考えてまいろうというふうに思っております。これは財団法人サイクリング・パークというところでやっておりますが、この法人はもう少し中身を整備する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それから駐車場の扱いが、補助金の問題等もありまして、多少その扱いが二様に分かれておるといふようなこともございますので、この辺の問題は一遍整理をする必要があるんじゃないかというふうに私も考えております。ただ、それじゃいまの財団法人四日市開発公社の寄附行為を変更する必要があるかどうかというところでございますが、ここには一から六までの事業が定められておりまして、第四項は産業立地の問題でございますが、第五項に、その他必要とする用地の取得、造成、維持、管理、処分またはあっせんというふうに書いてあります。したがって、今日のこの寄附行為で耐えられるというふうに思っておりますのでございまして、先ほどお話のありました駐車場の問題

あるいは公共広場というようなどこまで踏み込んでいきますと、そうもいかないのかなというふうな感じもいたしますので、その辺のところはよく研究をして関係法規に照らして、間違いないように措置をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 水道管の埋設管をどういうふうに保守管理するかという点からお答えしたいと思います。

この埋設管は一応埋設いたしますと、その埋設管配置図が全部保管されておりますので、その管の配管した年数、年月日それから材料等を明記しておりますので、したがいましてそれぞれその耐用年数がかかるわけでございますが、その耐用年数を見ながら古い物は交換していくということになります。そのために担当は工務課の方でございますけれども、常時四名の職員をそこに張りつけておりまして、これが巡回パトロールなどをいたしまして、事故の発生を未然に防止するように努めております。またそのために、埋設管の状態を探查するために鉄管探知機を使いまして、これは現在七台を保有しておりますが、これを駆使しながらその作業をやっておるわけでございます。

また、補足いたしますと、先ほど宇治田議員がおっしゃった、国道一号線の下にもぐっている管がもし老朽化した場合にどうなるんだというようなことが出ておりましたが、国道一号線の下であろうとこの程度の交通量ですと現在配管にはそれほど支障を来たしません。

二年ほど前でございますが、七十メートル道路と一号線の交錯するその真ん中で配管作業をやったことがございますが、多少時間、金等かかりますけれども、推進工法によってそう労せずしてやっておりますので、その点ご安心願いたいと思います。

それから漏水でございますが、水道の事故の中で最も多いのが漏水でございます。年間水道局が直接修理する件数は一万六千件でございますけれども、その大半は市民の方々の訴えによるもので、あと半数は局自体が発見して処理しております。その業務は直接担当するのが工務課の直営工事係でございます。職員四十四名を配置しておりますが、その職員が担当して当たっております。ただ、問題になる休祭日あるいは夜間等につきましては、土曜日は六名、日曜日は五名の職員が常駐しております。平日は午後八時までは二名、それ以後は一名の職員が常駐しております。そのほかに宿直者が一名おるわけですが、これらの職員が配置されております。訴えがあったり、あるいはこちらが発見したら直ちに処置をするという態勢をとっております。なお、この際漏水探知機という機械を使用しておりますが、これは現在水道局で五台を保有しております。

特に、災害時の事故でございますが、非常呼び出し制度というのは役所の中でも各所にあるわけですが、水道局といたしましても非常呼び出し制度を確立しております。いついかなる場合でも直ちに出勤できる態勢をとっております。

ここで、具体的に過去三年間の大きな事故をご報告申し上げますと、昭和五十一年の秋にございました台風の結果、水沢の水源地が壊れまして断水をした事件がございます。これはちょうど夕方の事件でございましたが、直ちに水沢出張所に水道局の対策本部を設けまして、それから地元の協力を得ながら復旧工事にかかっていたわけでございますが、翌日の十時ごろまでに全部復旧工事を完了して、十時ごろに給水を再開いたしております。その間約二十時間ほど断水いたしておりますが、これは給水車を持っていきまして、その給水タンク車によって地元の皆様にご迷惑をかけるないように給水いたしております。

また、一昨年の二月でございましたか、全国一斉に起こった十年に一度と言われる寒波襲来がございまして、あつとときに四日市の水道管は、全国的にも、県下的にも、四日市ももちろんその被害を受けて二千七百戸の家庭の水道が破損いたしました。非常に困りになったときに、このときは全職員を動員いたしました。水道業者の応援も得て、一応の水が出る程度の復旧は一日程度で完了し、完全に原形復帰するのには一週間をかけておりますが、それによって無事に事なきを得ております。

しかし、大地震等に遭遇いたしませんので、この大地震対策をどうするかという問題は絶えず四日市だけの問題でなくて、少なくとも北勢の市町村が一体となって防除しなければ、あるいは対策をしなければうまくいきませんので、それらの点については大体一年に一回ないし二回程度北勢市町村が寄りまして、対策を協議しながらお互いに事故の発生したときにはどうしようという相談をしつつ、対策の万全を期しておるような次第でございます。

○副議長（訓覇也男君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 埋設管のうち、都市ガス対策についてお答えいたします。四点ほど問題があったかと思いますが、まず地下埋設老朽管対策でございます。

この埋設管につきましては、合同ガスという話し合ったわけでございますが、法的な耐用年数は定めてはいないということでございますが、先ほど水道局長の方からご説明がありましたように、その品質等による耐用年数と申しますか、そういうものもあるということから、ガス事業者といたしまして特に安全度を考えるという意味から、二十五年を経過した管を対象として毎年度調査し、老朽の度合いに応じて取替え工事を行って、事故の未然防止に努めておられるわけでございます。

また、道路の震動対策でございますが、この震動対策につきましては、道路法に定められております技術基準に適合するように指導するとともに、特に地盤の軟弱な個所につきましては事前に地質調査を行うよう指導するなど、埋設管の損壊防止に努めておるわけでございます。

三点目の施設の安全性の確保と事故防止でございます。ガスパ管につきましてはガスマニ法に基づきまして、ガスマニ防止検査が義務づけられております。ガスマニ業者におきましては毎年度検査を実施し、安全性の確保と事故防止に努めておるわけでございますが、また市におきましては二カ月に一回道路占用協議会を開催いたしまして、占用者、関係者が集まりまして、工事施行中の事故防止、占用物件の保安、道路の損壊防止に万全を期するよう強く要請をいたしておるわけでございます。ただいまご指摘の中にありました藤枝市におけるガスマニ事故、これを教訓といたしまして、その後道路占用者相寄りまして特にガスマニ会社についてでございますが、埋設個所の確認、事故発生時の通報体制の強化、あるいは事故発生時の応急処置、埋設管の保安確認という点につきまして種々協議をいたしてまいりましたわけでございます。このことにつきまして、道路工事中に非常に事故の起こる確率が多いということから、ただいま申しました通報体制の強化というようなことから、関係業者へも通報先等の、あるいは応急処置についての対策等も連絡をいたしております。

いずれにいたしましても、いろんな面から事故防止に努めるということは非常に大切でございます。都市防災という見地からも今後とも関係機関と十分連絡を取りながら、強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、共同工化というご提案があったわけでございますが、この共同工化につきましては現在六大都市では一部実施されておりますが、非常に事業費がかかるということとその占有者各々に事業費を出資していただくという点から非常にむずかしい面もあるわけでございますが、昭和五十三年度を初年度とする第八次道路整備五カ年計画の中で建設省の三重工事事務所の方からも四日市内の国道で共同工事を希望される向きはないのかという調査もございまして、中電、電電あるいは上水、下水等寄りましていろいろ協議いたしましたわけでございますが、一部地域において何とか実施できるものならされたいというので、一応要望が出されております。しかしながら市道全般にというには、先ほども申しましたように、非常に事業費の面あるいは占有者の方々のご協力をいただかなかないという

ようなことで、今後の課題といたしたいと存じております。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいま質問の防災対策、特に埋設配管についてお答えをさせていただきます。

特にご指摘がございましたのは道路、特に交通の頻繁な主要道路、たとえば国道二十三号線に埋設されておる配管の安全対策と点検をどのようにしておるかということが第一の質問であったように考えますので、そのつもりでお答えをさせていただきます。

まず、埋設配管の安全対策は、埋めるときにどのようにして埋めてあるかということでございます。一応現在実施しておりますやり方は、それぞれの道路の路面下一・五メートル以下のところへ埋めるということが一つでございます。さらに、付近に工作物等がありますときはそれから一メートル五十を離す、こういうことが原則的に実施されております。さらにまた、一般的な事項としまして、道路上で余り荷重のかからないところ、どうしても道路の端の方になるかと思いますが、そういったことから国道等の大きな歩車道の区別された道路におきましては、歩道下に埋設されておる例が大変多い状況でございます。

次に、配管の材質、材料というものに特に吟味をいたしております。あるものによりましてはステンレス製でなければならぬ。あるものによりましては鋼管でなければならぬ。いろいろ具体的に細かく決めて、配管材料の強度を確保していくというような措置もとられております。

次に、埋められてからの防食をどうするかということで先ほどちょっと触れられましたが、ジュート巻きというような方法、さらには電気防食装置というようなものをつけることが義務づけられております。さらに、道路上からの直接の衝撃を受けないように、配管を中心にいたしまして三十センチの間は砂で巻いておくというような措置、さら

にはまた、交通頻繁な道路を横断するような配管につきましてはダクトに入れるとか、ヒューム管に入れるとかというような措置をするということでも埋設されておるといのが実態でございます。

次に、その検査でございます。法律によりますと、通常検査それから一回の定期検査ということを義務づけております。私どもこれでは不十分ではないのかということを考えますが、昭和四十七年に議会のご指導も得まして、四十七年六月から当四日市では石油類導管保守管理基準というものを定めまして、先ほども申し上げました法律で決めております点検の上乗せとしまして一カ月、三カ月、六カ月という細かい刻み方で、自主点検をそれぞれの企業においてする。さらに、その実施方について、私ども消防関係者が随意時に査察をいたしまして確認をしていく。さらにまた、検査の都度報告を徴する、こういうような探法措置を講じております。

それからこれは四日市独自のことでないかと思いますが、掘出し検査というのをやっております。基準は埋設以來十年を経過した物につきましては、掘り起こして検査をする。腐食の状況、衝撃を受けておる状況、あらゆる角度から検査をする。そして安全を確認していくというような措置をとっておりますが、現在までのところ大きく分けまして、四日市の地下に埋設されております石油類等の導管につきましてはほとんど一度は掘り返して、点検がなされておる。これからのやつは二度目になってくるというようなことになっております。ことしも八月一日から二十三日までの間に三十四本を掘り返して点検をいたしました。何らの異常も認められなかったという結果でございます。

次に、道路工事等で傷められる心配はないかということでございますが、これにつきましては、道路工事をされようとする業者の方と配管事業所、いわゆるコンビナートのその配管を持っておる事業所でございますが、担当者が現場で意思の確認をする。工事が始まりますとコンビナートの担当者も立ち会うとか、あるいは巡視をするとかいうことで、間違いが起きないようにする。さらに、万一間違いが起きたときは通報をどうする、応急措置をどうするとうようなことを事前に十分打ち合わせまして、これを随時私ども消防の方で査察していくというような措置をとりまして、万全を期しておるといふ実情でございます。

二番目に、コンビナートの安全対策、特に耐震性の強化促進という点についてご指摘ございましたが、四日市のコンビナートにおきましては昭和五十二年から地震対策に本格的に取り組みまして、四日市コンビナート地域防災協議会というのがございますが、この中に地震対策分科会というものを組織いたしました。いろいろとその資料の分析でありますとか、過去の例でありますとか、科学的な調査でありますとか、いろんな活動を行ってまして昭和五十三年三月にその結果を「地震対策指針」、約二百ページにわたるものがございますが、私見しておりますとよくできておるといふことで大変感心して、読み返し、読み返し見せていただいておりますが、そういったものを作成されました。それを基礎にして今後の地震対策を推進していきたい、こういうことでその中身を若干项目的に申し上げますと、施設の耐震設計のあり方はどうあるべきなんだというような問題、それから地震時にコンビナートの関係者はどのように活動したらいいんだというようなこと、それから十分な設備はしてあるが万一の場合をおもんばからねばならぬ部署はどこなんだというような点、さらに今後それに対してどうしていくかというようなことも若干触れられておりますが、そういった検討がなされております。

それから昨年七月ですが、私どもの方で特に要請をいたしまして、コンビナートの全施設について地震を想定しての見直しをやったというところで、一カ月にわたって各企業とも徹底した見直しをやっていたわけでありまして、問題点等、それに対する対応策、どのようにしていただくかというようなことを昨年の八月に詳細報告をいただいて、現在それがどのように改善されていくかということを見守っておる状況でございます。

それから現在、先ほど申し上げましたコンビナート地域防災協議会の地震分科会で検討されておりますことは、地震予知判定会議が招集された段階で、コンビナートは一体どのように動くべきか。具体的にどうするんだというようなことを、詳細にご検討をいただいております。近く整理されて成案が出るものと思っておりますが、これに私ども

も参加をしてみたり、くちばしを入れてみたりというようなことで、連絡を密にしながら万全の措置をとっておるという実情でございます。

最後に、地震に対する従業員教育の徹底を図れということでございましたが、すでにコンビナート各企業におきましては、先ほど申し上げました「地震対策指針」をテキストとされまして相当進んだ教育が行われておるように聞いておりますし、私どももときたま拝聴しておるといふような状況でございますので、現在のところご心配なさったような点につきましては相当な配慮が払われ、対策が講じられておると、このようにご報告申し上げます。

○副議長（訓覇也男君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 ともかく開発公社の見直しを、市長からここではっきり一遍してみようという返事をもらって、私はこれからほんとにいい答えが出たなと思っておりますので、十分前向きに検討していただきたいと思えます。もう時間がないので、まだ言いたいことはたくさんありますが、やめます。

○副議長（訓覇也男君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和五十四年九月十三日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

○議事日程 第三号

昭和五十四年九月十三日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

川	川	金	大	大	小	宇	伊	伊	小	青
						治				
村	口	森	谷	島	川	田	藤	藤	井	山
幸	洋		喜	武	四	良	雅	信	道	峯
善	二	正	正	雄	郎	市	敏	一	夫	男

○出席議事説明者

助 助 市

役 役 長

坂 三 加

倉 輪 藤

哲 喜 寛

代

男 司 嗣

渡 山 山 山 山 山 森 水 松 前 堀 堀 古 福

辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 田

一 忠 信 安 幹 良 辰 弘 新 元 香

兵

彦 勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一 男 士 衛 一 史

平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜

多

野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野

行 増 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也

信 藏 和 芳 藏 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等

収入役	平井清三
市長公室長	阿南輝彦
総務部長	斎藤久美
財政部長	伊藤治郎
市民部長	矢野三郎
福祉部長	岩山義弘
産業部長	谷沢文男
環境部長	川合一文
都市計画部長	美濃部一博
建設部長	石井三夫
下水道部長	奥村仁人

病院事務長 藪田裕

消防長 渡辺靖三
 次長 岡本林衛

教育長 山鹿静夫
 次長 六田猶裕

水道事業管理者 村山了
 技術部長 黒川薫

代表監査委員 吉田耕吉

事務局長 佐々木晃精
 議事課長 小坂靖
 議事係長 板崎大之丞
 主事 山口克彦
 主事 金森伸夫

午前十時一分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 通告に従いまして、質問をいたします。

まず第一番に、三重用水事業についてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、六月の議会でも質問されておりますが、さらに中身を突っ込んで質問をいたしますので、よろしく願います。

私は、昭和五十一年三月定例会におきまして昭和三十九年から着手されました三重用水事業について、当初の計画が変更された内容とそれが農家に及ぼす影響について質問したのでありますが、その後三年以上の年月を経過したにもかかわらず用水事業が計画どおり思うように進まず、当初計画はもろんのこと変更された計画すらも予定を大きく下回る給水時期になるのではないかと言われる状態になっております。特にこの間の社会情勢及び経済情勢の変化は大きく、変更された計画をさらに現状に合わせた第二次の計画変更が出るのではないかと関係者の中で心配されておりますので、改めて質問するものであります。

その第一は、計画変更された当時すでに実施されていた問題であり、その後も着々と進められた水田利用の生産調整との関係で受益面積はどうなっているかということであります。すでに周知のとおり、水田利用の生産調整は昭和四十六年から実施され、受益面積については、当初計画では四日市、鈴鹿の二市を初めとする二市七町で七千三百六十三ヘクタールであったものが、計画変更では桑名と多度を加えた三市八町になったにもかかわらず七千七百七十六・五ヘクタールと、四百十三・五ヘクタールの受益面積がふえたにとどまり、その生産調整は四日市だけでも五十一年度で百八十八ヘクタール、五十二年で二百二ヘクタール、五十三年度三百八十三ヘクタール、五十四年度で

三百七十五ヘクタールが予定されており、これを三市八町に換算しますと大変な面積が生産調整のために水田としての受益面積から外れるのではないかと推定されるのであり、第二次変更の要素がここにあると指摘されるのであります。農業関係の受益面積が現在どれだけ確保されているのか、水田、畑別にお尋ねをしたいと思います。

次には、計画給水量についてであります。なお指摘しましたように、生産調整により水田が休耕田となり、たとえ畑に変更されまたは水田利用再編対策によって麦、大豆などに生産品が変更されたとしても水の需要は大幅に変更したはずであり、このようなことを無視した給水計画はないものと信ずるものであります。計画給水量がどうなっているのか、加えて、工業用水について当初計画一千八百七十七万四千トンが、変更計画では二百八十六万五千トンと大幅に減水された分も、事業費の負担を農業用水及び上水道用水に肩代わりさせている責任を求めましたが、その責任はどう解決されたのか、さらに加えて、五十一年以降経済情勢の変化による工業用水の利用度が落ち込んでいると思えます。変更された給水計画、年間農業用水三千二百七十五トン、上水道二千二百八十八万九千トン、工業用水二百八十六万五千トン、合わせて五千四百九十八万一千五百トンが現在確保されているかどうか、お尋ねをいたします。次に、事業費についてお尋ねをいたします。当初計画の事業費は百二億円でありましたが、変更計画では四倍近い三百九十四億円に、特に農業関係では五十五億六千六百万から二百七十億円と五倍にもなり、その内訳は、国営事業、基幹工事であります。二百四十三億三千七百万円、県営事業、支線工事であります。三十一億六千三百万円となっており、その事業費の負担割合は、国営分につきましては国五八％、県二二％、市二〇％、農家〇、県営分については、国五〇％、県二五％、市二・五％、農家一二・五％と、当初計画どおりのものとなっております。その後経済情勢の変化を見ますと修正された事業費では賄い切れないのではないかと危惧するものであります。どうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、これは一番肝心なことであり直接農家に関係する問題であります。計画変更された当時の十アール当たり

の水量は年間水田三百九十八トンから六百四十四トン、畑につきましては、四百七十四トンから四百九十一トンに、一トン当たりの年間維持管理費は一元五十銭から三元とすることであり、特に水田用の水量が三百九十八トンから六百四十四トンにと大幅に増加したことについて、工業用水が大幅に減ったことを農業用水に肩代わりさせるために机の上だけで作文したのではないかと指摘したのでありますが、そのこととあわせて、県営事業分の中で先ほど申しました、四五〇%、県二五%、市一二・五%、農家一二・五%という負担割合のうち、一二・五%という農家負担の割合について軽減されたのかどうか、お尋ねをいたします。

さらに、事業費の項で指摘しましたが、その後の経済情勢の変化を考えますと、完成後の用水一トン当たり年間三円という維持管理費についても、まだ予定とはいえ十アル当たり二万七百七十五円という事業費の農家負担についても変動があるものと思いますが、どうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、三重用水事業に直接かかわる問題であり、農家が主体となる三重用水土地改良区事業について、お尋ねをいたします。土地改良区に対する質問も、いままで申し上げました内容と趣旨は同じであります。が、四日市も同組合に對しまして負担金として毎年四百六十万から支出しておりますが、改良区が現在行っております事業の内容といままで私が指摘し心配してきましたような問題について、どう取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

以上、三重用水についてお尋ねしましたが、五十一年当時変更された内容についてその後何の話もありませんので、変更計画の数字についてはそのままであるものと思いますが、しかし、その後の社会的、経済的事情が大きく変化しておりますのであえて質問したのでありますが、私の質問の趣旨に沿って、特に農家の負担については、工業用水が減量されたときの計画変更のようにその責任を農家に肩代わりさせることなく、負担割合はもちろん金額そのものを増額されないよう取り組んでいただきたいと思ひます。また、いまの計画がさらに変更されようとしているとき、前回のようにならぬようになってから説明をし時間を理由に強制的に押しつけようとするようなことのないよう、早くから変更内容について関係者全員に浸透するよう、全員の意見が聴取できるよう進めていただくことを約束していただきたいと思ひますが、市長のこの点についての姿勢を聞きたいと思ひます。

次に、通告第二の高校問題と小中学校の四十名クラス編制について、質問をいたします。まずその第一は、高校増設問題であります。ことし三月の四日市市内の各中学校の卒業者は合わせて三千六百四十三名、うち高校進学は専門学校を含めまして三千四百二名、就職は二百四十一名となっており、高校進学のうち公立高校へは二千六百二十名、私立高校へは七百八十二名、公立高校二千六百二十名のうち四名が県外の公立高校へ、私立高校七百八十二名のうち百七十四名が県外の私立高校へ進学していることが明らかであります。ことし三月の卒業者のうち県外の高校へ進学しているのは百七十八名でありますから、三年生までの県外への通学しているのを換算しますと五百名以上になり、さらに三重郡下の通学生を含めると相当の数になることは明らかであります。県内の公私立の高校がすべて定員オーバーしている現状から判断すれば、県内に四日市を中心にした北勢地域に高校増設を望む声が大きくなっているのは理の当然であります。すでに朝明高校が新設される以前から県教育委員会もその必要性を認めていることであるが、朝明高校が開設した後はさらに一校という声が聞かれなくなっておりますので、高校全員の入学の社会情勢と合わせてその後どう進められているのか、お尋ねをいたします。

次に、工業高校の移転問題であります。この問題が提起されましたから相当の年月を経過し一種のあきらめムードがあるのではないかと思われましたが、現在地がどれだけ四日市の発展に支障を与えているのかと思うと切歯扼腕するものであります。西浦地区に総合文化会館の建設が決まり、駅西地区は一層発展するであろうと願うものであります。工業高校が現在地にある限り、たとえば安島の土地区画整理組合の皆さんに与えているような弊害がいつまで続くのか大変心配するものであります。工業高校の移転問題は一刻も早く解決すべき問題であると考えるのであります。

が、今度鐘紡四日市が閉鎖されその跡地に移転してはどうかという話が出てきております。この際は、ぜひこれを実現させるべき問題であると考えます。いままでは候補地の選考及び用地交渉などで困難であった推移から判断しますと、この鐘紡の跡地を見逃すことは、または失敗することは絶対にできないものと思っておりますが、市長の私見をお尋ねするとともに、工業高校が県立である以上四日市として三重県に対してどのような姿勢でどのように対処していかうとされているのか、お尋ねをいたします。

次に、小中学校における一クラス四十五名編制から四十名編制に移行する問題について質問をいたします。一クラス四十名編制については、さきの文部大臣と日教組委員長との会談でその方向が明らかにされ、当面は過疎の学校から実施していくことが批准されておりますが、私たちは四十名学級の編制に賛成するのではありませんが、四十名学級編制に伴う施設、特に普通教室、特別教室の充実について危惧するものであります。いま四日市は小学校三十八校、中学校十九校を有し、延べ普通教室数は小学校で八百五十五、中学校三百七十七、延べ特別教室は小学校百二十八、中学校百七、その施設数となっております。これに対する学級数は、小学校七百一十一学級、中学校二百七十三学級であり、普通教室を中心に見る限りでは四十名学級編制が現有の施設で可能のように見えますが、その内容、内訳を見ますと、一部の学校では可能であってもいまだにプレハブ教室であったり、また、いまだにプレハブ教室を利用しているところも含めて、不可能なところがあります。その格差は大きなものとなっております。普通教室において十分でない状態のまま四十名学級に移行するとすれば、実施、不実施はもちろん、プレハブ教室の増加などにより学校間の格差問題はいままでも以上に大きく拡大されることは明らかであります。四十名学級編制が可能でな学校から実施することについては、慎重を期さなければなりません。少なくとも四日市市内の学校間に格差があったり格差を生じさせるようなことをしてはなりません。市内の全小学校及び全中学校が一斉に四十名学級に移行するのが最も正しい姿である以上、現在でも不足する特別教室をまず充実させ、その上四十名学級編制に必要な普通教室、特別教室などを早急に完備させた上で市内一斉に各学校が四十名編制に移行できるように、いままから準備すべきではないかと考えるものであります。四十名学級編制を社会情勢に合わせてどう進めようとしておられるのか、教育委員会の計画と見解をお尋ねいたします。

次に、通告第三の高齢者対策についてお尋ねをいたします。

日本における平均寿命は、男子七十三歳、女子七十八歳と言われ、日本の高齢化はいまや世界でも一、二を争う長寿国家となりました。しかし、その反面、このような高齢者社会を迎えていままやその対策が急務となっております。その対策いかんによっては健全な高齢者社会の建設はできないものと思っております。いまの高齢者の方々の願いは、年金と医療の改善はもちろんであります。それと同時に、仕事のできる間は仕事をしたいという仕事の確保が望まれているのであります。年金と医療については決して十分とはいえないものの、政府や地方自治体が福祉政策として遅まきながら取り上げており徐々に改善されつつありますが、高齢者が生きがい対策として、特に仕事の問題については取り残されております。確かに四日市におきましても高齢者の無料職業紹介事業を進めていることはわかりませんが、それは四日市社協に委託をし単に一部の高齢者の要望にこたえているのではないのでしょうか。それは多くの高齢者の方々が求めているものではないと思っております。その理由は、高齢者であることから体力的にも一般の雇用につくことがむずかしいことにあります。いま仕事をしたいという高齢者の中には、まだまだ健康だから生きがいとして何らかの仕事をしたいという人、今日の不十分な社会保障の中では何らかの収入を得なければならぬという人など、たくさんおられます。今日までの豊かな経験と能力を生かし体力に依りて自由に働けることができたら、どんなに生きているこ

とに意義を感じるだろう。そして、それが社会のために役立つということであれば何も言うことはない。年をとっても老人、年寄り扱いにはされたくない、高齢者として生きがいのある生活をしたい、これが本当の高齢者の願いであると思います。そこで私たちは、四日市市はこうした高齢者の願いにこたえるため、いままでのように単なる福祉対策としての面からとらまえるのではなく、体力に応じた仕事をしていただくという生産、産業の面からもとらまえ、産業対策として高齢者の働きたいという願いにこたえる対策が必要ではないかと痛感するものであります。このような考え方に立っていま全国的にも多くの高齢者事業国が地方自治体の助成でつくられ、多くの高齢者の方を会員として地方自治体の公共機関、民間企業、そして個人家庭では高齢者向きの仕事を引き受け、これを各高齢者の希望と経験、能力に応じて従事してもらっている例があります。いまの四日市の高齢者対策はすべて四日市社協に委託し福祉事業の域を脱しておりませんが、これを産業、生産対策、労働対策として取り上げて、高齢者の方々が自主的に伸び伸びと仕事ができるシステムに変えていくべきではないかと思えます。そのために事業団設立を図ってはどうかと考えるのでありますが、市長の所見をお尋ねいたします。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点の三重用水事業についての細部にわたる点につきましては、産業部長の方からお答えを申し上げます。土地改良区として今後にはどう対処していくのかというような点について、私の考えを述べさせていただきます。

三重用水の土地改良区というのは北勢三市、四日市、鈴鹿、桑名、それから八町の受益農家の団体でございます。現在組合員が一万一千三百二十七人ございます。総代会、理事会によって運営されているわけでございますが、今までの段階では公団の行います用地買収、水利権の解決等の事業推進に協力をいたしますとともに、受益農家に対する事業の理解と協力を求めて三重用水事業の全体の推進を図っているというところでございます。特に今日の段階では国営と県営の事業を早く完成してもらおうということ、それから二番目には、農家負担の軽減というようなことについて、関係機関に対して働きかけを行っておるのでございます。特にこの三重用水事業の農家負担に大きく関係をしてまいりますのがこの事業費の償還の問題でございます。その償還の期限の延長ということが大切でございますので、いまそういった面に力を注いでいる段階でございます。国、県等の関係機関の方では私どもの意見というものを十分踏まえまして、償還期限を延期するというようなことが見通されてまいっておるのでございます。

なお、今後の事業変更がどうなるかということでございますが、現在の段階で明らかにされておりますのは現在決められております事業費、三百九十四億でございますが、この事業費というものの変更について、まだ何ら通知を受けてないのでございます。ただ、完成年度が従来の計画と変わりました。五十五年完成の予定でございましたが二カ年延長をして五十七年度完成ということになっておりまして、最終事業変更を行いますのは多分五十六年末ごろになるのではないだろうかということを知りたくて承知いたしております。したがって、その間における事業費の単価アップあるいは若干の変更があるのではないだろうかというようなことは常識として考えられるわけでございますが、やはり早く計画を確定してもらいまして関係者の方々に十分ご指摘のありましたように徹底をして、皆さんがご理解ができるように土地改良区としては努力をしてみたい、かように考えておる次第でございます。その他の点につきましては、産業部長の方からご説明申し上げます。

それから、高校の問題と小中学校四十人編制に関する問題につきましては教育委員会の方からお答えをさせていただきますが、四日市工業高校の移転につきましてはかねてからの問題でございます。私どもも早く適当な場所へ工業高校が移転をされるということは四日市市の街づくりにとってきわめて有益なことでございますし、同時に学校側としても大きな教育上のメリットがあるというふうに私は考えておるのでございます。そういった意味ではできるだ

け早く移転を進める方がよろしいというふうに考えておりました、移転先候補地について種々私どもが考え得る案をいままで何遍か出しました。県側に提示をしてみましたのでございますが、従来出してきた候補地ということについては残念ながら同意が得られなかったわけですが、四月以降につきましては、四月以降に引き続き県、市双方で検討いたしましたので、従来ありました三条件、いわゆる急行停車駅から五分以内、三万坪といったような条件があったわけでございますが、これらの条件にこだわらないということを双方で確認をいたしました。そして、その候補地として鐘紡四日市の跡地を最終的な用地であるということ、私の方から六月末に県の方に検討するよう申し入れてあるのでございます。鐘紡四日市につきましては、八月末をもって操業を停止しており、現在その後片づけの段階に入っておりますので、この工業高校移転ということについて受け入れることができるような態勢にあります。目下この問題について教育委員会の方が学校側と話し合いをしている段階でございます。この土地、現在の工業高校の敷地は商業地域として用途決定をされている場所でもございますし、また、近鉄四日市駅の西玄関にもなりますので、それにふさわしい街づくりをするために移転後をどう活用していくかということについては、十分皆さんのご意見を拝聴し県に対して意見を申し述べたい、西玄関にふさわしい整備をするように私どもの案を固めまして、また、皆様方におはかりを申し上げます。県の方に働きかけをやってまいりたいというふうに思っております。

それから、高齢者対策でございます。特に、高齢者の方々の雇用面についてのお話ございました。本市におきましては大体五十三年度の雇用実態を見ますと、五十五歳以上の高齢者の雇用率は六割ぐらいでございます。ちょうど法定雇用率を一致しておりますのでございまして、また、事業所で法定雇用率を達成しております事業所がどれぐらいあるかといいますと、四日市にあります事業所の約半分を超えたところが法定雇用率を達成しておりますということで、全国平均並みと言ってもいいのではなからうかと思っております。しかし、本市の高齢者の有効求人倍率が〇・一六ということで、大変厳しい状況にあります。そこで、おおむね六十歳以上の高齢者の就労機会の開発については、労働行政の分

野からいたします。一般労働市場における就労と福祉行政の分野からいたします。健康保持、あるいは社会参加、生きがいといったような面からの就労と、二つに分けられておりました、四日市では前者に対しては高齢者無料職業紹介所というものがあって機能をいたしておるわけでございますし、後者については、老人クラブの社会奉仕活動のほか、本年度から高齢者能力活用推進事業というのを行って対応してきておるわけでございます。しかし、これで十分であるというふうには私も思っておりませんし、ご指摘の高齢者事業団ということになりますと、先進都市の状況を調査いたしますとともに職業安定所の指導を得ながら現在検討をしておる段階でございます。この制度にはまだ雇用関係の明確化でありますとか労働法規上の法の適用などについて若干問題点があるということでございますので、今後本市といたしましては本市に適応した高齢者事業団の形態を見出すべく老人及び関係機関の参加を得まして協議の場を設けると、そのための手続をいまやっております段階でございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。たいと思えます。

なお、中高年齢者の雇用対策としては今回の総合計画でも取り上げておりますように、事業所、企業等へ雇用創出の要請、雇用促進機関の創設についての検討、さらに能力開発訓練の充実を柱といたしまして、鋭意努力をいたしておるところでございます。また、能力再開発訓練ということがございますので、西日野町の三重総合職業訓練校で中高年齢者を対象に転職、再就職のための技能習得訓練を実施いたしておりますので、これらの一つの活用をもさらに進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、私からご答弁を申し上げます、残りしました部分については、教育委員会あるいは関係部の方からご答弁を申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 第一点の三重用水事業につきまして、市長の説明に補足してご説明をさせていただきます。

まず第一に事業費でございますが、先ほど市長も答弁申し上げておりますように、現在三百九十四億円の事業認可が五十年三月に行われておりまして、現在は一応この数字で推移いたしておりますが、ご質問のありましたように、今後第二次変更はどうかということでございますが、水資源公団の説明によりますと事業内容としては大きな変更は今後ないと、けれども、五十三年以降の物価の上昇等によりますところの資材その他の関係で事業費に変更が出てくるであろうと、こういう見通しでございますが、いずれにしても、先ほど市長がご説明しましたように工期については二カ年ほど延長して、一応現在のところ五十七年完成という予定でございます。したがって、最終的な事業変更の認可については、五十六年度末ということでございます。

次に、ご質問の受益面積の問題でございますが、現在の計画はご承知のように七千六百八十五ヘクタール。水田でございますが、このうちの水田が五千六百九十一ヘクタール、それから、畑が一千九百九十四ヘクタールでございます。四日市分といたしましては二千六十九ヘクタール。このうち水田につきましては一千三百三十一、畑につきましては七百三十八ということでございます。受益者はいまのところ二千六百二十六人でございます。ご質問にありましたように、最近の減反すなわち水田利用再編成に議論がございますけれども、受益面積の減少につきましては、作物の変更はございますけれども耕地の変更はないものでございまして、一応現在としては受益面積の減少はないものというところにいたしておりますし、また、ご存じのように当地域につきましては農振の農用地域で、今後とも農業を振興する地域でございますので、私どもは関係者のご理解を得べく努力をいたしておりますので、基本的には受益面積の変更はないという想定で進めさせていただいております。

次に、計画水量でございますが、この問題につきましても生産調整によるご意見はあろうかと思いますが、水資源公団といたしましてはこの計画の本来の性格からいって、すなわち常襲干ばつに対する安定農水等の供給という立場から言って、現在のところについては補給水の変更を考えていないというのが現状でございます。したがって、補給水についてはこれまたご存じのように、農水分については五千六百万トン、それから上水については二千二百万トン、工水について四百四十五万トンでございます。

なお、ご質問の農家の負担軽減の問題でございますが、これについてはいま申しましたように、受益面積あるいは計画水量等の変更はございません、という前提であります。事業費についてはご説明いたしましたように物価の上昇等によって今後ある程度のスライドは考えられるということでございますが、いま私どもの情報を得ておりますところでは、国の国営分及び県営分に対する国の補助率をアップしていくという計画を検討されておるようでございますし、近くこれも実現できるのではないかというふうに考えております。ちなみに、大体現在では先ほどお話のありましたように、国営分の国が五八％、県営分の国の負担が五〇でございますが、これも国営分については約一・一％の上昇、県営分についてもそういう検討がなされておりますので、したがって、現在まで試算しておりますところの十アール当たりの農家負担一千三百八十五円は約二千円程度にはなるのではなからうかというように推定いたしております。いずれにいたしましても、農家負担の軽減につきましては土地改良とともにこの国営、県営に対する国の補助率をアップしていただいで農家負担の軽減に努めてまいりたいと存じておりますし、また、これも仄聞するところによりますと現在の完成後の償還すなわち二年据え置き十五年償還はそれぞれ延長されるという見通しに立ってきておりますので、今後とも土地改良とともに軽減について努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） ご質問のございました高校問題と小中学校の四十名クラス編制について、答弁させていただきます。

できます。

まず第一の高校問題でございますが、その後高等学校増設問題はどうかというご質問でございますが、中学生の卒業生が急増いたします時期は、ご存じのとおり来年の三月、すなわち五十五年三月と、もう一つは五十八年三月以降、この二つの時期でございます。それで、まず第一の五十五年三月急増対応につきまして、県の考え方は次のようでございます。これにつきましては、昨年十二月に県議会での質問に対して県の教育長が答えておりましてその内容を踏まえて申し上げたいわけでございますが、まず北勢地区の対応といたしましては、桑名市内に高等学校を一枚来年の四月開校を目途につくる予定であると、これにつきましては現在その通り建設が進んでおります。なお、五十六年三月、続いて五十七年三月は、全県的に見まして卒業生が減少をいたします。ことに五十七年三月はいわゆるひのえうま出生の生徒でございます。四日市でも減少するように推定をしております。したがって、五十六年三月、五十七年三月につきましては高等学校をつくることは考えていないと。なお、この三つの三年間の時期につきまして増加する地域がありますので、その増加地区につきましては既設の学校の学級増などをいたしましてその拡充、それから、私学への助成等で補う考え方であります、そういうふうに県の考え方は聞いておるわけでございます。

なお、本市といたしましては五十五年三月対応としては、四日市地区に県立高等学校の設置を県へ要望する考えのないことにつきまして、昨年の十二月議会で私の口からご答弁申し上げたかと存じます。

第二の五十八年三月以降の問題でございますが、五十八年三月以降の問題につきましては、五十八年三月の四日市地区の中学校の卒業生の見込みは本年三月の卒業生と比較いたしますと、約七百人急増をいたします。高等学校へ行きたいという希望の生徒いわゆる進学希望率というのは、普通四日市では九六・八%を見込みますので、それによりますという約六百八十名ほどことしの三月に比べて高等学校へ行きたい生徒が急増すると、こういう数字が推定

されます。

なお、その後この増加傾向はしばらく高原状態が続くわけでございます。したがって、本市といたしましては中学校の生徒が高校進学に支障を来さないように、五十八年三月以降の対処といたしまして高等学校新設につきましては県の方へ要望してまいりたい所存でございますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

次に、いわゆる小中学校の一学級四十名編制の件でございますが、この問題につきましては新聞紙上等でいろいろ出ておるわけでございますが、教育関係のいろいろな小冊子等で知り得ました現時点での情報をまず申し上げます。ご存じのとおり、小中学校の普通の一学級の基準は四十五名でございます。この四十五名を四十名に削減をするという、こういう考え方でございますが、これはいわゆる第五次教職員定数改善に伴うその中身の一つでございます。それで、文部省の考え方といたしましては次のようでございます。まず第一は、計画期間は来年から六十三年度までの九カ年とすると、二番目に、その進め方は、小学校の一年生から学年順に四十人としていくと、最初の年に小学校一年生を四十人にし、次の年はそれを二年生まで及ぼしていくといういわゆる学年進行方式を採用すると。三番目に、児童生徒数が減少いたします市町村、これは全国で約一千と推定されるわけですが、その児童生徒数が減少いたします市町村は来年の一年生から小学校は始めます。中学校は三年おくれで五十八年度の一年生から実施すると、そういったしまして、六十年代までの六カ年で終了すると。また、増加市町村、これは大体二千と思われまして、これにつきましては、小学校は三年おくれまして五十八年度から、中学校は六十一年度から実施して六十三年度で終わると、こういう考え方のようでございます。この考え方によりますと、四日市の場合は小学校は後の方になるものですから、五十八年度、ちょうどいま二歳の子供が小学校一年生になったときでございます。中学校は六十一年度からの実施と、こういうことになるかと思われまして、ただ、このことにつきましては今後教育関係団体の動きもございまして、また、大蔵省等との折衝の問題もあるわけでございますので、まだ未確定要素が多分にあると考えられるわ

けでございます。したがしまして、市といたしましては国の計画が確定いたしました段階におきまして、先ほどご質問のございました施設の対応について、慎重に考えていきたいと考えておるわけでございます。ただ、小学校一年生を五十八年度から実施いたしました場合に四日市で施設がどんなふうであろうかということは試みに計算をいたしておりますが、これはあくまでも試算でございますのでそのとおりに聞き願いたいと思うんですが、現在普通教室の保有数は、小学校において八百十二教室ございます。それで、今後五十八年度に現在の学級編制でも普通教室が若干不足いたしますので、その分を仮に補いまして、なお五十八年度に四十人学級に小学校一年生をした場合にまず教室くらいあるいは不足するのではなからうかと、こういう数字が出てまいります。これはあくまでも試算でございますので、その点お含みいただきたいと思えます。なお、先ほどご質問にございました、同じ四日市である学校はやはり、ある学校はやらぬということとは全然考えておりませんので、実施する場合は一斉に実施すると、当然でございますので、そのようにお答えをいたしたいと思えます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 答弁をいただきましたが、まだはっきりしません点があるので、改めてお答えを願いたいと思えます。三重用水事業関係につきまして、受益面積、おおむね説明はわかるわけですが、五十一年に発表されました五十年当時の計画変更によりまして、四日市だけをとりまえてみましても、先ほどの説明では田、畑合わせて二千六百九十九ヘクタールの数字になると思いますが、当時発表されました内容は二千四百六十六・一ヘクタールであります。したがしまして、この差というのはやはり百ヘクタール近くあるわけでございますので、全く確保されているという言い方はこれはちょっとおこがまし過ぎるのではないかと、ただ、受益面積に限りて指摘をしておきたいと思えます。さらに補給水の関連であります。この数字につきましても、当時私が質問をした内容がいま聞いた数字によ

りますと変更になっております。当時の発表では農用水が三千二百七千五百トンであります。いま聞いておりますと五千六百万トンとかいう数字になっておりますし、上水道用水につきましては端数は切り捨てまして二千二百百万トンというわけですが、工業用水が当時の発表では先ほど私が言いましたように二百八十六万五千トンであったものが、いまの説明を聞いておりますと四百四十五万トンに変更になっております。いつそういう数字に変更になったのか、あわせてお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、あとは総括的になりますが、一点だけ指摘をしておきたいと思えます。

償還金の返済、償還期間を延期するとか延長するとかいう話がありましたが、私はそのことについては反対であります。同時に説明のありました補助率のアップに力を入れて取り組んでいただきたい。私は、先ほど言いましたように、負担割合の改定はもちろんであります。金額的には変更のないように、こういう趣旨で申し上げます。そういう趣旨からいくと、償還期限の延長ということは金額的には変わりはないと思えます。利息がどうなるかは計算上わかりませんけれども、やはり補助率のアップに向けて私は取り組んでいただきたいと思えます。特にその点では三重用水土地改良区組合の仕事として重点的にその問題を取り組んでいただくように、お願いをしておきたいと思えます。総合的に申し上げますと、計画変更された内容からいきましても五十五年完成であったものが五十七年というところで、二年延長されているわけがあります。この間の先ほど説明がありました資材等の値上がり分、仕事の量はぶえないにしても、期間が延長されることによつて資材はもちろんであります。その他人件費等の必要経費が要るわけです。これは常識的に考えても事業費が伸びることは間違いございません。その点について、伸びる分についての農家負担については一切お断りしたいと思えます。そういうことの事態が起らないように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから次に、高校問題であります。時間が来ておりますのではしりますけれども、結論的に申し上げますと、

五十八年三月に向けて四日市を中心とした高校増設を取り組んでいきたいと、こういうふうを受けとめまして、来年の三月に向けては間に合わないと思えますけれども、少なくとも五十八年三月には第二次の急増期になるわけでありますが、市内の高校生、進学を希望する生徒が路頭に迷わないように、あるいは高い交通費あるいは遠い県外までも進学しなくてもいいように、市の教育委員会の方で取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

工業高校の移転の問題であります。説明で三条件にこだわらないということは確認をされている模様でありますし、今度都市再開発特別委員会から工業高校移転問題に限って中間報告がされるようになっておるそうであります。内容は、移転問題を実現するようにということに聞いておりますけれども、先ほどの市長の説明で了とするわけでありませんが、ぜひともこの機会を逃さないように、千載一遇の機会だということで、先ほど申し上げましたようにこれを逃がしますと後私は候補地が出ないような気がいたします。加えて、県立高校である以上四日市が余り責任をかぶってにっちもさっちもならないように、県の責任でやっていただくように強く働きかけていただくように、お願いをしたいと思えます。

四十名クラス編制につきましては一応現状について了とするわけですが、一斉にということを確認しながら六十一年の実施時期に向けて、普通教室はもちろん特別教室がプレハブなんかを利用しなくてもいいように整備をしていたかどうかということを確認して、私の質問を終わりたいと思えます。

なお、説明不足の点につきましては、答弁を加えていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

（産業部長（谷沢文男君）登壇）

○産業部長（谷沢文男君） 私の説明の数字がどうもお聞き取りと違っていろいろございますが、若干受益面積

の問題はおおむね数字的にご理解をいただいているようですが、補給水について私の説明が間違ったかもしれませんので、この際もう一度申し上げます。

補給水は全体で五千六百万トンでございます。農水分が約三千万トン、それから上水分は大体先ほど申しました二千二百万トン、約三九％です。それから、工水分が四百四十五万トンと申し上げたつもりでございますので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時十八分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤雅敏君。

（伊藤雅敏君登壇）

○伊藤雅敏君 通告に従いまして、質問いたします。私が質問予定をしておりました財源確保の問題につきましては、昨日教名の方から提起されておりますので、そのご答弁によって理解させていただきたいと思えます。したがって、重複を避ける意味で、少し見方を変えてお尋ねいたします。財政の動向につきましては、五十三年度の決算カードをいただきました。五十二年度五十一年度についても調べました。昨日も市長がご答弁されましたように、類似団体に比較すれば若干よいことは事実ではございますけれども、年々悪化の傾向にあることもまた周知のところでございます。昨日の議論にもありました新規産業の誘致は、活力ある街づくりのため絶対条件でありましょう。このことを表と見るならば裏から考えられることは、諸事業、諸施策を進めるに当たってどのように合理性を探究していくのかと

いうことではないでしょうか。もちろん省エネルギー問題を初め事務的経費あるいは事務事業の簡素化策などに大変な努力をされていることは十分承知しております。また、一方で第二次総合計画が行われようとしているこの時点でこのような発想というのは逆行するかもしれません、意のあるところをおくみ取りくださいまして、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

さて、次からお尋ねすることは資金の伴うことが多々ございまして、財源の厳しさを理解しながら発言するというところでいささか抵抗を感じるところでございますけれども、そのやりくりもまた市長の手腕と期待する一人でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、学童保育の問題についてお尋ねいたします。青少年非行の問題については全国的にも大きく取り上げられまして、本議会においても特別委員会を設置して真剣に取り組んでいるところであります。これはこれとして青少年問題を長い目で見るならば、幼稚園あるいは小学校低学年層に対する学校教育や家庭教育こそが健全な育成の根本ではないでしょうか。ことに家庭におけるしつけは非常に重要であり、そのためにも留守家庭児童を対象とした学童保育というものが全国各地で取り上げられているところだと思えます。俗にかぎっ子と呼ばれるこの子供たちは、五十二年の資料ですけれども、当市の小学生で四千五百名強、保育の対象になる低学年層では二千七百名を超える数字であります。昨今の経済情勢あるいは生活環境というものを考えれば、今日ではさらに上回った数字だというふうに思います。若干趣旨の違う児童館というのは別に考えますと、いわゆる学童保育所と呼ばれるものはこの数値に対して市内でたった三カ所です。高花平、坂部ヶ丘、そして海蔵小学校で、約百十名程度の児童しか保育されていないという実情であります。先日各施設を一通り回りました。指導される方は非常にりっぱな方々ばかりでして、熱心に指導しておられましたし、そこにおる小供たちも大変にこの方たちを慕っております。ことに海蔵小学校の場合設備はお粗末でございましたけれども、その指導員の方の指導よろしきを得まして、子供たちの言葉遣いあるいは態度という

のが非常にりっぱでして、父兄の方からも大変好評というふうに聞いております。四日市の学童保育運営基準では原則として一学区一カ所とするとうふうになっておりますが、今回の基本計画にも具体的に取り上げられてないように思いましたけれども、この点をどのようにお考えになり、また、今後どういうふうにされるかということをお聞かせ願いたいと思います。

次に、老人の生きがい対策についてお尋ねいたします。

老人の生きがいと申ししても多種多様にわたると思えますが、健康とそれから生きがいの一つとして最近とみにゲートボールが盛んになってきております。四日市における登録人口一千三百二十名余り、二十八地区八十チームぐらいが熱心にかんばっておられ、秋には全国大会も開かれるそうで、六月に緑地で開催された予選には五十チーム余りが参加されました。私も応援に行った一人でございますけれども、その真剣さあるいは熱心さというのは老人とは思えない迫力を感じたものであります。市としてもその後社会課を事務局にして協会が設立されて、係も指導員の方々も大変ご苦労願っているというところはまことにありがたいことでございます。今後ともその育成、発展に大いなる力を入れていただきたいと願うものであります。ことに十分な練習場に恵まれないチームもあちこちにあるやに聞いております。その実態を十分に把握し、場所のないところあるいは不備なところについては整備をお願いしたい。凹凸をなくし芝生を植えて、その維持管理はチームの方に任せるといふようにすれば、緑と親しみさらに技術も向上するのでないでしょうか。また、各チームから代表を選んでその方たちにルールや技術の講習会を開催して指導員の資格を与えれば、現在の指導員の方々の負担も軽減されるのではないかと思います。こうして自分たちで技術の向上を図りコートの維持管理をしていくことが、老人の生きがいということに大いに寄与するのではないかとこの四日市の街づくりの功績に対して、温かい心をもって積極的な発想をお願いするところでございます。

次に、基本計画案に関連しての質問であります。一日目の説明会が行われませんでしたので総合的には後日にいたすとして、教育文化の面からフィールド・アスレチックス、それから、公害の面から平山物産の問題について、お尋ねしたいと思えます。

フィールド・アスレチックスについては、昨日宇治田議員も発言されておられました。私も一通り歩かせてもらったわけですが、楽しさの中にたくましさを与えるということで非常に結構な設備だというふうに評価はいたしたいと思いますが、たまたま来場しておられた父兄の方と話をした際に要望されたことがございます。それは、父兄の休息する場所がない。また、時間的に中途半端で、ここで一日過ごすというわけにいかぬということを指摘されており。昨日も市長はこれだけではいけないんだというふうにおっしゃいましたけれども、弁当を広げドッジボールやあるいはバドミントンなどができるような運動広場がぜひ併設してほしいなという気がするんでございますけれども、具体的な構想がございましたらお聞かせ願いたいと思えます。

最後に、平山物産の問題であります。金森議員が終始一貫訴えられ努力されてきた問題でありまして、同じ会派、同じ常磐地区の議員として一言触れさせていただきます。

一日目の市長の報告を聞きましたし、昨日は坂口議員の方から質問でも取り上げられておりますので、市長を初め関係各位がそれぞれ大変努力されていることはよくわかりますし、まずもって敬意を表するところでございます。聞いておりまして感じますことは、県あるいは諸団体の協力あるいは協議というのも大変に重要であり、決しておろそかにはできないものだというふうに思いますけれども、用地の確保あるいは搬入量に対する厳しいチェックなどはほかに依存することなく、もっと市当局がイニシアチブをとって進めるべきではないかというふうに思います。被害地域の方々のことを思えば、一日も早く善処していただきたいと切に願うものであります。なお、一日目の報告にございました十一日に開催すると言われておりました十三市四町との協議の結果をご報告くださるようお願いいたします。

まして、第一回目の質問を終わりたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 財政問題では大変ご心配をおかけをいたしておりますが、今日の実情というものを二、三年前から予測をいたしておりましたので、こういった状況に対応するためには一方で財源の確保、拡充を図っていくということが必要でありますとともに、一方で歳出面においてできるだけ経常経費分の節約を図ってその分を投資的経費の方に回していくという努力が必要ではないかと考え、経常経費分の節約ということについては毎年かなりシビアな姿勢で各部の経費の運営をしておりますので、昨年度は金額にいたしまして約七千三百万という合理化を行ったわけでございますが、この際そういった方向に努力をする上での考え方として、やはり原価意識というものを大きく取り入れてまいらなければならない。そのことを全職員に徹底を図って実施をしております。さらに本年度におきましては当初予算の編成時点においてすでにその徹底を図っております。さらに本年六月からは現状の業務委託の経費につきまして分析を行い、その効果を測定しながら今後業務委託というものをどういうふうに進めていくかということについて現在部内検討を進めている段階でございます。年内におよその見通しがつけられるのではないだろうかというふうに思っておりますので、準備整ったものから順次それを実施に移していきたいと、かように考えておる次第でございます。この点につきまして、議会の皆様方のご協力をぜひお願いを申し上げます。お願ひでございます。

それから、学童問題につきましては教育委員会あるいは福祉部の方からお答えを申し上げますが、フィールド・アスレチックスに休憩場所がない、あるいは、家族とともに一日の余暇を有意義に過ごすということをやるためには若干施設が不十分であるということのご指摘が昨日も宇治田議員からもあったわけですが、私もそのとおりだ

というふうに理解をいたしておりまして、今後一般の方々があそこのんびり遊べるような広場をつくっていく、あるいはテニスコートをつくっていくと。その他そればかりでなしに、フィールド・アスレチックスとは違いますがほかの楽しめるスポーツ的な施設もここに取り入れていったらどうだろうか、全体としてはそんなようなことを考えながら、それをどう具体化していくかということについて目下検討している段階でございますので、またこの点につきましても皆様方の知恵を拝借をさせていただきます、かように考えておる次第でございます。

それから、平山物産問題でございますが、十一日の会議の結果まだ私は報告を受けておりませんので、関係部長の方からお答えをいたすいたしましたして、私どももこの問題については積極的に現在も取り組んでおるつもりでございます。決して責任のなすり合いをやっておるといふつもりはございません。ただ、広域的にわたる魚滓処理でございますので、私どもではどうしても手の及ばない面があるわけでございまして、そういった面について従来県、市の間で話し合いを進めてまいりました。ようやく県の方でこの点についての理解が落ちりてきたと、そして、この理解に基づいて対応をしていくという姿勢が固まったということでございます。そういった意味のことをご報告を申し上げたのでございまして、私は私の責任をそれによって逃れようというつもりはございません。今後も早く新しいい化製工場を設立いたしましたして、住民の皆さん方のご迷惑を一日も早く解消に向かつて努めたいと、かように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 学童保育の問題につきまして、考え方を申し上げたいと思います。

いまご質問にもございましたとおり、本市におきましては小学校低学年の児童を対象といたしまして、留守家庭児童育成事業に対する補助要綱を設けてまして、三地区について実施をいたしております。ただ、この留守家庭児童と一

口に言いましても、その実情の把握というのはなかなか困難でございます。私の方も昭和五十二年に調査をいたしておりますが、子供が学校がひけて家へ帰って一時間ほどするとどちらかの親御さんが帰ってみえるご家庭、あるいは高等学校へ行っておる姉さんが帰ってみえるご家庭、あるいは親戚のお家に学校がひけてから行くというような子供さんも一応その調査の中に入ったかと思うんですが、いずれにしても留守家庭というのはいろんな点から重要な問題であるというふうに把握いたしておりますが、これがための留守家庭児童育成の事業につきましては、私考えますのに、その地区の方の実はご協力といえますとかあるいはお世話と申し上げますか、そういった点が非常に必要でございますので、そういう点もひとつ含めまして、私の方といたしましては今後その周知を図るとともにもしご希望の地区などございましたらご期待に十分こたえていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 老人の生きがい対策につきまして、市長にかわりましてお答え申したいと思っております。

老人の生きがい、こうしたものを考える場合にまず第一に考えなきゃならないということは、これはすべて、老人だけでなくて、すべての人たちに限らず個人個人の心の問題であるということはまずお互いに考えていきたいと思っておるわけでございます。しかし、現実問題として現在の高齢化社会が進んでいく中に、健康老人、そうした者に対する生きがい対策をどうしていくかと、そうしたことがそのまま老人の自己実現と申しますか、生活あるいは社会的な参加の向上につながってくるわけでございまして、本市でも社会参加、教養、趣味、娯楽、老人スポーツ、あるいは就労等、多くの人々の参加のもとに老人の生きがいが高められていくということは言えると思うわけでございますが、確かにそうした一面どのような老人の生きがいということを考えるにしても、まず老人がどういふふうな面に一

番生きがいを感じるだろうかというような面も十分検討していかねばならないと思うわけでございます。そうした面を考えますと、現在の統計等を見ておりましても、やはり家庭の問題ということがまず老人の生きがいということの第一を占めているというのが現状のようでございます。しかし、現実問題、現在の社会が核家族化が進んできているというような現状の中に取りまして、老人はその家庭にかわるものをやはり地域社会に求めてくる、そういう結果になってくるんだらうと思うんです。まあ、いずれにしてもどのように生きがいを考えるにしても、まず健康ということとを第一に考えなくてはならないと。その健康ということを考えた場合、適度の運動、スポーツを取り入れるということが当然有効な方法であると思っておりますので、昭和五十二年度から四日市といたしましてはゲートボールの普及に努めております。先ほどお話がありましたように、関係者の協力によりまして現在でも愛好者も全市二十八地区に広がりまして、一千四百名を数えるに至っておるという実情でございまして、こうした練習場所の確保に私たち自身も微力ながら協力しておるわけでございますが、現在のところ児童公園、校庭、広場、そうしたところ五十八カ所が児童青少年あるいは地域スポーツ団体等の協調のもとに使用されておるという実態でございます。もちろんこれをもってこのゲートボールが十分に進められるということは考えられませんので、ゲートボールの専門のコートとまでは考えられないまでも、今後とも地域の児童公園や広場等が有効に利用されるように調整を図ってまいりたい、そういうふうにご考えております。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 去る九月七日と九月十一日に県が中心になりまして、三重県の魚市場連合会、これは七日の日でございしますが、七日に魚市場連合会の幹部の方々十四市場を集めて説明をいたしました。また、九月十一日には、県下の十三市と関係の四町でございしますが、四町は海山町、紀伊長島町、河芸町、三雲村というような比較的

魚産を多く排出している町を集めて説明されたわけでございますが、十日に市長からも県、市が取り組みました広域魚産処理に対する基本的な考え方ということでご説明させていただきましたが、それと全く同じことを両方向じ日に説明したわけでございまして、具体的には特に魚市場から出たわけでございますが、四日市だけの問題ではないんだと、いずれ各市にも魚産の問題が起きるのではないかと予想されるので、県において広域的にやっぱり処理してほしいというような意見が出されまして、基本的な考え方で県、市と関係市町村と、それから魚市場あるいは水産加工組合等排出者で結成いたします協議会への参加については、了承をいたしております。

なお、十一日の県下の各市町村でございしますが、これは事務レベルの、各市は大体清掃関係の課長が来ておりましたわけでございますので一応説明に終わったわけでございますが、近く市長会を通じて改めてお願いを申し上げますというふうな形でご説明をしたわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 明快なご回答をたくさんいただきまして、ありがとうございます。財政の問題につきましては、市長もおっしゃっておりますように何と云っても一番基本になることでございまして、そのように進めていただきたいというふうに思います。

それから、学童保育の問題につきましては地区の協力が必要、もちろんわかりますし、希望地区があったらということではなくて人数的にも三重で二百七十九とか富田で二百三十九とか、あるいは比率で見ましても三重西が三十一％とかいうようなところについて、積極的に教育委員会の方でやっていただくようにお願いしたいというふうに思います。

それから、ゲートボールにつきましてはあの答弁で結構でございますけれども、私の知人もずっと病院通いをして

おったのが、あのゲートボールをやることによっていままでの病気が治ってしもうたということで、全然病院に行っていないことを耳にしております。そういう意味で財政の苦しい市立病院の医療費の軽減にもなるんじゃないかということで、特に図書館横の高架下あたりを充分利用されてはいいかというふうに思います。

平山物産の問題につきましては、市長の心構えもよくわかりましたし、今後ますます精力的にお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 それでは通告に従いまして、ご質問させていただきます。
まず、防災体制についてのご質問を申し上げます。

われわれの生活環境は利便性、快適性、安全性を保たれることが最も理想であります。毎年九月一日は防災の日であります。三十五年に制定されてから、今年はずうと二十回目になります。本年は特に大規模地震対策特別措置法が施行され、防災対策強化地域が指定された直後だけに、地震に対する関心は徐々に高まってきているように見受けられます。

さて、本市におかれては、加藤市長を中心に都市型災害を想定され、消火、救助活動、その他電気、水道、通信、

ガス等の復旧に多数の関係者と市民が参加され、これまでにない真剣味の加わった熱意あふれる訓練が実施され、大変快く感じましたのでございます。私も市民の一人といたしまして、市長並びに消防長を初め関係者の日ごろの防災に対するご努力と真剣なる取り組みに対し、心より感謝の意を表すものでございます。伊勢湾台風以来ちうど二十年、東海地震以来三十余年、その間大被害をこうむる災害もなく、経済の高度成長に支えられた豊かな消費生活にどっぷりつかり、もっぱら利便性と快適性を求める風潮がありました。これは、きわめて荒っぽい見方ではありますが、住民側も行政側もどちらかといえば、隠れた危険性への配慮が若干欠けていたのではないのでしょうか。

そこです、この災害対策について、私の所見の一端を述べて、市長の考え方と対応策を伺いたいと思います。

豊かな消費生活の一端として、利便性を求めるマイカーがどんどん増加します。道路に車が渋滞し、快適性を阻害する、これを阻止するために道路新設または拡幅されましたが、もうすでにこれも限界にきております。道路の許容量を超えた交通量は当然排気ガス、騒音公害さらには交通事故といった快適性はもちろん安全性をも損なう状態となつてまいりました。われわれの生活している社会においても、至るところに危険が満ちてまいります。さらに、種々の面で密度の高い社会は、自然災害に一層弱い体質になってきております。しかし、われわれの生活環境は本来利便性、快適性より人間の尊重の意味から、最も安全性を確保するものでなければならぬと信じます。もし突然マグニチュード七、八といった地震が起こったら、家屋が倒壊し、交通、通信がとたえ、火災が起こり、津波が発生といった状態が発生したら、予想される住民のパニックを防止し、人命を初め被害を最小限度に食い止め、また、その被害がすぐに立ち直るためにどうすべきか、いますぐ起こるかもしれない災害のために、住民一人一人が真剣に考えなければなりません。行政がやるべきこと、地域の集団としてやるべきこと、一人一人がやるべきことの分担を明確にして、具体的に行政が指導し、あらかじめ地震がこれぐらいのときは家屋はどうなる、電車、汽車、バスはどうなる、電話は通じるか、マイカーはどうすべきか、病院は、また食糧や水の補給はどうなるか、当面、自己の責任で貯蔵す

べきなのか、あらかじめ種々の情報を与え、ふだんから心構えや準備をさせる等の配慮が必要ではないでしょうか。

そこで、今回の大がかりな防災訓練を実施され、市の防災機関、警察関係、報道関係、市役所内部、住民、関係会社等、いろいろな角度から総括され、市長として全体的にどのような総括をされたか、お伺いをいたします。

また、今後の組織的な防災体制づくりについては種々ご検討のこととは思いますが、その方法と住民の組織づくりに対する行政の指導をどのようにお考えになっておみえになるか、ご質問いたします。

なお、防災体制について私の考え方を述べさせていただきます。

特に、大規模地震が発生した場合、住民一人一人が日ごろから自分たちの地域は自分たちで守るといふ連帯意識を養い、市の消防機関等による防災活動と相まって、地域ぐるみの防災活動を展開していくことがぜひとも必要であると考えられるからでございます。初期の対策がいかに効果があり、必要欠かせざるべく多くの災害の教訓として教えられております。

さて、一般住民の意識を考えると、近年高度成長、物質万能の価値観の中で人間が見失われ、地域連帯感に支えられたコミュニティが崩壊されました。その反省をもとに地域社会をより住みよいものにするために、コミュニティ活動が次第に活発に行われるようになってまいりました。地方の時代を迎え、活発化しつつあります。これらの活動はいま始まりつつある住民の自発的意思に基づいて行われつつあることが新しい時代へのエネルギーとなることでしよう。言うまでもなく、防災問題はそれぞれの生命にかかわり、最も基本的な問題であります。住みよい地域をつくろうという連帯意識から出発しております。災害の危険は、地域住民にとっても共通の話題であります。初歩的な啓蒙活動から始まり種々の組織的な訓練を積み重ね、さらに地域の防災上の問題について幅広く話し合いがされることと思えます。一方、大規模災害が発生した場合を考えると、市の防災関係諸機関が平常時に期待される活動を行うことはきわめて困難となり、これらの諸機関が行う防災活動がおくれたり阻害されたりすることは言うまでも

ありません。これらの事態に対処して、災害より被害の防止または軽減を図るためには、何といっても住民の自主的な防災活動が必要であります。大地震の場合には、住民みずから出火防止、初期消火、救出作業等を行うことで対処せざるを得ません。これらの防災活動を行うに当たり、住民が各自ばらばらに行動するのではその効果を上げることができません。地域の住民が団結し組織的に行動することによって、初めてその効果を最大限に発揮することができるといえます。したがって、地域ごとにその実情に応じて自主的な防災組織が設けられ、日ごろから行政の力強い指導のもとに、大地震その他の大規模災害の発生に備え訓練を積み重ねておくことが肝要だと思えます。そのような観点からコミュニティ防災体制の組織化を提案申し上げます。

次に、第二点についてご質問をいたします。

北部地区の再開発構想と北部老人福祉センターについて、お尋ねをいたします。

私たち北部住民にとって、この地域の再開発により密集地を解消させ、防災に強く住みよい近代的な町づくりを切望しているからでございます。しかしながら、今回の国の補助を受けて実施される調査範囲に、国道一号線、名四国道には含まれた四日市の中でも有数な密集地約八百世帯、東富田地区が含まれていないことに、強く疑問を抱くものがございます。そこで、この東富田地区が調査範囲に入らなかった経緯について、ご説明をいただきたいと思えます。

なお、私の見解としては、地域的にかつ歴史的に見て富田地区の再開発を考えると、富田の発展に中心的な役割を果たしてまいりましたこの東富田地区の発展なしでは、富田地区の再開発はあり得ないと考えます。防災避難対策の観点から考えても、第一に、道路は消防自動車による消火活動がきわめて困難な密集地であります。第二に、防火用水等の施設が皆無に近いことでございます。第三に、避難をどこに求めるかが大きな問題になっております。今回、調査範囲に入っておりませんが、ぜひとも再開発を実施される段階で再考願いたく、お願いを申し上げます。

また、旧北部地区は住宅環境の悪い中で、老人を含む三大家族が同居生活をしている状態であり、したがって、

老人の憩いの場所を求める希望が大変強く、つい最近も、北部連合自治会長の会合でも大きな話題となっています。世は高齢化社会へ近づきつつあります。高齢者に生きがいと住みよい環境を確保することが必要であり、この方向で施策が種々講ぜられていることではありますが、すでに基本計画の中に取り入れられている北部の老人福祉施設を一日も早い時期に実現していただき、老人がみずから社会の一員として役割を果たしていくための話し合いの場として、またお互いの交流の場として、さらに憩いの場として機能し得る福祉施設を急速に整備されるよう強く要望いたします。第一回のご質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 本市の防災体制あるいは防災対策でございますが、数年前から最も力を入れておりますのは、風水害対策を中心としてまいっております。各常習浸水地域におきます水路、河川の整備というのを一日も早く急ぐということで、予算的にはこの水路、河川の整備あるいは山崩れ、急傾斜地帯の解消等に重点的に予算を配分してまいっておりますが、近年、この地震ということについての国民の関心が非常に高くなってまいりました。特に、昨年六月大規模地震対策特別措置法が制定されてから、地震に対する防災対策というものを急がなければならぬということ、最大の関心事ともなっておりますのでございます。この地震というのは、四日市市内にもし地震があった場合に、これはたとえば富田地区だけがその災害をこうむるといふことでなしに、局的なものではなくて、全市民的な範囲において被害が及ぶということが言うまでもないことになってまいりまして、そういったことから、どうしてこの対策を講じてまいるかということが大変重要になっておるのでございますが、九月一日の防災の日になんだ、地震災害を想定した訓練を地域の住民の皆さん方のご協力を得て実施したのでございますが、ただいま申しましたように、地震というのは一斉に起こるものでございますので、必ずしもこの訓練どおりにうまく防災対策が進むということは

なかなかむずかしいんだろうかというふうに思っております。むしろ市民の皆様方がそれぞれ安全、的確な判断、行動をとる、そのためには常日ごろからこの地震災害というものに対する心構えをつくっていただくということと同時に、訓練を怠らないということが必要ではないかと思っております。しかも、ご指摘のありましたように、全市民的に災害が起きてくる可能性がありまますので、市の常備の防災要員だけではとても初期体制はとれないと、やはり地域ぐるみのそれぞれの地域における防災対策というものが最も必要であろうかと思っております。本市の防災体制というものは編成されておるわけでございますが、それぞれの地区にはご老人もいらっしゃれば病人もいらっしゃると。そういった中で道路交通網が不可能になってくる、通信網がとだえてくるということになりますと、どうしても地域における防災体制というものが中心にまずならざるを得ないのではないかと。そのために地域住民の連帯感に満ちた体制づくりを目指してまいりまして、本年度からは臨海部の住宅密集地を重点地域といたしまして、計画的に進めてまいりました。去る六月に、三地区に耐震性防火水槽設置をいたしますのに伴いまして、市民防災隊というものを結成をいたしました。地震災害に対してそれぞれの地区における自主防災体制のもとに、災害対策活動をしていただくようをお願いをいたしておりますのでございます。ただこれは、本年度臨海部の三地区にできただけでございますので、今後防火水槽の増設とあわせて、順次拡充を図ってまいる所存でございます。

なお、今後防災手帳あるいは防災地図の各戸配布を今年度に行うことにいたしております。市民の皆さん方の防災意識というものを深めていただくように努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

第二番目の北部地区の再開発でございますが、もともとこの北部地区の再開発につきましては、富田の連合自治会のごぞつての強い陳情がございました。それを受けまして、国道一号線と富田駅にはさまれた間の地区の再開発をまずやろうではないかということで、その調査に踏み切ったわけでございます。

東富田地区につきましては、現在の基準から見ますと道路幅の問題なり家屋の密集度合いなりということから考え

ますと、いずれ再開発は必要となるかというふうに思うのでございますけれども、今日の段階では国道一号線と近鉄富田駅にはさまれた地域の再開発を最も急がなければならぬのではないだろうか、町並みが不整形でありますし通過交通量も非常に多い、居住環境なりあるいは商業環境なりというものを阻害しておると、こういう条件がこの地域にあるわけでございますので、富田地区の玄関口として、やはり駅前を中心とした市街地整備が急務であるというふうに判断をいたしまして、今回の調査範囲を設定いたしましたのでございます。いずれにいたしましても、都市の再開発というのは住民の方々のご協力、ご賛成がなければできない仕事でございますので、この点皆さん方のご協力をお願いをしてやまない次第でございます。

それから、北部地区におきます老人福祉センターの整備についてのご要請は、すでにかねてから出されておりました、北部地区におきましては、現在いろいろな公共施設というものがどうも中央部に集中しがちであるということから、この老人センターだけでなしに勤労青少年の利用できるような施設あるいは図書館、そういったような分館的なものを含めまして、しかも集会用のホールなどといったような総合的なひとつセンターを計画したらどうかというところで、昨年度から調査、研究をいたしておる次第でございます。地域の現状、あるいは歴史的な経緯、あるいは施設の機能、建設時期等々、まだ若干調査に時間を要するわけでございますが、今日名古屋工業大学の服部先生を中心にいたしまして、内部検討を重ねておるのでございまして、でき次第、基本計画がまとまりましたら議会の皆様方、地区の皆様方にご相談を申し上げます、この現在策定中の五カ年計画の中で早い機会にこれを実現化したい、かように考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 防災体制につきまして、ただいま加藤市長よりいろいろお伺いをいたしましたわけですが、

私といたしましては、確かに災害が起きた場合に、現在市が計画または実施中のいろいろな組織について理解をするものではございますが、やはり何と申ししても初期消火ということの重要性を強調したいと思っております。そういう意味におきまして、今後とも住民に対する強力なご指導をお願い申し上げたいと思っております。

また、東富田地域の再開発についてでございますが、現在道路幅その他についても整理をされているというお話でございますが、何と申ししても一軒が二十坪そこそこところに密集した地域でございますので、災害が起き、また火災が起きるということを毎日大変心配している土地柄でございます。その辺もいま一度ご理解を賜りたいと思っております。

最後の北部の福祉センターでございますけれども、大変がかりなことをお考えになっていただいております、地区の一員として本当に感謝をいたします。でき得ればことしの十二月において、その時期と、そしてまた方法について、ご説明あるいはまた実施計画をいただければ幸いです。これをもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 堀内弘土君。

〔堀内弘土君登壇〕

○堀内弘土君 通告に基づきまして、私は身近な地区の問題を取り上げて、簡単に要点だけについて質問をさせていただきます。

まず第一番目でございますが、海蔵地区の市民センターの建設についてであります。

市民センターについては、現在九地区が試行運用の段階であり、二年間を目途に残りの十三地区を指定したい意向の答弁が前議会であったように記憶をいたしております。海蔵地区は、三千百世帯を抱える地区でありながら、現在

その計画すらなされておりません。人口は年々若干の増加を見ておるようではありますが、現在の施設では地区の小さな会合一つを催すにも非常に不便を感じておる現状は、市長もご承知のとおりであります。すでに立派に完成された私の住んでおります周辺の三重、羽津、橋北の庁舎を見せていただくにつけ、その出おくれを痛感するものであります。設置場所、土地の買収問題等いろいろ絡んでおりましてある程度の難航は予想されるものの、地区住民の不便さを考えますとき、一日もゆるがせにできない問題であります。われわれも側面的努力を決して惜しむものではありません。早急に、配慮をお願いしたいと存じます。また、その際に現在試行運用の段階で、単に公民館と出張所を合体させたようなもの、そういうものの不備な点を発見された場合には十分検討を加えていただきたいというところをつけ加え、要望いたしておきます。

次は、地域振興の対策の一環といたしまして、国道一号線の交通渋滞は日増しにその激しさを増してきておる現状であります。海蔵、橋北地区住民並びに地場産業の発展のためにも、これを解消するために国道一号線に並行した南北の道路がぜひ必要になってきている昨今の現状は、市長も十分ご承知のほすであります。現在計画されております路線の策定進捗状況をお聞かせいただければ幸いかと存じます。

なお、赤堀山城線の計画のうち、できれば海蔵川以北を一日も早く着工し、阿倉川西富田線との接合を地区としては要望するものであります。

また、現在架設中のこれは現在名前がついておりませんが、仮称新末広橋と名づけておりますが、新末広橋の取りつけについては、海蔵地区の玄関でもありますために一日も早い完成を願っておりますが、それに関係のある道路に關しては一体どのように取りつけられるのか、この点について担当助役の方からご答弁をお願い申し上げたいと思います。

第三番目でございますが、湛水防除事業の促進についてでございます。

この事業については、伊勢湾台風以降において臨海地帯に対して実施せられた事業であり、四日市市においては茂福地区に次いで、内陸部においては初めての事業と伺っております。大半が国及び県の補助に係る事業であることは言うまでもありませんが、現在実施されておるこれに関係ある地区といたしましては、三重地区の一部並びに海蔵地区の一部、五町にわたる約百町歩、百二十五ヘクタールに及ぶ面積を要するものと伺っております。これについてはかねてからその促進方を要望してまいりましたわけですが、現在の事業の進展状況について、用地買収等の問題を含めてご説明を願えれば幸甚かと存じます。

次に、四番目に海蔵地区の教育施設の増強についてお尋ねをいたします。第一番目ではありますが、海蔵小学校の改築問題であります。本年度増改築を承認された四小学校の工事の中で、海蔵小学校だけが現在工事の中断を余儀なくされている現状は市長もご承知のとおりであり、今議会においてその経緯について契約方法等の是非が論議をされ、その工事請負については再提案が議決を見ればかりであります。もちろんその経緯の黒白を糾弾することは将来のために必要と考えておりますが、要は来春の授業に間に合わせていただく、このことが先決問題であります。これについて、地区児童の父兄並びに関係者は、日夜危惧の眼でその成り行きを見守ってきたのであります。このままで工事を再着工いたしましたとしても硬化のための養生期間等を計算に入れますときに、当然新学期の授業に支障を来すおそれを免れません。その点について、どのような方策をお持ちなのか、納得のいくご説明をお願いしたいと思います。

次に、山手中学校体育館の全面改築でございます。山手中学校の体育館は、昭和三十三年から三十四年にかけて建築がなされております。すでに二十年を経過しておるものであります。現在でも窓枠が木枠のままであり、開閉が満足にできない状態であります。そのほか雨漏り、床の支柱も相当に傷んでおります。万一生徒に事故が起こってからでは間に合いませんので、早急に全面改築をお願いしたいと思います。

次に、海蔵幼稚園の新築であります。昭和三十二年に建築をされたこの幼稚園は近代的なホール付の幼稚園ではなく、一時代以前の建築物であります。幼稚園、幼児教育の重視を叫ばれております現在、ホールがないために全園児の集合ができない不便をいままでもがまんをしております。が、ようやく先般父兄の間で建設実行委員会が発足を果たして、その請願を行ったやさきであります。この父兄並びに関係者の熱意に対して十分なご配慮をお願いするものであります。

最後に、たばこ消費税の還元についてであります。たばこをたしなむ人、これの数は肺がんのおそれありと言われながらも、毎年その数は余り減らないと聞き及んでおります。私もヘビースモーカーの一人に入る者と自認しておるものであります。まだまだ道路上に吸いがらを投げ捨てて去る人が後を絶たない現状であります。火災予防上また町の美化の上からも、大いに留意すべき問題であろうかと存じます。そこで、市に入る消費税約八億円と聞いております。このうちから、たばこ販売業者、四日市専管内で四日市には五百七十五軒のたばこ屋さんがあると聞いております。これに対する見返り補助、これをいまま少し増額していただいて、このたばこ販売組合に道路沿いに吸いがら入れを設置する等の措置を一層強化する、町の美化運動に協力を依頼してはどうかと提案するものであります。市長の見解を賜りたいと存じ上げます。

これによりまして、私の第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 地区市民センターの建設計画についてお答えさせていただきます。お尋ねの地区市民センターの整備計画につきましては、昨日お答えいたしましたとおり、新五カ年計画の中でできるだけ配慮をしていきたいという考え方を持っております。ご承知のように、出張所と公民館の複合施設でございますが、今日まで地区

市民センターの整備に当たりましてはそれぞれ地域の方々と事前に協議をしておりますので、建設に当たってこれまでの施設の不備等もできるだけ地域に合ったように設計をするというように考えておりますので、その点具体的に建設計画が確定をいたしました段階では地域とご協議を賜りたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 坂倉助役。
〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまご質問の地域振興について、道路問題についてお答え申し上げます。

いまお話のありましたように、橋北、阿倉川地域内の国道一号線の混雑、渋滞はお話のとおりでございます。この地域について特に道路網が十分でないということは私たち理解しておるところでございます。それにつきまして、いまお話のありましたように、国道一号線に並行して西側に南北の縦貫道路が必要だというお話でございました。これについて、私たちの考えを申し上げたいと存じます。いま、お話のありましたのは南北道路でございまして、これに該当いたしますのが、市でただいま施行しております赤堀山城線でございます。これにつきましては、全長約九千三百メートルございまして、そのうち三滝川から以南の西浦区画整理事業地域内は約一千五百メートル事業が完了しております。それに接続して、現在三滝川に仮称堀木橋の建設に着手しております。すでに、用地の買収はほとんど完了いたしました。本年度から仮称堀木橋の南の取付道路に着手しております。この橋梁が整備できた段階では、左岸の三六五号線、国道の三六五号線でございまして、これへ接続をいたしまして、阿倉川内の交通量をこれに乗せたいというふうに考えております。しかしながら、清水町から西阿倉川に至る市道、これは三六五号線の一部二車線で整備できておりますが、その北側が不十分でございます。これにつきましては、現段階では都市計画街路事業としては整備する計画が持てないわけでございますけれども、調査はいたしておるわけでございます。その間、何らかの対応が必要というふうに考えますので、庁内で建設部あるいは都市計画の局改、いろいろ考え合わせて、今後とも

整備をなるべく早く進められるような工夫をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、新末広橋の取付道路でございますが、これは四十八年に着手いたしました以来ずいぶん長いことかかりましたが、五十五年度中には橋梁工事を完了させていきたいというふうに思っております。ところで、取付道路でございますけれども、この路線は街路事業でなく、ただいま橋梁の予算は道路局の市道の予算としていただいておりますが、将来の街路の路線に乗せて橋梁を架設しておりますために、若干橋梁が西側にかかりました関係上、在来の道路との取付けがカギ型に兩岸ともなるわけでございますが、その点は取付道路の勾配等は極力緩やかにいたしますとともに、堤防敷を利用いたしまして、二車線の幅員にしていきたいというふうに考えております。また、回転半径も十分とれるような幅員をとっていきたいというふうに考えております。また、堤防上に乗り上げております私道を含めまして、在来の取付道路につきましては、取付個所を一部変更する等の処置で在来の機能を維持できるように考えていきたいというふうに思っております。以上で、道路問題について説明を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 第三点の湛水防除事業の促進についてお答えをさせていただきます。この事業につきましては、すでにご存じのように海蔵川と三滝川にはさまれた野田、生桑、清水町の一部市街地を含む水田地帯、百二十五ヘクタールの湛水被害を未然に防ぐために、口径千五百ミリメートルの排水機を設置する事業でございます。事業費は二億六千四百万円であります。事業の進捗につきましては、五十二年度に事業計画書の作成が終わり、五十三年度に事業採択を受けまして、本年より本格的に工事に着手する運びとなりました。現在、この工事に必要な遊水地約一千平米ございますが、このうち用地五百五十八平米、地主の方で八人、計九筆について買収を行うべくご協力をお願いしておりますが、基本的にご了解も得ておりますので、近く買収を完了し、十一月には排水機場

下部工事に着手してまいりたいということで、県にお願いをしている次第でございます。なお今後の工事に当たりますは、人家もございませぬので、安全性を十分考慮して対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。山手中の屋体の全面改築並びに海蔵幼稚園の改築につきましてご質問があったわけでございますが、中学校の屋内運動場につきましては、あの時代にできました屋体は、いまと比べますと狭隘のものもございませぬ。また、現時点で判断いたしましたら、老朽のものもございませぬので、老朽度を勘案いたしまして、今次の総合計画の中でその改革に着手していきたいと、そういうふうに考えております。

なお、幼稚園の整備につきましては、木造幼稚園が相当ございますので、これもそのできました年次を見まして年次の今後の総合計画の中で順次解消に努めていきたいと、そう考えております。

それから最後になりましたが、海蔵小の問題に關しましては、工期は契約の日から三月末となっておりますので、教育委員会といたしましては関係部と緊密に連絡をとりまして、四月に間に合わすべく最大の努力をいたしたい、そう考えております。

○議長（大谷喜正君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） たばこ消費税の還元につきまして、市長にかわりましてご答弁を申し上げたいと思っております。

ただいまご指摘のございましたように、この四日市のたばこ販売協同組合の方々におかれましては、いわゆるスモーカーキングクリーン運動を積極的に推進していただいておりますことは私もよく承知をいたしております。敬意を表する

ものでございます。しかしながら、たばこ消費税の性質、その仕組みからまいりまして、他の税も同じではございませんが、これをご指摘のような形で還元をするということは非常にむずかしい。またその趣旨から考えましても、あるいは財政多難な折からあらゆる事務事業を見直しておるわけでございますが、この種の補助金につきましても、この中に検討の中に入っておることもございまして、これを増額するということにつきましては非常にむずかしい状況にあるわけでございます。ご承知のとおり、この販売協同組合に対しましては中小企業育成とこういう立場から、五十四年度につきましても六十万円を補助金として差し上げておるわけでございますが、ただいま申し上げました本市の財政の状況あるいは他の補助金との関連等から考えまして、これを直ちに増額するということにつきましては非常にむずかしいのではなからうかと、こういうふうにご考えておりますので、この点ご理解を賜りご協力をお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時十二分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 通告の順に従いまして質問をいたします。

まず第一点でございますが、天白、鹿化両河川の合流地点の改修について、お尋ねをいたしたいと思います。当四日市地方は、昭和四十九年七月二十五日の集中豪雨の大きな被災により激甚地指定を受け、市内全般にわたって災害

復旧工事が見えたのでございます。

天白、鹿化両河川も決壊箇所はもちろん中流、上流とも河川幅を広げ、りっぱに完成を見ることができました。いつ大雨が降りましても、二度と災害を発生しないかの感を深めるわけでございますが、私は、これだけでは完全ではないという考えを持つ一人でございます。私一人ではございません。天白、鹿化両河川の流域住民は、日永地区をはじめ常磐地区、新正地区とも私と同じような不安を感じているものと思われてなりません。なぜならば、この二つの河川が合流する下流の大井の川地点が何ら改良されていないという点でございます。この地点は、雨池川の水量も天白川にポンプアップして排水いたしており、豪雨時には相当量の水かさが増すわけであります。現状のままで果たして排水能力があるのかという不安感にとらわれざるを得ないのでございます。ご承知のとおり、大井の川地点は伊勢湾台風直後に復旧されたものであり、中流、上流のみ川幅を広げりっぱに改修されても水の流れは十分の役割を果たしません。たとえるならば、ひょうたんの口的な合流地点の改良なくして河川の持つ最大の役目はとうてい果たせるものではないと思う次第でございます。以上の理由によりまして、中流において河川水位が満水となり堤防をあふれ出た場合、一瞬にして河川堤防が決壊し再び流域住民に大被害を及ぼすことを心配するものでございます。天白、鹿化両河川は県管理の河川であり、また問題の、大井の川地点におきましても同様県管理河川でございますが、市としても何らかの対策をお考えいただいているのか、その構想があれば詳しくお伺いをいたしたいと存する次第でございます。もちろん、改良に当たりましては膨大な資金を必要といたしますので、国の助成を仰がなければ大変至難な事業でございますが、現在、県または国との折衝あるいは進捗状況がございましたならば、これまた詳細にご報告をいただきたいと思います。次第でございます。

次に、第二点でございますが、日永地区公共下水道の促進について、お尋ねをいたします。昨年九月、市長を交える日永地区懇談会の席におきまして、私は一自治会長として、この地域にも早期に計画対象とされたい旨の要望をい

たした次第でございます。あれからちょうどまる一年が経過しておりますが、ご当局におかれましては、その後いろいろのご検討をいただいているものと思いますが、実はちょっと気がかりになることがございますので、参考の資料として申し上げます。

県におきまして北勢地区南部流域下水道の計画があり、鈴鹿市、亀山市、楠町それに四日市南部を対象地区とお考えのようでございますが、去る六月の県議会におきまして、岩本県議の質問に対しまして、内部川以南を対象地区としている旨の、県当局のご答弁がございました。そこで、もし市当局におきまして、この県の計画に日永地域も入れたいと、こうお考えになっておられるとするならば、これは大変な計算違いでございます。したがって、内部川以北は小古曾地区を含め日永地区一帯の公共下水道計画が策定されなければならないと思うわけでございます。ご存じのように、日永地区は全域市街化区域でございまして、近時急激な発展途上にございます。いまのうちに、本管理設工事を先行しておけば、市内各所で見られますところの推進工法のような高額な費用の節減にもなり、地域の環境整備の上にも大きな役割を果たすことになろうかと存じます。この事業につきましては、国の認可とかあるいは膨大な助成とかで大変なことは、私もよく承知しておりますが、この際、市当局の決断を持って早急に立案、ご計画くださいますことを、お願いいたしますとともに、現時点におきまして市の構想並びにご計画がございましたならば、これまた詳しくご説明をいただきたいと思うわけでございます。

最後に、第三点の日永地域全般の排水路整備について、お尋ねをいたします。もともと日永地域は排水のよい村でございました。昭和六年、当時の東洋モスリン、現在の鐘紡日永工場でございますが、この会社を誘致したことによりまして、天白川以南地域が排水路を迂回され水はけを大変防げられた原因をつくったのでございます。さらに、戦争のために海軍燃料廠の社宅が前田町一帯にできました。現在の東亜紡織の前身でございます陸軍製絨の埋立てによりまして、猿法師川や小屋下川がこれまた屈曲されました、さらに下流の排水を悪くしたものと思われるわけでござ

います。戦後三十四年、地域の発展とともに住宅が立ち並び、現在におきましてわずか五十ミリないし七、八十ミリの雨でもって各水路は満杯となり、道路にあふれ周辺民家の床下浸水の被害も後を絶たない現況でございます。第一点でも申し上げましたが、四十九年の七・二五集中豪雨の被害で四日市全域の中小河川は、災害復旧という国の助成つきで相当改良されましたが、当地方は県管理の鹿化川、天白川及び市管理の猿法師川を除きまして、国の助成を受けて改良された水路がございません。したがって、各排水路の改良工事は市単独の費用で行われている関係もございまして、他地区と比較をいたしまして非常に立ち遅れているように思われてなりません。しかも、全域市街化区域という事情もございまして、排水整備より住宅建設の方が先行をし、地域住民の排水に対する苦情と陳情は、依然として後を絶たない状態でございます。もとより、市の財政の苦しいことは私も地区住民の方もよく承知しておりますが、この際市長も親心を持って特段のご配慮を賜りまして、関係部局を督励くださいますとともに予算的措施をご考慮賜りたいと、お願いする次第でございます。そこで、次に申し上げます排水路につきまして、今後の改良について市はどのようにお考えいただいているのか、お伺いをしたいと思います。一、小屋下川の下流。二、猿法師川の局部改良。三、大正池の堤防護岸。四、鉄砲川の上流及び下流。五、輪勝用排水路の上流と下流。六、鐘紡周辺の排水路。七、立川支流の排水路。八、前田町一帯の老朽排水路。このほかにもたくさん水路がございしますが、時間の関係もございまして省略をいたしまして、私の第一回の質問といたします。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 天白、鹿化両河川の合流点から河口までは大井の川ということになっておるのでございますが、天白、鹿化については激甚災害対策特別緊急事業あるいは災害助成、災害関連事業等によりまして上流部、中流部はすでにかなり改修が進められてまいりました。また、中央緑地付近から下流に向かいますと、中小河川改修事

業によって改修が進められておるのでございます。ところが、この合流点から以降大井の川につきましては、いまだに改修がなされておられませんので、ご指摘のとおりのような弱点があるわけでございまして、このことは私も四十九災以前から絶えず県に対してその改修方を具申しておったのでございませうけれども、大変大きな費用がかかるし大工事になるということで、ついつい県の方で後回しになってきたという傾向は否めないというふうに私は考えております。しかし、今度雨池都市下水路を大井の川と申しますか、鹿化川と天白川の合流点近くで放流するということになりまして、長太川あるいは落合川の落ちてくるのと関連をいたしまして、どうしても改修をしなければならぬという耐えられるものではないというようなことが、県においてもはっきり理解を、認識をいたしました。五十三年度に県、市で大井の川の改修計画に取り組んでおりました。ただこれらの事業は、先ほどもお話のありましたように何十億という莫大な費用がかかる事業でございまして、国の承認を得なければならぬということから、国の方と県、市でもども折衝をいたしましたのでございまして、せんだっても私そのために上京をいたしました。そこで、河川改修事業と下水道事業との合併でやるということで、おおむね早期に改修の着手が図られるのではないかと、こういう案をそこでご審議をいただきまして、建設省の治水課それから下水道部の下水道課へ計画案を持ち上げた段階でございまして、この計画案をめぐって現在建設省内部で調整をいただいておりますと、こういう段階でございまして。今後とも積極的に国、県の方に働きかけをいたしまして、早期に実現をしてもらうように努力をいたしますので、案を固める段階に当たりましたは、地域の方々とも十分ご協議を申し上げまして、できるだけ早い機会に着工の運びになりますように努力をいたしたいと、かように考えております次第でございまして。

それから、日永地区の公共下水道計画でございまして、お話のありましたように、もともとは天白川以南が北勢沿岸流域下水道事業の南部処理区に包含をされておったのでございませうけれども、五十二年度に内部川以南を流域下水道南部処理区とすると。そして、以北は単独公共下水道事業区域として措置をするということが国の指導で見直されたのでございます。したがって、この区域については、四日市市の単独公共下水道計画によって処理するという事になっておりますが、泊山処理場の拡張問題がああいう事態になったこともありまして、基幹施設でございませう日永の終末処理場をまず拡張しなければ、この地域の処理が困難ということになりますので、したがって、現在の第三次の計画を完成させなければ、処理をできないということになりますので、その点について現在努力をしております。そういう構想で日永の地域の下水道処理の基本計画を立てまして、国の方に認可を得るよう現在努力を進めておる、こういうことになっておる次第でございまして、ご理解をいただきたいと思います。うふうに思う次第でございまして。

日永地域全般の排水路の問題でございまして、具体的な問題についてはそれぞれ担当の方からご回答を申し上げます。早くとこの各排水路の改修を急がなければならないということは、私も十分承知をいたしておりますので、今後できるだけ予算について配慮をしたいと思います、かように考えております。

○議長（大谷喜正君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） ご質問の第三点でございまして、日永地区の排水路につきましては、昭和四十六年度に着手をいたしました雨池都市下水路の排水区に包含されておまして、抜本的な排水対策としては、雨池都市下水路のポンプ場幹線水路を下流から築造しておるわけでございまして、五十三年度末現在、ポンプ場には口径五百ミリから口径千八百ミリまでの雨水ポンプが八台稼働をしております。幹線水路は一号幹線が完成をしております。二号幹線につきましては、六呂見町地内で鋭意施工中でございまして、五十四年度からは新しい総合計画によりまして、一層の進捗を期しておる次第でございまして、ご指摘の小屋下川はか前田町一円の排水路に至るまで支派川水路につ

きましては、地元の方々と十分協議させていただきまして、特にネック箇所となる箇所から、市単独事業として重点的に改修を行いたいと考えておる次第でございます。

また、大正池の改良につきましては、下流排水路の流量調査と池の護岸断面を決定するため、本年度実施計画を立てる予定でございます。

なお、鐘紡敷地の周辺の排水路、立川水系の四号幹線として計画しております立川水系につきましては、現段階では既設の水路を最大限に利用するよう予定しておる次第でございます。

まず、ご指摘の第一点の小屋下川下流でございますが、一番から八番までにつきましては、これは建設部とよく協議をさせていただきまして、建設部の関連もございしますが、私どもの方からお答えを申し上げさせていただきたいと思っております。まず一番目の小屋下川下流につきましては、雨池都市下水路三号幹線として計画しておる次第でございます。現在の在来排水路はもともと地籍上は水路用地としてはないわけでございますが、現状水路であります関係上しゅんせつ、清掃等によりましてネック個所の解消に努めておる次第でございます。

二番目の猿法師川でございます。これにつきましては、国道一号線から上流は建設部で計画、工事を実施しておりますが、本年度も去年に引き続きまして護岸工、底張り工、遊水池の底張り等をすでに実施した次第でございますが、その下流につきましては、私ども下水道の方で担当しておりますので、東亜紡織工場敷地付近、敷地内で北に流れておる水路があるわけでございます。この水路のネック個所の清掃などを行いまして、当面の浸水対策に対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、三番目の大正池は先ほどご答弁申し上げましたので省略させていただきます。四番目の鉄砲川に關しましては、これは旧国道から上流を建設部が担当しております。本年度はすでに草刈り工、護岸工等を実施しておりますが、引き続きいて護岸工、間知ブロック積み工の実施を予定しておる次第でございます。今後も狹隘部の人家連楯

をいたしました区域を年次的に改修をしてみたいと考えておるところでございます。

次に、鉄砲川の関係でございます。この鉄砲川の上流につきましては先ほど申したとおりでございますが、その下流の關係でございますが、旧国道から下流につきましては昨年度、五十三年度から継続事業として下流部から改良を實施しているところでございます。

それから、五番目の、この輪勝用排水路の上下流の問題でございます。全体にこの用排水路につきましては、通水にネック箇所が非常に多いわけございまして、本年度も一部水路壁のかさ上げなどを実施しておりますが、引き続きまして病院南の付近にあります横断暗渠等の改良につきまして、考えたいと思っておる次第でございます。

それから、鐘紡周辺排水路でございますが、これにつきましては、五十三年度から立川に通じます鐘紡の北側の水路を継続で改修しております。本年度もその上流を改修いたす予定にしておる次第でございます。

七番目の立川支流排水路でございます。これは、三重県経済連の北側を流れる水路の整備でございますが、継続事業としてやっております。この事業が完成しましたらご要望のございます支流水路につきましては、今年度から継続的に改良してまいりたいと考えておる次第でございます。

最後に、前田町一円の老朽排水路の關係でございますが、前田町の中央を流れます水路の下流部に当たります南中学校の北側の、特に老朽のひどいところにつきましては五十三年度と五十四年度で整備を完了する予定に現在いたしておる次第でございますが、またそのほかの老朽のひどい箇所につきましては、部分的な維持管理で対処をしてみたいと考えておる次第でございますので、どうぞよろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 ただいまは市長を初め、ご答弁をちょうだいいたしましてありがとうございます。

まず、第一点の天白下流の改修でございますが、いろいろと市におきましても県とタイアップをしてお働きのよう
でございますが、現在の地点におきましては、もちろん県管理の河川でございますが、ひとり地域だけの問題では
ございませんで、四日市にとりましては大変これは大きな問題であると思っておりますので、今後ひとつ県、市あわせて
特段のご尽力、ご働きをお願いをいたしたいと思います。

なお、第二点の日永地域に公共下水道の要望でございますが、ただいま市長からお答えをいただきまして、第三次
系統の下水処理場が完成を見たらというようなお話でございますが、これは大井の川にいまやっております第三次系
統の汚水処理場の問題だと解釈いたしますが、これまた大井の川地域において若干いろいろと、住民間とのいろいろ
な問題がございます遅れているようにございますが、このような構想をお伺いいたしますと、日永地域へ公共下水
道が開始されるという時点は大変先のような感を深く感じてございまして、きょう傍聴に來られております地区
の皆さん非常にがっかりしておられることと思っておりますが、ご承知のとおり、日永終末処理場とあるいは泊山終末処
理場とか、あたかも日永地区住民がその恩恵に浴しているかのような感じがいたします。地区住民に喜ばれない施設
もございます関係もございますので、どうか地域住民のこのような切なる願望の早期実現を重ねてお願いいたして
きたいと思っております。

次に、最後の日永地区内の各排水対策でございますが、下水道部長から詳しく個々の水路についてご説明ございま
したけれども、この水路については昭和何年何月までというような具体性に乏しいお答えではございましたが、私も
市の財政の苦しいことはよくわかっております。どうか期限をここで要請はいたしませんけれども、市長、特段のご
配慮をくださいますして、先ほども下水道部長がお答えをいただきましたように、年次的にひとつ予算のご配慮を賜り
たいと、お願いをいたします。

これは、最後に私のアイデアでございますが、一回目の質問の内容にもございましたように、日永地区は従来は非
常に排水のよい町でございましたので、午前中のどなたかのご質問の中に、工業高校が日永の鐘紡跡にどうやら来そ
うだというようなお話でございますので、これが本当でありましたら、昔の姿に戻していただくというようなこと
でございますが、鐘紡工場の敷地内が造成されるときまでには、東西に水路が各何本か通っております。したが
いまして、この工業高校誘致の決定前に、ひとつ市としても鐘紡敷地内に、そう何本も要求はいたしません
が、一本東
西の排水路を新設していただきますならば、それこそ昔の姿に戻すこととございまして、地区内のいわゆる天白川以
南の排水効果は満点だと考えております。どうかひとつそのようなこともお考えいただきまして、よろしく今後地区
内の排水に対してお骨折りいただきますことを重ねてお願いいたします。私の質問を終わりたいと思えます。どう
もありがとうございます。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に従いまして質問いたします。

第一点目は、公害規制緩和に関する問題でございます。六月議会で、窒素酸化物の規制緩和について、私は反対の
立場から市長に質問をしたところでございます。しかし、市長は国の環境基準が緩和されたので、公害対策審議会へ
諮問し答申を受けたので、その答申について県へ報告した。そして、県の方で窒素酸化物の条例改正が出されてきた
ので、同意をしたというところであります。しかし、五十二年度の二酸化窒素の一日平均値を見てもみずならば、四
日市商業高校では〇・〇二四PPM、四日市の南中学校では〇・〇三二PPMでございますし、また四日市北高では
〇・〇二〇PPM、三浜小学校で〇・〇四〇PPMでございます。いままで、北高並みに〇・〇二PPM、この基準
にすると、こういう方針でございましたが、今度の条例改正では三浜小学校並みに四日市全域を汚してもいい、こう

いう改正になったわけでございます。しかも、この緩和された基準〇・〇四PPMが本当に健康を守られるのかどうか。この〇・〇四PPMは人の健康を守るぎりぎりの限度であり、それより低いところでも見かけ上は健康であるが、潜在的には病気になる、すなわち病気がふえる状態であります。それより低いところでも見かけ上は健康であるが、潜在的には病気になるという状態が無視されているわけでございます。その点からも、これまでの環境基準の変更は必要ありませんでした。しかも、光化学オキシダントのメカニズムが明確になっていない、このようなときに環境基準を緩和する必要があると思います。県では、患者がふえることがあれば、条例改正については再検討をするということを言っておりますが、市長はこの問題についてどうお考えなのか、お尋ねいたします。

また、条例改正が行われて、窒素酸化物の排出量が改正前の〇・〇二から改正後の〇・〇四まで悪化されました。この場合の排出量について、移動発生源と固定発生源の個々の発生源について、量について、お尋ねいたします。

また、市民の健康を守る立場から、市独自でも企業に対して防止対策をとらせるよう交渉を行うことを考えているのかどうか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

また、現在の測定点が、窒素酸化物で四日市では五カ所、オキシダントで五カ所の測定点でございます。しかも、光化学スモッグの警報については二カ所以上高濃度がでないが発令されない、このような状態でございます。二カ所以上高濃度が出なくても、当然住民はその暴露を受けているわけでございます。この立場から、もっと測定点を増加させて、そして監視体制の強化を行うべきだと考えますが、市長に、この問題についてお尋ねいたします。

また、この環境基準の緩和と結びついて、公害患者の皆さん方も、指定地解除については大変心配されておりますし、この問題についても市長の考えを、お尋ねいたします。

次に、平山物産の問題でございますが、十日の説明にもございましたが、新化製工場建設に向かって県、市の体制がつくられて前進しつつあることについては、その努力を評価しながらもなお一層の促進の努力を強く要望しながら、

次の二点について、お尋ねしたいと思います。

一つは場所の問題でございます。県の関係筋から伝えられるところによりますと、石原産業の工場敷地内だということを通れ伺っておりますが、昨日の他の議員の質問に対して、「発表することは、いまはできない」と、こういう答弁をされておりますが、住民の納得と理解を得て行うためにも、明らかにして取り組むことが必要だと考えますが、この点についてお伺いいたします。

二つ目は、現工場の問題でございます。最近、悪臭がひどいということで、地元住民が大変困っておるわけでございます。新化製工場があと何年かかるのか明らかにされてない。このような時期には、設備改善について法令、条例等で制約があったとしても現施設の最大限の改善について、緊急に対策をとる必要があると思っておりますが、市長の考えをお尋ねしたいと思います。また、この問題とかわりまして、新化製工場が本当に無公害であるかどうか、お伺いしたいと思います。

第二点目は、一般消費税と増税問題についてであります。今日、市内の中小業者を初め勤労市民が憂慮しているもの一つに、政府がいよいよ五十五年度から強行しようとしている一般消費税と年収二百から三百万円の低所得者に対する増税制度があります。この一般消費税は、第一番目には低所得者ほど負担割合が高くなる最悪の大衆課税であり、政府も国会答弁で認めているように、5%の税率で四人家族の標準所帯で年九万八千もの負担になります。第二には、税がそのまま物価の中に織り込まれて異常な物価高騰をもたらします。第三には、中小零細業者が価格に上乗せできずに身銭を切って納税せざるを得なくなる、このような問題点がございます。

また、地方自治体に与える影響についてでございますが、政府の経済審議会計画委員会が、次のような注目すべき試算を行っております。すなわち、この種の間接税の引上げは、需要の減少を通じてGNP全体にマイナスの影響をもたらす。経済水準の低下により、税収は大幅に減収するとしています。これは一般消費税が国の言うように国、地

方を通じて財政再建に役立つものではないことを言っているわけでありませう。

わが党は、これについて詳細な試算を行いました。税率五％で行われたものとして、地方交付税に三二％で地方に還元または配分したとしてどのようになるのか、結果は、地方財政の不足は解消されず、むしろ財政危機を深化させるものであることが明らかになりました。五十一年度の決算ベースで市町村の財政収支を試算いたしますと、一般消費税配分額が三千三百三十七億円であるのに対して支出増加額は四千九十四億円となり、実質財政収支は逆に七百五十七億円ものマイナスでございます。特に、当市の場合は交付団体に落ちたといえどもわずかの交付団体でございます。その建設費へのはね返りは大変大きいものと考えられます。そのほかに、一般消費税を導入した場合のGNP減退による地方税減収を考えますと、地方自治体への否定的影響は一層明らかであります。今日の深刻な財政危機は、大企業本位の高度成長政策がもたらしたものであります。政府はなお大企業本位の景気対策を進め、その財源としてねらっているのが一般消費税であり、年収二百万から三百万円の低所得者に対する増税制度導入でございます。

以上の点を指摘いたしましたして、一般消費税と低所得者に対する増税制度について、市長が積極的に反対する立場に立つよう要望したいと思います。

第三点目は、中高年・老人にかかわる問題でございます。四日市では、高齢者無料職業紹介でありますとか、能力活用推進協議会等で高齢者に対する就労対策を進めております。しかし、いずれも就職者が大変少ないという状態でございます。この立場から、四日市独自に老人福祉事業を興し、老人や障害者、日雇労働者向けの公共事業、その他の事業を保障する対策を講ずる考えがあるのかどうか、市長にお尋ねしたいと思います。老人医療費無料化の問題については、条例改正が出されておりますので控えさせていただきますが、しかし、十月一日から実施予定にされておりますが、県の方が十月一日から実施しない、こういう点では四日市の独自の赤字が続くと思います。県に対して早期に実施させるよう突き上げていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

それから、老人センターの問題でございますが、あの水心塾の跡地問題につきまして何うと何うと、土地の価格が異常に高いということが言われておりますし、また建物自体が間口いっぱい建てられて裏の方にもなかなかいけない。そして消防上問題がある、このことが言われておりますし、またあの地域につくられたのでは利用が限られていくし、基本計画ではブロック単位につくると言われておりますがその考えから沿わないのではないかと。また節約節約で昨年は七千万円ほど浮かせながらも、このような一方で高いむだ遣い、このようなことを行えば職員の士気にも大きな影響を与えていると思えますがこの点について、お伺いしたいと思います。

第四点目は、身体障害者雇用促進問題についてであります。五十年の推計では、わが国では十五歳以上の六十五歳未満の身体障害者がおおよそ百一万人いるものと推定されております。三重県では約三万人と言われておりますし、四日市では二千四百八十六名の身体障害者がみえます。ところが、身体障害者雇用促進法では、一・五％の雇用率が六十人以上の企業では法的義務として設けられているところでございます。ところが四日市の企業では、まだ雇用率がその一・五％までいかずに安い罰金を支払うことによって逃れようとしているわけでございます。これに対して市長はどう対処されようとしているのか。また企業に対して強い態度で行政として臨めないのか、市長にお尋ねしたいと思います。また、四日市では共栄作業所がございます。定員三十名と少ないため入所希望される方もなかなか入所されない、このような状態でございますが、もう一カ所北部の方にこのような事業所を設置する考えがないのか、考えをお伺いしたいと思います。特に、九月は身障者雇用促進月間でございます。そして、フィールドアスレチックの売店についてでございますが、わが党の小井議員が質問し、答弁として、「今後関係部とも連絡をとりながら研究をさせていたいただきたい」と、こういう返答でございましたが、その後この問題について関係部とどう研究されたのか、そのお答えをお願いしたいと思います。

五点目に、中学校等の特別教室の施設整備促進についてでございます。中学校の特別教室の設置基準は、理科の教

室が二教室、家庭科が二教室として音楽、美術、技術、図書、視聴覚が各一教室ということで標準は九教室になっておりますが、ところが四日市にあります十九校ある中学校の中では、この理科にいたしましたも九校で十一教室不足しておりますり、音楽でございまずと三校三教室不足、美術で九校九教室不足、技術で六校六教室不足、家庭では十三校十五教室不足に、図書では四校四教室不足、視聴覚では十五校十五教室不足をしているわけでございます。いずれも教室が余っているということで転用されておりますが、転用するのではなく特別教室をきちっとつくる、この点について整備計画についてお尋ねしたいと思います。また、西笹川中学校では特別教室が足りないし、今後児童数の増加も見込まれるわけでございますが、それと同時に笹川西小学校では児童数の増加が予想されてマンモス化になることは火を見るよりも明らかでございます。笹川団地における学校の整備計画について、お尋ねしたいと思います。

第六点目は、スポーツ施設の充実についてでございます。今日、市民のスポーツ熱は大変なものでございます。しかし、気軽に利用できる施設がまだまだ不十分でございます。ナイター設備の問題ですが、一日の勤めを終えてスポーツをしようとしても中央緑地のみしかナイター設備がございません。その立場から中央緑地以外にも野球だけでなくソフトボールでありますとか、テニスなど、ナイター設備を設けるなどして、市民のスポーツに対する権利を保障する。そして健康を守る上でも十分な施策をとるべきだと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。また笹川西公園では、二年前に連合自治会でテニスコートをつくってほしい、こういう要望をしたところ、いままでもできる返事でございましたが、いまだにできておりませんし、また草ぼうぼうで放置をされておりますが、この日も早い設備計画について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上で、第一回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後三時六分休憩

午後三時二十三分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 佐野議員のご質問の中で、私からご答弁できるものを答弁させていただきます。

まず第一に、公害に係る問題でございますが、本件につきましては特に二酸化窒素を中心にご質問をいただいたわけでございます。二酸化窒素に係るところの環境基準が、五十三年七月、一時間値の一日平均値が〇・〇四PPMから〇・〇六PPMまでの中で、またはそれ以下であることに改正されまして、これに伴いまして県におかれましては公害防止条例が改正されて、適用についての細部規則等整備が進められておるのは、ご承知のとおりでございます。四日市地域における固定発生源よりの窒素酸化物排出量は、四十一年当時五千八百七十五キログラム一時間当たりでございます。五十六年には二千七百九十五キログラム一時間当たりでございますが、こういうふうには減少をいたしてきております。さらに、五十六年には二千七百九十五キログラム一時間当たりでございますが、このことにつきまして四日市市といたしましては、大気汚染防止法に基づき達成できることになってございます。このことにつきまして四日市市といたしましては、大気汚染防止法に基づきますところの政令市といたしまして硫酸酸化物十二カ所、窒素酸化物五カ所、光化学オキシダント五カ所それから炭化水素二カ所を一般環境の中で監視をいたしております。窒素酸化物と炭化水素あるいは一酸化炭素を国道二十三号線の自動車の排気を調べるところで一局、ここで監視をいたしておりますが、今後は五十三年十月の市公害対策審議会の答申を踏まえまして移動、固定両排出源からの排出量の状況の変動、特に移動排出源の著しい増大に対応するため

に窒素酸化物あるいは光化学オキシダントあるいは炭化水素の一般環境監視をより充実してまいりますとともに、自動車排ガスの影響を強く受けておりますところの幹線道路沿いの自動車排ガス局の整備充実を図ってまいりたいと考えておりますし、なお整備を予定いたしておりますところの一般環境監視測定局は地形とかあるいは発生源等を考慮いたしまして、磯津あるいは南中学校、三浜小等々の五局において四日市市に係る公害防止計画及び市総合計画に基づいて推進してまいりたいと考えております。なお、この測定局等々の問題につきましては、今後とも市の公害防止対策審議会等に諮問いたしましてその意見を参照いたしながら重視すべきものは重視し、あるいは軽減すべきものは軽減していくと、こういふふうなことでやはり専門家の先生方のご意見を尊重して、私も忠実に公害防止対策には取り組んでまいりたいと思っております。さらにまた、この光化学スモッグの予報あるいは注意報等の発令につきましては、ご承知のように法の二十三条に基づきまして三重県の大気汚染緊急時対策実施要綱により、県の権限で措置をされておりまして、したがって、いづれも住民への健康影響を未然に防止することが前提になっていることはもちろんでございますので、この点ご理解を賜りたいと存する次第でございます。それから、市独自の緩和策とかいろいろございますが今後問題につきましては、私も先ほど申し上げましたような審議会にその都度おはかりをいたしまして、ご審議をいただきご答申を得てそれを尊重しながら公害防止には対応してまいりたいと思っております。

それから、次に平山物産の問題で石原産業を云々というご質問がございました。過去において県と折衝いたしました、石原産業の意向を打診いたしましたことはございますが、同意を得るに至っていないのでございます。したがって、私どもは目下立地場所等についてさらに県と慎重に検討をいたしまして問題がないような地点とそれから地元の合意を得られるような地点、こういうところを十分検討をいたしておるのが現在の時点の現状でございます。そういう意味におきましてはいろいろ地主の方々へも当たっております。これはどこに当たっておりますことはちょっと申し上げかねますが、そういう意味で当たっておりますことでございます。

それから、化製工場は無公害かどうかと、こういうことでございますが、これはきのうも坂口議員からのご質問の中にもございましたように、私たちも一部本年の一月明石市の化製工場を視察いたしておりますが、こういう視察をいたしました時点において明石市の化製工場を見ましたところ、これは無公害であるという、私どもは確信をいたしておりますのでございます。

それから、水心塾の土地の問題でございますが、本件につきましては鑑定評価を参照いたして設定いたしております。高というふうには判断をいたしていませんのでございます。なおかつまた、西南部については地理的に見ても私どもは適当ではあるというふうには判断をいたしておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

なお、他の問題につきましては、別にお答えをする予定になっておりますのでよろしく願います。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第二点の一般消費税と増税問題についてお答えをいたします。

一般消費税の問題については、いま国民的な議論になっている問題でございます。国政レベルでの問題でございます。したがって、地方自治体の行政をお預かりをいたしております私といたしまして、ここで反対にしろ賛成にしろ私見を述べることは議会という場であるだけに、私もいささか遠慮を申し上げた方がよろしいのではないだろうか、かように考えておる次第でございますので、ご了解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） お答えいたします。老人の就労対策の問題でございますが、これにつきましてはけさほど市長が山本議員のご質問に対してご答弁されましたとおり、高齢者事業団の研究調査を進めるべく事務的な準備を

進めておるといふことでございます。なお、そこにおいて老人の就労保障をすべて公共事業によってするといふ考えはございませんので、これは申し加えておきたいと思ひます。

続きまして、身体障害者の雇用促進の問題でございますが、現在、身体障害者雇用促進法によりまして、地方公共団体は一・八ないし一・九、一般企業は一・五という雇用が義務づけられておりますけれど、本市におきましても先ほど話がありましたように雇用率は一・四八％と、これを下回っておるといふ現状でございます。市といたしましても障害者のこの就労の問題については福祉サイド及び一般労働面からの対応がございますが、福祉サイドといたしまして社会福祉協議会を通じて、四日市身体障害者の事業資金貸付制度を設けて進めておりますし、また、重度障害の人たちが働く三重印刷製印所には、小規模授産補助を行って自立への援助に努めておるのが現状でございますが、特に一般的な就労を希望される方々に対しましては、福祉事務所におきましても障害に依じた職業訓練、授産の指導を行うとともに、職業安定所を通じて就労の紹介をいたしておるといふことでございます。まあいずれにしても、こうした人たちの職域の拡大や雇用促進につきましては、企業はもちろんのこと市民皆さんの理解を得ることが非常に大切でございますので、職業安定所とも協力いたしましてPR活動に努めておるといふことで、特に今月は心身障害者の雇用促進月間でございますので、近鉄四日市駅等におきましてもPR活動に努力していると、市民への呼びかけを行ったということもございます。

なお、精神薄弱者の訓練授産の場ということでございますが、これにつきましては共栄作業所の入所希望者が増加しておるといふことも事実でございますので、現在三浜紙器、一般企業でございますが、三浜紙器の協力によりまして、五名程度が同社内で特別作業室に作業させていただいておるといふことでございます。非常にありがたいことだと思っておるわけでございますが、そうした状況や経過を見きわめながら、一般企業体での作業参加の機会を広げるようにまず考えていくべきじゃなからうか。あるいは職親制度の活用等も合わせて共栄作業所を中心とした訓練授産

の場をふやし、必要に対応してまいりたいと、そういうふうな考えておるわけでございます。

なお、フィールドアスレチックの売店設置につきまして質問ございましたが、さきの六月議会だったかと思ひますが、教育長の方から、身体障害者のために特に業者を入れて売店を設けることについては無理があると、現状の施設においては無理があるといふことで、答弁したようにございますが、確かに現状の施設の中で身体障害者を、あるいは雇用するといふことについても現状の施設の中では、雇用施設売店設置するといふことについては無理があると思ひますので、ひとつその点ご了承願ひたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。まず、特別教室の充実の件についてでございますが、従来、校舎の整備充実につきましては、教育委員会といたしまして努力をしておりましたところでございますが、必要数から判断いたしますと、普通教室のいわゆる鉄筋化率というのは現時点では一〇〇％近い率を示しております。しかしながら、特別教室につきましてはいわゆるその鉄筋化は現時点で小学校において五六・五％、中学校において五八・七％の充足でございます。したがって、そうでないところは木造教室を使ったりあるいは普通教室を転用したり、共用しているのが実情でございます。したがって、教育委員会といたしましては今後特別教室の整備充実というのを重点施策といたしまして、本年度から年次計画によりましてこれの充実には最善の努力をいたしたいと、そう考えております。

それから、笹川団地における小中学校の整備についての考え方はどうかということでございますが、まず、笹川西小学校は現在二十一学級でございます。保有の普通教室は二十八教室ございます。昭和五十八年までの児童数を推計いたしますとちょうど二十八でございますので、昭和五十八年度までは、現時点の考え方としましては対応が可能で

あると、そういうふうに考えております。それから西笹川中学につきましては現在十二学級でございます。保有教室が、普通教室でございますが、十五でございます。西笹川中につきましましては五十八年に十八ないし十九学級になるという数も出ておりますので、これは教室の不足を来さないように対応を進めていきたいと、そう考えております。

いずれにしても、小学校も中学校も今後の児童、生徒の推移を精査、検討いたしまして普通教室の不足を来さないように努めたいと、そう考えております。

それから、一般スポーツ施設にナイター設備をというお話でございます。ご存じのとおり、昨年経済企画庁が自由時間についての統計を発表いたしました。もちろんそれによりますと自由時間が男女とも、一般成人でございますが増大しております。特にその増大の高い傾向は、いわゆるあいている時間はスポーツに充てると、これが一番いわる伸びが高いようでございます。また、一般のお勤めの方が勤めから帰られてから夜少しスポーツをされると、そういう意味でのナイター施設というお考えであろうかと思っておりますが、現在、ご存じのとおり中央緑地の野球場にナイター施設がございますが、ただそのナイター施設につきましてはその地区、場所によりましては騒音の問題もございます。また光公害の問題もございます。近くの住民の方との同意といったような問題もございます。また財政上の問題もございまして慎重に対処していきたいと思っておりますが、霞ヶ浦の野球場の照明施設については、これは今後計画の中に入れて検討していきたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 回答まだの分もございまして、回答足りない分は笹川の西公園の整備についてはまだ回答をいただいておりますし、それからフィールドアスレチックの問題にいたしましてはいまの設備ではできないと、このような発言、回答でございますが、当然、市としてこのようなフィールドアスレチックをつくる場合、それらの福祉の点を考えて当初からそういう建設にすべきではなかったかと、こういうふうに考えるわけでございますが、その点についていま一度お答え願いたいと思います。

それから、特別教室の問題でございますが、充足率から見ますならば今後重点とするということでございますが、相当努力をしてもらわなければ、先ほどお話ししましたように教室が足りないわけでございます。何年ぐらいで充足させていくのか、また、市長も幾つかの地区懇談会などにおきまして、中学校における特別教室の充実整備を強く要望されていたと思いますが、その点についてお伺いいたします。

それから、身体障害者の雇用率の問題でございますが、これ幾ら市民に理解を受けようとも、この一・五%、いわゆるこの法令というのは大企業に対して、六十七人以上の労働者を、雇用者を持つ企業に対して義務づけられているわけでございますし、この点について市としても当然それらの企業について強く交渉を行うべきだと思っております。私の持ちましたる資料によりまして、五百人から九百九十九人の従業員を持つ企業が二カ所ございます。この雇用率は〇・五九%。そして一千人以上のところは三つございます。この平均が一・〇四、一つは一・四七、もう残りの二カ所が二つあわせても〇・七八と、非常にこのような大きい企業に対して雇用率が低いと。こういう点で市長におかれましてはこれらの企業に対して強くこの身体障害者の雇用について要望していただきたい、こういうふうに考えるわけでございます。

また、先ほど少し回答漏れたと思うんですけども、環境行政の問題では三菱油化の野崎環境課長が、朝日新聞の報道によりまして「環境基準の緩和によって二百億円近く助かる」と、こういう発言をしておるわけでございますが、これをそのまま放置するかどうか。経済性を度外視して対策をとらなければならぬ、このことが米本判決では言っておるわけでございますが、この点について市長はどうお考えなのか再度お尋ねしたいと思います。

それから、水心塾の問題では消防上問題があるというふうに一部言われておりますが、敷地にいっぱい建物が建て

られている、この問題について消防長の方からお答えを願いたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） この公害の方で三菱油化のある課長、私いまちょっと名前を聞き漏らしましたし、お聞きしても私はちょっとわからないと思いますが、ここで約二百億ぐらいの云々というご発言があったと。これをそのまま放置しておくのかと、こういうことだと思いますが、これは企業内部の問題でもございますし、私どもはあくまで先ほど私からご答弁申し上げました、環境基準というものを守らせていくという責任で、市の立場で行政指導をしなければならぬ、こういうふうと考えております。考えておるんじゃないでしょうか。

それから、水心塾の消防の問題ですが、これは私も聞いておりますが、やはり用途が変わってまいりますと建物そのものの改修というものが当然出てまいりまして、そういう中で消防当局とも協議しながら改善をしていきたい。こう思っているのでございます。

それからフィールドアスレチックの問題、これは私理事長でございますが、たしか六月でございましたか、小井議員のご質問は。その点でそういうふうな方向でということ検討をしたわけでございますけれども、やはりいまの時点での地域の非常に場所的にも離れておりますし、なおかつ財産区の財産をお借りしておるといふような点も配慮し、またそういう意味では地元の、いわゆる桜地区の地元の人たちとの関係等々から考えまして、いまの方向でやらしていただくのはまあやむを得ないというふうと考えて、売店には地元の人たちを重点的にお願いしておると。特にご婦人の方をお願いしておると、こういうふうな事情でございますので、そういう点も十分ご理解いただけますと同時に、今後この身障者の問題、雇用問題等々につきましてはご指摘をいただくまでもなく、私ども考えてまいらなければならぬ。利便を図ってまいらなければならぬ、こういう姿勢であることは間違いございません。ただ、た

だいま申し上げましたようないろいろな諸条件等ございます、そういうようなものも、これもないがしろにするわけにはまいりませんので、ただいま申し上げましたような財産区等の関係で現時点においては地区の方々へお願いをしておるといふのでございます。よろしくご理解いただきたい。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 答弁の中で大変失礼いたしました、笹川西公園の中のテニスコートというお話のように伺ったわけですが、約一年ほど前に地元の方から私の課の方へ、笹川西公園の中にテニスコートをという話があったというようなことを聞きました。その後、課といたしましていろいろご意向に沿えるかどうかという点を検討したようであります。たまたま現地がご承知のように岩盤が露出してございまして、非常に湿地が多く水はけが悪いです。一方テニスコートの建設といえますのは地盤が非常に微妙な工法が必要になってきますので、どうもテニスコートとしては非常に不向きといえますが、それを行おうとしますと大変な工事になるといふことで、その取扱いに苦慮しておったようではありますが、最近特にこの夏に入りまして、地元の方々お見えになりました、あの湿地帯を少し改良して盆踊りとかあるいはソフトボールとか軽易な運動施設にはならないのかというふうなご要望がありました。その後その方向で地元の方といろいろご検討させていただきました。地元の方の勤労奉仕も得ながら、七月の暮れか八月の初めだったと私は記憶しておりますが、ソフトボールができるように地盤を直して、現在はそういう方面のご利用いただけるようにやらしていただいております。テニスコートにつきましてはややちょっと環境が不十分だと思っております、いまのスポーツいわゆるソフトボールその他バレーボールというような程度でご了承賜りたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 中学校の特別教室について何年計画でというご質問でございますが、五十八年度までがいわゆる総合計画でございますが、その総合計画の五十八年度末で、いま中学校の特別教室は五六％でございますんで、これをほぼ八〇％のところまで持っていきたいと、そういう計画を抱いております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 建蔽率の問題ではなからうかと思いますが、建設時におきまして十分の調査をいたしまして適当と認めたものと思いますが、ご指摘がございましたので再度調査をいたしました。適正に処理させていただきますと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 どうもたびたび。塾の問題については、私は教育民生委員会の中でもあの問題について反対したわけでございますが、建物自体が敷地いっぱい間口を使っている。しかも消防法にも違反していると、こういうことが言われておりますし、先ほど価格が大変適当だということを発言されましたが、あの地帯は調整地域でございます。調整地域でどんな価格をつけたのか。もともとあの水心塾が土地を購入したときの価格と市が買収した価格の差について、お尋ねしたい、このように考えるわけです。そしてその消防法に関する問題はますます調査していただきたい。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 先ほど申し上げましたように、隣接地の鑑定評価値を参照にいたしまして買収をいたして

おりますので、高い物であるというふうには判断がいたしかねるのでございます。以上です。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 助役が、隣接地にという言葉を使されましたが、先ほども申しましたようにあの地域は調整区域です。ですから具体的にはどの隣接地なのか、お答え願いたい。そして、あの水心塾の当初の購入価格そして市の購入価格との差について、再度お尋ねします。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） どうも失礼いたしました。訂正させていただきます。私、隣接地と申しておりましたですが表現を間違えておりまして、近傍類地価格と専門的には言うんだそうでございますが、それによって単価を決めさせていただきます、このようにご理解をいただきたい。

〔私語する者あり〕

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 たびたび登壇してまいります、理事者の方がまともな回答をよこさないということで再度お聞きしますが、水心塾が当初あの土地を幾らで購入したのかそして市が幾らで購入したのか、その点お答え願いたいと思います。それから、消防長、あの建物が消防法にひっかかっておるはずでございますが、調べましたか、大幅に改築をしなければ使えない、このことも言われているわけでございますが、この点についてお尋ねします。

○議長（大谷喜正君） この際、議員各位にお願いいたします。私語はご遠慮願いたいと思っておりますので、よろしくご

協力のほど、お願いします。

福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） お答えいたします。水心塾が、安藤素滋さんが購入した価格についてはわかりません。以上です。

○議長（大谷喜正君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 水心塾の問題でございますが、消防法上問題がないかどうかということでございます。消防法上の調査につきましては、調査時において十分に調査をいたしましたことと思っておりますので問題はないと信じておりますが、ご指摘がございますので十分に後刻検討をさせていただきます。ご報告申し上げたいと思っておりますので、よろしくご了解いただきますようお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 再度ご質問いたします。近傍類地価格、この価格について、それと市の購入価格について再度ご質問いたします。

〔私語する者多し〕

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） まことに恐縮でございますが、単価等の資料をいま手元に持っておりませんので、ちょっと

とその手元まで取り寄せたいと思っておりますので、しばらく時間をお貸しいただきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後四時五分休憩

午後四時二十五分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） どうも、手元に資料を持ち合わせていなかったため、数字的な問題をお答えできずご迷惑をおかけしたことを、おわび申し上げます。この建物は四十一年の三月それから四十七年の一月、これで増築いたしました。したがって、四十一年三月という時点は、新都市計画法がまだ施行されていない、それに基づいて増築しておりますので違法建築ではございません。それから近傍類地価格、どこでとったんだということでございますが、これは高花、小林町その周辺で四点のところとっております。それから消防設備でございますが、先ほど私も申し上げましたが、これは四十七年に増築いたしております。四十八年に消防法が改正になっております。こういう時点での施設改善が一部なされていない向きもございしますが、結局たとえば避難用の階段等でございますけれども、今度利用目的が変更されるに当たっておりますので、こういうものにつきましては改良をしなければならぬ。そういう点は消防、社協の方とも十分協議をいたしまして、こういう問題に触れないように意を用いてまいります。と同時に、もう一つ資金の問題がございましたが、これは国の方の社会福祉事業振興基金の方から資金を引き出してきます。こういうことで市の財政にはできる限り影響を少なくするように、努力をしておるような次第でございます。

ます。あと単価等につきましては部長からご答弁いたしますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 施設の土地の価格でございますが、坪価額といたしまして単価一万七千円ということと評価額が出ております。で、買収価額としましては三千七百三十七万二千円ということになります。これで土地としては買収いたしております。なお総額の買収価額は土地、建物含め八千五百万でございますが、建物として評価額としましては五千九十二万二千円ということになります。ですから土地、建物を合わせた評価額としましては八千八百二十九万四千円という金額でございます。以上です。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 どうも回答ありがとうございました。最後に、右翼と言われている人の、政治的な廃物を不当な近傍類地価格などによって高い価格で買い上げることに問題があり、私は反対であります。またこの問題について市当局のといった態度については遺憾の意を表明したいと思えます。また、老人福祉センターを住民の利便のためにも適当な使用いい場所に建設すべきであると、このことを申し上げたいと思えますし、平山問題につきましては回答がございませんでしたが、無公害の工場建設について自信があるならば明らかにして、住民の理解と納得を得るべきであるし、また新化製工場が建設されるまでは、現工場での設備改善についてまた対策について十分とることによって、地域住民の悪臭対策に努力してもらうようお願いいたします。これもって質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 本日は、この程度にとどめ、あとは明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和五十四年九月十四日

四日市市議会议定例会會議録（第四号）

四日市市議會

○議事日程 第四号

昭和五十四年九月十四日(金) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第 八三号

昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案質疑
委員会付託

第三 議案第 八四号

昭和五十三年度四日市市水道事業決算認定について

第四 議案第 八五号

昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

第五 議案第 八六号

昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第六 議案第 八七号

昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

第七 議案第 八八号

昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

第八 議案第 八九号

昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

第九 議案第 九〇号

昭和五十四年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)

第一〇 議案第 九一号

昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)

第一一 議案第 九二号

昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算

第一二	議案第九三號	四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について	議案質疑 委員会付託
第一三	議案第九四號	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	"
第一四	議案第九五號	四日市市民ホール条例の一部改正について	"
第一五	議案第九六號	四日市市立労働福祉会館条例の一部改正について	"
第一六	議案第九七號	あらたに生じた土地の確認について	"
第一七	議案第九八號	町の区域の変更について	"
第一八	議案第九九號	市道路線の認定について	"
第一九	議案第一〇〇號	市道路線の廃止について	"
第二〇	議案第一〇一号	工事請負契約の締結について	"
第二一	議案第一〇二号	工事請負契約の締結について	"
第二二	議案第一〇四號	昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第二号)	議案説明 委員会付託
第二三	議案第一〇五號	四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について	"

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

青 山 峯 男

小 伊 伊 小 宇 伊 伊 小
 井 藤 藤 治 田 川 川 大 大 小 宇 伊 伊 小
 道 信 雅 良 四 武 喜 谷 森 口 川 川 喜 訓 粉 小 後 後 坂 佐
 一 敏 市 郎 雄 正 正 二 善 等 男 茂 次 次 次 六 次 光 野
 夫 一 敏 市 郎 雄 正 正 二 善 等 男 茂 次 次 次 六 次 光 野

○出席議事説明者

福 市 財 総 市 収 助 助 市
 社 民 政 務 長
 部 部 部 部 入
 長 長 長 長 長 役 役 役 長

岩 矢 伊 斎 阿 平 坂 三 加
 山 田 藤 藤 南 井 倉 輪 藤
 義 三 治 久 輝 清 哲 喜 寛
 代
 弘 郎 郎 美 彦 三 男 司 嗣

渡 山 山 山 山 山 森
 辺 本 中 路 口 口
 一 忠 信 安
 彦 勝 一 剛 生 孝 吉

水 松 前 堀 堀 古 福 平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高
 野 島 川 内 市 田 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井
 幹 良 辰 弘 新 元 香 行 増 平 貞 平 正 信 基 三
 兵
 郎 一 男 士 衛 一 史 信 蔵 和 芳 蔵 已 夫 保 介 勲 夫

産業部長	谷 沢 文 男
環境部長	川 合 一 郎
都市計画部長	美 濃 部 博 美
建設部長	石 井 三 夫
下水道部長	奥 村 仁 人
病院事務長	藪 田 裕
消防長	渡 辺 靖 三
次長	岡 本 林 衛
教育長	山 鹿 静 夫
次長	六 田 猶 裕
水道事業管理者	村 山 了
技術部長	黒 川 薫
代表監査委員	吉 田 耕 吉

○出席事務局職員

事務局長	佐々木 晃 精
議事課長	小 坂 晃 靖
議事係長	板 崎 大 之 丞
主 事	山 口 克 彦
主 事	金 森 伸 夫

午前十時二分開議

○副議長（訓覇也男君）これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第四号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○副議長（訓覇也男君）

日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第一に、石油パニック、狂乱物価から市民の生活と営業を守るための施策について、お尋ねをいたし

ます。第二の石油エネルギー危機のもとで石油大企業などの売り惜しみ、便乗値上げによる石油不足、価格の暴騰が続き、市民の生活と営業は大変脅かされていますが、このところ政府通産省などは、石油の生産出荷は前年同期以上で供給不安はないなどと宣伝をしております。市長も一昨日、量的な面ではさしあたって心配は要らないと言われました。しかし、新聞報道等によりまして、なお価格つり上げを策した売り惜しみが各所で続いているのが実態であります。また、価格の面でも、石油元売大企業は九月に入ってから五回目の値上げを一齐に行っており、これが小売価格にはね返り、一層市民生活と営業を圧迫することは必至であります。このところ続いている石油製品の異常な値上がりは、八月十日の衆議院物価対策特別委員会での共産党の藤原議員の追及に対して、現時点で一千元を超えた灯油の価格は適切でないと政府答弁をし便乗値上げがあることを認めたように、石油元売大企業や大手悪徳業者の便乗値上げによるものであることは明らかであります。しかも、大商社などは大企業の消費するものには原価を割って供給し、一般家庭や農漁業、中小企業用は割り高で売りつけているというような不当なことをやっておりますが、このことは共産党の入手した資料でも明らかになっております。これには政府が原油価格の値上げ分は末端価格に率直に反映させると、政府はその価格形成に介入しないと言って石油大企業の売り惜しみ、便乗値上げを放任する不当な態度をとっていること。また、石油製品の大企業本位の傾斜価格体系を容認していることにあります。私は、市長が政府に対して買い占め、売り惜しみ防止法や石油需給適正化法を直ちに適用し、灯油、軽油、重油、ガソリン等の安定供給と便乗値上げを抑えて価格安定を図ること、また、石油製品の現在の不当な価格体系を民主的に改めるよう要望し、実現を図られるよう強く要望するのでございます。市長は本年七月、石油精製元売会社に石油製品の適正価格による安定供給について、という要請を出されました。また、一昨日の答弁でも、近く精製会社を招くなどして話し合いたいとの意向を表明されました。その努力は多といたします。ぜひ石油コンビナートの街四日市では絶対に石油

不足がこれから起こらないように、またいわんや他市よりも高い価格にならないようにし、文字どおり適正な価格が実現するよう対策を強めていただきたいと思ひます。

ところで、石油精製元売会社に適正な価格の維持を要請されるについては、今日の段階からこの冬にかけてたとえば灯油は幾らが適正価格かについての調査研究がなされ、その見識をもって当たられることが必要だと思ひますが、市長は灯油価格は幾らが適正なものとお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

第二には、交付団体となったことと関連しての問題点についてお尋ねをいたします。

この二、三年来、四日市市が交付団体になるのではないかということで、市の行財政のあり方や運営を初め福祉から産業施策に至るまでいろいろな問題が議論されたり実施されてきましたが、これが本年度いよいよ交付団体の仲間入りをしたということで一層拍車がかかれようとしております。そこには非常に危険な看過できない反動的な議論や施策が生まれていることを指摘せざるを得ないと思ひます。その一つは、四日市の公害環境行政を後退させ、石油化学企業を復権させ、市の行財政をその利益に奉仕させるくらみや施策がどんどん進められつつあることであり、また、窒素酸化物基準の緩和、石油化学コンビナートのスクラップ・アンド・ビルドという名の増設計画のように、霞ヶ浦地先の十四万坪埋立地に石油化学企業の進出は認めないとの四十六年十二月の市議会がつけた条件撤回の動き等々であります。経済不況や財政危機克服のためにはあらゆる悪も許されてよいというような不況ナショナリズムの主張が日本全体に蔓延する中、四日市では市が交付団体入りしたことでは済みをつけて、構造的にも石油化学コンビナート偏重の産業政策がもたらしたものが何かということの総括決算をすることもなく、またしても石油化学コンビナート偏重の産業政策が強化されようとしており、この間に石油コンビナート企業のまき散らした公害で命と健康をひしばまれた多くの人たちの死の叫びによって強制された環境保全最優先の立場をかなぐり捨て、環境保全を言う者

が敵視され、包囲、孤立化させられつつあるのであります。四日市市が交付団体入りしたことは、わが国の経済不況と国、地方をつづる大企業奉仕の税財政制度、なにかんづく三割自治と言われる地方行財政制度の不当な仕組みにあるわけであります。こういう面から見まして当然の仲間入りだと言わなければなりません。それにしましても、今日まで不交付団体としてそれを支えたものとしてコンビナートの税収が多くあった、いわゆる富裕団体であったということが盛んに言われてまいりましたし、言われております。確かに財政力指数一・八という時代を含めまして不交付団体としての間に超過財源は多額に上ったわけでございますけれども、これが果たして市民福祉に本当に生かされれば市の行政水準が他と比べて格段によくなった、そんなように生かされてきたのかどうか、こういう点では多くの疑問があるわけでございます。公害環境施策、治水、道路、教育のこの施策について、コンビナートとかかわって多くの支出を余儀なくされたことは周知の事実であります。むしろいままでも不交付団体であったのは、交付税制度の不合理によるものだと思うわけでございます。公害対策を一つとりましても十分にこの基準財政需要額に算入されず、特交で処理をされると言われましても、その特交でもきわめて不十分な処置しかなされてまいりませんでした。これ以上石油化学工業偏重の産業政策を続けることは環境問題、人の命と健康にかかわるだけでなく、四日市市の行財政上も、また、コンビナート企業の四日市工業全体の寄与率あるいは雇用率その他の諸指標を見ましても、必ずしもプラスではないと思うわけでございます。まさにいま思い切って産業構造の多様化を図り、そして、健全な経済の振興、そして行財政面へのはね返りを進めていくべきだと思うわけでございます。

その次の問題は、行財政運営の問題とかかわっていると思います。いわゆる経費節減、そうしたことから減量経営をやるんだと、あるいは原価主義に基づいた観点から洗い直し、あるいはまた業務委託等を行う、こういうことが盛んに市長の口からも言われているわけでございますけれども、確かに経費のむだは、そしてまた余分なところは削いでいかなければなりません。これを実際に進めていくためには市の職員が住民の全体の奉仕者としての崇高な使命を発揚し、そしてそれに基づいて徹底的に住民本位の立場で行政を点検しそして改革を進めていくという、こういう立場でなければならぬと思います。また、それをすることによって十分実効も上げられるものと確信するものであります。しかし、減量経営あるいは原価主義などというものは全く利潤追求の思想であります。行政がそういう利潤追求の場とは無縁の聖域の場だとは申しませんが、しかし、住民の福祉を、利益を度外視してでも守らなければならない行政の分野が多数を占めていること、このことを念頭に置いていくなれば、大変危険な思想を植えつけることになると思うわけでございます。すべて金主義という形になりかねません。福祉や弱い人たち、あるいは市民の心が無視されていくことを非常に心配するものでございます。特にこのむだ遣いあるいは行財政のむだをなくするという点では、特に交付税とのかかわりも考えまして、私はこの際港湾費の問題について市の負担を抜本的に改めることを強く求めたいと思うのであります。この点については昨年十一月議会の決算議会におきましても指摘したとおりでございますが、五十四年度におきましても、約基準財政需要額の倍以上の港湾費負担をしているわけであります。いま交付税の交付団体として市が仲間入りをしたいという中で、こうした不当な財政支出あるいは運営という点は厳に直ちに改めるべきだと思うのでございます。この点についての市長のお考えを伺いたいと思います。

第三は、四日市万古焼の産地中小企業対策臨時措置法に基づく産地指定や伝統工芸品産業指定などと関連しての市の振興策について、お尋ねをいたします。

四日市の万古焼は昨年十二月に伝産の指定を受けたのに続いて、去る八月三日には産地中小企業対策臨時措置法に基づく産地指定を受けたわけですが、これらを十二分に活用し真に四日市万古焼の振興の転機にすることができかどうかは、まさにこれからの業界、業者の皆さんの一致結束した努力と市などの助成、指導いかににかかっ

ていると思います。すでに伝産については振興計画がまとめられ、六カ年でその具体化が図られようとしているとお聞きいたしますが、市はその振興計画の実施に従来に増してどのような助成をなさろうとするのか、お伺いします。

また、産地中小企業対策臨時措置法に基づく産地振興計画、事業合理化計画はこれから作成することとなるわけですが、四日市の場合いわゆる産地組合員は二百人余りで、組合員以外の業者が多数と言われています。そういうアウトサイダーの意向も十分反映されて作成され、振興計画に沿った事業への参加、助成対象とされるようにならないか、産地組合に対しての国、県の補助金は決して十分とは言えません。これに市も補助金を上積みするお考えはないか、お尋ねをいたします。陶芸家グループの行う展示会等の諸活動への助成を行うお考えはないか、お尋ねをいたします。

第四は、名古屋オリンピック大会構想への対応についてであります。一九八八年の第二十四回オリンピック競技大会を名古屋市を中心とする愛知、三重、岐阜の三県に及ぶ地域で開催するとのいわゆる名古屋オリンピックの誘致運動が進められていることはご承知のとおりでございます。去る五月二十一日には名古屋オリンピック問題協議会総会が開かれ名古屋オリンピック競技大会構想が策定、承認されたところでございます。この構想案の中で幾つかの競技施設候補に、四日市の中央緑地の陸上競技場、体育館、水泳競技場等も候補に挙がっております。また、国内芸術展示施設は、三県に所在する美術館、博物館などの中で選定し利用することとなっております。しかし、その体育施設にしても競技施設にしてもこの芸術展示施設にしまして、果たして四日市が本当に利用されることになるのかどうかは定かではありません。そのほかこのオリンピック事業を支えるための道路整備、基盤整備のための公共関連事業やその事業費を含む大会開催経費、その地方公共負担額についても大綱が示されておりますが、四日市市がどうかかわるのかは明らかではありません。これらはいずれも今後の具体化を待たねばならないことは言うまでもありませんが、名古屋オリンピックが名古屋市を

中心としながらも、愛知、三重、岐阜三県に及び広域開催を前提として構想され、その誘致運動がいよいよ本格化しつつあるという状況のもとで、四日市の市長としてこれをどう受けとめ、どのように対応しようとなさっているのか、お考えを伺いたいと思います。

四日市の工業高校移転問題については、先日答弁がなされました。それを踏まえまして、次の三点についてお尋ねしたいと思います。

鐘紡跡地への移転が確定した場合、新校舎等教育施設の建設と開校時期はいつごろになる見通しかということであります。

鐘紡跡地の土地の評価は幾らぐらいか、その用地買収、整地、校舎等施設建設費、現在地の買却費について現時点でどのような見込みをしておみえになり、資金不足が生じた場合の負担についてはどうなさるおつもりか、伺います。工業高校移転後の跡地をめぐって新聞報道などによりますと、大型百貨店、スーパー等が幾つも進出の名のりを上げていくということでございますが、移転後の跡地の活用について民主的な検討機関を早急につくり計画づくりを始めるお考えはないか、お尋ねをいたします。

最後に、緑のマスタープランと羽津公園、垂坂公園等の問題についてお尋ねをいたします。先ごろ緑のマスタープランの素案がまとめられたということでございますが、これに関連して羽津公園の問題についてお尋ねをいたします。私は、昨年十二月議会での緑のマスタープランの策定の際に、現実全く実現性のない羽津公園を都市計画決定から解除し当該土地の有効な利用と発展に道を開くように求めたところでございます。これに対して当局の方から、住民の方々の意向を踏まえながら今後県あるいは国にその取り扱いに十分検討させていただきたいとお答えをいただいたわけですが、その後市当局のご尽力で、今回のマスタープランの素案の中には一部児童公園的なものを残

してあとは解除することを打ち出されましたことは、関係住民が大変喜んでおります。そのいつときも早い実現を望んでおるわけですが、果たしていつごろ具体化されるお考えか伺いたいと思います。

次に、垂坂公園でございますが、垂坂公園が総合公園として計画決定されてすでに久しいわけですが、今回の緑のマスタープランでも同様の位置づけがなされ整備の対象とされております。地元でもさきの地区懇談会で強く要望されましたように、その整備の早期実現を切望しております。聞くところによりますと、基本計画の期間中に測量調査を約五百万円程度で実施するだけの計画にとどまっているようにございますが、果たして事実かどうか。一体垂坂公園が総合公園らしく整備される時期はいつごろになるかを明らかにしていただきたいと思っております。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 交付団体、石油問題、それから万古焼の問題、それから鐘紡跡地の問題、さらに緑のマスタープラン等については、それぞれ担当の部長の方からお答えを申し上げます。

交付団体になったということから、これをめぐりましていろいろな考え方、議論ができるわけでございますが、私おるといふ事実を踏まえまして、現実的にどうこれに対応をしていくべきかということについて苦心をしておるとろでございます。基本的にはやはり四日市の経済力の基盤というものを強める以外にないということは、昨日の永田議員はか多くの議員の方々にご返事を申し上げたとおりでございます。そういった意味で四日市の産業構造の多様化を図っていくんだということと今日第一歩を踏み出しているわけでございます。やはり地場産業もあり基幹産業もありということでございますけれども、基幹産業が石油関連の産業にのみ限定されておると、さらにその他の工業業

種というものをふやしていくような努力を続けていかなければいけない。基幹産業といえども当然に年数がたてばスクラップ化していくわけでございますし、それを放置しておくというわけにはまいらないというふうに思うのでございます。やはりスクラップ・アンド・ビルドができるように誘導をしていかなければいけないと思えますし、さらにそこで生産をされるものについてより付加価値の高い製品ができるような方向で努力をしたらわねばならないというふうに考えておるのでございます。基本的にはそういうことでございますが、これは一朝一夕にできるわけではございませんで、かなり時間がかかる問題であることは事実でございます。したがって、もう少し経済力がついてくるまではどうしても経費の節減をやらなければいけないと思えます。言葉だけでこのご批判をされても大変困るわけでございますが、経費の節減、経費の節減といっても、住民の福祉のための事業というのは必ずしも経済的な面からだけ考えるべきものでないということは私も十分承知をいたしております。そういった姿勢でできるだけむだを省いていくということが必要だというふうに考えておるのでございます。

それから、港湾費の問題でございますが、先ほど不当な支出というご表現がありました。私は不当な支出をしているというふうには思いません。これは県と市がお互いに話し合いをいたしまして、管理組合設置のときの協定に基づいた負担金として、市が負担をしているものでございまして、まあ造成費がどうか、あるいは企業に負担すべきものは企業に負担させるといふようなご議論かとも思いますが、それは当然なことでございます。そういった方向に努力をしてまいりたいということを考えております。ただ、私は港の築造ということは四日市にとってきわめて大切な施策の一つであるというふうに考えておりました。街づくりのためには港の整備というものをおろそかにすべきではないというふうに考えておるのでございます。

それから、ちょっと中身の詳しいことは産業部長の方からご報告を申し上げますが、一点だけ、陶芸家協会に對す

る助成をするつもりはないかというご質問がありました。かねてから私は陶芸家協会というものを万古業界でつくって、そして陶芸作品というものを世にアピールをしていくと、そのことによって万古の価値というものも国内、国外に認識してもらおうことができるのではないだろうかという考えをしております。そのためには個々の作家がばらばらでやっているよりも協会をつくってほしいということを一昨年来工業組合の理事長にお願いをしております。ようやく今年に入りまして陶芸家協会をスタートしてもらったことができたわけでございます。それに対する助成はもちろん最初のことでございますのでそう多くの金額ではございませんが、二十万円の助成を今年度したいということでは、ご提案を申し上げます。追加分の中に計上させていただいておる次第でございます。その時点でご審議を賜りたいというふうに思う次第でございます。

それから、名古屋オリンピック問題でございますが、これは五十二年に愛知県知事が提唱いたしました。昨年六月に愛知、三重、岐阜三県と名古屋市の四者の首長会議で合意を見て、誘致問題がスタートいたしました。さらに昨年の七月には中部圏知事会議で中部圏の事業として推進することを決定いたしました。その後オリンピック問題協議会を組織いたしました。研究、討議が重ねられてきて、ことしの五月に入りまして構想案がこの協議会に出されたのでございます。この案によりますと、開催期間は十六日間、競技種目は二十一競技、四十三会場、三十四施設ということになっております。選手、役員等は大体一人一人ぐらい、観客が三百五十万人ぐらいを見込んでおるのでございます。そこで三重県にかかわってまいりますのは、種目、競技会場、観客受入施設などが考えられまして、既存の施設の有効利用というようなことや選手村からの輸送の関係から、名古屋市を中心にいたしましておおむね一時間ぐらいの圏域内の区域を対象としていることでございます。この構想案で見ますと、三重県では三種目程度の張りつけがあるものだということふうに想定をされますが、観客のうち外国人九千人程度を三重県で収容するという計

画になっております。開催経費総費用というのは大体八千五百億足らず、八千四百億ぐらいでございます。三重県の負担が百三十九億ということになっております。その中で施設整備に二億、直接公共事業費に百十九億、期待公共事業費に十四億、直接公共事業というのは道路、下水道整備等でございます。期待公共事業というのはやはり道路と鉄道整備等でございます。これが五月に発表されました構想案のきわめて概要をいまご報告申し上げたのでございますけれども、利点といえば、鉄道、道路などが整備をされるということ、そのことによって地域圏内の利便性が増してくるということ。第二点といたしましては、首都圏や近畿圏に比べますと基盤の弱い中部圏全体のレベルとイメージアップが図られるということ。それから第三番目には、スポーツの振興と、これに関連いたしました青少年の健全育成を図っていくことができるということ。第四番目には、国際親善と世界平和に寄与することができる、こういったような利点が考えられますが、一方オリンピック開催の影響で心配をされる点といたしましては、公共投資が偏ってしまうのではないかというふうな心配、それから第二に、関係施設などの建設が地域の環境を損なわないかというふうな問題があるわけでございます。去る六月に開催をされました県下の市町村長会においても議論をされました。三重県の市長会議等でも若干議論はされたのでございますが、この件についてまだ確定的な意見の一致を見ないという段階でございます。

最近愛知県名古屋市中区でアンケート調査を実施して、六〇％以上の賛成者があったということから前進の方向を打ち出されまして、すでに名古屋市長が岐阜県知事、三重県知事のところを訪問されて協力方を要請されているようでございますが、オリンピックにどう対処をするかということについては、この構想等をよく分析をいたしまして、この協議会での進展を注視しながら議会のご意見あるいは市民の皆様方のご意見等をよく拝聴いたしまして、慎重に対処をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。以上でございます。

○副議長(訓覇也男君) 産業部長。

(産業部長(谷沢文男君)登壇)

○産業部長(谷沢文男君) 市長にかわりまして、第一点の問題についてお答えをさせていただきます。ご承知のように、第一次のオイルショック以降の物価問題につきましては、四十八年から四十九年にかけて前年度比二四・五というような物価の急上昇がありましたけれども、その後五十年には一一・八、五十一年には九・三、五十二年には八・一、五十三年には三・八と、前年度対比が着実に落ち込んでまいっております。ある程度安定の傾向が出ておるかと思えますけれども、今回の原油の価格の値上がりによりまして卸売物価、消費者物価が次第に高騰してまいっております。したがって、このことは単にわが国だけの問題ではなくて世界的な傾向でもございますけれども、今後とも慎重にその推移を見て、対応、対策を進めなければならぬものと考えておるわけでございます。

次に、エネルギーの問題につきましては、一昨日野呂議員のご質問に市長がお答え申しておりますように、ご指摘のような売り惜しみだとかあるいは価格のつり上げとか、そういうことに対しては、国は九月一日に施策大綱を決めまして監視を進めておるような状況でございます。当然そうあるべきだと考えておるわけでございます。なお、生産の問題でございますけれども、具体的に若干触れてみますと、灯油につきましては本年の七月の生産が百五十一万キロリットルと前年よりも一〇・七％と増加を示しておりますし、これまたいまのところ需要期に向かう対応は確保できるといのが現状の見通しでございます。ガソリンにつきましても、七月の生産では前年の同月比に比して七・三％ふえております。軽油につきましても、やはり前年の同月比は一一・六％ふえております。それから、A重油につきましても一一・二％増となっております。需要関係は一応メーカーの増産によって徐々に改善されておるといふ現況かと思えますけれども、最近の国際情勢の変化がいかに急激に起きるか、この辺の影響があらうと思っております。

慎重に対応しなければならぬものと考えております。価格につきましては新聞紙上でご案内のとおり、六月のOPECの会議におきまして原油価格が大幅に値上げされまして、国内の石油七社もこの大幅値上げの転嫁として九月一日よりこの第五回目の値上げを実施いたしました。この値上げによりまして石油製品の小売価格は、今後ご指摘のように強含みに推移すると予想されております。そこで市といたしましては、消費者物価の動向あるいは農林水産、商工関係業界の石油の需要に対応するために確保と価格安定について業界に強く要望をいたしておりますし、今後を進めてまいります。なお政府あるいは関係機関についても常に連携をとってその対策に万全を期してまいりたいと思っております。

次に、第三番目の万古の産地中小企業対策臨時措置法に基づく指定と伝統工芸産業の振興でございますが、ご説明にありましたように、産地中小企業対策臨時措置法に基づきます指定は、本年八月三日に審議会の議を経まして本年十月に全国で七十七業種が指定されまして、県下では四日市の万古が一種だけ指定を受けております。今後の手順といたしましては、県の産地振興ビジョンに基づきまして陶磁器組合が産地振興計画を作成してまいりますし、組合員もこの振興計画に基づきまして、経済環境に対応する事業の合理化計画を推進することになっております。ご承知のように、今回の臨時措置法では今回の指定を受けずとまず助成措置といたしましては、組合に対して振興計画作成に必要な調査研究、それから、組合員の教育等の販路開拓調査指導事業として三百五十万円の助成がなされますし、それから、新商品の開発能力育成事業補助金として国、県からそれぞれ五百万、県一千万円の交付をされることになっております。また、産地の中小企業の組合員に対しては、この計画に沿った合理化事業を進めるための長期低利の資金が融資されることになっておりますし、税法上の特別措置もなされることになっておるわけでございます。したがって、こういう国の諸制度と相まって、万古の振興にはこれからも指導と協力をしてまいりたいと思っております。

ます。

次に、伝統工芸品の指定につきましては、ご承知のとおりご説明のありましたように、本年の一月十二日に指定を受けまして、六カ年にわたる振興計画を作成しておるわけでございます。したがって、市といたしましては万古業界の健全育成と振興を図るために、すでに万古陶磁器振興会が実施しております事業助成として、展示即売会とか見本市、急須の品評会等、販路拡張のための事業委託を行っておりますし、特に本年度は伝統工芸品の指定に関連いたしました、振興計画の柱となる後継者の育成、原材料の確保、それから技術、技法の伝承及び改善等の事業実施機関となる陶芸センターの改修のための補助金を計上させていただいたわけで、ご承認をいただいておりますが、今回の九月議会におきましても万古焼史の編さん事業あるいは先ほど市長のご説明のありました万古陶芸協会に対する振興助成も計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。いずれにしても、ご指摘のように地場産業振興のために今後とも努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○副議長（訓覇也男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） ご質問いただきましたまず第一の工業高校問題三点について、現状の考え方を述べさせていただきます。思います。

第一、移転月日の予想でございますが、これはご承知のように区画整理事業が五十六年度が最終事業年度になっております。したがって、区画整理事業は昭和五十七年三月末というのが期限でございます。これに合わせまして工業高校を移転しようとしているものでございますので、なるべく早く話をご了承承いいただいて、それに間に合うようにしていきたいというのがいまの考え方でございます。もちろん移転した跡の土地整備事業というものもござい

ので、そういうものも含めて移転をお願いするという考えでおります。

次に、現在の地価はどうかというような質問ですが、これはまだ県の方から確定的なご返事をいただいておりますので、こういうのを待つて鐘紡に対していろいろの細かい点を交渉していきたいと考えております。したがって、まだ目下のところこういう価格とかその他の問題についての検討はいたしておりません。

それから、跡地の利用につきましては、山本議員のご質問に対し市長が答弁いたしておるような基本的な線で今後取り扱っていきたくて考えております。

次に、羽津公園の問題でございます。羽津公園は昭和二十三年計画決定いたしましたので、今日まで大変住民の方々、特に土地所有者の方にはご迷惑をおかけしたわけでございますが、今回マスタープランというものの中で基本的に縮小するということが確定したと私は考えております。ただ、縮小いたしますにしても、さてそれをどこに場所を位置づけるかという問題がまだ残っております。これらにつきましては、今後地域住民の方々と十分ご検討をいただく問題であります。これまでの時点といたしましてマスタープランはご承知かと思っておりますが、三重郡、四日市市あわせましたいわゆる四日市都市計画区域を一体とした計画でございます。四日市市が一応素案としてまとまっておりますが、三重郡四町の方は目下県を中心に、もちろん私どもも関係はありますので参加いたしておりますが、調整しております。建設省の方で原則的にもう一度ご確認いただいて、そしてマスタープランとしてご承認をいただくこととなります。このご承認いただいたものを改めて地方都市計画審議会に提出いたします。ご審議をいただいて決定して初めてマスタープランというものが位置づけられるわけであります。この位置づけられた後で、いわゆる法手続としましての計画変更手続に入っていきます。それまではまだ法的には縮小ということになりませんが、結果的にはこういう手続を経て

最終的に正式の縮小案が確立するものであります。まだやや時間がかかりまして、大変長い間ご迷惑をかけてまことに申しにくい話であります。早くても五十五年度末から五十六年度にかけて最終決定がなされる見込みでありますので、いましばらくごしんぼうとご了解を賜りたいと思っております。

それから、垂坂公園の事業化の問題でございます。これも長い間計画決定されまして、現在一般の方はすでに遠足とかあるいはレクリエーションで遊んでいただいております。まだ事業化という段階に至っておりません。われわれもいたしましては新総合計画の中で一応事業化のめどをつけたいと、こういうことでここにあるいは県と目下話を進めている段階でございます。もちろんこの事業費は膨大になります。したがって、新総合五カ年の間で完了するということは非常にむずかしいと思いますが、いずれにいたしましても前向きな姿勢で開設に向かって努力をしている最中でございますので、ご了解を賜りたいと思っております。

○副議長（訓覇也男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 石油製品の問題で、四日市で今後少なくとも来年の春までの間灯油など市民の必需的な製品が不足が起らないようにする、また、値段の面でも他市よりも高いものではないようにする、こういう点では努力をさせていただく。同時に、その辺の保証といえますか、十分の確信を持っていただけでしょうか。

それから、お尋ねしたのは、七月にも要請されましたが、その中で適正な価格による安定供給ということを言われているわけですね。それを望まれる方が適正価格とはいかなる価格かということについての一定の調査、研究に基づいてでも見識あるものを持っていただいておりますれば、これは力にならぬですね。この点は一体今日の時点で灯油というのは、たとえば原油の値上がり、いろいろありましようが、それが適正なマージンを織り込んで四日市市の産

業部長としてはあるいは四日市市長としてはいかなる額と理解しておられるのか、その辺をあえてお聞きしているわけです。お答えをいただきたいと思っております。

それから、港湾費の問題を交付団体に仲間入りした問題とかかわりお尋ねをいたしました。私は何も港の整備は大切ではないとかおろそかにせいということとは決して申し上げておりません。問題は、いままでのように不交付団体ならともかく、交付団体になりまして、そして一応基準財政需要額収入額を算定してその不足分を国からもらうというときに、実際の基準財政需要額の算定額の倍以上も、これはこの〇・七五、一〇〇％に引き直した場合にはもっと大変な比率になるわけですね。こういう支出については、そしてまた、四日市港の機能あるいは特定重要港湾施設としての位置づけ等から見ても、四日市がなおこれだけの負担をしていかなきゃならないという理由はないじゃないか。やはり適正な負担を市民に求めるといふ立場に立つならば、こういう点についての抜本的な改めをしないことには、市長の言われる理屈が通らぬんじゃないかということなんです。この点です。まだほかにもいろいろ市財政運営上の改革点についてはこれまでいろいろ申し上げてきていますけれども、いまも申し上げたいんですけれども時間の都合で割愛いたしますけれども、たとえば港湾費の問題を取り上げていま指摘させていただいているわけでございます。はっきりしていただきたいと思っております。

それから、万古、伝産事業に対しての助成がまだまだ少ないですね。この点ぜひ今後増額をお願いしたいと思います。

それから、産地中小企業対策臨時措置法に基づく振興計画あるいはその事業問題で、産地組合以外のアウトサイダーの問題をどうするかとお尋ねしているわけです。その皆さんの意向が十分反映されるように、そしてその事業等への参加、助成対象となるように配慮をいただけるのかどうかという問題でございます。それから、やはり産地組合に

対する国、県の補助が非常に少ないわけですから、市の補助を上積みという問題もぜひ考えていただきたいと思ひます。

それから、陶芸グループ、市長は陶芸家協会への補助を努力されたという点で敬意を表したいと思ひますが、もう少し、陶芸協会を支えているいろいろな陶芸グループがあるわけですね。そういうところの展示会等の諸活動にも一定の助成について配慮を今後していただけないかどうか、ぜひ改めて検討、ご回答をいただきたいと思います。

それから、工業高校移転問題については、その跡地活用について民主的な検討機関を早急につくられることをしたいのかどうかとお尋ねしております。この点について、お答えいただきたいと思ひます。

それから、垂坂公園の問題でございますが、四日市の公害防止計画事業の見直し計画によりますと、その関連事業として公園緑地造成事業として五十三年度から五十七年度の間鈴鹿川における運動公園、南部丘陵総合公園の整備に六億千六百万円を投じて整備することになっております。これはこれで結構でございますが、霞の港、そしてコンビナート、そして垂坂山公園、こういう配置のもとでこれもこのような手法を講じて早急な整備、事業化ということにできないかどうか、この点をぜひ考えていただきたいと思ひます。

それから、名古屋オリンピックの問題につきましても、私どもも賛成ですけれども、しかし、それにはいろいろな問題点があります。また、四日市市が本当に四日市の利益のためにも生かし尽くしていかなければならないと思ひます。そのために四日市の参加の仕方の問題なんかについて、また、関連公共事業等の整備の問題等についても含めて、市民的な検討機関をやはり民主的にこしらえて、議会でももちろんですが十分論議をして、そういうものを早速まとめて、オリンピック問題協議会の全体計画に反映させると、こういう立場をとられるべきではないかと、この点について重ねてお尋ねをしたいと思ひます。

○副議長（訓覇也男君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 第一点の問題に対しての再度のご質問でございますけれども、私どもはご説明しておりますように価格の安定と供給の確保ということを念頭に置いて、関係業界とも折衝しその努力をいたしておるわけでございますし、また、価格につきましても、消費者の意見とそれから業界の特にOPECの値上げが製品にはね返る問題もございます。したがって、さらに近く業界との研究会を持ちながらこういうような問題を十分研究して、先ほどご答弁申し上げましたように国及び関係機関とも協議をして協力を要請していきたいと、こういう考え方でございますので、ご了承をいただきたいと思います。

それから、第三点目の万古の関係でございますけれども、助成をというお話ですが、私どもも振興のための、また効果が上がるような方策を十分検討し、努力をしまいたいと思ひます。

それから、業界のアウトサイダーの問題でございますけれども、ご意見を十分拝聴いたしましたして関係業界の意見も集約しながら、十分今後の問題として対応し研究をしまいたいと思ひます。

それから、陶芸協会の問題についても、やはり業界がこの一月発足したばかりでございますし、いろいろ協会内の議論もあろうかと思ひますが、ご趣旨を踏まえて今後とも協会の指導とそれに対応する問題として研究してまいりたいと思ひます。以上です。

○副議長（訓覇也男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 工業高校跡地の利用の問題について、お答えさせていただきますが、先ほど申し

上げましたように山本議員の前に市長はお答えしております。市議会の皆様方の意見を十分拝聴させていただいて決めていきたいと申しておりますので、その線に沿って跡地利用の計画は考えていきたいと思っております。

それと、羽津、垂坂公園を公害防止というお話でございますが、ご承知のように、公害防止の見直しは終わっておりません。いま改めてこれを入れるということはできません。もし将来何かの形で国が公園を促進するために有利な制度というものがあれば、これはそれをつかまえて乗っていくことはやぶさかではございませんが、現状では一般都市計画事業として推進する方向に努力しておるところでございます。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 港の問題でございますが、私は現在の港をめぐる仕組み、その中で四日市港をどうクローズアップさせていくかと、まあ機能整備をしていくことは当然に必要でございますけれども、日本の各港との競争関係にあることも事実でございます。したがって、港を盛んにしようと思えば船を多く入れなければならない。船を多く入れるために他港との競争になることも事実でございます。したがって、そういうことを踏まえながら現在の制度、仕組みの改正ということにつきましては、それはそれなりに国、県に要望すべきことは要請をしております。というふうに思っておりますのでございますが、現実に港というものがそういう状態にあるという認識に立って今後に対処してまいりたいというふうに思う次第でございます。

それから、オリンピックの問題でございますが、これは現在の構想の段階から中身がもう少し具体化をさせたいと、私もどう考え方をまとめていいかということについて、全体の意向としては反対というようなものではないというふうに思っておりますけれども、もう少し協議会の中身がはっきりしてきませんと本当にどうするのかという対応の仕方が決めかねるといふふうに考えております。もちろん前向きな形で考えてまいりたいと思っておりますが、それにはやはり議会のご意向というものをまず第一に考えまして、それから市民への対応をどうしていくかということについて議会の皆様方と十分ご相談を申し上げてまいりたいと、かように考えております。

○副議長（訓覇也男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時三分休憩

午前十一時十六分再開

○副議長（訓覇也男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松島良一君

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 最後の質問者でございます。よろしく答弁をお願いいたします。五点はど通告に従って質問申し上げます。

第一番目は、国鉄四日市駅付近の都市計画についてでございますが、特にこの問題は三和商店街付近一帯というか、その一角について質問をいたします。

三和商店街付近の問題は、私自身産業公営企業委員会に、特に商工課に属する問題ではありますが、特にここでは都市計画についての立場をお伺いいたします。

この問題は、三和商店街一帯はもう整備をせねばならない限度いっぱいまで来ているように思いますし、市としても何とか指導していただいて、実施に移していただきたいと思うわけでございます。また、商店街の方も何とかして

もらいたいという希望を持っておりますし、お願いもしております。また、市長としても、この付近の方の住民の方々と公約しておられるやにも聞いております。そこで、都市計画課としてもどのように考えておられるのか、いろいろ問題はあると思いますが、そこで具体的に示していただきたいと思っております。

次は、塩浜中里住宅跡地の利用についての問題であります。この問題は宇治田議員の質問に対してほとんど要を得た回答をいただいておりますが、この問題は、市長もご承知のとおり、地区においては特別委員会を設けられて、しばしば会合してまいりました。地区の意向もほぼ統一されております。最近においては委員会も行われておりませんが、これは市側の計画を待つておるような状態でございます。いずれにしましても、石原産業の出入りがあると思いますが、市側として考えておられる計画でもありましたら、また青写真というか、また今後どのような方針を立てておられるのか、差し支えなかったらここで発表をお願いしたいと思います。

次に、近鉄塩浜駅西口の新設についてでございますが、これは再三再四西口の開設について取り上げてまいりましたが、五十一年六月には私も質問いたしました。くどいと申されるかもしれませんが、何とか勘弁していただきたいと思っております。これは九鬼市長の時代に、公明党は同じことを質問すると言われました。私は、そのことが実現するまで叫び続けていきたいと思っております。これは強い住民の要望でありますから、よろしくお願い申し上げます。

近鉄側の条件として、近鉄の塩浜駅のすぐ南の踏切を閉鎖してもらいたい、そのかわり地下道をつくるということ、踏切をふさぐということについては、住民も抵抗あるわけでございます。このことで十数年来平行線をたどっておるのでございます。このまま続けていいたら、何年たっても解決はつきません。あの南側の踏切は、一日に約六千人の人が利用しております。近鉄は一日に三百六十四本の電車を走らせていると豪語しております。その間踏切をふさぐのですから、たまったものではありません。それとまた貨車の入替えになりますと、これまた時間がかかります。

いかに通行人に迷惑をかけているか察してもらえらると思っております。また、塩浜駅西の方の町も十四、五年前とは相当状態が変わってきておりまして、どんどん家も建ってきております。塩浜全体としては人口減っておりますが、駅西の場合はいまではふえつつあります。昔のままというわけには見逃すわけにはいきませんので、一日も早く塩浜駅西口の開設に、その実現に住民も全力を尽くしてまいりますから、市当局におかれましても、実現に努力していただきたいと思っております。

とりえず踏切の問題は後回しとして、西口を開いて、その後に踏切の問題を解決していくというような方法をとってもらえないか、これを市側としても近鉄に強く働きかけていただきたいことをお願い申し上げます。また、市として考えておられることがありましたら、ここでお聞かせをお願いしたいと思います。

次に、老人緑化パトロール隊、これは緑化専従員制度と申し上げますか、創設について提案を申し上げるわけでありませぬ。

市におきましては、樹木の管理は大半は業者に依存していると思っております。経費も相当かさむと思っております。そこで手入れも行き届かない場合も出てくると思っておりますが、業者の作業内容は除草とか、肥料をやるとか、害虫駆除、それから支柱の取替え、補強などと思っておりますが、これらの作業は、健康な老人であれば十分作業ができて得るものと思っております。そうした作業について、老人に委託して、老人の働く場所と生きがいと喜びを与えてはどうかと思うのであります。

このたびの総合実施計画の中にも老人対策が強く打ち出されておりますし、いままでの質問の中にもしばしば老人対策が多く取り上げられております。こうした施策が実現すれば、樹木の維持管理も十分され、緑化推進ばかりでなく、一種の授産事業による生きがい対策にもなると思うわけでありませぬ。また、老人と子供の対話の場にもなることでしょうか、期待できると思っております。これは、たとえば塩浜地区とか各地域で設けた場合、この成果はやがて町ぐるみの、市民ぐるみ緑化推

進の導火線ともなると私は思うております。大いに期待できて、波及的な効果は大きいと考えられます。こうした意味から老人緑化パトロール隊を、または緑化専従員制を提案するのでありますが、その点市当局として考えておられることがありましたら、お聞かせをお願いしたいと思います。

次に、道路の舗装についてであります。この問題についてお願いしたいのは、実は宮妻峽に通ずる市道の問題であります。旧林道であったのが、いまは市道となっておりますと思いますが、その全長の三分の一ぐらいは舗装されております。で、利用者の便にも供しておりますし、宮妻峽の場合は道路も自然のままの方が理想的だと私は思うております。だが、いまお願いしたいのは、現在の舗装されておる位置よりも約百五十メートルばかり舗装を伸ばしていただけないかと、と申しますのは、道路の一番危険な箇所、あるいは壊れやすいところ、これを舗装していただければありがたいと思うわけでございます。この問題については、昭和五十一年の六月議会で私が一般質問で取り上げてきた問題であります。いまだに舗装ができておりませんので、再度お願いいたします。よろしくご答弁をお願いします。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一番目について、私からお答えを申し上げます。国道一号線から国鉄駅前に至る間の再開発でございますが、私は公約といったほどのことをしたことは、覚えは余りないんですが、ただ地元の関係者の方々が非常に熱心にご研究をされているようでございますし、私も確かにあの辺は整備をした方がいいんじゃないかと、こういうふうに思っております。

そこで、都市計画部の方でこのプロジェクトチームを編成をいたしまして、現在種々調査、研究をしておる段階でございます。近く地元住民の方々のご意向、ご意見などをお聞きをいたしまして、双方で今後の方向づけについて努力をしてみたいと、かように考えております。

二番目以下につきましては、それぞれ担当部の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（訓覇也男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） ご質問の第二点、中里住宅跡地の計画にもし青写真があればというような質問だと思います。私どもの方、この中里問題につきましては、従来から、ご承知のように、塩浜地域振興会という方々といろいろとこの取扱いをご相談申し上げておったわけでございます。その後いろいろの問題で、特に松島議員がその点のいきさつをよくご存じだと思えますが、やや中途でとまったというような感じもありますが、その後私どもも早急に結論はしにくいだろうが、いずれにいたしましても、地域振興会をですね、今後也十分持続してじっくりやってくさいということでお話しておるわけですが、一方、私の方もですね、内部的によくプロジェクトといいますが、研究会を作りまして、事、中里跡地の問題を取り上げて行っております。この問題につきましては、地元の方々がですね、運動広場とか、あるいは緑地、あるいは住宅にならないかと、こういうようなご要望が非常に強うございます。この趣旨をですね、尊重して、その線に沿って固まりつつある段階でございますが、いずれにいたしまして、特にこの中で宅地の問題でございますが、建設譲渡するにいたしましても、どこがやるかことがやるかちゅうこととはちょっと別にさせていただきたいと思うんですが、譲渡価格というものは、やっぱり市民の方々に受け入れられるものでなければいけないということが、これは絶対条件でございます。そういうことからいいますと、いろいろと財源的問題、いろいろ配慮すべきものがあると思っております。いろいろ含めまして、分譲価格が市民の方々に入手しやすいということを前提に検討いたしております。まだこれを解決するか、あるいはお答えを出すには時間が

かかりますけれども、われわれの基本的な考え方はそれでございまして、一日も早く皆さん方にご期待に沿えるようにですね、検討を進めておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから、近鉄塩浜駅西口の開設の問題でございまして。

これにつきましては、お説のように、長い間いろいろと物議を醸しております。いまもなお近鉄側といたしましては、当初の姿勢であります。ご承知のように、踏切は閉鎖してほしいと、その上でひとつ検討させてほしいというのが現状でございまして。これに対する踏切閉鎖の問題につきましては、これも松島議員ご承知と思っておりますが、昨年度私どもも地元へ数回にわたりにまして、いろいろと意見をお聞きしたり、またこちらの考えを申し上げながらですね、進めてきました。この会合がいわゆる地域振興会設立の発端になったわけですね。これでいろいろ検討されたわけですが、その中で一番心配しておみえになりますのは、塩浜の踏切を閉鎖した場合には、塩浜の地区が二分されるといいう問題です。このことは私も非常に痛切に感じました。そういうことがいろいろ内在しておりますし、先ほども松島議員もおっしゃったように、踏切をわたる方が六千人あるとおっしゃっています。私どもの調査では、塩浜の駅の昇降客は約七千人弱であります。そうしますと、塩浜の人口が約一万一千人、この方々が西駅口ができることによっても踏切を経ずして、すなわち東口を経ずして西へ流れることとなります。この七千人全部とは申し上げませんが、その大半がですね、実態からいくと、西へ流れるということなんです。そういたしますと、勢い東口駅前にある商店街の影響ということも、これは行政上一応考えに入れる必要があると私は判断しております。したがって、開設の問題はいろいろ問題でございまして、そういう面もいろいろと懸念される問題を念頭に置きながら、なお、これはもう少し検討させていただきたい。いずれにいたしましても、塩浜地域全体の都市づくりの中でこれはあくまでも位置づけるべきだというような見解がありますので、なお地域振興会の方々ともですね、十分に検討させていただきたいと思っております。

それから、老人緑化パトロール隊の創設という、私どもにとりましては非常にありがたいお考えでありまして、ありがたいと思っております。

現在四日市市は九十八カ所の公園緑地と二十五路線の街路がありまして、これらを管理いたしております。この中で、お説の老人の方々は何をやっていたかというのが一番適切であり、われわれとしてもありがたいこととあります。街路につきましては、非常に交通量の問題からですね、危険が伴います。特に街路樹は高木が多ございまして、剪定するにいたしましたも、はしごを持って登っていただかなかないやいけません。それとまた、剪定した枝を車で運搬するという作業も伴ってきます。この車で運搬する作業は別途直営で行うにいたしましたも、場所柄老人の方には大変私は無理じゃないかと、むしろご健康な方といいますが、年を取ってきますと、運動能力も落ちてきます。とっさの機転がなかなかかみずかしゅうございまして。したがって、こういう危険箇所のご奉仕は、極力私の方はご遠慮していきたい。そしてでき得ましたならば、一般公園ですね、その方々のお住まいの近くにある一般公園で何か適切なお体あるいは環境にふさわしいものでお手伝いをいただければというのが私どもの願いでございます。そういう点につきましては、かねての議会でもご答弁を申し上げたと思っておりますが、福祉部の方ともよく連絡をとって、それを具体化するように進めておる最中でございます。また一方、老人会の方でいろいろご要望がありまして、まだお話し合いに至っておりませんが、結論としては、一般公園でならできる限りひとつご協力をお願いしたいというのが真情でございます。ご好意に対しては非常にありがたいと思っておりますので、お礼を申し上げながら今後そういう方向でもご理解を賜りたいと思っております。

○副議長（訓覇也男君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 道路舗装についてお答えいたします。市道山之坊宮妻峽線の舗装についてでございますが、先ほどご質問の中に取りましたとおり、約千五百メートルのうち口元から五百メートルほどは現在すでに舗装がされておるわけでございますが、ご質問の中にもありましたとおり、この道路につきましましては、国定公園に指定されておるといふ関係もございまして、自然環境保持の見地からも、でき得る限り現状を維持したいというふうにご存じます。しかしながら、常時浸水部分、あるいは湧水により路盤が軟弱になっておるようなところもあるかと存じますので、現地調査の上そういう場所について整備を進めてまいりたいと存じますので、ご了承賜りたいと存じます。

○副議長（訓覇也男君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 三和商店街の付近は、あれは近鉄の地所かと思うんですが、その問題もありますし、私らが考えますのに、あれ一角をすぐどうこうせいということは非常にむずかしいかと思うんですが、それであるいは切って、話のまとまったところから、あるいは高層ビルのものを建てていけばその下を利用すると、業者は。そういうような考えでまた早急に私はこれを進めていただきたいと、四日市の玄関口でもありますから、特に商店界の大事な地点でもありますので、さびれた三和商店街付近一帯を取り戻す点においても、ひとつ一考を考えていただきたいと思うわけでございます。

それから、近鉄の塩浜駅の踏切の問題、これはいつまでたってもこのらちが明かないと、いま部長が申しましたとおりでございますが、この踏切の問題を私は後回しにしても近鉄と交渉してもらえぬかということをお願ひ

したいのであります。近鉄もあんまりがめついでですから、それであの西駅を何とかしてもらいたいと、この踏切はそのままにして、後で話ししようじゃないかということを進めてもらいたいと、これを要望するわけでございます。

それから、緑化専従員の問題であります。確かに街路樹についてはそういう危険が伴うと思います。私の考えていることは、五十五歳ぐらい以上の健康な人を使っていけばできるやにも思いますし、それでどう考えてもその地域の街路樹がよくなり、あるいは公園がよくなり、本当にその地域をかわいがってもらう真の精神の人が私は欲しいわけでありまして。その点を考えられまして、これ、いつか実現するだろうと私は思うておりますが、ひとつ研究していただきたいと思います。その中で、これは非常勤で、それで嘱託ぐらいなことでもどうだろうか、あるいは専従員になる人は五十歳以上ぐらいの男女の方で構成してどうかと、それから勤務時間は大体朝二時間ぐらい、夕方二時間ぐらい、一日四時間ぐらいで原則で働いていただければはいんじゃないかと、そういうことも含味して、そうして専従員を配置する場合には、大体小学校区ぐらいで三名か四名配置していけば大体事足りるんじゃないかと、このように思うております。またこれは一考を要してお願ひしたいと思いますがいずれにしても、道路の方は早急にお願ひしたいと思います。私の質問を終わります。以上です。

○副議長（訓覇也男君） これをもって一般質問を終了いたします。

○副議長（訓覇也男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時一分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 議案第八三号 昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二一 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二 議案第八十三号昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十一、議案第百二号工事請負契約の締結についての二十件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、議案第八十四号の五十三年度四日市市水道事業決算認定についてご質問申し上げたいと思います。

五十三年度の決算結果は、当年度純利益として一億九千四百万を上げたわけですが、五十四年度の水道事業の運営、その中における財政の状況とあわせまして、今後の五十五年度を含めて見通しを明らかにしていただきたいと思っています。

五十三年度末の内部留保資金、また五十四年度の内部留保資金見込み、さらには五十五年度見通しについても明らかにしていただきたいと思っています。その中で水道事業の最も基本的な収入となります水道料金問題について、現状からどのような考え方をもちになつていられるかも明らかにしていただきたいと思っています。

二番目には、議案第八十六号の五十四年度一般会計補正予算に關してお尋ねをしたいと思っています。この補正予算の

中で、中国天津市との友好都市提携推進のために、第二次日中友好三重県民の翼訪中国のチャーター便を利用して市の代表団を派遣する、そのための特別旅費等合わせて六百七十八万円ほどが計上されております。すでにメンバーも明らかになつていられるわけですが、この点に關しまして、私どもは代表者会議の申し合わせあるいは合意事項として議長からこのお話がございました。私どもは、それが平和五原則に基づいて、すべての市民による真の友好親善である限り賛成をいたしますが、しかし、今度のこの都市提携推進のための訪中団の派遣に当たりましては、中国が日本国の中における民主運動を初め、いろいろな面でその大国主義的な干渉を進める窓口としています日中友好協会、以前は正統本部と名のつておりましたが、ここを通して、あるいはまたここに協力を頼むと、こういう形で今後の真の日中友好の立場からの四日市と天津市との都市提携に災いを残す、その種をあえてつくつて出ていくということ、こういう点を考えまして、少なくともこの日中友好協会、以前正統本部と名のつたところとの関係をきちんと整理をし、そして少なくとも今度の訪中団の中に四日市支部事務局長をメンバーの中に加える、こういう点のないように再考するように求めたところでございます。この私どもの願いが入れられるならば、私どもも派遣を、代表団に参加したいということもあえて申し上げたところでございますけれども、ついにこういう点についての明確な表明が市長の方からございませんでした。この点について、市長に考え方を伺いたいと思うわけでございます。

中国との真の平和五原則に基づいて、すべての市民による文字どおりの友好親善と、こういう立場からこの日中友好協会、以前正統本部と称したところのこの協会との関係をきちんと整理をして代表団を派遣される考えはないのかどうか、また、いま一つは、日中友好協会四日市支部事務局長をどうして加えなければならないのか、しかも公費補助をしてまでしなければならぬのかと、この点を明確にお答えいただきたいと思っています。

○議長（大谷喜正君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 水道事業会計の五十三年度の決算は、一応一億九千四百万の黒字で終わっておりますが、これはいわゆる損益勘定の中での黒字でございます。資本的投資その他全部を含めると赤字になってまいります。しかし、水道事業会計の中で赤字が生じても、それまでの利益とか、あるいはまた内部留保資金、これは減価償却費に引き当てたものがそのままの投資のための保留資金となりまして、それによって充当して経営していくという形になるわけでございますが、細かい点につきましては、担当委員会の中で具体的な数字を申し上げてご理解願いたいと思っておりますが、五十三年度はそういったことで終わりました。五十四年度はたんだんその留保資金を持つてる率、それから赤字の出る率が増加してまいります。特に大きく増加してまいりますのは、県水の受水費が著しく増高してまいりますので、五十四年度末において若干のまだ資金を残すことはできませんが、五十五年以降においては、完全に運営できない状態に追い込まれるというふうな状態でございます。いま指摘がありましたように、料金はそれではどうするんだということでございますが、現在水道局では、この資金の収支の流れをいま細かく分析いたしました。それと料金体系との絡み合わせをどう持つていくかということを検討している最中でございます。まだ最終的な数字に到達しておりませんので、料金体系をどうするかということは、もうしばらく時間をかけて検討させていただきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 日中友好親善を深めるために天津市との提携につきまして、この十月四日から四日市市独自の訪中団を派遣したいということで、かねてから議長を通じて議会の方をお願いをいたしておったのでござい

ますが、この天津市との友好親善提携をいたしますためには、私どもとしては中国とわが国との間にそういった面で関係の持たれる関係官庁、日本の外務省、それからその外務省の中国におきます出先であります大使館、あるいは貿易振興ということに関しましてこちらの国貿促から向こうの国貿促、それから友好団体であります日中友好協会、そういうふうな、あるいは日中の文化人の集まりであります団体、そういった各方面のつながりを通じてお願いをしております。大体この軌道にいま乗りつつあるというのが現状ではなからうかというふうに思っております。私は日中友好親善を深めるためには、非常に中国との関係の深い、そういった各機関に四日市市独立の立場でお願いをしております。もちろん友好団体であります日中友好協会の方に對しましては、当然に向こうの中日友好協会との関係も深いようでございますので、そういった面で何かと往来がありますから、そのチャンスを利用していただいております。あるいはその他の中国へ渡られる国会議員にもお願いをして、何とかその実現にこぎつきたいという努力をしております。そしてようやくこちらが行けるという段階になりました。日中友好協会三重県本部の方から事務局長を派遣したいという、参加させたいというお話がございましたので、これをお受けしたということでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 水道料金問題今後どうするかということについては、しばらく検討したいということでございますけれども、これについてはやはり料金体系の問題、かねてから指摘しておりますその問題点がいまこそ改められるべき問題だと思えますし、受水費のその占める問題も非常に大きいわけでありまして、この料金を引き下げるといふ問題での県との折衝の問題も大きな問題であるわけでございまして、この点を十分踏まえながら住民負担の転嫁にならな

いようなご検討をいただきたいと思ひます。

なお、内部留保資金は、五十四年度若干残す、五十五年度完全に赤字になるというお話ですが、五十三年度の内部留保資金の額も含めて五十四年度、五十五年、その見込みを明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、日中友好の問題でございますが、天津市との都市提携、その訪中団の派遣の問題でございますが、この天津市との都市提携をするについて、国交回復もし、平和条約も結ばれているこの時点で、正規の外交機関を通してどうしてそれが推進できないのか、日中友好協会、以前正統本部と称したところを何らかの形で通さなければならぬ、ここに非常に不正常的なものがあるわけです。こうしたことを容認していわゆる平和原則、真の意味の日中友好という形にはならない、大きな将来に禍根を残すことになると思ふんです。どうしてこういうこの協会を通さなければならぬのでしょうか。正規の外交機関を通してきちんとやっていると、こういう点に立ち返るべきだと思ひます。

それから、日中友好協会という、以前正統本部と称したところの団体をどのように市長は認識しておみえになるのでしょうか。中国が、あの最近の事例を見ましてもですね、文化大革命だとか、あるいは四人組だとか、あるいは鄧小平氏の追放、あるいはまたこの復権だとか、非常に目まぐるしいこの混乱を重ねておりますが、その都度この中国の政治路線なり、国際路線なりをですね、この正統本部なり、以前の正統本部と称した日中友好協会、こうしたところに伝えてですね、それに従わせる、こういうふうなことをやってきておるわけです。いまもそれをやっております。そして、この協会はその構成員等はですね、いわゆる浅間山荘事件の片割れと言われる連合赤軍、その流れをくむですね、日本労働党、こういうふうな連中もですね、参加をしている、こういうこの日中友好協会ですね……

○議長（大谷喜正君） 小井議員、議案質疑の内容だけにとめてください。

○小井道夫君 はい。こういうこの団体といいますが、であるわけです。この点市長はどのように認識をしておみえになるのでしょうか。この点の認識が、正しい認識があればですね、代表団の一員に加えていくなんということ、またこの天津市との意義あるべき都市提携についてですね、正規の外交機関を通してそれを貫くと、推進をしていくということだけでなくてですね、この日中友好、正統本部という以前称した協会にですね、依存をしていくと、こういう形にならないで済むわけです。この点についてですね、市長のこの日中友好協会の、この以前正統本部と称したところの組織に対する認識についても改めて伺いたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 少なくとも、私がこの友好親善を深めるためには、やはり日本の外務省、それから中国の日本におきます外交の外交の先機関であります大使館の代理大使等にも私はお目にかかつて、この問題を正規にお願いを出してあります。同時に日中友好協会、せんだって明華号で中国の方から日本の視察に来られましたが、これの窓口は日中友好協会がされてみました。私は、この日中友好協会三重県本部に関する限り、いろいろな指摘がありました。中国との友好親善を深めていこうというりっぱな団体であると、かように考えております。したがって、この問題について、友好協会の方から自分たちも何とか努力をしようというご好意がありましたので、あえてお受けをいたしておる、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 細かいことは担当委員会で具体的な数字を申し上げますが、いまご質問にあった数字だけ申し上げてご理解願いたいと思ひます。五十三年度の留保資金は六億三千二百三十六万五千円でございま

て、五十四年度の見通しとしては二億五千万程度ではなからうかと思えます。

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表（一）のとおりであります。

日程第二二 議案第一〇四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、及び

日程第二三 議案第一〇五号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二十二、議案第百四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第二号）及び

日程第二十三、議案第百五号四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第百四号は、昭和五十四年度本市一般会計補正予算第二号でありまして、去る九月七日に解散され、十月七日執行予定の衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る経費二千五百七十六万円の追加補正を行いたいと存じます。歳入につきましては、県委託金の収入見込額と市税を計上いたしております。この結果、補正後の予算総額は三百八十億九千八百八十六万円と相なるのでございます。

議案第百五号老人の医療費の助成に関する条例の一部改正案は、老人医療費の助成対象者の範囲を六十八歳まで引

き下げ、これに係る所得制限及び施行期日を規則で定めるよう昨年十二月に改正条例の議決をいただき、公布いたしておりますが、このたびは六十八歳及び六十九歳の者に対して規則で定める一定額以下の助成額控除の方法によって、十月一日から実施いたしたいと存じ、所要の改正をしようとするものであります。

なお、別に定める規則につきましては、所得制限を国の基準に準ずるものとし、助成額は毎月の自己負担額のうち六千円以下の部分について二分の一の控除を行い、償還払いの方式によって実施したいと存じます。

以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 老人医療費の助成対象者の範囲は、六十八歳までこの十月一日から、議会で決まりましたら引き下げられるということでございますけれども、そうした場合、財源の持ち出しはどの程度になるものか、それだけで結構でございますから、予測される持ち出しでございます。よろしく願います。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） これに要する市の必要財源はどれだけかというご質問でございますが、これはあくまで概算の計算でございますが、五十四年十月から実施いたしました場合に、医療費総額が約三千八百万円ぐらいになるのではないかと思います。ただしこれは、いま県の方でもいろいろご検討をいただいておりますが、五分の三の

助成があるようになると思います。こういうものを引いてまいりますと、大体二千万円ぐらい本年度は必要になると思っています。平年度においては約三千八百万ぐらいの市費が充当されなければならないと思っております。なお、それと同時に国保の波及分が多分に見込まれますが、これもいまここで概算でございますが、約一千万円ぐらいじゃないだろうかという予測をしておるのでございます。

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表（二）のとおりであります。

○議長（大谷喜正君） 次に、本日までには受理した請願及び陳情は、お手元に配布しました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る九月二十一日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時三十二分散会

昭和五十四年九月二十一日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十四年九月二十一日(金) 午前十時開議

第一	議案第 八三号	昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………	委員長報告…質
第二	議案第 八四号	昭和五十三年度四日市市水道事業決算認定について……………	委員討論、議決
第三	議案第 八五号	昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について……………	委員討論、議決
第四	議案第 八六号	昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………	委員討論、議決
第五	議案第 八七号	昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)……………	委員討論、議決
第六	議案第 八八号	昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………	委員討論、議決
第七	議案第 八九号	昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………	委員討論、議決
第八	議案第 九〇号	昭和五十四年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………	委員討論、議決
第九	議案第 九一号	昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………	委員討論、議決
第一〇	議案第 九二号	昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算……………	委員討論、議決
第一一	議案第 九三号	四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について……………	委員討論、議決

第二二	議案第 九四号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	委員長報告、質 疑、討論、議決
第二三	議案第 九五号	四日市市民ホール条例の一部改正について……………	〃
第二四	議案第 九六号	四日市市立労働福祉会館条例の一部改正について……………	〃
第二五	議案第 九七号	あらたに生じた土地の確認について……………	〃
第二六	議案第 九八号	町の区域の変更について……………	〃
第二七	議案第 九九号	市道路線の認定について……………	〃
第二八	議案第 一〇〇号	市道路線の廃止について……………	〃
第二九	議案第 一〇一号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三〇	議案第 一〇二号	工事請負契約の締結について……………	〃
第三一	議案第 一〇四号	昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………	〃
第三二	議案第 一〇五号	四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について……………	議案説明、質 疑、討論、議決
第三三	議案第 一〇六号	公平委員会委員の選任について……………	採 否 決 定
第三四	委員会報告第一〇号	総務委員会請願書審査結果報告……………	〃
第三五	委員会報告第一一号	教育民生委員会請願書等審査結果報告……………	〃
第三六	委員会報告第一二号	産業公営企業委員会請願書審査結果報告……………	〃
第三七	委員会報告第一三号	建設委員会陳情書審査結果報告……………	〃
第三八	発 議 第 四 号	市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書の提出につ いて……………	議案説明、質 疑、討論、議決

第二九 委員会報告第一四号 都市再開発特別委員会中間報告

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

- | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 青 山 峯 男 | 小 井 道 夫 | 伊 藤 信 一 | 伊 藤 雅 敏 | 宇 治 良 市 | 小 川 四 郎 | 大 島 武 雄 | 大 谷 喜 正 | 金 森 喜 正 | 川 口 洋 二 | 川 村 幸 善 | 喜 野 等 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|

○出席議事説明者

助 市

役 長

三 加

輪 藤

喜 寛

代

司 嗣

渡 山 山 山 山 山 森 水 松 前 堀 堀 古 福
 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 田
 一 忠 信 安 幹 良 辰 弘 新 元 香
 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一 男 士 衛 一 史

平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓
 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸
 行 増 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也
 信 蔵 和 芳 蔵 已 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男

○出席事務局職員

事務局長	佐々木 晃 精	代表監査委員	吉 田 耕 吉	水道事業管理者	村 山 了	教育長	山 鹿 静 夫	消防長	渡 辺 靖 三	病院事務長	藪 田	下水道部長	奥 村 仁 人	建設部長	石 井 三 夫	都市計画部長	美 濃 博 美	環境部長	川 合 一 郎	産業部長	谷 沢 文 男	福祉部長	岩 山 義 弘	市民部長	矢 田 三 郎	財政部長	伊 藤 治 郎	総務部長	斎 藤 久 美	市長公室長	阿 南 輝 彦	収入役	平 井 清 三	助役	坂 倉 哲 男			
議事課長	小 坂 大 之丞			技術部長	黒 川																																	
議事係長	板 崎 大 之丞																																					
主 事	山 口 克 彦																																					
主 事	金 森 伸 夫																																					

午前十時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第五号によりとり進めますので、よろしく願います。

〔発言を求める者あり〕

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議長にお尋ねをいたします。九月定例会最終日であるきょうの本会議の開議時間が、午後二時から午前十時に変更された理由は何か、伺いたいと思います。

○議長（大谷喜正君） ただいま小井議員から、本日の開議が午後二時であるのを午前十時に繰り上げたのはどういふ理由かと、こういうご質問に対してお答えいたします。本日の議案をご審議していただくために、午前十時が一番適当であるというふうに考えまして、議会運営委員会にお諮りし、ご決定を願いましたので、さようとり進めることにいたしました。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 先日の議会運営委員会に、議長が本日の会議の開議時間変更をお諮りになったときのご説明、その理由といまお聞きした理由と若干違うようでございますが、議会運営委員会での議長のご説明では、本日の午後、自民党の総裁が自民党の候補の応援演説のために来四、四日市に来られる、こういうこととかかわって延期をしたいというふうであったと聞いております。今度の九月定例会の会期日程は、九月三日の議連の議を経て九月定例会初日の本会議におきまして決定されました。さらに九月十四日の本会議の最後に、議長から、二十一日の本会議は午後

二時から開く旨宣告されております。九月定例会は、もともと国会解散、総選挙必至の情勢とそのスケジュールを踏まえて開催されたものでございます。そして今日、そのスケジュールどおり総選挙戦が各党の消長をかけて激しく戦われているわけでございます。そのさなかにおいて、内閣総理大臣の職を兼ねているとはいえ、大平氏が、みずから所属政党の総裁として自民党候補の応援演説のため来四をされるわけでございます。その時間と市議会の開議時間がかち合い、多数の市会議員の皆さんが大平氏の演説を聞きに出かけるような事態にでもなれば、市議会の欠席者が多く出るというおそれもなきにしもあらずと、こういう形で市議会の開議時間を変更するということは、まさに特定政党の党利党略に議会運営を従属させるものであり、全く公正な議会運営とは言えないと思うわけでございます。私は、このような措置をとられた議長に強く抗議するとともに深く反省を求めまして、議事日程についての意見としたいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（大谷喜正君） 再度のご質問ではありませんが、念のために、誤解がありますと皆さんにご迷惑をおかけいたしますので、議長の考え方を釈明いたします。なるほどきょうの午後には自民党総裁であり、大平総理大臣が四日市へ来られるということについては間違いのない事実でございますようですが、内閣総理大臣なり自民党総裁が四日市に参られるから、議会の日程を変更するという考え方は毛頭ございません。議会運営につきましては、一人でも多い議員のご参加が初めて円滑な運営ができるものと固く信じております。そうした状況の中で、議員がたとえ一人でもご都合によって欠席されることがあっては好ましいことではないという判断のもとに開議時間を変更いたしましたので、誤解のないようにご理解をいただきたいと思います。

日程第一 議案第八三号 昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし
日程第三 議案第八五号 昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、議案第八十三号昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三、議案第八十五号昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての三件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

産業公営企業委員長 松島良一君。

〔産業公営企業委員長（松島良一君）登壇〕

○産業公営企業委員長（松島良一君） ただいま議題となっております議案第八十三号昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、議案第八十四号昭和五十三年度四日市市水道事業決算認定について及び議案第八十五号昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について、産業公営企業委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十三号昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。五十三年度の当事業決算におきましては、事業収益三十八億一千三百九十二万四千五百三十円に対し、総費用は三十八億一千九百九十八万七千五百四十一円であり、差引き六百六万三千三十一円の純損失を生じたのであります。この主な原因として、理事者からは、収入面において新病院の開院による入院・外来患者数並びに手術・検査、X線撮影の件数等の増加による収入増がありましたものの、支出面においては給与改定等による給与費、事業用器械備品等の更新による固定資産除却費等特別損失並びに企業債利息等諸経費が増加したことが挙げられたのであります。

当委員会においては、事業経営が、新病院の開院による患者数が増加しながらも、なお欠損金を生じていること、さらには今後においても減価償却費の増加、企業債利息等の増加により、一層厳しくなることが予想され、未収金の回収に努めるなど一段の経営努力を要望いたしました。また、市民が期待を寄せる中核的公共医療機関として、診療体制の充実を図るとともに各種苦情の処理、医療相談等さらにきめ細かな配慮を行い、病院利用者に対する医療サービスに万全を期されるよう強く要望いたしましたのであります。以上の経過により、当委員会は本件を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第八十四号昭和五十三年度四日市市水道事業決算認定についてであります。五十三年度当事業決算においては、事業収益二十五億一千八百六十七万八千八百七十三円に対し、総費用二十三億二千四百二十九万九千二百四十二円であり、差引き一億九千四百三十七万九千八百六十一円の純利益となったのであります。理事者から、純利益を生じた原因は、北勢水道用水受水に係る負担費の増加等でありましたものの、夏期における日照り等気象条件の影響など全体的な水需要が増加したことによるものであるとの説明と、今後の見通しについて、五十四年度においては、北勢水道用水受水による給水原価の上昇等から欠損を生じることになる見込みであり、今後における経営圧迫の要因としては、民間企業の減量経営等による大口需要の減少、第三期拡張事業の推進に伴う設備投資、北勢水道用水受水量の増加に伴う経費負担の増高等が考えられるとの説明がありました。

当委員会においては、これらを踏まえまして今後の事業経営、とりわけ財政状況の見通し、内部留保資金、料金問題について種々論議が交わされたのであります。理事者からは、今後の財政状況について、五十四年度においては内部留保資金により、企業として一応の対応はできるものの、五十五年以降においては、先ほどの第三期拡張事業、老朽管対策、北勢水道用水受水等による経費の増大により、内部留保資金によっても対応できない事態となる見込みで

あるとの説明がありました。

当委員会としては、一応の企業努力は認めるものの、今後想定される料金の改定問題について、水需要の伸び率、他都市との比較等より一層の研究を重ねるとともに、遊休化している企業財産の処理、経費の節減等経営の健全化に一段と努力されるよう強く要望いたしました。また、本市の水源対策が表流水への依存度を強めている現状にかんがみ、コスト的に有利な伏流水を対象とした水源の確保についての見直しをするよう要望がありましたことを付言しておきます。以上の経過により、当委員会は本件を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第八十五号昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。五十三年度事業決算においては、共済事業総収益一億三千百四十四万一千二十九円に対し、共済事業総費用は八千六百三十万三千三百三十五円であり、差引き四千四百八十三万七千六百九十四円の純利益となったのであります。理事者から、この原因としては、共済事業の中心である農作物共済の水稲被害が恵まれた気象の条件等により、きわめて軽微であったことによるものであるとの説明がありました。

当委員会においては、特に水稲の減収評価において引受基準収穫量が過小評価されていることにより、共済の支払が実損より少なくなることがあり、引受基準収穫量の評価を実収にあわせ適当なものへ見直しを行うなど関係諸団体と調整のうえ、その対策を講ぜられたいとの要望がありましたほか、別段異議なく、本件については決算を認定し、剰余金処分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第八十四号の五十三年度四日市市水道事業決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。五十三年度水道事業が、収支において一億九千四百万余の当年度純利益を確保し得たことは、幾つかの要因の中でも水道局職員の皆さんが水道事業の健全運営のために積極的な努力を払われたことが大きく貢献しており、その熱意と努力に敬意を表するものであります。そうした水道局職員の皆さんの努力にもかかわらず、大企業の大口需要者の使用水量が五十二年度に引き続きさらに減量し、その分が直接料金収入に響く今日の水道料金体系の不備とかかわり減収となったことは、水道事業の健全運営を図る上で大企業の大口需要者の水道料金体系を合理的なものに改める必要性、その緊要なことを改めて証明したと言わなければなりません。私は、この数年来一貫して大企業の大口需要者に対して契約水量を定め、その契約水量に基づいて水源開発費の適正負担を織り込んだ基本料金を現在の従量料金体系に加味し、改めるよう主張してきたところでございます。しかるに、市長、水道事業管理者が、その改定を五十三年度においても実施しないでこられたことは容認できないのでございます。五十四年度を含め今後の水道事業運営は、財政圧迫要因が多く、一段と厳しいとの予測がなされ、五十五年度から市民への水道料金値上げ実施が検討されているという中で、重ねて大企業大口需要者の水道料金体系の不合理を急いで改め、適正な負担を課

し、水道事業の健全運営を図るよう強く求めるものであります。また、北勢用水の高い受水費は、その使用水量の増とともに、ますます水道事業財政を圧迫するものとなっております。その大幅な減額の実現を期すようにあわせて要望して、終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君） これをもって、討論を終結いたします。
これより本件を採決いたします。

まず、議案第八十四号昭和五十三年度四日市市水道事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算を認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は決算を認定することに決しました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り二議案について、一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、病院事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し、剰余金処分を原案のとおり可決すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、病院事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し、剰余金処分を原案のとおり可決することに決しました。

日程第四 議案第八十六号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第二二 議案第一〇五号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第四、議案第八十六号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第二二、議案第五号四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正についての十九件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） ただいま議題となっております各議案のうち総務委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十六号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。歳出第四款衛生費の個人尿尿浄化槽清掃に対する補助金の増額につきまして、最終汚泥処分は、本来市の責務であり、補助金で対処する性格のものでなく、早期にその体制の確立を図るべきであるとの意見がありました。はかばか別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十三号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、日当、宿泊料等についての所要の改正を行うものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十五号四日市市民ホール条例の一部改正について及び議案第九十六号四日市市立労働福祉会館条例

の一部改正についてありますが、本件は一般に利用される市民センター及び労働福祉会館の会議室を社会福祉協議会事務局及び労働団体の用に供するため所要の改正を行うものであります。

当委員会は、会議室等に対する市民要求が高まっている現状にかんがみ、このように会議室を減少させることについて、その対策を強くたざしたのであります。理事者からは、本措置は暫定的であり、既存施設の活用等総合的に考慮して対処していきたいとの説明でありましたが、当委員会といたしましては、本件は当該諸団体の活動のためにはやむを得ないと判断するものの、これがために一般市民の利用に支障を来さないよう早急に対策を講ずべきことを強く要望いたしましたのであります。

次に、議案第九十七号新たに生じた土地の確認について、議案第九十八号町の区域の変更について、議案第一百号及び議案第一百二号工事請負契約の締結についての四議案については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第四百号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第二号）については、来る十月七日に執行される衆議員議員選挙に係る経費の追加補正であり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単ではありますが、これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

川口洋二君。

〔教育民生委員長（川口洋二君）登壇〕

○教育民生委員長（川口洋二君） ただいま議題となっております各議案のうち教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十六号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）のうち関係部分についてありますが、歳出第三款民生費については、社会福祉協議会事務局の移転工事費、社会福祉手当の改正及び仮称西部老人福祉センター新築工事費の追加等の補正が主なものであり、別段異議はありませんでした。

次に、歳出第十款教育費につきましては、日永小学校改築工事を単年度事業として施行するための補正及び羽津幼稚園改築工事に伴う補正等であり、別段異議はなかつたのでありますが、特に幼稚園の新改築には二年保育の問題、地域の実情等を十分に踏まえつつ、将来を展望して推進を図るべきことを要望いたしました。

次に、議案第九十号昭和五十四年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）及び議案第九十一号昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、貸付限度額の改正並びに貸付事業増大に伴う補正であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十四号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、外国人への適用範囲の拡大及び助産費の引上げ等に係る条例改正であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第一百五号四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。昨年十二月議会におきまして、老人医療費の助成対象者の年齢を七十歳以上に加えて、六十八歳及び六十九歳まで範囲を拡大する条例改正を行い、その施行期日等については、規則に委任いたしましたことは各位のご承知のとおりであります。

本件は、さきの条例改正を受けて、今回六十八歳及び六十九歳の老人医療費対象者に対して、所得制限は国の基準に準ずることとし、医療費の助成については、毎月自己負担分が六千円以下の場合にあってはその二分の一の額を、また自己負担分が六千円を超える場合にあっては、自己負担分が六千円を差し引いた額に三千円を加えた額を、それぞれ償還払い方式により本年十月一日から助成をするため、規則の制定に当たり、所要の条例改正をしようとする

ものであります。

当委員会におきましては、特に論議の焦点となりましたのは、六十八歳及び六十九歳の新しい対象者については、助成の内容において、現行の七十歳以上の対象者との間に格差を設け、毎月三千円を限度として自己負担を求める点についてであります。各委員からは、福祉施策においては格差を設けることは望ましくない、本市独自の施策を打ち出すべきではなかったか等々の意見が出されたのであります。理事者からは、本制度は本来広域的に統一して実施されるのが望ましいものであり、県下における最近の市長会等の動きと合わせて、現在本市がおかれている財政状況等を十二分に勘案して、慎重に検討を重ねた結果であるとの説明がなされたのであります。さらに、現時点において諸般の情勢を総合したものであり、これが最上のものであると考えていないし、また将来を展望するとき、検討の余地が全くないものとは考えていないとの説明がありました。当委員会は、これを了といたしまして、本件については原案のとおり承認いたしましたのであります。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして、教育民生委員会の報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

松島良一君。

〔産業公営企業委員長（松島良一君）登壇〕

○産業公営企業委員長（松島良一君） ただいま議題となっております各議案のうち産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十六号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。歳出

第六款農林水産業費については、イネミズウムシ特別防除に対する補助金が計上されているのであります。薬剤散布による防除効果について、その実態を調査し、検討を行うべきであるとの意見がありました。

また、用排水対策につきましては、工事請負費八百万円が追加計上されているのであります。かねてより当委員会は、用排水対策の充実について指摘してきたところであり、上流部並びに付近周辺の開発による耕地への下水流入問題もあり、今後とも地元負担の軽減等一層の努力をされるよう強く要望いたしました。

また、磯津漁業協同組合が実施する赤潮被害防止施設設置事業に対する補助金についてであります。本事業は赤潮の被害を受けたエビ等魚介類を蓄養し、鮮度向上を図るものであり委員から、地区指定による経過について質疑があり、理事者からは、地区指定に当たっては、富田、富洲原地区等を含め、全市的な立場に立ってその施設の設置について検討した結果、今回磯津地区に設置することになった旨の答弁があり、これを了といたしました次第であります。

第七款商工費については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十七号昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）についてであります。今回の補正は、三月議会に予算を議決いたしましたと畜場食肉市場の第二期工事のと畜解体処理施設の改修整備につきまして実施設計の段階において、現場との調整協議の結果、全面的な計画の変更と大幅な事業費の増額を行おうとするものであります。

当委員会におきましては、各委員から今回の設計変更に至った経過、変更内容、財源、現場調整、改築後の当市場の管理運営等について多くの質疑、意見が出され、活発な論議が交わされ、特に三月議会において議決した後、短時間の間に全面的な計画変更がなされるという事態に関し、変更の必要性等論議が重ねられたのであります。これに対して理事者から、変更に至った経過については、大型車による搬入が現設計では危険であり、搬入路を確保しなければ

ばならないこと、旧冷蔵庫を継続利用するについては、枝肉入出庫作業が非能率的であること等、現場業務関係者との協議調整を通じ、慎重な検討の結果、安全性、作業能率の面から変更のやむなきに至ったとの説明がありました。

当委員会としては、予算の計上は十分な計画の検討、現場との万全の調整の上でなされるべきであり、その見通しが甘かったことを強く指摘し、今後再びかかることのないよう反省を求め、やむを得ないものとして承認いたしました次第であります。また、本件の関連として、地方卸売市場食肉市場運営委員会が、現場の意見を集約し得る機能を持つよう運営の改善が図られるべきであるとの意見がありました。

さらに整備完了後の運営方法について、理事者から、当施設が公設としての性格上、開設者は従来どおり市としても卸売業務を行う荷受け機関としては、県、市、業界等で構成する公社方式を導入し、市の業務についても指導監督以外の業務については公社へ委託管理をさせる考えであるとの説明があり、当委員会としては、公社方式の導入については、人件費、維持管理費の節減、市財政負担の軽減を重点に配意し、検討するよう要望いたしました。これを了いたしました次第であります。

次に、議案第九十二号昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算についてであります。本件は蕨共済勘定及び園芸施設共済勘定における引受箱数、被害率及び引受共済金額の増加に伴う補正であり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、建設委員長にお願いいたします。
福田香史君。

〔建設委員長（福田香史君）登壇〕

○建設委員長（福田香史君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十六号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。歳出第八款土木費については、別段異議はなかったのでありますが、道路橋梁費における道路新設改良費の補正に関連して、道路の補修について、事業の開始が例年九月以降となっている現状から、事業の執行のおくれが直接事業費の増高につながることを指摘し、予算の効率的運営を図るためにも従事する職員を増強するなど、事業の早期執行に万全を期するよう強く要望いたしました。また、道路の部分補修の場合、往々にして補修面に凹凸が生じていることから、補修方法の検討、関係業者に対する指導等により、補修工事に特段の努力を払うべきことを要望いたしました。

次に、都市計画費の補正については、公園緑地整備事業が主なものでありますが、将来における本市の公園整備について、地域の均衡を失うことのないよう適正配置に十分意を用いるべきであるとの意見がありました。

歳出第十一款土木施設災害復旧費については別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十八号昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）についてであります。これは日永終末処理場築造委託事業について、本年度施工予定の事業と同時に沈澱池の下部工事を一括施工するため業務負担の補正を行うものでありまして、別段異議はありませんでした。

議案第八十九号昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）については、復興土地区画整理事業に係る清算金の徴収金額が予想を上回る見通しとなったことにより、市債の一部を繰上償還するものでありまして、別段異議はありませんでした。

議案第九十九号市道路線の認定については、新しく開発された住宅団地における道路の認定基準について質疑があり、理事者から、開発行為に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱に基づいて、計画戸数の入居率が八〇%を超えた時点において市に移管されるとの説明がありました。しかし、道路の維持管理に関するトラブルが後を絶たない現状から、開発業者と市との責任を明確にするため、指導要綱の見直しを行うよう強く指摘いたしました。

なお、この問題に関連して、団地内及びその周辺における下水排水、その他公共施設の整備についても種々問題を生じている現状を見ると、開発許可がなされるまでに地元、開発業者、市の三者が十分協議を行うこと及び指導要綱の見直しとその徹底を図ることを要望いたしました。

議案第九十九号市道路線の廃止については、別段異議はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました五議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単ではありますがありますが、これをもって建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 総務委員長の報告に対して質問いたします。

議案第九十九号並びに第一百号工事請負契約の締結についてでございます。今九月定例会には、この二つの工事請負契約締結案のほかに海蔵小学校の増築工事請負契約の再締結案が提案され、このうち後者についてはすでに議決されたところであります。その審議の過程で、再締結に至る経緯、その問題点をめぐっている議論が交わされたこと

については、改めて全員協議会を開いて議論することになっているというふうに承っております。また、その中でも設計予定価格の適、不適については、総務委員会の審査結果の報告において、専門機関にて調査、検討するよう要望されたところであります。そこで、次の二点について伺います。

第一点目は、議案第九十九号と第一百号の審査の際、この工事はもちろんのこと、この種のいわゆる土木工事の設計予定価格の適、不適の問題など、海蔵小学校の増築工事において提起されたような建設工事をめぐるような問題点の有無について究明されたかどうかでございます。

第二点目は、海蔵小学校の増築工事請負契約の再締結に至る経緯、その問題点と対応について、七月十日以降今日までの間に総務委員会に、またあるいは総務委員協議会において改めて論議されたことがあるのかどうか伺いたいと思います。

さらに、議長はこの問題についての全員協議会はいつ開くおつもりか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） お答えいたしたいと思います。先ほど第九十九号ないし第一百号の請負契約の締結についてご質問があったかのように聞いておりますが、第一点につきましては、委員長報告に申し上げたとおり、理事者の説明を了としたし、請負契約を別段異議なく承認した次第でございます。

それから、第二点の内容につきましては、その後におきまして海蔵小学校の問題点につき協議会を設け、そういう問題について論議を交わしたかどうか、こういうご質問の内容ではございますけれども、その後におきまして、一応議長からの発言どおり、全員協議会を開くと、こういうふうな具体的なことが決まっておりますので、その後開

いておりません。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 議長にとり質問の内容についてお答えいたします。この種のことについての全員協議会をいつ開くんだと、こういう質問ですが、これは議会内における関係機関の方々とよく協議を申し上げて、しかるべき時期に開会いたします予定であります。ただいまのところ、ご満足のできるようなお答えができないことを遺憾に思いますけれども、やはり開くと申し上げた以上は適当な時期に関係機関の方々とご協議を申し上げて開く程度で答弁をお許しいただきたいと思っております。

他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第八十六号四日市市一般会計補正予算（第一号）のうち、款二総務費、項一総務管理費、涉外費六百七十八万の追加計上に反対するものであります。この予算は、本市と天津市との友好都市提携について促進を図るための使節団の訪中旅費等に充てられるものであり、この中には大國主義的な中国に盲従して、日本の民主運動を初め日本の内政干渉策動の手先として盲動しております日中友好協会、かつて日中友好協会正統本部と称した団体の会員の訪中旅費補助も含まれているわけであります。私たちは、本市と中国の天津市との姉妹都市提携や各種交流が平和五原則に基づいてなされ、すべての市民による真の友好親善に役立つものである限り大いに賛成であります。しかし、今回の使節団派遣、訪中については、不当にも中国の盲従集団であり、日本への民主運動を初め内政干渉の手

先としての役割を果たしている日中友好協会という、かつて日中友好協会正統本部と称した団体の介入のもとで準備され、決定されたものであり、承認できないのであります。

次に、議案第八十七号五十四年度と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）に反対するものであります。その理由は、この第二期のと畜解体処理施設整備事業については、当初予算において五億五百三十万円の事業費が計上され、議決をされております。今回の補正におきまして、三億七千四百二十万円の追加計上され、八億七千九百五十万円の事業費にふくれ上がっております。もっとも、当初におきましては、五十四年度五億五百三十万で、五十五年度にさらに一億九千万円、合わせて総事業費は六億九千五百三十万円の計画であったということでございますが、しかし、この当初計画と比較いたしましたしても、一億八千四百二十万円の事業費の増加となるわけであります。このような事業費の大幅な追加、二カ年の継続事業を単年度にするなどというような大きな変更が当初予算の議決後わずか数カ月でどうしても必要になったのか、また変更しなければならなくなったのか、その理由が市長の提案説明では判然としなかったのであります。そこで、委員会の審査において説明されることを期待したわけでありますが、ただいまの委員長の審査結果の報告をお聞きしましたが、やはり判然といたしません。このような大きな事業変更、その理由が判然としないまま承認することができないと思うわけであります。果たしてこのような大事業を構想し、具体化するに当たって、民主的にかつ十二分に検討されてきたのかどうか、全く疑わしいわけであります。これは、市当局の行政運営のあり方、その責任をも問うべき性質のものであります。さらには議会軽視の責めも免れないと思うのであります。そうした点について、市長の議案の提案説明においてすら全く釈明もされず、事もなげに事務的に処理していることは全く驚きであります。ここに嚴重に抗議し、反省を求めるものであります。なお、これが工事請負契約の締結に当たりましては、第一期の例に照らし、その轍を踏むことなく、あくまで公正、民主的に行うよう厳しく求め

るものであります。

○議長（大谷喜正君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、議案第八十六号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）及び議案第八十七号昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り十七議案について、一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十八分再会

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二三 議案第一〇六号 公平委員会委員の選任について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二十三、議案第六十六号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第六十六号は、本市公平委員会委員のうち、志貴信明氏の任期が来る十月十日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任したいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決するこ

とに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

日程第二四 委員会報告第一〇号 総務委員会請願書審査結果報告、ないし

日程第二七 委員会報告第一三号 建設委員会陳情書審査結果報告

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二四、委員会報告第十号総務委員会請願書審査結果報告ないし日程第二七、

委員会報告第十三号建設委員会陳情書審査結果報告の四件を一括議題といたします。

本件は、総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

委員長の報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり決定されました。

なお、総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長から、目下委員会で審査中の事件について、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔発言を求める者あり〕

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、総務委員会に付託された請願第十二号、物価をつり上げ、重税をおしつける一般消費税の新設に反対についての継続審査についてお尋ねします。すでに、私も一般質問の当初にこの一般消費税についての説明をいたしましたところでございますが、すでにこの一般消費税は天下の悪税として明らかにしているわけでございます。もしこの一般消費税が導入されますならば、国民生活に与える影響は多大なものがございます。

まず第一点目には、物価が全般的に騰貴するであろうし、そしてその結果、生活費が上昇して、実質賃金また実質所得が切り下げられるわけでございます。所得のうち、生活費にあてる割合の多い低所得者ほど、この税負担の割合が大きくなるわけでございます。そしてまた、納税者の実務的負担が増大し、ますます複雑な税務調査を受けることとなります。弱小企業あるいは中小零細企業の中には、税の添加が困難になり、いわゆる身銭を切ることになる結果、一層不況に陥るものが出てくる可能性が多分にございます。この税の経済効果は消費購買力を切り下げることにあるので、景気回復や経済のバランスのとれた発展にとってマイナス作用を及ぼしますし、インフレーションが高進する過程でこの税が導入された場合、物価騰貴はさらに激しくなる可能性があるわけでございます。

すでに自民党大平内閣は、昨年、天下の悪税を導入しようとして党議決定をしているところであります。五十四年度の国家予算は、すでに五十五年一月から導入することを前提として組まれているところでございます。しかし、党

議決定されているにもかかわらずいかにも一般消費税導入に反対の態度を示す人がいるなど、自民党の中でも矛盾が生まれています。野党においても日本共産党を初め、社会、公明、民社党を含めて反対をしておりますが、そうした中で、四日市市議会が二度も継続審査にするという根拠はございません。市民生活を守る立場から、また国家地方財政の民主的な真の再建という見地からも、この一般消費税について反対の立場を明確にすべきであります。なぜ継続審査にしたか、理由を伺いたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） たいだいま、消費税新設に対しての請願をどうして継続審査にもっていったか、こういうことのごようでございます。したがいまして、当委員会の一応の審査の経緯、経過をご報告申し上げまして、お答えにいたしましたと思います。

六月議会におきまして、地区労働組合協議会の方からこういった請願が出てまいりました。それが継続審査ということになりました。また今回、民主商工会の方から同じ内容のものの消費税新設反対の請願が出ましたので、一括当委員会といたしましたし審査をいたしましたわけでございます。いろいろ論議がございましたけれども、ご承知のように現在政府は空白でございますし、また議会も閉会中でございます。この問題につきましては、きわめて流動的で不確実な要素がたくさんございます。とりわけ、自民党内におきまして消費税反対という声も聞いております。そういった時点で、そういったことを踏まえまして、継続審査ということに全会一致をいたして、もちろんこういった問題が、（私語する者あり）具体化した時点でお計らいをし、そういった問題に対処したいと、こういうふうなことから継続審査ということにいたしました次第でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いま、お答えいただきましたが、非常に不満足でございます。二つの議会を経て、前回の答弁では消費税に対する資料がない、このようなことを言われておりましたが、もうすでに税制調査会ではこの種の税導入については具体的な数字まで挙げて明らかにされているところでございます。そういう中で、不確実な要素がある。このようなことだけでなく、けさの新聞でも限定導入などもうすでに言われているところでございます。調べれば資料は幾らでもございます。しかも、二回にわたって継続審査にするということは、紹介議員も多数いるわけでございます。その紹介議員の調整をとるなど、また今回会期日程も十分でございます。この請願書を読んで意見を聞くなどして、論議をすべきだと思います。この一般消費税新設について、継続審査にすることは反対であり、いまずぐ反対すべきであることを主張します。

○議長（大谷喜正君） それでは、改めて本申し出を採決いたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第二八 発議第四号 市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書の提出について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二十八、発議第四号市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 ただいま議題となっております発議第四号、市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書の提出について、発議者を代表してご説明申し上げます。

今日、地域福祉に対するニーズが増大する傾向の中において、地域住民と直結する市町村社会福祉協議会の果たす役割はきわめて大きいものがあることは、各位のよくご承知のところであり、その市町村社会福祉協議会につきましても、いまだ法的な整備がなされておらず、社会的な位置づけはきわめて不安定であり、本来の活動に大きな障害となっております。このような実情を勘案いたしまして、この際、政府に対して市町村社会福祉協議会の整備拡充を図るため、その法制化についてお手元に配布いたしました意見書を提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二九 委員会報告第一四号 都市再開発特別委員会中間報告

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二十九 委員会報告第十四号都市再開発特別委員会中間報告についてであります。本件は都市再開発特別委員長からの、県立四日市工業高校移転対策に対する調査報告であります。報告書をお手元に配布いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたします。

○議長（大谷喜正君） この際、自席からお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

すでに議員各位におかれましては、各会派その他の方法によってご高承のとおり、三重県市議会議長会が主催いたします欧州の行政視察に、不肖私と野崎議員、随行者として佐々木事務局長が、本月の二十八日に当市を出発しまして十月十四日までの十七日間にわたって不在をいたします。大変申しわけないことでありますが、議長職務を不在中は訓副議長長によって行っていただくこととなりますが、何とぞよろしく、皆さんにご迷惑をおかけいたしますがご了解のほどお願い申し上げます。ごあいさついたします。なお、市長からも発言の申し出がありますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

〔市長（加藤寛嗣君） 議場中央へ進む〕

○市長（加藤寛嗣君） 一言ごあいさつを申し上げます。この議会でご決議をいただきましたように、中国の天津市との友好都市提携の問題を一步進めるために、来月四日から十三日までの間中国を訪問をするということになりました。私と議会の各派の代表の皆様方六名の方、それから商工会議所の代表の方、ならびに事務局といたし

まして市長公室長、東京事務所長さらに議会の方から川村庶務課長に同行していただくことになりました。十日間ばかり留守をいたしますが、その間助役等に職務執行の代理をさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（大谷喜正君） これをもちまして、昭和五十四年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午前十一時三十六分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

大谷喜正

四日市市議会副議長

訓覇也男

署名議員

後藤長六

署名議員

野呂平和

昭和五十四年九月定例会会期日程

九月 十日 (月)

午前十時開会

議案上程：議案説明

(一部) 質疑：委員会付託

委員長報告：質疑、討論、議決

十一日 (火)

休 会

十二日 (水)

午前十時開議

一般質問

十三日 (木)

午前十時開議

一般質問

十四日 (金)

午前十時開議

一般質問

議案質疑：委員会付託

追加議案上程：議案説明：質疑：委員会付託

十五日 (土)

休 会

十六日 (日)

休 会

十七日 (月)

各常任委員会

十八日 (火)

休 会

十九日 (水)

休 会

二十日 (木)

二十一日 (金)

午前十時開議

委員長報告：質疑、討論、議決

追加議案上程：議案説明：質疑、討論、議決

議会運営委員会決定事項

(昭和五十四年九月三日)

◎九月定例会市議会について

一、会期日程 別紙のとおり

二、発言通告等の期限

- (一) 一般質問 九月 十日(月) 午後四時
- (二) 請願・陳情 九月十二日(水) 午後四時
- (三) 討論その他 九月二十日(木) 午前十時

三、発言順序

- (一) 一般質問 ① 無所属クラブ ② 市民クラブ ③ 清風会 ④ 社会クラブ
- ⑤ 民政クラブ ⑥ 自由クラブ ⑦ 日本共産党 ⑧ 公明党

四、発言時間

- (一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まない)
- (二) 関連質問 五分以内(答弁含まない)
- (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

一般質問通告一覧表

発言順序	要旨	氏名	ページ
1	一、悪臭対策について 二、朝明高校の通学路及び周辺環境整備について 三、西村町地内の県開発公社の土地について 四、非行対策について 一、地区懇談会の進め方について 二、省エネ問題に関して 三、防災対策(急傾斜)について 四、名古屋オリンピックと本市について 五、流域下水道(北部処理区)について	無所属クラブ 坂口正次	52
2	一、総合計画基本計画の推進とその将来展望について 1. 行財政危機下の産業振興について 2. 老人福祉センターの整備について	無所属クラブ 野呂平和	63
3	一、財政対策の見直しについて 交付団体下における市財政の立て直し対策についてその見直しを問う 二、北勢公設市場の経営状態	市民クラブ 渡辺一彦	76

9	8	7	6	5	4
<p>一、市民センターの建設について(海蔵地区)</p> <p>二、北部地区の再開発と北部老人福祉施設について</p>	<p>一、四日市市の防災体制について</p> <p>二、学童保育の問題について</p> <p>三、老人の生き甲斐対策について</p> <p>四、基本計画案に関連して</p>	<p>一、四日市市の今後の財源確保について</p> <p>二、高年齢者対策について</p> <p>三、高齢者対策について</p> <p>四、四日市市の今後の財源確保について</p>	<p>一、三重用水事業について</p> <p>二、高校問題と小中学校の四十名クラス編制について</p> <p>三、防災について(特に埋設管)</p> <p>四、開発公社の見直しと都市再開発</p>	<p>一、財政問題について</p> <p>二、清掃行政の現状と今後</p> <p>三、防災対策について</p>	<p>見直しについて、四日市市財政に及ぼす影響について</p> <p>三、海岸線の地盤沈下対策について</p> <p>四、地区市民センターの建設計画について</p>
水野幹郎	民政クラブ 伊藤雅敏	社会クラブ 山本勝	清風会 宇治田良市	清風会 川口洋二	市民クラブ 永田正巳
158	149	132	109	90	81

11	10
<p>一、天白、鹿化両河川の合流地点の改修について</p> <p>二、日永地区公共下水道の促進について</p> <p>三、日永地域全般の排水路整備について</p> <p>四、海蔵地区の教育施設の増強について</p> <p>五、たばこ消費税の還元について</p> <p>六、赤堀山城線、阿倉川西富田線 新末広橋の取付道路</p> <p>七、瀧水防除事業の促進について</p> <p>八、海蔵地区の教育施設の増強について</p> <p>九、たばこ消費税の還元について</p>	<p>一、天白、鹿化両河川の合流地点の改修について</p> <p>二、日永地区公共下水道の促進について</p> <p>三、日永地域全般の排水路整備について</p> <p>四、海蔵地区の教育施設の増強について</p> <p>五、たばこ消費税の還元について</p> <p>六、赤堀山城線、阿倉川西富田線 新末広橋の取付道路</p> <p>七、瀧水防除事業の促進について</p> <p>八、海蔵地区の教育施設の増強について</p> <p>九、たばこ消費税の還元について</p>
自由クラブ 山口孝	自由クラブ 堀内弘士
172	165

	1 2	1 3	1 4
<p>8. 前田町一円の老朽排水路</p> <p>一、公害（規制緩和）に係る問題について</p> <p>二、一般消費税等増税問題について</p> <p>三、中・老年・老人に係る問題について</p> <p>四、身障者雇用促進問題について</p> <p>五、中学校等の特別教室の施設整備促進について</p> <p>六、スポーツ施設の充実について</p>	<p>日本共産党 佐野光信</p>	<p>一、石油パニック、狂乱物価から市民の生活と営業を守るための施策について</p> <p>二、交付団体になったことと関連しての問題点について</p> <p>三、四日市万古焼の産地中小企業法にもとづく産地指定、伝統的工芸品産業指定などと関連しての市の振興策について</p> <p>四、名古屋オリンピック大会構想への対応について</p> <p>五、四日市工業高校移転問題のその後について</p> <p>六、緑のマスタープランと羽津公園、垂坂公園等の問題について</p>	<p>日本共産党 小井道夫</p>
	181	209	229

付託議案一覧表 (一)

○総務委員会

議案第 八六号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳入全般

歳出第 二款 総務費

第 四款 衛生費

第 九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第 九三号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議案第 九五号 四日市市民ホール条例の一部改正について

議案第 九六号 四日市市労働福祉会館条例の一部改正について

議案第 九七号 あらたに生じた土地の確認について

議案第 九八号 町の区域の変更について

議案第一〇一号 工事請負契約の締結について
議案第一〇二号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第八六号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）
第一条 歳出第三款 民生費
第一〇款 教育費
議案第九〇号 昭和五十四年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）
議案第九一号 昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）
議案第九四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

議案第八三号 昭和五十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
議案第八四号 昭和五十三年度四日市市水道事業決算認定について
議案第八五号 昭和五十三年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について
議案第八六号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）
第一条 歳出第六款 農林水産業費
第七款 商工費
議案第八七号 昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）

議案第九二号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第一回補正予算

○建設委員会

議案第八六号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）
第一条 歳出第八款 土木費
第一款第二項 土木施設災害復旧費
議案第八八号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）
議案第八九号 昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）
議案第九九号 市道路線の認定について
議案第一〇〇号 市道路線の廃止について

付託議案一覧表 (一)

○総務委員会
議案第一〇四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

○教育民生委員会
議案第一〇五号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第四号	五四、九、一〇	「農政対策」について	四日市市浜田町四番二〇号 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川 宗雄	山中 忠一	産業公営 企業
第五号	〃	海蔵幼稚園園舎改築について	四日市市阿倉川町一二番七号 海蔵地区連合自治会長 中島 正夫 ほか四名	堀内 弘士	教育民生
第六号	〃	河原田小学校体育館改築促進について	四日市市貝塚町三六三 市立河原田小学校体育館 改築促進委員長 河原田地区連合自治会長 中島 孔 四日市市山之一色町 一〇三三の一八〇 市立三重北小学校教育環境	高井 三夫	〃

第七号	五四、九、一〇	市立三重北小学校の特別教室の増築について	整備委員会委員長 大沢台自治会長 辻 誠二 ほか一五名	山本 勝	教育民生
第八号	〃	消防自動車用車庫及び消防分団員詰所の新築について	四日市市下海老町二九九七の一 県地区連合自治会長 安垣 勇 ほか一名	高木 勲	総務
第九号	〃	通学道路等の整備について	四日市市下海老町二九九七の一 県地区連合自治会長 安垣 勇 ほか五名	高木 勲	建設
第一〇号	〃	消火栓の設置について	四日市市下海老町二九九七の一 県地区連合自治会長 安垣 勇 ほか二名	高木 勲	総務
			四日市市西伊倉町二一八 三四教育会館内	青山 峯男 小井 道夫 金森 正	

第一一号	五四、九、一二	歴史民俗資料館建設について	四日市文化財を守る会 事務局長 山下 雅春	粉川 和茂 野呂 平一 松島 良一 山路 剛	教育民生
第二二号	〃	物価をつりあげ、重税をおしつける一般消費税の新設に反対について	四日市市南浜田町二番一四号 中谷ビル二階 全商連四日市民主商工会 代表 青山 幸博 ほか一名	小井 道夫 佐野 光信	総務
第一三号	〃	国民健康保険に傷病手当実施条例等の制定について	四日市市南浜田町二番一四号 中谷ビル二階 全商連四日市民主商工会 代表 青山 幸博 ほか一名	小井 道夫 佐野 光信	教育民生

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一一号	五四、九、一〇	保々幼稚園ホール建設について	四日市市中野町一二六七 保々地区連合自治会長 山川 義男 ほか一名	教育民生
第二二号	〃	市立橋北幼稚園の園舎新築移転及び運動場拡張について	四日市市高浜町三一八 市立橋北幼稚園PTA会長 田代 勝士 ほか七九九名	〃
第一三号	〃	日永地区における関西電波サンシャイン及びミスタージョンの出店促進について	四日市市日永西三丁目 二二二一三 日永中之瀬古町連合自治会長 田中 定美 ほか三名	産業公営 企業
第一四号	〃	市立川島小学校特別教室増築について	四日市市川島町五六三六番地 市立川島小学校建設委員会 会長 鈴木 甚之助	教育民生

第一五号	五四、九、一〇	大谷台小学校区に公立幼稚園設置について	四日市市みゆきが丘二丁目 一五〇四―四五 大谷台小学校区自治会連絡協議会会長 みゆきが丘二丁目自治会長 稲垣文雄 ほか一〇名	教育民生
第一六号	〃	市町村社会福祉協議会の法制化について	四日市市栄町八一三 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 会長 竹内森太	〃
第一七号	〃	市立羽津中学校特別教室の建設について	四日市市別名四丁目一四―二二 市立羽津中学校PTA会長 服部一二	〃
第一八号	〃	四日市スポーツランドアスレチックの施設増設について	四日市市桜町一六一の五 桜地区連合自治会長 松永幸作 ほか二名	建設

委員会報告第一〇号

総務委員会請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十四年九月二十一日

総務委員会

委員長 後藤長六

四日市市議会

議長 大谷喜正殿

請願

第八号	五四、九、一〇	消防自動車用車庫及び消防分団員詰所の新築について	四日市市下海老町 二九九七の一 県地区連合 自治会長 安垣勇 ほか一名	高木勲	その主旨を了 とする。	採択
受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果

委員会報告第一一号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、
 昭和五十四年九月二十一日

教育民生委員会

委員長 川口 洋二

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第五号	五四、九、一〇	海蔵幼稚園園舎改築について	四日市市阿倉川町 一二番七号 海蔵地区 連合自治会長 中島 正夫 ほか四名	堀内 弘士	その主旨を了 とする。	採 択

第六号	五四、九、一〇	河原田小学校体育館改築促進について	四日市市貝塚町 三六三 市立河原田小学校 体育館改築促進委員 員長 河原田地区 連合自治会長 中島 孔	高井 三夫	その主旨を了 とする。	採 択
第七号	〃	市立三重北小学校の特別教室の増築について	四日市市山之一色 一〇三三の一八〇 市立三重北小学校 教育環境整備委員 会委員長 大沢台自治会長 辻 誠二 ほか一五名	山本 勝	その主旨を了 とする。	採 択

第一号	五四、九、一二	歴史民俗資料館建設について	三泗教育会館内 四日市文化財を守る 会事務局長 山下雅春	粉川 野呂 良一 剛	その主旨を了 とする。	採 択
-----	---------	---------------	---------------------------------------	---------------------	----------------	--------

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一号	五四、九、一〇	保々幼稚園ホール建設について	四日市中野町一二六七 保々地区連合自治会長 山川義男 ほか一名	その主旨を了とする。	採 択
第二号	〃	市立橋北幼稚園の園舎新築移転及び運動場拡張について	四日市市高浜町三一八 市立橋北幼稚園 PTA会長 田代勝士 ほか七九名 四日市市川島町 五六三六番地	その主旨を了とする。	採 択

第一四号	五四、九、一〇	市立川島小学校特別教室増築について	市立川島小学校建設 委員会 会長 鈴木基之助	その主旨を了とする。	採 択
第一五号	〃	大谷台小学校区に幼稚園設置について	四日市市みゆきが丘 二丁目一五〇四―四五 大谷台小学校区自治会 連絡協議会会長 みゆきが丘二丁目自治 会長 稲垣文雄 ほか一〇名	その主旨を了とする。	採 択
第一六号	〃	市町村社会福祉協議会の法制化について	四日市市栄町八一三 社会福祉法人四日市市 社会福祉協議会 会長 竹内森太 四日市市別名四丁目 一四一二二	その主旨を了とする。	採 択

第一七号	五四、九、一〇	市立羽津中学校特別教室 の建設について	市立羽津中学校 PTA会長 服部 一二	建設期日に拘束され ないことを前提にそ の主旨を了とする。	採 択
------	---------	------------------------	---------------------------	-------------------------------------	--------

委員会報告第一二号

産業公営企業委員会請願書審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十四年九月二十一日

産業公営企業委員会

委員長 松 島 良 一

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第四号	五四、九、一〇	「農政対策」について	四日市市浜田町 四番二〇号 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川 宗 雄	山 中 忠 一	その主旨を了 とする。	採 択

委員会報告第一三号

建設委員会陳情書審査結果報告

建設委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十四年九月二十一日

建設委員会

委員長 福 田 香 史

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

陳 情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一八号	五四、九、一〇	四日市スポーツランドア スレチックの施設増設に ついて	四日市市桜町一六一の五 桜地区連合自治会長 松 永 幸 作 ほか二名	その主旨を了とする。	採 択

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第三号 一般消費税の新設反対について

請願第一〇号 消火栓の設置について

請願第一二号 物価をつりあげ、重税をおしつける一般消費税の新設に反対について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十四年九月二十一日

総務委員会

委員長 後 藤 長 六

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一三号 国民健康保険に傷病手当実施条例等の制定について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十四年九月二十一日

教育民生委員会

委員長 川 口 洋 二

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一三号 日永地区における関西電波サンシャイン及びミスタージョンの出店促進について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十四年九月二十一日

産業公営企業委員会

委員長 松 島 良 一

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第 九号 通学道路等の整備について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十四年九月二十一日

建設委員会

委員長 福 田 香 史

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

委員会報告第一四号

都市再開発特別委員会中間報告

本委員会に付託の事件について、会議規則第四十二条第二項の規定により、左記のとおり中間報告をします。

記

一、調査事件

県立四日市工業高校移転対策について

二、調査の経過及び結果

中間報告書のとおり(別紙)

昭和五十四年九月二十一日

都市再開発特別委員会

委員長 小 林 博 次

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

都市再開発特別委員会中間報告書

都市再開発特別委員会に付託されました調査事件のうち、県立四日市工業高校の移転問題について、当委員会の調査研究の結果をご報告申し上げます。

工業高校の移転については、昭和三十八年、西浦土地区画整理事業と近鉄四日市駅西広場計画を併せて駅西一帯を

商業の中心地として位置づける市街地整備計画が策定されたことに端を発しますが、この計画は工業高校の全面移転を前提とするものであります。以降、移転先となるべき学校用地の選定に市は努力してまいりましたが、提示した二、三の候補地について、県、及びPTA等学校側との度重なる協議にもかかわらず学校側の示す移転に関する三条件、即ち、

一、急行停車駅

二、駅より徒歩五分

三、学校敷地一〇〇、〇〇〇㎡（三万坪）

を満たしていないという理由で、あるいは地元との用地買収交渉の不調で断念せざるを得なかったというのがこれまでの経緯であります。

この問題がこれ程までに長期化し、何等の進展をみることなく経過した理由には三条件を完全に満たす位置に学校用地を確保することが極めて困難な事情にあったこともありすが本件に対する県・市の取組み方の問題にもまして設置関係者側における条件に対する固執と情勢判断の問題があったものと考えられます。一方、西浦土地区画整理事業の完成年度は昭和五十六年度と予定されており事業の進捗との関連においてもこの問題は早急に結論を出すべき時期にあると考えます。

今回候補地とされた鐘紡四日市工場敷地は日永地内、国鉄南四日市駅より徒歩二分、国道一号線バス停留所より徒歩五分のところに位置し、周囲は田畑で住居、商店が点在する位置にあり、その敷地は総面積四万五千坪で、このうち約二万五千坪を学校用地として活用しようとするものであります。

当委員会は去る八月三十一日、つぶさに現地を視察し学校用地としての地理的条件、あるいは環境等々あらゆる角度からその適否を検討いたしました。その結果、工業高校の移転先として最適であるとの結論を得たのであります。

この上は今回の候補地を市が斡旋できる最終案として関係機関に提示して了解を求め、なお結論が得られない場合、県は現在地において責任をもって問題の処理に当るよう言明すべきであると考えます。最後に本問題を早期に解決するためには、今回の候補地で決定の運びとなるよう関係機関の積極的な対応の必要なことを付言して県立四日市工業高校の移転問題に関する調査研究の結果報告いたします。